

## 令和元年第7回西会津町議会定例会会議録

### 第1. 招 集

1. 招集日 令和元年 9月 6日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和元年 9月 6日
2. 閉 会 令和元年 9月13日
3. 会 期 8日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

#### 2. 不応招議員

なし

## 令和元年第7回西会津町議会定例会会議録

### 議事日程一覧

#### 令和元年 9月 6日（金）……5～11頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 所管事務調査実施報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 議案第27号 小杉山地区地すべり対策応急工事請負契約の締結について
- 日程第9 報告第1号 委任専決処分事項

#### 令和元年 9月 9日（月）……13～84頁

- 日程第1 一般質問（荒海正人、上野恵美子、小林雅弘、秦貞継、三留正義、小柴敬）

#### 令和元年 9月10日（火）……85～144頁

- 日程第1 一般質問（伊藤一男、猪俣常三、多賀剛、青木照夫）
- 日程第2 議案第1号 西会津町森林環境譲与税基金条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第4 議案第3号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例

#### 令和元年 9月11日（水）……145～165頁

- 日程第1 議案第5号 平成30年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第7 議案第11号 平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 平成30年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 平成30年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

**令和元年 9月12日(木) ……167~210頁**

- 日程第1 議案第5号 平成30年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号 平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 平成30年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 平成30年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第16号 令和元年度西会津町一般会計補正予算(第4次)

**令和元年 9月13日(金) ……211~243頁**

- 日程第1 議案第17号 令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)
- 日程第2 議案第18号 令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)

- 日程第3 議案第19号 令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第4 議案第20号 令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第5 議案第21号 令和元年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第6 議案第22号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第23号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第24号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第25号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第26号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第28号 西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第29号 映像機器高度化更新工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第30号 財産の取得について（ケーブルテレビデータ放送システム）
- 日程第14 議案第31号 財産の取得について（ケーブルテレビ加入者管理システム）
- 日程第15 議案第32号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第17 陳情第10号 町道の舗装工事に関する陳情書
- 日程第18 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第19 議員派遣について
- 日程第20 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第21 議会運営委員会の継続審査申出について

令和元年第7回西会津町議会定例会会議録

令和元年 9月 6日 (金)

開 会 10時00分  
散 会 11時27分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 第7回議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月6日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 議案第27号 小杉山地区地すべり対策応急工事請負契約の締結について

日程第9 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（広報広聴常任委員会広報分科会）

○議長 おはようございます。ただいまから令和元年第7回西会津町議会定例会を開会いたします。(10時00分)

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。本年7月に新たな議会構成となり、最初の定例会を開会する運びとなりました。議員数が2名減となりましたが、議会基本条例を念頭に置き、住民の代表として活発な議会活動を行うことにより、議員としての使命達成に努めていただきたいと存じます。また、議会活性化の一環として、会議時間を30分延長し、午後5時までとなっておりますので、十分な審議をお願いいたします。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。皆さまには諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり32件の議案及び1件の報告事項が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情1件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりです。

次に、本定例会の一般質問の通告は、10議員からであり、質問者の質問の要旨は、質問者及び質問の要旨はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による令和元年度西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の結果については、教育長から報告があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上です。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、3番、小林雅弘君、9番、多賀剛君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの8日間に決定いたしました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日まで受理した陳情は1件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおりで、経済常任委員会に付託いたします。

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、秦貞継君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 次に、経済常任委員会委員長、小柴敬君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第8、議案第27号、小杉山地区地すべり対策応急工事請負契約の締結につい

てを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

- 建設水道課長 議案第 27 号、小杉山地区地すべり対策応急工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。お手許に見積結果を配付してございますので、議案書と一緒にご覧いただきたいと思っております。

はじめに、工事概要ですけれども、当該地区の調査ボーリング等の結果を踏まえ、地すべりの対策工法を検討した結果、集水井及び横ボーリングによる地下水排除工を施し安定を図ることといたしました。当該地区は、融雪期に土砂崩落や地すべりが発生していることから、地下水を減少・低下させることが喫緊の課題であり、来春の融雪期前までに工事を完成させる必要があります。このため、迅速かつ円滑な施工の確保を図る観点から、当該地区の調査・解析・設計業務等を実施した国土防災技術株式会社福島支店と随意契約により契約を締結することといたしました。

同社より応急工事の見積書を徴し、消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額 5,335 万円で、本年 8 月 29 日に同社支店長、熊井直也氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、令和 2 年 3 月 31 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

- 武藤道廣 2 点ほど質問します。

随意契約ということで、理由は分かりますけれども、この予定価格の算定に関してはどのような方法でなされたというのが 1 点と。

この随意契約で落札されたということで、この落札率はどのくらいで、それはどのように評価されていますか。

- 議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

- 建設水道課長 お答えいたします。

予定価格の算定ということでございますけれども、当該事業者につきましては、先の議会でも申し上げましたように、調査・設計・業務委託を行っておりますけれども、この委託の中では解析・設計を行ったのち、数量を算出するまでが業務の内容となっております。その後、町が工事にかかる予定価格の算出に当たりましては、県の土木部が発行します土木工事積算基準、いわゆる歩掛りというようなもの。それから、土木事業の単価表、物価資料などによりまして、町が積算システムを用いて積算してございます。その後、当該事業のほうから見積りを徴して、予定価格の範囲内だったということで仮契約を締結したというようなことでございます。内容につきましては、町が積算しているということで適正なものと思っております。

落札率でございますが、予定価格からいきますと、落札率は 94.8 パーセントでございます。

す。近年のほかの入札、一般競争入札、例えば、あとは指名競争入札におきましても、その工事によっては多少違いますけれども、ほぼ 95 パーセント前後ということですので、適正な落札率かなというふうには考えてございます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 分かりましたけれども、随意契約の場合の、その何と言いますか予定価格の算定というのは、今までもそのように町が算定してやった例が多いんですか、それとも今回は特別なんでしょうか。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

基本的には町が算定というようなことでございまして、福島市町村支援機構、ものによってはそういった機関にお願いして公正な積算をしているところもございます。

○議長 ほかにございせんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号、小杉山地区地すべり対策応急工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、小杉山地区地すべり対策応急工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 9、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告・説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第 1 号、委任専決処分事項の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は 1 件で、物損事故に係るものであります。

それでは、報告第 1 号の報告書をご覧ください。議案書の最後のページであります。

まず、事件の発生日月日につきましては、令和元年 6 月 27 日であります。その主な内容であります。西会津町下谷字新屋敷乙地内の国道 400 号から黒沢公民館方面に左折する際に一度で曲がりきれず、切り返すために後退した際、後方のガードレールに接触し、損傷させたものであります。損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、令和元年 7 月 18 日、2 万 5,920 円であります。な

お、過失割合につきましては、当方 100 パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。ありませんか。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 　これ相手方のあれで事情は分かるんですが、町側の車両とか、何のための、そこに行ったかというのは全然書かれてないし、そっち方の損害等も書かれてませんので、その辺の説明をお願いします。

○議長 　総務課長、新田新也君。

○総務課長 　お答えをいたします。

まずあの黒沢公民館に向かった用務でございますが、町内の放射線量調査のために黒沢公民館方面に向かったわけでございます。当然、今回の和解については、相手方、ガードレールの損害賠償額ということで、2 万 5,920 円ということでございます。当方の公用車の修理代につきましては、8 万 460 円でございます。相手方の損害、当方の公用車の修理につきましては全額保険で対応ということでございます。

以上です。

○議長 　ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（11 時 27 分）



令和元年第7回西会津町議会定例会会議録

令和元年 9月 9日 (月)

開 議 10時00分  
延 会 17時06分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 第7回議会定例会議事日程（第4号）

令和元年9月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1. 荒海 正人  | 2. 上野恵美子 | 3. 小林 雅弘 |
| 4. 秦 貞継   | 5. 三留 正義 | 6. 小柴 敬  |
| 7. 伊藤 一男  | 8. 猪俣 常三 | 9. 多賀 剛  |
| 10. 青木 照夫 |          |          |

○議長 おはようございます。令和元年第7回西会津町議会定例会を再開いたします。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、おはようございます。1番、荒海正人でございます。

まずはじめに、一般質問の前に訂正箇所がありますので、ご確認のほうよろしくお願いたします。私が提出いたしました一般質問通告書をご覧いただきまして、③の事例の部分でございますけれども、ただいま書いてありますのが、笹岡諸島こども総合振興計画と書いてありますが、こちらのほう、誤りでございまして、正確には、こども笹岡諸島振興計画。失礼しました。こども笹岡諸島振興計画となりますので、変更のほうよろしくお願いたします。

それでは、一般質問のほう、移らせていただきます。本日の一般質問、通告に基づきまして質問させていただきます。

本日は、人口減少における行政の課題認識についてお伺いいたします。人口減少問題は長期的な目線で取り組まなければいけない問題であり、本日は行政の理念となるものを中心に議論を深めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

今、西会津町は大きな転換期にあると私は考えています。それは少子高齢化、人口減少等、地域情勢が大きく変化する中で、まちづくりの考え方も、また大きく変化せざるを得ない状況にあると考えております。私は、これからのまちづくりは、公助のまちづくりから、自助、共助の自立したまちづくりに変えていかなければいけないと考えております。

私が思うに、人口減少における今後の課題は、人口減少を食い止めなければならないというのではなく、人口が減っても、なお、地域が継続するために何をするかということだと考えております。私たちが認識しなければならないのは、地域を継続していくために新しいチャレンジをしていくこと。自分たちで地域の魅力を見つけ出し、磨き上げ、選択と集中で優先順位を決めて行動していくということになります。

また、西会津町まちづくり基本条例にもあります、町民、議会、行政、それぞれが自らの役割を再認識し、3者が協働したまちづくりを行うこと。地域を残すためには何をしなければいけないのか、今ある資源をどう利用するのかについて、みんなで勉強し、行動していかなければいけないと考えています。

はじめに、人口減少における現状について確認させていただきます。

今日、国全体におきましても、人口減少が問題となっております。国立社会保障人口問題研究所の日本の将来推計人口におきましては、2008年の1億2,808万人ピークに人口減少が続いており、私たちの世代が70代となる約40年後には、現在の人口の3分の2まで国内人口が減少するといわれています。

一方、西会津町におきましては、2019年9月1日現在で、6,204人。毎年150人から200人ほどの人口減少が続いております。21年後の2040年には、現在の人口の約半数、3,400人程度まで人口が減少するということが推測されています。人口減少は様々な分野にも影響を及ぼします。例えば、地域経済の冷え込み、空き家や耕作放棄地の増加、地域行事や伝統文化等の消失が予想されています。今、まさしく自治体として存亡をかけた時代に差し掛かっている中で、現段階では、かなり厳しい状況にあると認識しなければなりません。

これらの内容を踏まえた上で質問させていただきます。

1つ目、人口減少に向けた行政の危機意識について。人口減少によって表面化している問題と、それを乗り越えるための課題は何か伺います。

2つ目、町民の皆さんが、地域をジブンゴトとするために必要なものについて伺います。自助、共助の自立したまちづくりを行う上で重要なのは、町民の皆さんが地域をジブンゴトとし行動することだと考えています。そのために必要なものについて考えを伺います。

3つ目、2つ目の質問にも通じますが、町民の皆さんが地域をジブンゴトとするためのアイデアとして、町民のアクションプランなどの策定を提案しますが、考えを伺います。

例えば、島根県海士町の、海士町をつくる24の提案、これは海士町総合振興計画の別冊としてつくられたものでございます。町民が地域をジブンゴトとする行動、1人でできること、10人でできること、100人でできること、1,000人でできることと、24個の行動に分けて紹介されています。例えば、1人でできることのページには、近場は車を使わず、歩いて行動しましょうといったことや、100人でできることのページでは、ご近所さんは大きな家族です。地域に、ただいまを言おうといったような、地域を形成する上で基本となる行動が提案されています。

このように、西会津におきましても、住民の皆さんが地域をよりジブンゴトとするためのきっかけとして、町民のアクションプランの策定を提案しますが、ご意見を伺います。

4つ目、西会津町総合計画基本構想にあります移住者の定義についてお伺いします。西会津町総合計画における基本構想、ここには、町の将来像、まちづくりの方向性など、基本理念が書かれています。ここの中で示されています移住者という言葉について、転入者とどう違うのか、考えを伺います。

5つ目、今日、西会津町のまちづくりに欠かせない存在となっている町外からの人材についてお伺いします。現在、西会津町には地域おこし協力隊や移住者などのような、町外から西会津に移り住み、拠点をつくって活動されている方。また、学生やボランティアのように、町内に通いながら活動されている方がいらっしゃいます。新規事業の立ち上げや住民の皆さんとともに地域の活性化に貢献されるなど、新しい価値を町内に吹き込んでくださっています。この方たちを大きなくくりで、町外からの人材と位置付けた際に、町を構成する一員として意識しなければならないと考えています。町外からの人材に期待できる効果や役割について考えを伺います。

以上、5点について伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番、荒海正人議員の人口減少における課題認識についてのご質問のうち、町外人材との協働したまちづくりについてのおただしにお答えをいたします。

私は、今日の西会津町があるのは、町民の皆さんのご協力はもちろんでありますけれども、町外の多くの皆さんのご支援・ご協力によって、先進的な各種政策が実行され、着実に成果を上げてきたものと考えております。

いくつか例を申し上げますと、町が進めてまいりました保健と医療と福祉が連携したトータルケアのまちづくりにおいては、様々な大学の先生方や、国の各省庁の幹部職員の皆さんの指導・助言をいただき進めてきたものであります。また、ケーブルテレビの導入やミネラル栽培の取り組みにおいても、町外の専門家の方々にご支援をいただきながら進めた施策であります。そのほかにも、西会津町出身者による在京西会津会の皆さんや、昨年より委嘱しております町の情報を広く発信及び情報提供をいただく西会津応援大使の皆さんにも、西会津町のまちづくりに大いに協力をいただいております。さらに、都市部から町に転入し、各分野で町の活性化のために活躍いただいている地域おこし協力隊の皆さんも町外からの大切な人材と考えております。

このように、国や県をはじめ、大学等の研究機関、県内外の自治体、民間企業や各種団体など、町外の多くの方々に支えられながら西会津町のまちづくりは進められており、町単独では成し得ない事業や、情報発信・情報収集、人材育成などにつながっており、町民の豊かな暮らしに大いに寄与しているものと考えます。

おただしの町外人材の効果・役割につきましては、分野や立場などによって、それぞれ異なるものでありますが、多くの方に共通しているのは、町内では知り得ない情報や知識を持ち込んでいただいていること、また、町民とは違う視点や価値観で活動されたり、提案をいただいている点にあると考えております。

今後ともこうした町外の皆さんとの交流を大切にしながら、魅力あるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解願います。

そのほかのご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 1番、荒海正人議員の人口減少における課題認識についてのご質問のうち、町の危機意識、協働のまちづくりに向けた取り組み、町民のアクションプラン及び目標人口に関するご質問にお答えいたします。

まず、本町における人口の推移と将来人口推計について申し上げます。本町の人口を国勢調査で見ますと、町村合併前の昭和25年の1万9,611人をピークに、その後減少を続け、平成7年に1万人を割り込み、平成27年の調査では6,582人となっております。また、今後の人口推計につきましては、本年4月にスタートいたしました第4次総合計画の策定の際に行っておりまして、現状では今後も人口が減少していき、令和22年、2040年には、3,470人程度まで減少する見込みであります。

そうした状況を踏まえまして、人口減少によって表面化している課題は何か、とのご質問であります。人口減少とそれに伴う少子高齢化の進行は、集落機能の低下、産業を支える担い手の減少、遊休農地の増加、保育所及び小・中学校の小規模化、1人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、空き家の増加など、様々な課題を生んでいます。それらの課題を乗り越えるために、町では、集落支援や後継者対策、子育て支援、移住・定住対策、高齢者対策など、必要な対策を講じてきたところであります。

また、それを乗り越えるための課題は何か、とのご質問につきましては、例えば集落機能の維持については、住民相互の助け合いで何とかやり繰りしているところも多く、そのマンパワー不足が深刻であると認識しています。町といたしましては、今後とも有効な対策を検討し、実施していく考えであります。

次に、協働のまちづくりに向けた取り組みについてであります。議員おただしのおり、活力ある地域づくりには、町民がまちづくりを自らのこととして捉え、積極的に関わっていくことが必要と考えます。

町では、平成16年9月の自立宣言を契機に、西会津町まちづくり基本条例を制定し、平成20年4月に施行したところであります。本町のまちづくり基本条例においては、まちづくりは、主役は町民、町民参加、情報の共有、協働、男女共同参画の5つの基本原則の考え方の下進めることを規定しています。こうした考え方の啓発を図ることはもちろんであります。町民の皆さんがまちづくりを、ジブンゴト化するには、まちづくり基本条例に規定された町民参加による検討組織や町民懇談会、意見公募などの町民参加のしくみを適切に運用し、実際に町民参加の取り組みを進めながら、協働のまちづくりに向けた町民意識の醸成を図ることが必要と考えます。

次に、町民が実行するアクションプランについてであります。まちづくりにおける町民の役割について、行動計画として明文化し、共有することは、協働のまちづくりにおいて有効な手段であると考えます。

おただしの中で例示のありました島根県海士町や岡山県笠岡市の事例についてもまちづくりに住民が積極的に関わっている優良な事例であり、参考にすべき事例と感じたところであります。本町においても、第4次総合計画の基本計画の中で、各分野ごとに、みんなで取り組むこととして、まちづくりにおける町民の役割を定めております。

町といたしましては、改めてアクションプランを策定することは考えておりませんが、総合計画に位置付けております、みんなで取り組むことの部分を分かりやすく整理し、お知らせすることで意識の醸成を図るよう検討してまいります。

次に、第4次総合計画に掲げております目標人口についてであります。計画の最終年である令和7年の目標人口を5,300人と設定しております。その実現に向けては、議員おただしのおり、計画期間中に年平均10人の移住者の確保を目指すこととしております。ここでは移住者を転入者と同義語で使っており、Uターン・Iターンを問わず、町外から西会津へ移り住む人を人口推計で見込まれる数にプラスして10人を確保するという目標を掲げているものでありますので、ご理解願います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 再質問させていただきます。

まずはじめに、前提条件の確認として、西会津町が人口減少されているということをご答弁いただいた中にもあったと思いますが、これから西会津町、人口、これからの西会津町は、当分の間、人口減少していくという認識でよろしいのか、確認させていただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど答弁の中で申し上げましたように、総合計画策定の際に人口推計を行っておりまして、計画書の中にもありますが、今後、常に人口は減少していくと見込んでおります。人口推計のやり方といたしまして、今までの人口減少の変化率、減少の幅、それから各年代ごとの人口構成、そうしたところから見ますと、今後も常に減少していくという結果になりましたので、ご理解願います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 今、お答えしていただいた人口減少がこれからどんどん進んでいくということと前提とするということで、確認させていただきましたが、まさにこの人口減少するということを受け入れていかなければ、これからのまちづくり、方向性も見失ってしまうかなというふうに考えておりますので、まさにこの人口減少を前提とした考え方で、各事業についても取り組んでいただきたいなというふうに思います。

あともう1つ、先ほど課題、町中における問題であったり課題についてご答弁いただきましたが、こちらの問題、課題などについては、どのような調査をされているのかということをお伺いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、人口減少によって集落機能の低下ですとか、経済活動の縮小、それから、農地や森林の荒廃、そういった課題が、今後、今出てきておりますし、今後も懸念されます。これにつきましては、それぞれ集落機能であれば、各集落に調査に入りまして、区長さんなりに伺ったり、集落のアンケートを取ったり、そういったことで把握してございます。農地や森林の荒廃、遊休農地の面積ですとか森林、そちらのほうも別の統計で、そういったデータは把握しております。そういった、一つ一つ統計データなりを確認して、状況を確認しているところでございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 今お答えしていただきまして、やり方については理解いたしました。で、ご答弁していただいた内容ですと、今の問題だったり、課題をもとに、将来像として西会津町総合計画に向けて、一つずつ事業を進めていくということだと考えています。

で、質問させていただきたいことが、お答えいただいた内容は、集落支援、集落支援や後継者対策、子ども支援、移住定住対策、高齢者対策ということで、対策、対策ということで、かなり続いておりまして、やらなければいけないからやるというようなニュアンスかなとこういうふうに思うんですけども、人口減少は、私が思うに、全て悪い事ばかりではないんじゃないかなというふうに思ってます。例えば、人が減ると、人が減るから空き家が増えるということが起きるかと思うんですけども、空き家が増えて、今、新しいチャンスだったり、新しい事業、新しい移住者がそこに入り込んできていると。また、地域におきまして、人が減っているからこそ若者が目立つようになり、そういった考え方もできるかなというふうに思うんですけども、そういった観点から、人口減少だからこそできること、やれる可能性があることについて考えをお伺いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 議員ご指摘のとおり、人口減少自体が課題というよりは、その人口減少

に伴って起きる様々な事象が課題ということだと思います。今、言われました人口減少によって若者が活躍の場が増えたり、空き家を活用できたりということも一つのメリットといいですか、人口減少に伴う現象かなというふうに思いますので、その辺、こういう小規模自治体、人口減少が進む自治体でしかなしえない取り組み、そういったものもあると思いますので、そちらについては、そういった掘り起こしも進めて、若者の皆さんの意見も聞いて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ありがとうございます。まさに今、人口減少と、人口減少のメリットの部分、デメリットの部分に分けて、これから行政運営されると思っているんですけども、やはりそのメリットの部分は、これから町としても攻めの行政となるものかなというふうに思っています。

一方、デメリットについては、それをどんどん潰していかなければいけないと、守りの行政になるのかなというふうに思っていますので、そういった部分、意識していただくと、今後、より事業の明確化にもつながっていくのかなというふうに思っています。

また、そのメリットの部分を探めるということも重要なことだと思っていて、メリットの部分を探める、イコール西会津町の存在意義は何ぞやというところを探めることにつながっていると思っています。なので、そのメリットの部分も、対策いろいろと打たれると思えますけども、そのメリットの部分、いかに増やすかというところに関しましても、同じ力量で進めたいなというふうに考えております。

そしてもう1つでございますけども、課題、いろいろとおっしゃられた、答弁いただきましたけれども、もう1つ私の中に、私の考えとしてあるなというふうに思っています。その表面化した問題だけではないのかなというふうに思っています。表面化していない部分も多くあるのかなと思っていて、その1つが、町民の方たちの心の問題が大きくあるかなというふうに思っています。

この心の問題って何なのかというと、いわゆる田舎コンプレックスのようなものだと考えておまして、今までは、経済にしても、社会情勢にしても効率化が図られてきて、田舎よりも都会、西会津よりも東京というような流れが多く世の中の的に見られてきたのではないかなというふうに考えています。その中で、やはり西会津に住んでいる子どもをはじめ、多くの方たちとしても、西会津にいるよりも東京に行ったほうがいいんじゃないかというような考えを持たれていた方もたくさんいて、それが長年蓄積されて、今の西会津、そこまで胸が張れないよねと、西会津、どうなのかなという考えになってきている部分もあるのかなというふうに考えています。こういった心の部分も、しっかりと捉えて改善していかないといけないと思いますが、その部分に関してどのように考えていらっしゃるのか、ご答弁をお願いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

議員、田舎コンプレックスというような言葉が使われましたが、西会津町に限らず、やっぱり東京一極集中という問題は、そういったことも1つはあるのかなと、そういった意識にも、都市圏がよくて、田舎のほうは、ちょっと劣等感を感じるということは、西会津

に限らずあるのかなと思います。

ただ、今後やっぱり今までの価値観を変換して、やっぱりそこには子どもの教育であったり、人材育成であったり、そういったことを取り組むことによって、ふるさとを誇りに思うというような、そういった気持ちの醸成は、やっぱり難しいことではありますが、やはり進めていく必要はあるかなと思います。やっぱり教育の中で、地域を大事にする心だとか、誇りだとか、そういったものは、今後、町の取り組みの中で醸成できる部分はしっかり対応していきたいというふうに思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 まさにご答弁いただいたとおりにかと思えます。今日、総合計画のほう、持ってくるの忘れてしまったんですけども、そちらの調査のほうでも書いてあることが、書いてあったところで、一番ショックだなと思ったのが、西会津町をよく思わない理由の第2位が、将来発展しないということで、50 パーセント近くあったかというふうに思います。こうした部分も、やっぱり将来、西会津に住んでいても先行きが見えないよねというように思わせてしまっているなという部分も無きにしもあらずかなというふうに思いますので、やはりそういったメンタルの部分に関しましても、ぜひケアしていただきまして、政策反映していただければというふうに考えております。

そして2つ目の、町民が地域をジブンゴト化するために必要な問いに対しての、ご答弁いただいたものに対して再質問させていただきます。

まず1つ目、町民が地域をジブンゴト化するためということで、町民の皆さんも頑張っている地域もあるということで、ご答弁いただいたかと思えますが、具体的に行政側として捉えているモデルケースみたいなのがありましたら、共有していただきたいと思えますので、お伺いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 先ほど答弁の中でお答えしたところと重複するところもありますが、まちづくり基本条例、この中で、他の自治体と大きく違うところが、そういった町民参加の仕組み、町民がまちづくりに意見できる場の設置、それを条例に盛り込んでいるという点にあります。今回、総合計画策定の際にも、町民参加による検討組織ということで、総合計画検討会議、これ、村民の皆さん30名入っていただいて、それと役場職員のプロジェクトチームと一緒に検討してきたというような経過があります。その入っていただいた30名の町民の皆さんは、自らの地域事として、これからのまちづくりを捉えて、積極的に関わっていただきました。それぞれ非常に、いろいろ分野に分かれて検討しましたが、それぞれ持っている知識、それから技術、そういったものを持ちよって、町民の皆さんと行政が協働して、これから進めるまちづくりのプランができたのではないかなというふうに思っています。

ただし、これで十分とは思っておりませんで、これを一つの設計図として、町民の皆さんが積極的に関わっていただける、そういった環境、そういった意識の醸成、啓発、そういったものに取り組みながら、皆さんがジブンゴトとして、皆さん捉えていただくように、これからも取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人　今、お答えしていただいた内容ですと、条例の中に、条例の中に町民の皆さんが参画して、これからの計画だったり、あとはその取り組みについてもんでいただくというような内容があるから、町民の皆さんにも、地域をジブンゴト化し、行動につながるというようなお答えだったかと思うんですけども、実際にそこの参加された方たちが行っている活動の中で、具体的に行われている活動、その話し合われた後に、そこにいた方たちが実際に行っている具体的な行動について捉えられている部分、認識されている部分がありましたら、お伺いします。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

先ほど答弁申し上げました総合計画検討会議の委員の皆さん、それぞれの分野で活躍される町民の皆さんが主なところですが、産業であれば、農業に携わっている方、商工業に携わっている方いらっしゃいます。その中で、この総合計画に位置付けられています取り組み、これはそういう皆さんと一緒に行政が進める、もしくは生活環境の中で、雪対策、それから環境づくり、そういった活動に日常的に携わっている皆さんですので、それが総合計画と一緒に行政と取り組んでやっている事例といわれれば事例かなというふうに思います。

今後、この皆さんそれぞれ行政の取り組みに限らず、皆さんそれぞれの活動をされていますので、先ほど、自助、公助と言われましたが、そちらの地域の活動の中でも、それぞれ活躍されていると認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　1番、荒海正人君。

○荒海正人　承知しました。今、おっしゃられたとおり、町のそういった会議に出席されている委員の皆さんなので、おそらくそれぞれの分野において実行されていることがあるのかなというふうに思います。

また、やはり地域の、西会津町まちづくり基本条例にもありますとおり、主役は町民なんだということを、ここも改めて考えないといけないのかなというふうに思っています、行政が後押しする、行政が筋道立てるということも必要なんですけども、その大前提として、町民が主役なんだと、町民が一番エネルギーをつぎ込まなければいけないんだということを、これから大きく町の在り方としてつくっていかなければ、西会津町、厳しいかなというふうに思っているんですけども、行政が関わっていない中で、町民の皆さんが主導的に、町民の皆さんが主体的に行われているまちづくり活動について、何か認識されている部分がありましたら、認識されている部分、されている活動等ありましたら、お伺いしたいんですけども、何かございますか。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

一例といいますか、固有名詞は出しませんが、それぞれの地区で、例えば、そばまつりを開催したりだとか、花の植栽を行ったりだとか、その地域地域で、リーダーの方もいらっしゃるでしょうし、そういった活動が町内で、各地でなされていることは承知しております。

○議長　1番、荒海正人君。

○荒海正人 承知しました。私のほうで、よくいろいろ事例としてあげさせてもらっている1つとして、固有名詞あげさせていただくんですけども、矢部課長も住んでいらっしゃる中町の人足ボランティア、これは本当に地域の人たちが地域をジブンゴト化してやられている活動かなというふうに考えております。中町の人足というのは、町外から毎回20人ぐらい集まるんですよね。で、やっている作業というのはなんら変わらない、春は側溝あげ、夏は草刈りというふうにやられていると思うんですけども、距離数も3、4キロ、山の奥からずっと村の中の水路を掃除するだけなんですけども、私この作業にも参加させていただいたこともあって、ほかの地域の人足と違うなと思っていることが3点ほどありまして、1つが、やはり地域の人たちが自分で、地域の人たちは自分もう高齢化して動けないから、その代替わりの人たちを町外から引っ張ってきていると、自分たちで引っ張ってきているというのが大きく1つあるかなというふうに思いました。

2つ目が、町外からボランティアにこられた方たちって、作業する間、ずっと奥川ってきれいですね、中町の景色きれいですね。また、作業後に行われる懇親会も、この山菜の天ぷらおいしいですねとか、あと、この人としゃべっているとすごく楽しいですね、気持ちいいですねと話されて、住んでいる方たちとしたら、こんだけ褒められて、こんだけ評価してもらって、今までは当たり前だと思っていたのが、当たり前じゃなくなると、自分の地域を再認識して、自分の地域に誇りを持つということにつながっているんじゃないかなというのが、この人足ボランティアのいいところだなと思うところ2つ目です。

3つ目として、人足は労働じゃないですか、作業じゃないですか、でも、その人足の方にいらっしゃる方、全員、終始笑顔というのがすごいなと思うんですよね。ほかの地域で、終始作業されているときも、ずっと笑顔でやっているところなんて、おそらくないんじゃないかなというふうに認識しています。これも、やはり今までの人足の捉え方が、作業とか、労働とか、辛いとか、大変という認識ではなくて、人足は楽しいものだ、人足は美しいものを見る場所なんだ、見ることなんだと。人足は人と交流する場所なんだということを、この人足ボランティアを通じて、私は感じることができました。

こういったことが、決して行政主導で行われたものではないんですね。地域の人が、区長さんだったり、はじめ、地域の人たちが知恵を振り絞って、知恵とネットワークを駆使して作りあげたものかなというふうに思っています。こうしたまちづくりをしていく中で、やはり、そのまちづくり基本条例にもあります、主役は町民なんだと、行政はその後押しをする。我々議員もそうですけども、その後押しをするという考え方に基づいてやっていくことが、これからは重要なかなというふうに考えます。

その話と関連しますけども、今後、やはり地域、自分たちが住んでいる地域をどう思うのか、郷土愛をどう考えるのかというシビックプライドというものが重要になってくると考えています。そのシビックプライドについて、総合計画の中ではありまんせでしたけれども、そのシビックプライド、地域を思う心とか、地域に対して考える力というものについて、行政で考えていることがありましたらお伺いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

中町の事例については、私、十分認識していると考えておりますが、町外から人材を誘

致して、受け入れて、それを集落の活性化につなげていくという取り組みは、やっぱりモデル的だと思います。これを町周辺自治区、町全体、そういった地区に広めたいとも思っていますし、これについては、実は地域おこし協力隊、今、集落支援担当の隊員が2人おられますが、彼らも、かなりそれを後方支援して活躍しているということで、これは集落と行政といいますか、そういったものが協働した取り組みなのかなと、そういう1つの方向性を、この取り組みによってモデルをつくっているのかなというような認識でおります。

それから、シビックプライドというなお話ですが、やっぱり、先ほども申し上げましたように、1つは、子どもたちへのふるさと愛の醸成といいますか、そういった、これは教育委員会、主に担当かなというふうに思いますが、やっぱり、学校、家庭、地域、連携しまして、そういったふるさとを愛する気持ち、大切に思う気持ち、それから誇り、こういったものの醸成、一朝一夕にはいきませんが、そういった地域と連携して1取り組みによって、今後そういったものを育てていきたいというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ご答弁いただきましたとおり、矢部課長が住んでいらっしゃる中町の人足ボランティア、モデルケースだというふうに言っていただきましたので、ぜひそういったことも全面に出していただきたいなと思ってますし、中町だけでなく、ほかにも町民の皆さんが主体的にリーダーシップを持ってやっていらっしゃる活動、様々ありますので、ぜひそういったところ、具体的なものをあげていただきますと、イメージもしやすいかなというふうに思いますので、そういった部分、ぜひどんどん出していただいて、PRだったり、あとは町の事業などに反映していただきたいなというふうに思います。

また、シビックプライドについてですけども、まさに子どもの教育などに対しても大事ななというふうに思っています。私も以前、参加させていただいたこともあるんですけども、西会津中学校で行われているアントレプレナーシップの授業ですけども、あそこでは、3年生は町の総合計画と同じテーマで、これからのまちづくりに対しての政策を立案しようという形で授業が行われていたのかなというふうに思います。その授業がやった前と後では、子どもたちの認識も大きく変わって、やる前は、地域に対して誇りを思わなかったという子が、地域に誇りを持たなかったと、地域に愛着や誇り持っていたという子どもたちが全体の25パーセントだったのが、その授業を受け終わった後には60パーセント近くになっていたということがありました。

また、未来の、地元の未来をつくるアイデアを出したいと、そう思うかという問いに対しても、授業を行う前は5パーセント程度だったものが、授業の後には、一気に65パーセントになったということが見受けられました。こういったものも、実際に行われているものかというふうに思うんですけども、さらにこういったシビックプライド、子どもたちだけでなく、だけじゃなくて、町民の皆さん、老若男女、様々な方にも届けていただくような施策などをしていただくといいかなというふうに考えております。

続きまして、3つ目、町民版、失礼しました。町民のアクションプランについて再質問させていただきます。まず、今こちら、24の提案ということで、私も持ってきたんですけども、こちらのほう読まれたかどうか、読まれた場合、その感想など、いただければと思っております。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 海士町の総合計画に付随した、海士町をつくる24の提案ですが、これは海士町の町民の皆さんと行政と一緒に、これから町民がなすべき行動、アクションプランと申しますか、そういったものをまとめた計画ということで認識しております。全ては読んでおりませんが、その項目については少し目を通しました。例えば、先ほどご質問の中でもありましたが、1人でできること、それから、10人でできること、100人でできることというように整理されてまして、分かりやすく、ジブンゴトとして捉えられるように工夫されている計画かなというふうに思っています。一つ一つの計画が具体的でありますし、行動に結びつきやすいのかなということで、優良事例かなと感じたところがあります。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 分かりました。ぜひ読んでいただきたいと思いますので、5分程度で読み終わるかと思っておりますので、本当にこれからのまちづくりにとって、すごく方向性を知る上での事例となるかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

この中にもあるんですけども、やはり人口減少と、島根県海士町でも大幅な人口減少に直面しているということがあるんですけども、この海士町という町でも、人は減っているんですけども、人を増やそうということを主眼としては置いてなくて、いかに町民の人たちが幸せに暮らすかということがまちづくりのテーマとしてあります。その、いかに町民が幸せに暮らすかという具体的な提案として、この24の提案があるということでございますけども、こういった動きは、町内の中でも全くないというわけではないと思ってまして、先ほどお話しましたアントレプレナーシップ、西会津中学校で行われていますアントレプレナーシップの授業ですけども、その3年生が町の総合計画と同じテーマでやってるということで話しましたが、まさにその結論をまとめるだけでも、まさにこの同じような提案ができるんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、そちらについてちょっと考えを伺います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 中学校でのアントレプレナーシップ教育、総合学習の中での取り組みかなというふうに考えてますが、昨年度、アントレプレナーシップ、この取り組みの中で出されたもの、いろいろ中学生らしいアイデア、出されていますが、議員ご存知かと思いますが、雪国まつりでのウェディング、結婚式、こういったものはこの取り組みの中から実現した取り組みということで、中学生のそういった柔軟な考え方、そういったものを取り入れながら進めるというのは、非常に大切なことだと思います。こういったものも参考にしながら、小学生、中学生、高校生、こういった子どもたちも、このまちづくりの中に取り込んで進めていければというふうに考えています。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 まさに子どもたちの期間に、そういった地域とは何ぞやというものを教えることが、将来的に西会津町に有能な影響を与える人材になるのかなというふうに考えております。

時間も押し迫っていますので、次の質問に移らせていただきます。次のテーマについ

て質問させていただきますが、移住者、総合計画にあります移住者の定義について、転入者と同意語だということでご答弁いただいたということですが、その中で、その前段としてある移住者を、平均 10 名、西会津に移住させると、本計画終了後に、毎年移住者 10 名を移住させると。うち、20 代の若い世代 6 人というふうに具体的な数値が示されているんですけども、なぜこの移住者年平均 10 名、20 代の若い世代 6 名ということが出されたのか、その試算など、分かるところがありましたらお伺いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 目標人口における移住者の確保ということで、この総合計画の最終年である令和 7 年の目標人口 5,300 人程度というふうに設定しております。これ、人口推計で行いました数字より 100 人程度上回って、人口を多く確保するというような目標であります。これはまち・ひと・しごと総合戦略の際に、人口ビジョンというものをつくっておりますが、その際の目標人口が、令和 22 年の時点で 3,800 人を確保していると、確保するというような目標を掲げてございまして、そのラインに乗せるためには、令和 7 年には 5,300 人確保するというような数字が必要になります。その 5,300 人から追いますと、ここ計画期間の 7 年間では、年間 10 人、それも出生率を人口維持のラインであります 2.07 という合計特殊出生率と仮定しまして、それを維持すると仮定して 10 人、それも若い方、10 人のうち 6 人は 20 代の若者というふうに設定しておりますが、そういったことによって、令和 7 年目標の 5,300 人を確保するというような、逆に計算した数字であります。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 今の答弁でいただきましたが、数値を合わせていくための逆算した目標が年平均 10 人だということでおっしゃられたかというふうに思うんですけども、私も以前、町の移住定住事業に関わっておりまして、西会津に移住させるという事業に携わっていたんですけども、年平均 10 人というのは、結構きついんですね、その数値目標的にはですね。数値目標 10 人ということは、結構きついんですけども、でも、昨年だけでは、おそらく 10 人超えたかなというふうに思ってます、10 人という数字は結構きついんですけども、実際問題来ているというふうに認識しております。

で、私たちが今まで移住定住の事業でやってきた考え方は、10 人移住させなきゃいけないから、10 人呼ぶんだということではやってませんでして、どういうふうにやってきたのかというと、やはりさっきの海士町の事例でも話しましたが、西会津で暮らすというのが、その人たちにとって幸せだということを、町外の人たちにも伝えて、その結果、結果として移住したという考え方をしておりまして、なので、私たちが当時やっていたものも、移住定住相談窓口とか、そういった固いものではなくて、西会津のある暮らしというものを全面に出して、相談業務だったり、移住相談などをやってきたという背景がございます。

ですので、やはり今後、人口減少問題に携わっていくに当たって、数値だけでは表せないもの、町民の皆さんがいかに幸せに暮らすことができるのか、西会津で暮らすとこういう幸せな暮らしが待っているですよということを全面に押し出していきたいなというふうに考えております。

そして最後にもう 1 つさせていただきたいのが、最後の 5 つ目の質問の。

○議長 これ最後の質問になります。

○荒海正人 質問にさせていただきたいと思いますが、今後、町外の方たちを西会津に引っ張ってくる中で、ほかの周辺市町村の皆さんも、周辺市町村も同じ課題を持たれているかというふうに思っています。その中で、西会津単独で頑張るのではなくて、周辺の市町村だったり、周辺の団体の皆さんといかに連携していくのかということに対して、考えをお願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 外部の人材の登用、それも広域的に隣接する市町村の人材というような話ですけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたけども、西会津町の最大の特徴は何なんだというところ、いろんな政策の裏には、バックには、必ずその学者、大学の先生、そういう人たちが必ずいて、その政策が本当に町の将来のためになるかどうかというようなところを、しっかりこう見守ってくれて、指導、アドバイスしてくれて、その結果が今の、私は西会津にあるというふうに、これはいろんな方のそういう評価をいただいているわけでありまして。

で、荒海議員もご承知のとおり、西会津町は、例えばの話ですけれども、地域づくり協力隊制度始まって以来、採用してきました。で、これまでに7人の方が卒業されて、今現在、10名、協力隊が西会津町にあります。で、そのほかにICTの、これは教育委員会の関係ですけれども、その方が1人いるということで、この協力隊の数、福島県内では西会津町が一番多いんですよ。

そういうことで、いろんな人材を、やっぱりまちづくりに生かすことが大事だなというふうに思っておりますし、これからも、本当は今年は16人登用というか、採用する予定でありましたけれども、なかなかそう簡単ではなくなっておりますけれども、そういう中で、今のお話のように、もう少し考え方を柔軟にしないといけない部分はあるのかなというふうに思っております。

じゃあ、ほかでいろんな経験された人が西会津町に来てくれる、実際に来ていただいている方もいるわけでありましてけども、そういう、やっぱり、町の将来にとって必要な人材は、私は何も単独でなくても、隣接の町村の連携といいますかね、これからまさにまちづくりはうち単独ではなかなか難しい時代になってきていますので、そういう意味では、広域的なそういうものの考え方、視点を持たないといけないのかなというふうに思いますけれども、じゃあ今すぐどうかということになりますと、これは十分に検討、これは相手があることでありますから、相手とのそういう調整も必要になってまいりますけれども、今後そういうことで検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 最後に町長から力強いお言葉いただきました。本当に最後、最後というか、今後、人口減少に向けてやっていくに当たって、みんな町民も、議会も、行政も協力していかなければいけないと思っております。我々も、まさに町民の代表として、その思いをしっかりと町民の皆さんにも伝えていきたいという思いと義務があると認識しておりますので、引き続きご協力、よろしく申し上げます。

これで一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 皆さん、こんにちは。2番、上野恵美子でございます。

それでは一般質問に入らせていただきます。今回、2件の通告をしておりますので、順次質問させていただきます。

まず、小規模多機能型居宅介護施設整備事業についてお伺いいたします。小規模多機能型居宅介護施設整備は、今年度と次年度の事業として計画されましたが、現在の西会津町の高齢者の現状を踏まえて、この事業について次の点をお伺いいたします。

1点目、本町における小規模多機能型居宅介護施設のニーズをどのように把握していますか。また、職員確保はどのように考えていますか。

2点目、現在、町が奥川地区に整備を計画している小規模多機能型居宅介護施設について、本年6月の定例議会で、本年4月以降の地域ケア推進会議を経て、9月ごろには実施設計の委託。令和2年6月ころから建築工事。令和3年3月ころからの業務開始の予定との話がありましたが、現在までの進捗状況と今後の予定をお伺いいたします。

2番目、若者向け住宅整備事業について、次の3点をお伺いいたします。

1点目、国、県の補助金は活用できないのか。

2点目、平成30年9月議会で補正予算を確保し、年度途中から実施した理由をお伺いいたします。

3点目、公募型プロポーザル方式で行う理由をお伺いいたします。

以上、町側の明解な答弁を求めます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の小規模多機能型居宅介護施設整備事業についてのご質問にお答えいたします。

小規模多機能型居宅介護施設の整備につきましては、平成30年3月議会定例会においてご議決いただいております第7期介護保険事業計画において、山間部の高齢者に配慮し、野沢・尾野本以外の地区への整備が位置付けられており、現在奥川地区への整備に向けて検討を進めているところであります。なお、本施設につきましては、在宅でデイサービスを利用しながら、ホームヘルプサービスや必要なときは、泊りのショートステイサービスも利用することができる施設で、同一の介護事業所で各種サービスを利用できることから、住み慣れた地域で介護サービスを利用しながら生活するには大変有効な施設であると認識しております。

1点目の施設ニーズの把握と職員の確保についてのご質問にお答えいたします。

はじめに施設ニーズの把握についてであります。在宅要介護者等名簿により各種介護サービスの利用者を把握しており、開所予定地の奥川地区におきまして、在宅で生活しながら通所・訪問介護・ショートステイの各種サービスを利用している方は、8月1日現在、35名ほどおりますことから、施設ニーズはあるものと考えております。

次に、職員の確保についてのご質問であります。基準による配置といたしまして、管理者研修を修了している管理者、看護職員、介護支援専門員は各1名、それに通いの利用者3人に1人、訪問対応で1人の介護職員が必要となり、設置する施設の定員により定めることとなっております。

町といたしましては、町独自の人材確保対策として、新たな介護人材の養成を目的とした介護職員初任者研修事業と、将来的な人材確保に向けたトータルケア就学資金貸与事業

を実施しており、一人でも多くの修了者等を輩出し、町内での就労につながるよう、人材確保に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。

次に、2点目の施設整備の進捗状況と今後の予定についてのご質問にお答えいたします。

施設整備の進捗状況につきましては、現在まで、町内にある事業所と開設等に向けた諸課題などの情報交換を行い運営面での検討や、開設を予定しております奥川地区での整備候補地の調査、また、施設を新築で整備するか、既存施設を活用して整備するかなど、内部での検討を実施しております。

今後、検討内容等が整理できた時点で、西会津町地域ケア推進会議での協議や関係各所への説明・意見聴取を行い、本年度中に建物の実施設計、令和2年度には施設整備に着手できるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 2番、上野恵美子議員の若者向け住宅整備事業についてのご質問にお答えいたします。

若者向け住宅整備事業につきましては、若年層の移住・定住の促進と、町内企業等の安定した労働力の確保、さらには野沢まちなかの活性化に向け、旧野沢保育所跡地に、町内に不足している単身者向けの賃貸集合住宅を整備するものであります。本事業につきましては、民間事業者の持つ技術力やノウハウ等の活用による品質の確保、工期の短縮及びトータルコストの縮減を図るため、設計・施工一括発注方式を採用し、その受注者を公募型プロポーザルにより選定したところであり、今次定例会に工事請負契約の締結に関する議案を提出しているところであります。

まず、国・県の補助金を活用できないか、とのおただしであります。今回町が整備を計画しました若者向け住宅につきましては、該当する補助金がございますので、財源として過疎対策事業債を活用することといたしました。過疎債は基本的に事業費の100パーセントに充当できる起債であります。住宅整備に関しては家賃収入が発生することから75パーセントの充当率となり、その元利償還金の70パーセントが普通交付税で措置されますので、町の負担額は総事業費の約2分の1程度となります。さらに後年度は、家賃収入が見込めることから、中長期的にみますと町の実質的な負担はないものと考えております。

次に、なぜ昨年度途中からの事業実施としたのか、とのおただしであります。本事業は住宅に対するニーズ調査等を踏まえ、早期に実施すべき事業であると判断し進めているところであり、今年度からスムーズに住宅整備に着手できるよう、昨年度、野沢保育所の解体撤去工事を補正予算に計上し実施したところであり、ご理解願います。

次に、公募型プロポーザル方式を採用した理由であります。本方式を採用するメリットは、単純な価格競争ではなく、建築のコンセプトやデザイン、事業の実施体制や工期、地元産業の活用など、総合的な評価により適正な事業者を選定できる点にあります。本事業においては、若年層の移住・定住の促進を目的としており、そのためにはまず若い人が住んでみたいと思えるような住宅を整備することが最も重要であります。民間の自由で柔軟な発想と豊富な経験に基づく技術力やノウハウを最大限に生かし、魅力的で良質な住宅整備を図ることが、公募型プロポーザルを採用した最大の理由であります。

今後、事業者との連携を図るとともに、適宜周辺住民の皆さんへの説明会等も開催しながら進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、まず小規模多機能型居宅介護施設整備について再質問をさせていただきます。答弁の内容は理解いたしました。そこで、私なりに調べたところですが、現在の西会津町の高齢者の現状を踏まえて、本町における小規模多機能型居宅介護施設のニーズについて考えてみます。

まず、西会津町の現状ですが、高齢化率は、令和元年8月1日現在で45.8パーセントです。今から6年後の2025年は49.3パーセントとなり、2人に1人が高齢者の町になると予測されています。また、高齢者のみの世帯が全世帯に占める割合は、現在42.1パーセントで、ほぼ2軒に1軒が高齢者のみの世帯となっております。今後はもっと高くなることは確実です。今、国は2025年という年に注目していますが、2025年は団塊の世代が75歳となり、高齢者人口が増えていき、2040年がピークとなって、その後は減少していくと予測されています。

そこで、現在の本町の介護サービスの現状ですが、大きく分けて、入所、泊まりの施設と、デイサービス、通所施設と訪問サービスがありますが、町の委託事業、民間合わせて長期入所できる施設とデイサービスの利用者の状況を見てみます。

まず、長期に入所できる施設は5施設あります。特別養護老人ホーム、さゆりの園、定員50名。介護老人保健施設、憩の森、定員50名。憩の森がショートステイも含んでの定員50名となります。グループホームのぞみ、定員9名。西会津しょうぶ苑、グループホーム桐、おとめゆり、定員それぞれ9名で、合計18名です。有料老人ホーム、しなのき西会津、定員20名。この5施設、全て満床となっております。退所などの入れ替え時期以外は、常時満床で、待機者がいる状態です。

一方、デイサービスですが、特別養護老人ホーム、さゆりの園、定員30名に対して、平成30年度実績で24.3名。介護老人保健施設、憩の森、定員20名に対して、平成30年度実績で17.8名。平成30年度実績で7から9名、定員に達していません。次に、小規模多機能型居宅介護事業所、西会津しょうぶ苑です。契約人数、定員25名に対して、契約人数、8月10日現在で19名。デイサービス、1日定員15名に対して、利用者13から14名。泊まり1日定員9名に対して、利用者5から6名。令和元年8月10日現在で、契約人数6名、デイサービス、1から2名。泊まり、3から4名定員に達していない状況にあります。

これを見ますと、長期入所可能な施設は、いずれも満床です。中でも利用料金の安い特別養護老人ホーム、さゆりの苑は60名の待機者がいます。と法人より説明がありました。一方で、デイサービスが定員に達していない状況にあります。また、本町にある小規模多機能型居宅介護施設は、契約人数及び1日の利用者数を確保できていない状況にあります。

以上から分かることは、本町のデイサービスは充足していること、その一方で高齢者のニーズは長期入所可能な施設、しかも利用料金の安い施設にあるといえるのではないのでしょうか。この現象は西会津町だけではなく、周辺の市町村でも同じようにみられております。

では、デイサービスの定員割れはどのように起きているのでしょうか。その要因として考えられることです。西会津町でも民間のしょうぶ苑や、しなのきができました。会津管内でも介護施設が増え、ベッド数を増やした施設もありますが、介護施設が増えたことによって、利用者は利用できる施設が増えました。その分、ニーズが充足しているデイサービスが定員に満たない施設が出てきていること、そして、介護職員を確保できず、利用者を受け入れられない施設もあります。

次に、本町が現在。

- 議長 上野議員に申し上げます。今、お話していただいているのは、これからの何かね、質問される前段のいろんな説明として捉えて、今、聞いているんですね。そうじゃなくて、その途中で、これを質問したかったんだという場合は、一問一答ですから、これはどうですかと、答えをもらって、また、そのような質問の仕方にしてください。

だから、今、経過説明であれば、そのまま続けてもらって結構です。なるべく簡潔明瞭というのが前提ですが。

- 上野恵美子 分かりました。失礼いたしました。

次に、本町が現在計画している小規模多機能型居宅介護施設とはどういう施設かということ、先ほど説明ありましたが、デイサービスを中心にホームヘルプサービスとショートステイを利用できる施設です。

そこで、小規模多機能型居宅介護施設のニーズについてですが、本町にある民間が運営している小規模多機能型居宅介護施設では、契約人数、デイサービス、泊まりともに定員に達していません。この要因については、先ほども述べましたが、介護施設の増加による利用者の分散に加えて、小規模多機能型居宅介護施設は、住み慣れた地域でデイサービスを利用しながら、ホームヘルプサービスやショートステイも利用できる施設ですが、あくまでも在宅生活を継続するためのデイサービス中心の施設であり、長期に入所する施設ではありません。本町の高齢者のニーズは、先ほども述べましたが、長期に入所可能な施設で、デイサービスはニーズが現在は充足している状態です。

すみません、もう少し続けていいですか。

次に、小規模多機能型居宅介護施設の料金の一例を紹介します。これは本町にある民間運営の小規模多機能型居宅介護施設の料金ですが、1週間の利用につき、通い3日、泊まり1日で、要介護度5の方ですと、月額5万円ほどになります。町長は公約の中で、国民年金で入所できる施設整備と掲げていらっしゃいます。また、6月議会の答弁の中で、国民年金で生活されている高齢者が、安心して利用できる福祉施設と位置付けられておりました小規模多機能型居宅介護施設は、国民年金月5万円で要介護度5の方ですと、1カ月のうちに通いが12回と泊まりが4回。例えば毎週月曜、火曜、水曜、デイサービスを利用して、水曜日にそのまま1泊するという利用で、月5万円になってしまいます。また、この方が1カ月泊まりのみを利用した場合は、月額13万5千円ほどの料金がかかります。小規模多機能型居宅介護施設には減免措置、部屋代とか食事代の負担限度額が所得に応じて軽減される制度が適用となりませんので、サービスの回数を多く希望される方は利用料金が高くなります。

ですので、小規模多機能型居宅介護施設は、介護は必要でもある程度は自分のことがで

きる介護度が低い方や、介護度が高い方でも、介護してくれる家族が同居されている方にとってはニーズに合った施設だと思います。しかし、1人暮らしの高齢者、そして高齢者のみの世帯が、現在でも40パーセントを超えています。今後ますます増えていく中で、在宅生活を継続するためのデイサービス中心の小規模多機能型居宅介護施設でいいのでしょうか。

現在の本町のニーズが、デイサービスよりも長期入所可能な施設で、しかも利用料金の安い施設にあること、そして、現在、本町が計画している小規模多機能型居宅介護施設は、最もニーズに応える施設か、私は大いに疑問ですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長 長かったけど大丈夫ですか。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、再質問にお答えいたします。

議員おただしのお通り、高齢者の方の生活を支える介護サービスといたしましては、施設介護サービスと居宅の介護サービスがございます。施設介護サービスにつきましては、今現在、圏域内で様々な施設が整備されておりまして、圏域と申しますのは、会津地域の中で特別養護老人ホームですとか、老人保健施設、その他の施設が整備されております。中には、職員が確保できずに、今まで定員を縮小して開設をしているといった特別養護老人ホームなどもございました。

そういった圏域での施設整備が進む中で、西会津町に、先ほど議員がおただしのような特別養護老人ホームをさらに施設を整備するとなりますと、地域での介護人材を取り合いになってしまうといったところもございまして、また、入所される方が、の確保についても、町で定員を確保できるのかといったところにも問題が生じるのかなというふうに考えております。

さらに、今回、町で計画しております小規模多機能型居宅介護施設につきましては、議員がおっしゃるように、町内に1事業所が現在ございます。先ほどおっしゃられましたデータのお通り、事業所が指定を受けた定員には、今現在、を満たしているということはありません。ですので、まだまだ空きの利用者が入所、利用できる状態ではありますけれども、町が考えておりますのは、先ほど介護保険事業計画にもございました山間部への配慮を、今後、町でも進めていきたいと。町で高齢者の福祉施設が、町で位置付けております福祉ゾーン、さゆりの園ですとか、老人保健施設、診療体制も整っております地域に集中しておりますことから、そういった山間部への施設整備を行って、そういった方々にも配慮を行っていきたいというところが、今現在の町の考え方でございます。

さらに、先ほど奥川地区での利用者が35名ほどいらっしゃるということで、今ほど議員がおっしゃられた数字で、訪問介護では奥川地区には21名の方が訪問介護を利用されております。また、通所介護では13人。短期入所では12人といった施設の小規模多機能型居宅介護施設が、サービスが提供できる体制になりましたら、そういった方々がサービスを利用いただける環境になるのかなというふうに考えております。

施設の定員につきましても、ご心配の、町がそういった、今事業所が町内にあるにも関わらず定員を満たしていないと、それをさらにつくことで、利用者が確保できるのかとい

うふうなご心配かと思えますけれども、その部分についても、奥川地区はどうしても、距離的にも町の福祉サービスを提供する事業所から離れているといったところもございますので、先ほど申し上げました、今現在、単独でサービスを利用されている方々が、地域にある施設で、安心して地域の中での生活を維持しながらご利用いただけるサービスになるのではないのかなというふうに考えて、今現在、施設規模、定員についても、今、検討をしているところでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思えます。

失礼しました。あと、答弁漏れがございました。料金の部分でございますが、先ほど小規模多機能型居宅介護施設を一般的な、1週間に通いを3回、泊まりを1回利用された際に、介護度によって利用料金については差があるわけなんですけれども、一番高い要介護5の方ですと、5万円を超える利用料になります。で、それにつきましても、あくまでもこれは一般的な利用の方法でございますので、その方の生活を維持していくために、どういったサービスが生活の中で必要なのかといったところで、ケアマネージャーが、そのケアプランをつくりまして、その中で利用になりますので、一般的な利用料金ということでご理解をいただきたいと思えます。

また、この居宅サービスのサービス料につきましても、利用料金が所得に応じて、高額になれば高額介護サービス費の対象になりますので、そういったところで低所得者の方への配慮がなされているというところもご理解をいただきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 先ほども説明いたしました、小規模多機能型居宅介護施設は、介護が必要でも、ある程度自分のことが自分でできる介護度が低い方とか、あと介護度が高い方でも、介護してくれる家族が同居されている方にとっては、すごくニーズに合った施設だと思いますけれども、しかし、今の町の現状では、高齢者1人暮らし、高齢者のみの世帯がますます増えていく現状の中で、果たして在宅、家族がいない高齢者の方に対して、どのような対策をお考えでしょうか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、西会津町、高齢者単身世帯ですとか、あと高齢者のみ世帯が、やっぱり世帯の中では多くなってきてございます。そういった方の生活をどういうふうに支えていくのかというふうなおただしかと思えますが、基本的には、在宅で生活が維持できない方については、何らかの施設サービスといったサービスに移行せざるを得ないのかなというふうに感じております。遠くにいらっしゃるご家族ですとか、あと、そういった方が生活を支えることは、本当に厳しい、難しい状況でございますので、施設サービスの利用というところで、町内にある特別養護老人ホーム、あと老人保健施設などが連携しながら、町内の高齢者の方の生活を支えるといった基本スタンスはございますが、それでも、なかなかそのサービスに結び付かないといった場合は、住所地特例制度ということがございまして、町外の施設も町内の方が利用できるといった制度もございまして、そういったものも合わせもって生活を支えていくしかないのかなというふうに感じておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私はこのように考えるんですけれども、本町の平成29年度の死亡者数157名のうち、在宅での看取りが32名、特別養護老人ホームと老健施設での看取りが25名でした。在宅生活を続けていても、いよいよ死が近づいたときには、老健施設のショートステイを利用するケースもあって、老健施設と連携を図っていると担当課より伺っております。本町は在宅で、1年間で32名看取りという数字はとて多くて、その辺では在宅医療、訪問看護、訪問介護などの体制が充実していることが分かります。

ですが、どうしても、やっぱり在宅での生活が困難になり、見る人も家族もいないという場合に、特別養護老人ホームというのは料金が安くて利用できるわけですけれども、この特別養護老人ホーム、先ほど課長お話されましたが、利用料金安いのは軽減制度、減免措置があるから安く利用できるわけなんですけど、今、地域に根ざした小規模特別養護老人ホーム、地域密着型特別老人ホームという、定員29名以下の特別養護老人ホームがあります。サテライト型というのがありまして、これは特別養護老人ホームを本体施設として密接に連携を取りながら、別の場所で運営できる施設です。原則として本体施設の特別養護老人ホームから、通常の交通手段を利用して20分以内の場所であれば、医師、生活相談員、機能訓練指導員、ケアマネージャーを配置する義務はありません。なので、施設長、看護師、介護士、栄養士、調理員、事務員でよく、職員の数が少なくて済むのも特徴の1つです。

現在、このサテライト型を展開しているところがありまして、ちょっと紹介しますが、喜多方市の社会福祉法人、天心会が、山都町相川で廃校になった山都第2小学校を活用して、地域密着型特別養護老人ホームサテライト型、ハッピーランドあいかわという施設を運営しています。これは全室個室ユニット型ですが、本体施設は山都町木幡の特別養護老人ホーム、ハッピーランドやまとで、そこから車で10分ほどのところにあります。現在の入所者は29名、満床で、30名の待機がいるそうです。かつて校庭だったところで地域の人がゲートボールなんかをして、地域住民の交流の場としても活用されていました。で、利用料金は1カ月、1割負担の方で、やっぱり6から7万円で入所されています。

例えばこれを西会津町で展開する場合は、本体施設が特別養護老人ホーム、さゆりの園となって、車で20分以内の場所であればサテライト型として運営できることになります。このような施設に対してはどのように思われますか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほど申されました議員のサテライト型の特別養護老人ホームですとか、そういった本体を別の事業、今の現存の施設で持ちまして、そこでサテライト型の施設、小さな規模での施設を整備するというのは、非常に有効な施設であるのかなというふうに感じております。

ただもう一つ、施設を整備するに当たりましては、先ほど申し上げましたように、規模的な問題もございまして、職員の人数も、ある程度、本体とサテライト型で共有できる職員の人数はおりますが、一定程度の職員は、やはり確保しなければならないといったところもございまして、非常に大変有効な施設ではあるかと、高齢者の生活を支えるために

は有効な施設であるというふうには認識しておりますが、現在は町のほうでの整備、その点についても検討をした経緯はございますが、現在は小規模多機能型居宅介護施設事業所として整備を進めてまいりたいという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 小規模多機能型居宅介護施設の問題点として、国の会計検査院は、2013年、厚生労働大臣宛てに、通所を中心に需要を想定していたが、泊まりを望む利用者が多く、事業運営が難しいと指摘しています。そして、運営の面から見てみますと、福祉医療機構が6月28日に発表した2017年度通所介護事業所の経営状況では、地域密着型で定員規模が小さい通所施設の収益率が低いこと、赤字の割合が高いことを指摘しています。これは小規模多機能型居宅介護施設は、介護報酬の単位数が、要介護度3以上と要介護度1、2でかなり開きがあるため、介護度が低い利用者を中心に運営すると採算が取りにくくなってしまいます。

ということで、先ほどの在宅医療の体制の充実というところのお話をしましたけれども、今後はできるだけ自宅で生活できる在宅医療体制の拡充を図るとともに、現在ある老人施設のサービスを100パーセント稼働することと。あとまた、先ほど課長、言われていたが、周辺の市町村にある施設でも、ショートステイやデイサービス、定員に達していない状況なので、連携を取り合って、今ある社会資源の活用に努めることが、まず必要だと思います。

ただ、1人暮らし、高齢者世帯が多くなると、施設をつくるということは避けられないと思いますので、そのときは、私は先ほど申し上げました特別養護老人ホーム、サテライト型の計画を提案いたします。

次に、人材確保に向けての。

○議長 それは質問ではなくて、ただ自分の意見みたいに述べられたわけですか。

○上野恵美子 それが提案です。

次に人材確保についてお伺いします。

○議長 質問になるようにお願いします。

○上野恵美子 人材確保についてですけれども、今ご答弁いただいた介護職員初任者研修、あとトータルケア就学資金貸与事業の継続と、新たな人材確保ということですが、介護職員初任者研修の修了者の就労状況と未就労者への働きかけはどのようでしょうか。また、新たな人材確保対策があればお伺いしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

介護職員初任者研修につきましては、今年度も10月から開校を予定しておりまして、今現在、平成10年には2級ヘルパーの養成ということで進めてまいりましたが、現在、介護職員初任者研修といった研修内容となっております。今まで町内で平成30年度まで就業された方が、町内の方で336名、町外の方で114名、合計で450名の方がいらっしゃいます。

その中で、昨年就労いたしました7名の方につきましては、各施設に勤務されながら受講された方ですとか、あと、学生さん、学生で資格を、さらにスキルアップを図りたいと

いった方がいらっしゃいました。その7名のうち、昨年の7名のうち5人の方は、既に施設での勤務をしながらといったところもございましたので、5人の方が就労につながっております。また過去においては、福祉会、にしあいつ福祉会への勤務ですとか、あとは登録ヘルパーといった業態にも勤務をされているといったところがございます。また研修、終了する前には、町の福祉政策などをご説明しながら、町内でのこういった資格を生かした就労に、ぜひご協力をいただきたいといったような声かけをいたしているところがございます。また、こういった就労者の皆さんへの、失礼しました、そういったことで、研修時点でお声かけをしながら、また、ことあるたびに研修生の方への働きかけを、現在行っているといったところがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 新たな人材確保対策ということで、今ご答弁、分かりました。平成29年8月に、シルバー人材センター家事援助実践者講習という研修会が、当時の健康福祉課主催で3日間ほど行われて、10名ほど生活支援のための知識や技術を学んだ方がいらっしゃいますが、登録しても要請がこないと言われている方もいます。この研修会の目的と、どのような就労を期待したのか、継続して実施しているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、今ほどのご質問にお答えいたします。

今ほどのご質問、シルバー人材センターに町から事業を提案いたしまして、現在、シルバー人材センターで行っている事業でございます。詳細な内容につきましては、通告にございませんでしたので、後ほどお調べいたしまして回答を差し上げたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 60から70代の方に介護職員のサポートとか、あと在宅生活継続のための生活支援の担い手として活躍していただくことも、人材確保の対策の1つだと考えます。その方々が支援する側になる機会を得ることによって、地域での役割を果たしながら自分の生きがいを見つけることは、介護予防にもつながると思っておりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次の、2つ目の若者向け住宅整備事業について再質問させていただきます。今までの経緯については省略させていただきますが、先ほど答弁いただきました国、県の該当する補助金がありませんという話でしたけれども、これは若者定住を目的とした補助事業として、国や県と協議することはできなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、この町で計画いたしました若者向け住宅、こちらのほうには該当する補助金はなかったということでございます。公営住宅に対しましては、国土交通省の補助金なりもありますが、この施設の規模ですとか、入居者の要件、そういったことを、各種の制限がその補助金にはございますので、それには合致しなかったということでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 協議はされたのでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

問い合わせ等はしておりますが、協議ということではしていません。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 例えば公営住宅法第7条が適用されれば、国が50パーセント助成して、それに伴って県が25パーセント、合わせて75パーセントの補助金がもらえることになり、総経費約2億8,000万円の予算の計上がされておりますが、そのうちの2億1,000万円は補助金が充てられることになったと思います。そのほかにも調べますと、補助金という形での交付金が出てきます。

一方、交付金、交付税措置があるにしても、過疎債は借金でありまして、財政的な負担が長期間にわたって課すことになったのではないかと思います。また、建物の維持管理費、除雪費用等の負担はずっと続いてきます。これは、例えば協議の上、補助金がもらえれば、その分は他の事業や元利償還金などにも活用できたと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほどの1回目の答弁でも申し上げましたが、今回、過疎対策事業債を活用いたしました。この試算ですと、半分ほどが町の負担ということになりますが、その半分についても、後年度の家賃収入で十分、15年から20年のスパンでは十分元が取れるということで試算しておりまして、実質的な町の負担はないものというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、その過疎債が及ぼす財政負担ですが、これは公債費、実質公債費比率、こちらの指数の算定でも、特定財源、家賃収入があるということで、数字の上ではあまり大きな影響は及ぼさないのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 先ほども申し上げましたが、この町が計画しております若者向け住宅、こちらの想定する入居者ですとか、設備、施設の規模、それから施設の仕様、そういったことについて該当する補助金はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 健全財政の確立を目指す町の考え方というところが掲げられておりますので、その辺は積極的に国、県とも協議して進めていただけたらよかったのかなと思います。

次に、年度途中で実施した理由のことですけれども、三島町の若者向け住宅整備事業は民間との共同によって、三島町住生活基本計画を策定し、若者とお年寄りが生き生き集う桃源郷を目指してを基本理念として事業を開始したそうです。

本町も、本来ならばしっかりとしたコンセプトの下で専門家を入れて十分時間をかけて計画して、町民の理解を得ながら進めていく必要があったと思いますが、初めからそのように進みませんでした。緊急的という事態であるならば、まず空いている町営住宅や民間

のアパートを利用していただくことが必要かと思いますが、そのような措置もせず、住宅建設計画ばかりを急いでいる、そこに矛盾を感じます。

現在もケーブルテレビで町営住宅 10 戸の募集が出ていますし、民間のアパートも空いている状態です。地域経済の活性化を図ることが行政の本来の目的だと思いますが、新しいアパートをつくることによって、今ある民間のアパートを圧迫することになりませんか、どのようにお考えでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

この今回進めております若者向け住宅整備事業、これにつきましては、町内の民間アパートの状況も調査しまして、こういった単身向けの住宅が非常に不足している、町内のそういう住みたいという方の数からして、非常に不足しているという状況から計画したものです。それも緊急的に整備しなくてはいけないというような判断で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そういう状況であるならば、民間のアパート等と町営住宅、空いているところに入っていただくという対応が必要なのではないかと私は思います。この若者向け住宅整備事業が若者の移住定住、野沢の町中活性化が目的であるならば、西会津町に若者を誘致するにはどうしたらいいのか、野沢の町中を活性化するにはどうしたらいいのか、その議論が終わらないうちに住宅の建設のみが進んでしまったのではないかと思います。新しいきれいなアパートを建てれば若者が定住するというものではなくて、魅力あるまちづくりのコンセプトをまず掲げて具体化していく中で、若者向け住宅が必要ならば整備していく、そのように進めなければいけなかったと思います。

次に、プロポーザルのことです。なぜ公募型プロポーザル方式で実施するのかということですが、答弁は理解できました。そもそもプロポーザル方式の考え方は、高度で専門的な技術や知識、デザインが求められる、例えば複合的文化施設とか、商業施設のような建物に提案していただくものだと思うんですけども、1LDKの16戸の単体物の工事でプロポーザルが採用されたのはどのような根拠があったのかなと、とても疑問でありました。

6日の全員協議会の中での、雪の町の、町の雪対策の説明では、家屋の屋根の雪への対策は示されていますけれども、駐車場や敷地内の除雪、駐輪場の除雪などには明確な対策が示されず、検討していくとの答弁でした。この住宅整備計画は、計画された当初から住民が雪対策に不安がありましたし、議会の中でも、何度も雪対策はどうなっているかの質問が出ていて、町側も十分に配慮すると答弁されていましたが、今回のプロポーザルの中では、具体的な雪対策は示されなかったのでしょうか、お聞きします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず、プロポーザルですが、民間の技術、ノウハウ、そういったものを活用するということで、事業費の縮減、それから、工期の短縮が図られるということで、設計、施工一体型、その受注者をプロポーザルにより選定するという判断をいたしました。このプロポーザルですが、専門事業者からの提案を募るということで、若者が住みたいと思えるような

住宅、品質の高い住宅を、今回整備したいということで、そういう方式を選定したものであります。

それから、雪対策であります。一旦、現在、事業者からの提案がございまして、今後詳細な実施設計に入ってまいります。事業者の提案の中では、屋根雪の処理ですとか、駐車場の雪処理ですとか、そういうことが、非常にそういうことに配慮された提案ということで受け止めましたが、細かい点については、その実施設計の中で一つ一つ支障にならないように配慮して、実勢設計事業者とともに検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 最後の質問になりますので。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 雪対策に対しての住民の不安は払拭されないまま先延ばしになってしまいましたが、今後、建設中、または建設後のチェック体制はどのようにお考えでしょうか。例えば、町も注視していただきたいですけれども、第三者、例えば専門家に依頼して、厳しく検査していただくとか、そういうお考えはおありでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回発注を予定しております事業者は、専門事業者でございます。住宅整備については非常にたくさんの実績を持っておりまして、北国でも相当な施工実績でございます。そちらの事業者と十分協議して対応してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 時間があるので、これで最後になります。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この若者向け住宅整備は、旧野沢保育所周辺住民だけの問題ではなくて、町全体で考えていく必要があったのではないかと思います。先ほどの高齢者対策にもつながりますけれども、住民福祉の観点から、手当てをしないといけないところにはしっかりとお金をかけなければいけないと思いますので、町の借金を増やして若者や子どもたち世代に負の遺産を残さないように、財政の効率化に努めていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 いくつか町でご説明したことがご理解されないままご意見として言っているところがございますので、まずは、小規模多機能のほうですけれども、奥川地区からお年寄りの、独居のお年寄り、それからお年寄りだけの世帯の方々が、町中までデイサービスで来られるのが大変だということで、奥川地区につくる必要があるということで考えたものでございますので、まずその前提の部分をご理解いただきたいと思います。

それから、老健のご提案ですけれども、特別ですね、長期に入るような施設であれば、多少遠くても、1回来ていただければいいのかなということなんですけど、先ほどご提案を聞いて、なるほどと思ったのは、例えばお二人でお年寄り暮らしていて、どちらかお一人がお入りになったときに、一緒に行ったりとか、見に行ったりとかするときには便利になるのかなと思いましたが、その点については、今後検討もさせていただければなと思います。

あと、若者住宅の雪対策ですけれども、ご指摘のとおりプロポーザル方式でやっております。で、雪対策に配慮した提案をしてくださいということで、一番優秀なところと契約をしますよということでご議決をいただきたいということでございます。で、実際にその除雪をどういうふうにするかということについては、町として考えているところはございますけれども、これから建ったらば、朝何時ぐらいにやりたいとか、そういうことは地元の方と調整しながらやっていきたいということで、検討していくという答えでございますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

あと、補助事業に関しましても、ちょっとご指摘いただいた事業、具体的な事業がどういう要件なのか、今、手元にございませんで分かりませんが、おそらく75パーセントの補助が出るということは、低所得者向けのものではないかなと思っております。ですから、低所得者だけが入れるようなものとなると、私どもがつくろうとしているものと違いますので、そういったことで、今回のスキームで建てた場合には補助がないということでございまして、今回の場合は過疎債でやるのが一番有利だと判断したということでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

- 議長 2番、上野恵美子君。
- 上野恵美子 これにて一般質問を終わります。
- 議長 暫時休議します。(12時05分)
- 議長 再開します。(13時00分)

午前中、2番、上野恵美子議員の質問の中で、家事援助実践者研修についての確認をするために町側の答弁があります。

福祉介護課長、渡部栄二君。

- 福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の小規模多機能型居宅介護施設整備についての再質問の答弁のうち、家事援助実践者研修については、町が介護予防日常生活総合支援事業の中で、生活機能の低下がみられる方を対象に、軽微な調理や掃除、洗濯、買い物などを訪問型のサービスとして提供する事業として、シルバー人材センターに初めて町が委託する、事業委託する際に研修を実施したものであります。初めて研修を実施する際に行った研修でありますので、それ以降の研修は、町では行っておりません。

なお本事業は、現在、町シルバー人材センターが登録会員により提供しているもので、現在の利用者は3人となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

- 議長 小林議員、質問席へ。

3番、小林雅弘君。

- 小林雅弘 それでは、3番、小林雅弘でございます。一般質問をさせていただきます。この一般質問、3点にわたって5項目質問をさせていただきます。

まず第1に、核兵器禁止条約についての町長のお考えを伺う件についてでございます。

2017年7月に、国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国が賛成して採択された核兵器禁

止条約について、町長の考えをお伺いいたします。

私は40年前、大学で主に核と平和をテーマに倫理学を学んでおりました。そのため、町議員としての最初の質問に、このテーマを選んだものでございます。さて皆さん、ご承知のとおり核兵器は熱線や爆風によって都市を一瞬にして破壊し、人々を無差別、大量に殺戮します。広島と長崎に投下された原子爆弾は、現代からみれば旧式のもの、そして小型のものでございましたが、4カ月あまりのうちに21万人の命を奪いました。生き延びた人々も放射線障害などによって長年苦しみました。被爆者が語る言語に絶する体験は、この兵器が他に類を見ない非人道的な大量破壊兵器であることを示しています。いかなる理由であれ、いかなる地においても再び使われるようなことがあってはなりません。

2017年に国連で採択された核兵器禁止条約は、国際協定として初めて核兵器を明示的に違法とし、禁止をいたしました。この条約は、開発、実験、製造、保有など、そして使用と使用の威嚇を含め、核兵器に関わる活動を全面的に禁止をしています。この条約は6月19日現在で、既に70カ国が署名し、23カ国が批准しています。しかし核保有国は、核抑止力は自衛に必要と主張し、相手を威嚇するため核兵器をいつでも使用できる態勢を取り続けております。日本政府もこの核兵器禁止条約には署名も批准もしないと断言し、核抑止力論の立場にあくまで立ち続け、核保有国、とりわけアメリカ合衆国に追随しております。

今年8月6日、広島市長は平和宣言の中で、日本政府には唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約への署名、批准を求める被爆者の思いをしっかりと受け止めていただきたい。その上で、日本国憲法の平和主義を体現するためにも、核兵器のない世界の実現に、さらに一步踏み込んで、リーダーシップを発揮していただきたい。そう述べ、また、8月9日、長崎市長は、日本政府に訴えます。日本は今、核兵器禁止条約に背を向けています。唯一の戦争被爆国の責任として、一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准をしてください。そのためにも、朝鮮半島非核化の動きを捉え、核の傘ではなく、非核の傘となる北東アジア非核兵器地帯の検討を始めてください。そして何よりも、戦争をしないという決意を込めた日本国憲法の平和の理念の堅持と、それを世界に広げるリーダーシップを発揮することを求めます。そう述べています。

この西会津町からも、政府に対しこの条約に署名し、批准するよう声をあげていくことが必要ではないでしょうか。町長の考えを伺います。

2つ目は、学校給食費の無料化についてでございます。平成30年9月議会では、学校給食費の無料化を求める陳情が継続審議となりました。その理由の中でいくつかの論点がありましたので整理をしたいと思います。

まず、調査の結果、7割の小中学校で学校給食費の無償化、一部補助が実施されていないことが理由の1つにあげられていましたが、逆の見方をすれば、もう29.3パーセント、約3割もの小中学校が実施されている。そして、それが広がりを見せている。そう言えるのではないのでしょうか。また、周辺自治体の動向を注視しながらとも述べていますが、西会津町は、喜多方市、柳津町、三島町に境を接しています。その3市町とも半額補助を実施しています。この3つの町から西会津町を見ますと、保護者にとって学校給食費が2倍

の負担になるわけでございます。これが周辺自治体の実際です。

さて次に、継続審議にした理由の1つに、学校給食法の中で、給食にかかる食材費、並びに調理するための光熱費は、原則保護者が負担するという法の縛りがあるということでありますと述べ、あたかも学校給食法第11条2項が、学校給食無料化を認めていないがごとの印象を与えています。終わりには、現状でも設置者、市長の判断で負担の軽減が図られているという判断事例もありますと述べていますが、法の理解は条文を読むだけでは十分ではなく、どのように解釈されているのかが重要となることから、学校給食法第11条の解釈について見解を統一する必要があると考えております。

平成22年の栃木県大田原市の学校給食費無料化実施の際、文部省に学校給食法との整合性について問い合わせ、回答を得ていますので、ご紹介をさせていただきます。学校給食法では、給食にかかる経費の負担区分を定めている。学校給食費とされるものは、食材料費及び光熱水費となり、原則として保護者負担となる。しかし、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされている。また、負担軽減の手続き論までは定めていないので、軽減の方法には制約はないと思われる。

次に、福島県の見解でございます。2016年、平成28年の10月12日の我が党の吉田英策県議の質問に対して、教育長の答弁でございます。無料化は学校給食法、問題はない。無料化は学校設置者の判断。そう答弁がございました。この見解でよろしいでしょうか。

2つ目は、平成31年第2回定例会で、青木議員の質問に対して、本町の学校給食では、町内産ミネラルコシヒカリを使用し、地産地消かつおいしい給食を提供するため、町単独での補助金を交付し、食材費に充当し、保護者の負担軽減に努めておりますと答弁しておりますが、それは保護者負担の何パーセントの負担軽減となっております、また、町の年間負担額はいくらでございましょうか。

そして3つ目でございます。今まさに町が幼児教育で推進しているように、子育て世代への支援及び少子化対策の観点より、学校給食の無料化、またはそれを展望した近隣市町村と同じ程度の負担軽減を求めたいと思います。見解をお伺いたします。

大きな設問の3つ目でございます。高速道路と地域をつなぐシステム実現のためのタスクフォースを組織する提案でございます。失礼しました。提案に関する質問でございます。高速道路ができ、利便性が高まりましたが、高速道路沿いのほとんどの市町村は通過するだけの存在となってしまいました。これを改善し、高速道路の利用客と地域をつなぐ試みは、初めハイウェイ・オアシスとして提案され、私もこの町の活性化案として注目し、長野自動車道の小布施などを成功モデルとして提案したいと考えておりました。

2016年、平成28年10月5日の民報新聞に、高速道路途中下車OK、次世代型の自動料金収受システム、ETC2.0という小さな記事が載り、16年度中に実験を実施する。対象となる道の駅はこれから選定する。そういう記事でございました。そして1年後の2017年、平成29年の9月27日の民報新聞に、どのような選考過程を取ったのか分かりませんが、道の駅猪苗代選定、国交省年度内開始へ、全国17カ所で追加試行という記事が載りました。この件について、平成28年12月議会で薄議員が、西会津に導入できれば、道の駅などの利用と給油のために、ガソリンスタンドの利用が見込まれ、地域活性化にも効果が

あると期待されますと提案し、町としても十分注視していきたいと考えておりますとの回答でした。しかし、どのようなアクションを起こしたか分かりませんが、結果として、先ほど申しあげましたように、西会津町は選定されませんでした。

先日、町当局に問い合わせましたところ、国庫省としては、このETC2.0のシステムは、当面拡大しない方針とのことですが、さらにほかと異なるシステムが提案されれば検討するという感触とのこと。この取り組みは西会津町に大きな経済効果をもたらします。ネットとともに実生活の中でも、西会津町を発信する取り組みになると考えております。

先日、9月5日の民友新聞でも、磐越道若松安田間の4車線化が決定したという記事がありました。とすると、ETC2.0のシステムを含めた環境が変化することも十分考えられます。情報をつかみ、チャンスを見事に捉え、素早く対応するために、副町長をトップに若い世代を登用し、実行力を持つタスクフォースをつくり、権限を与え、高速道路とこの地域をつなぐシステムの実現を目指してはいかがでしょうか。そういうお考えがあるかどうか伺いたいと思います。

以上、これらの点について町当局の回答を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち、核兵器禁止条約についてのご質問にお答えをいたします。

本条約への参加につきましては、国の専権事項であり、一地方自治体の首長としての考えを述べることは差し控えさせていただきます。なお、先の大戦においては、多くの尊い命が犠牲になりました。あの戦禍を二度と繰り返さないよう、平和の尊さ、戦争の悲惨さを次の世代を担う若者に継承していくことが、私たちが果たすべき責務であると考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち、学校給食費の無料化につきまして、お答えいたします。

はじめに、学校給食法第11条ではありますが、これは学校給食の運営に要する経費の負担について定められております。規定では、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費、調理員等の人件費は設置者・町が負担し、それ以外の運営に要する食材費や光熱水費は、学校給食費として給食を受ける児童生徒の保護者が負担することとなっておりますが、本町におきましては、この光熱水費も町が支出し、保護者には食材費のみの負担をお願いしているところでございます。

ご質問の学校給食法第11条は、第1項で設置者、第2項で保護者の経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨としましては、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能であり、その方法についても制約はないとの文部科学省の見解が示されているところであります。

次に、学校給食費に対する補助金についてであります。本町の学校給食では、町内産ミネラルコシヒカリを使用しており、地元産米の利用促進と保護者の経済的負担の軽減を

図るため、町単独の補助金を交付し、食材費に充当しております。平成 30 年度は、年間 79 万 1 千円を交付し、約 5 パーセント程度の軽減措置を行ったところであります。

次に、学校給食費の無料化についての町の考えであります。県内においては少子化対策や子育て支援等を目的に、浜通りなど被災地域や人口減少地域等を中心に、現在、30 市町村で、学校給食費を無償または一部補助するなど軽減措置を実施しております。しかし、本年 3 月の町議会定例会におきまして、10 番、青木照夫議員の一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、文部科学省等が行った給食費無償化後の調査事例では、継続的な予算の確保や食材費の高騰などへの対応、さらには、食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりへの懸念などの課題があげられております。

一方で、経済的に負担が困難と思われる保護者へは、世帯の収入状況に応じ、就学援助制度により、本町でも教育扶助として無償対応を行っております。

なお、本年 7 月に開催した町総合教育会議におきましても学校給食費について協議しましたが、家庭教育での役割や受益者負担の必要性などを含め、学校給食費の無償化については慎重に進めるべきとの意見が出されたところであり、町といたしましては、子どもたちの学習環境の充実・支援等を鑑みながら、引き続き慎重に検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 3 番、小林雅弘議員の高速道路と町中をつなぐシステム実現についてのご質問にお答えいたします。

まず、ハイウェイ・オアシスであります。高速道路のサービスエリアなどの休憩施設と、都市公園等を一体的に整備し、高速道路利用者に潤いのあるスペースを提供するとともに、都市公園等の利用増進を図るもので、原則として、高速道路の休憩施設と、都市公園等が隣接している場合に整備できる施設であります。具体的には、高速道路の休憩施設内の駐車場と都市公園等の駐車場を連結することにより、相互の出入りを可能にするものであり、その後、連結できる施設として、地域活性化の拠点として市町村が計画する、整備する地域振興施設が加えられているところであります。

また、E T C 2.0 につきましては、ドライバーの運転支援、渋滞・交通事故の削減、物流効率の向上などを目的に、国土交通省及び各高速道路会社が導入した情報サービス基盤であります。この E T C 2.0 を活用した、道の駅利用のための高速道路の一時退出、乗り直し料金据え置きサービスにつきましては、全国 21 カ所、東北では、磐越自動車道・猪苗代磐梯高原インターチェンジ、東北自動車道・村田インターチェンジ、八戸自動車道・八戸インターチェンジで現在、社会実験として行われているところであります。

近年、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア、また一般道路の道の駅は、立ち寄ることを目的とするような魅力ある施設として整備が進められており、観光振興、地域活性化、さらに情報発信において大変重要な役割を果たす施設であると認識しております。

また今般、長年にわたる要望活動が実を結び、国土交通省において、磐越自動車道・会津若松安田間が、4 車線化優先整備区間に選定されました。今後、高速道路のさらなる利便性の向上、交通量の増加も見込まれることから、町といたしましては、引き続き、国の動向を注視し、磐越自動車道利用者の町内への一層の誘客に向け、国土交通省郡山国道事

務所をはじめ、東日本高速道路株式会社などとの連携を密にしながら、本町の課題や特性に合った方策を検討し、必要の際は関係課によるプロジェクトチームの設置も検討してまいりる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 小林議員、再質問があれば。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 町長の答弁には、国の専決事項ということでございます。それは十分に理解しているところでございますけれども、やはり私は、町長として自分の所見を、ぜひ述べていただきたいなと思ったところでございます。私は今後この問題につきましては、地方自治法第99条の規定に則り、国会、または関係行政庁に、町議会として核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書の提出などに向け努力してまいりたいと思います。また、この町の教育についても、教育等についても、この核兵器の問題、やはり取り組んでいかなければいけないと考えておりますので、その方向で努力をしてまいりたいと思います。

ちなみに喜多方市議会は、この意見書を全会一致で採択しております。私も今後、その方向に向け努力してまいります。

それでは、学校教育費の無料化についての見解でございますが、確認をしたいんですが、今までの答弁書に載っているように、いろいろお話を伺ったんですが、結果として、私が申し上げた学校給食法第11条の見解について、それでよろしいのでしょうか。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

議員おただしの中で例を申し上げられましたとおり、文部科学省のほうで、私も先ほど答弁で申し上げましたが、文部科学省の見解どおりでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 まず、今後、私は今回の質問をキックオフと位置付けております。ですから、今後この問題のベースとして、様々な議論が今までもございましたけれども、この今の答弁にあるように、学校給食法第11条2項の、この説明を基に、今後議論を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでもう1つ質問でございます。町単独の補助金ありました。平成30年度は年間79万1千円、約5パーセント程度の軽減措置を行ってきたと。このことについて、やはり公表すべきではないかと思っております。なぜかと申しますと、只見町では町の食材について、町の野菜類を補助の1つとして出しているというような、我々が取ったデータの中でございましたので、やはり5パーセント、こういう形で補助をしていますよというふうに公表すべきではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 お答えいたします。

本制度につきましては、平成10年から実施している制度でございます。したがって、十分に定着しているものというふうに判断をしておりましたが、議員おただしのとおり、町のほうで実施しております年1回の給食センターの運営会議などでは、その内訳をお示しして歳入を明らかにしているところではございますし、また、今後そういう機会がありましたら、この補助金につきましてはご紹介をしていきたいというふうに考えておりま

すので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 次に再質問させていただきます。答弁の中で、本年7月に開催した町総合教育会議においても、学校教育費について協議しましたが、家庭教育での役割は受益者負担の必要性などを含め、学校給食費の無償化については慎重に進めるべきとの意見が出されたところであり、町といたしましては、子どもたちの学習環境の充実、支援等に鑑みながら、引き続き慎重に検討してまいりますのでご理解をいただきますと、願いますという答弁でございましたが。

○議長 小林議員、申し上げます。もうちょっとマイクに近づけて。

○小林雅弘 ちょっと下向けてよろしいですか、すみません。

ということは、この審議会では、やらないほうがいいという、ざっくばらんな見方、ざっくばらんに言うところのことですか。まだ様子を見ていくということでしょうか、どうでしょう。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

1回目の答弁でも申し上げましたとおり、様々議論したわけですが、この中で、やはり保護者の方が給食費を、子どもたちのために給食費を払いながら、学校教育、子どもたちの成長を願っているということ、子どもたちに分かってもらうというようなことも大切ではないかですとか、または、親の責任と、それから行政による支援、それはどこまでをすべきか等々、様々な議論がありまして、引き続き慎重に検討していきたいというのが総論的なご意見だったところでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 この受益者負担主義、この言葉はよく使われます。しかし、この町の幼児教育、今、無償ですね。そうだと理解しております。そしてその中で、こども園ですか、その給食費及びおやつ代は町が負担していると理解しておりますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 ご質問にお答えいたします。

こゆりこども園において提供いたしております給食並びにおやつにつきましては、今現在、保護者の負担は求めておりません。無償化となっております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私はこの取り組み、大変素晴らしいと思っているんです。そしてそれは、単に今までいろんなところで言われたように、かわいそうだからだとか、食べられない、貧しい子どもたちがいる、そういう判断ではなく、やはり少子化、そして子育て世代を応援するという、この姿勢、これによって生まれた、そして実践された町の政策だと思っています。大変素晴らしいと思います。

一方でそれをあげながら、もう一方で、こういう形での受益者負担の必要性とか、あるいは慎重に進めるべきという意見は、正直言って私個人としては納得できるものではございません。やはり将来的にわたって、少なくとも近隣市町村と歩調を合わせる、半額補助ですね。さらに将来の無償化を展望して、それをどう実現するか、それをやはり考えてい

くべきではないでしょうか、町の見解を求めます。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 お答えいたします。

答弁の繰り返しになることもあるかと思いますが、先ほど来、お答えしていますとおり、確かに町の様々な子育て支援施策というのはございまして、先ほどの福祉介護課長の答弁のとおり、保育所において無償化している部分もございまして。一方で、今回ご質問いただいた小中学校における給食費の部分につきましては、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、負担しづらい、できない世帯に対しましては、就学援助費で支援を、無償化の支援をしているところでございます。

そういったこともございますので、保護者に負担いただける、負担していただく部分は負担していただいて、それ以外で子どもたちの教育環境の整備につきましては、町としてしっかりやっていくと、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私の質問がいけないのか、ご理解をいただいていないのかなというふうには思いますが、少子化対策、そして子育て支援の1つとしてやるべきではないのかというふうな質問でございます。決して、以前説明をいただきに行って、経済的に大変なご家庭に対する援助の問題、支援の問題、十分理解しております。聞かせていただきました。私が申し上げているのはそういう点ではございません。町として子育て支援、少子化対策の観点からどうなのかというところを問うているわけでございます。同じ回答を3回繰り返されましたが、そういう点がちょっと、申し訳ありませんが、私の言い方が悪かったんだと思っておりますが、ご理解いただいていないのかなというふうに思って、残念に思っております。

この問題につきましては、確かに、ざっくばらんに申しますと、財源の問題です。議会でも、ちょっと失礼します。陳情について否決されたときに、否決というか、継続審議になったときに、こういうふうな意見もございまして。国、県の財政支援が得られるようなことがあれば、この無料化というものは、ぜひ本町でやるべきだという話もされました。議会の総務常任委員会ですか、その中で意見の中の1つとして、こういう意見もございまして。

ですから、結局は、この町としてどのような姿勢で、将来どのような町をつくっていくのか、そのために少子化対策、先ほどから繰り返し申しますが、少子化対策、子育て支援の1つとして提案できないのか、そういうことを申し上げておるわけでございます。結果として、やはり、さっき総務常任委員会であったように、私はこの意見、私は正論だと思っています。一概にできるものではございません。それも十分理解しております。ですから、ただ、その姿勢が、やるべきだ、あるいはそういう方向を目指すという姿勢があれば、私は乗り越えられない障害などないというふうに考えております。どのようにやっていくのか、それどうすればいいのか。ところが、できない、この一言で全ては立ち止まる、あるいは後退してしまいます。できないと答えたとたんに思考が停止いたします。

ですから、ぜひこの町でも幼児教育について、小中学校での学校給食費の無料化について、やはり真剣な取り組み、姿勢を見せていただきたいと思っております。その件についていか

がでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、子育て支援、確かに給食費の無償化という部分も子育て支援の大事な点だと思いますが、私もその辺感じておりますが、子育て支援、給食費の無償化だけではないような感じがいたします。今、本町においても、先ほど財源という部分のお話がありましたけれども、限られた財源の中で、どういう子育て支援をしていくのかというところを考えていくことが大事なのかなと、そのように思っております。

現状をお話いたしますと、本町におきましては、給食費の未納ということは、現状ほとんどない状態なんです。先ほどの経済的に厳しい家庭については、就学援助という制度がありますので、そういう意味では、給食費の対応については、本町としては納めていただいている。だったらば、教育費の、給食費の無償化という部分は、もっとさらに学校教育の内容充実にあてていくことが、私は大事なのかなと、そういう意味では本町の行政の予算化についても、教育改革に対して大変なお金をいただいております。そういう意味で、教育子育て支援をしていく上に、どこに焦点を当てていくかということ、先ほど7月の総合教育会議の中で、どうしていくかということ、これから協議していこうということの話になりましたので、ですから、確かに給食費の無償化も子育て支援の1つの策だということ、考えながら、今後検討していきたいなと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 教育長からの明確な答弁、ありがとうございます。確かに子育て支援、学校給食費だけではございません。ただ、私は町民の皆さんの目線、子育てをしている方々の目線からすると、一番の負担が学校給食費、年間5万円から6万円。ここにメスを入れる、ここに補助をしていく、これも大変大切な支援の1つだと考えております。この問題につきましては、今後財源問題を含めてご提案をさせていただいて、いきたいと思っておりますので、ここではこれで終わらせていただきます。

それでは3つ目でございます。高速道路と町中をつなぐシステム実現のためのタスクフォースという問題です。町の回答、答弁ですと、プロジェクトチームをその時々につくるということが述べられておりました。で、ちょっとお伺いしたいんですが、私よく分からないものですかからお伺いしたいんですが、これからハイウェイサービスをこちら側から提案するという余地は、果たしてあるんでしょうか、お願いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

高速道路と町中をつなぐ仕組み、そういうシステム、これについては、非常に町の活性化に有効な手段じゃないかなというふうに考えております。町は以前、高速道路インターチェンジ設置された際に、高速道路の脇に高速道路の高速バスの停留所を誘致しまして、それによって、現在、野沢若松間の高速バスが運行されており、それは道の駅と高速道路をつなぐと言ってもいいかと思っております。それから新潟若松間も運行されています。そういったように、高速道路を使った町の活性化策というのは、非常に今後も取り組む、取り組

んでいかなければいけない施策の1つだと思っております。

今、具体的にETC2.0ですとか、議員おっしゃられましたハイウェイ・オアシス、こちらのほうは西会津インターチェンジには該当しないものでありますが、そのほか、何ができるのか、今後有効な策、出せるように検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私の質問並びに提案は、プロジェクトチームではなくて、もう少し実行力のある少人数で決定権のあるタスクフォース、これを要求しておるところでございますけれども、やはり町としては、この高速道路と町、この地域を結んだ情報発信元、あるいはそのシステム、これについては、やはり前向きに取り組むというご判断でしょうか、どうでしょう。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

議員言われたタスクフォース、これについての概念については、認識不足なところもありまして、プロジェクトチームということで言い換えさせていただきましたが、何かする際には、町として職員によるプロジェクトチームを組むことがございます。これは、その課題に対して各課の枠を超えて専門的に取り組む組織ということで、町で規定も設けてございまして、その規定に則って設置する組織ということでプロジェクトチームと言わせていただきました。

それから、高速道路と町中をつなぐシステムでございますが、今、具体的に何が有効かというのは、まだ持ち合わせておりませんが、そういったことが可能であれば検討していきたいということでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 この町は峠に囲まれた町と言われております。逆に言うと、それだけ独特な魅力のある町につくりかえることができる。私はそう信じております。ですから、この町をどう残し、そして子どもたちの未来につなげるか、このために私は努力していきたいと思っております。今日、3点、5項目について質問をさせていただきましたが、これは先ほど申しましたように、まず手始め、キックオフとしてご理解をいただきたいと思っております。そして皆さんのご努力、様々な若い方々のご努力も、やはりもっと自分なりに勉強していかなければいけないということも感じております。

今後、議会とともにこの町の発展のために尽くしていただきたいと願う次第でございますが、それと同時に、私個人といたしましてもそのために努力していく所存でございます。

以上をもちまして私の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。4番、秦貞継です。事前の通告に従い、順次質問していきたいと思っております。

まずはじめに、地域で支える教育の在り方についてであります。町の将来を担う子どもたちへの教育は大変重要と考えます。また、生まれ育った郷土を愛する町独自の教育も必要と考えております。変化の激しい現代を生き抜く力を子どもたちに身につけてもらえる教育を目指すため、今後、必要な点について、次の点を伺います。

1つ目として、今後、地域の力を教育にどのような形で生かしていく考えか。

2つ目として、幼少期からの教育の重要性をどのように捉えているか。

3つ目として、地域の力や町の環境を生かした幼少期からの教育を発展させ、町の魅力につなげる考えはあるか、であります。

次の質問は、こゆりこども園についてであります。以下の点についてお伺いします。

1つ目として、多様化する保育へのニーズに、町はどのように対応しているか。

2つ目として、充実した保育環境の維持には、重要なポイントはどこであるか。

3つ目として、より充実した保育環境を目指すため、今後はどのような取り組みを行うのかであります。

以上、町側の明解な答弁を求めます。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 4番、秦貞継議員のご質問のうち、地域で支える教育の在り方につきましてお答えいたします。

はじめに、地域の力を教育にどのような形で生かしていくかについてであります。町では、平成29年度より、3年間の県モデル事業の委託を受け、地域学校協働本部事業を実施しております。本事業は、地域の大人や民間企業、団体など幅広い地域住民の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるものであります。

具体的には、登下校の見守りや授業支援、授業補助、部活動支援を行う学校応援事業、放課後等の体験活動や読み聞かせを行う放課後子ども教室事業、長期休業中などに学習会等を行う学習支援事業、家庭教育に関する相談や情報提供を行う家庭教育支援事業、ボランティアや地域活動を支援する地域交流事業の、大きく5つの活動を実施しております。

今後もこのような多岐にわたる活動に、地域の方々に参加いただき、皆さんの持つおられる知識や技能、経験を生かして、子どもたちのよりよい成長につなげていきたいと考えております。

次に、幼少期からの教育の重要性についてであります。幼少期の教育は、自制心・勤勉性・やり抜く力など、いわゆる非認知能力と言われる人間形成の基礎の部分の育成の上で大変重要な時期であり、その力の育成には、特に体験活動を通じた学びが必要であると言われております。

このため、町では、沖縄県大宜味村や、いわき市豊間小学校児童との交流事業のほか、地域学校協働本部事業において、地域の方々の協力のもと、季節の行事を取り入れた活動や田んぼの生き物調査、放課後子ども教室事業の休日活動での相馬市宿泊体験教室など、様々な体験的な活動を行っております。また、学校の授業においても、地域に出かけ、実際に見て・触れて・聞く、校外学習を積極的に展開しております。さらに、今年度は町の未来を担う子どもたちの新しい学びの場、西会津こども研幾塾を開講し、町の歴史や文化に触れたり、地元の農業や工業を見学するなど、体験活動の機会も設けました。

今後もこのような幼少期における多様な体験活動を通じて、子どもたちの非認知能力の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域の力などを生かした幼少期からの教育を、町の魅力につなげる考えはどのお

ただしであります、本町の地域学校協働本部事業は、その取り組みが高く評価され、昨年11月、福島県内としてはこの事業で初めて文部科学大臣表彰を受賞しました。その後は、県内各地での県教委研修会等におきまして、実践事例の発表依頼があり、平成30年度までに8回、本年度においても3回実施しており、12月には茨城県でも予定されております。また、産官学民と連携したICT教育の推進やIRT学力調査のいち早い導入など、先進的な教育改革を展開しているところであり、その取り組みは度々新聞に掲載されるなど、本町の特色ある教育は広く周知されており、町の魅力の1つにもなっていると考えております。

町といたしましては、今後も、このような地域力や産官学民と連携した教育の推進を図り、また、広く情報発信をすることにより、さらに町の魅力につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 4番、秦貞継議員のご質問のうち、こゆりこども園についてのご質問にお答えいたします。

1点目の多様化する保育ニーズに、町はどのように対応しているかとおただしであります、保護者の共働きや核家族化の増加など、家庭や生活環境の変化により保育へのニーズは多様化しております。こゆりこども園は、0歳から就学前の乳幼児に対し、保育と教育を一体的に行う保育所と幼稚園の機能を併せ持った施設として、通常保育のほかに朝・夕の延長保育や、保護者の病気、出産、介護や冠婚葬祭などで一時的に保育が必要となった場合の一時保育、さらに土曜保育も行っております。また、平成30年度から保育料を無償化したことや、乳幼児期の大切な時間を親子で過ごしたいといった家庭保育を大切にす家庭を応援するための、乳幼児家庭子育て応援金を支給するなど、子育て世代の経済的な負担の軽減を行い、こゆりこども園での各種保育と併せ、多様な保育ニーズに対応をしております。

次に、2点目の充実した保育環境の維持には、重要なポイントはどこかのご質問についてお答えいたします。

保育環境には、園児に関わる保育士、クラスの友達や家族などの人的環境や、施設や遊具などの物的環境、さらには自然や社会の事象などの社会的環境などがあります。こゆりこども園の基本方針である、子どもが安心して心地よく一日を過ごし、様々な体験を通して豊かな人間性の形成へとつなげるため、今ほど申し上げました、人・物・場などの環境が相互に連携し合うことが大切であり、それぞれの環境を計画的に構成しながら、これらすべての保育環境を満たし維持していくことが重要なポイントであると考えております。

次に、より充実した保育環境を目指すため、今後はどのような取り組みを行うのかのご質問にお答えいたします。

現在、町の保育環境は、平成29年度にこゆりこども園が開園したことにより、保育士の適正配置や、新たな施設、遊具などが整備され、人・物の環境は整っております。また、英語教室や運動教室、読み聞かせの会などによる外部からの協力、敬老会への参加、高齢者施設への慰問や芋掘り交流、日常における散歩など地域社会との関わりの場を設け、保育環境の充実に努めております。

今後は、乳幼児期の子どもの成長にふさわしい保育の環境を計画的に構成するため、現場保育士と連携しながら、保育の質の向上を図り、家庭・地域が一体となり保育環境の充実に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 答弁、分かりました。まず最初に、これ子どもの成長、生まれたときから一般社会人になるまでの大事な教育という部分で、お話、これから進めるところなんです、1つ、人間のその成長に必要な教育という部門でこれから質問するんですが、内容によっては学校教育課に聞かなくちゃいけないこと、健康福祉課に聞かなくちゃいけないことが、たぶん幼少教育からなので、行ったり来たりすると思いますが、その辺ご了承ください。これ1つの私は問題かなと思っているんですけども。

で、最初に、地域学校共同活動事業の、文部科学省大臣表彰について、これなかなか栄えある賞だとは思いますが、これ受賞した理由というのは、町はどのように捉えているんでしょうか、まずそこからお伺いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、西会津町地域の皆さんの協力を得ながら、学校と地域とで様々な活動をしている、これがとても評価されている、評価されたわけですが、中でも町独自の取り組みとなった、今回なりましたのは、家庭教育の支援事業でございます。家庭、いくつかの県内の受賞先におきましては、どちらかといいますと、放課後の子どもの健全育成に資する活動が評価されている部分がありましたが、本町においては、今ほど申し上げました家庭教育に関する相談だったり、情報提供を、この活動の中でやっているということが、特に先進的というふうに評価されていたところでございます。

具体的な内容といたしましては、小学校にオアシスという形で家庭教育の相談コーナーを小学校に位置付けたというのが1つでありますし、または、企業に出かけて行って、企業のお父さん、お母さんたちの働いている職場で、そういった家庭教育への参加について訪問活動を行った。あとは、子どもたちの相談相手、親たちの相談相手になったという、そういった取り組みが複合的に評価されているところでございまして、福島県内ではそういうことで、こういう形で初めての表彰となったところでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 文部科学省のホームページにも似たようなことが載ってました。その内容がほかの、他の模範と認められるものに対して、要は、西会津町のこういった取り組みももちろんですが、その取り組みに協力していただける、その地域の人たちの力というんですかね、これが他の模範になったと私は思います。これは、どこの地域にもあるものではなく、この西会津にある宝物じゃないのかなと、人材という目に見えない宝物なのかなと私は思っているんですが、これは文部科学大臣表彰にもあるとおり、国も他の地域の方々も認めていただいている非常にいい事業だと私は認識をしておりますので、これは今後も広く、広めて西会津の魅力につなげるべきだなと、私は個人的に思いますが、その辺に関して町の考え方はどのようにお考えでしょう。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 先ほどの文部科学大臣表彰をいただいたという点で、先ほど課長のほうからありましたけれども、先ほど答弁の中に、5つの活動という部分で、学校応援団事業、応援事業、子ども放課後教室事業、学習支援事業、家庭教育支援事業、地域交流事業と、この多岐にわたる活動をやっているという部分は、県内においても大変評価をされております。先ほど来、県の研修会におきまして、本町の担当のほうで事例報告をする際に、そのような、やはり多岐にわたる活動を推進しているという部分で、非常に評価をされているところでございますので、その辺については本町の1つの自慢というか、する部分で、今後とも引き続き進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 多岐にわたってということでしたが、そのとおりで、多岐にわたることとは、それだけの多くの人間が、地域の人たちが協力してくれたということだと私は思います。これは本当にこの町の、西会津町の誇れる宝だと思いますので、これからもぜひ大事にして育てていってほしいなど、協力していってもらえる体制は維持する努力を町は続けなくちゃいけないと私は思います。

で、この事業でございますが、補助金の減額、総務常任委員会のほうでも報告申し上げましたが、減額、あるいは廃止も検討されているということだったんですけども、今後の活動の見通しというんですかね、は、どのように考えておられますでしょうか。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 お答えいたします。

今後の活動ということで、まず3年間の委託事業ということで、まずはこの地域学校共同本部事業、今年度が最終年度になっていたわけでございます。一方で、来年度以降の見通しにつきまして、県の教育委員会のほうからは、まだ情報ということでしか示されておりません。ご承知のとおり、国においても今は概算要求の時期でありますし、県におきましても、まだ来年度の予算要求ということにつきまして、まだ決定しているわけでもございませんので、あくまでも情報ということでございますが、来年度につきましては、県としましては、今年度同様のスキーム、枠組みで進めていきたいというような情報は得ているところでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 情報収集、常に行って、素早い対応は必要だと思います。これだけいい事業でございますので、常にアンテナを張って対応できるようにしていただきたいと思います。

また、これからだんだん本質に入っていくんですが、幼少期からの教育の重要性ということで、先ほど質問したんですけども、前回、去年、平成30年の3月の私の一般質問でも同じような内容、聞いたんですけども、その場で、教育改革には幼少期からの連携が必要じゃないんですかというふうな質問をしたときに、そちらの答弁に対して、これから、幼少教育現場への体系的な取り組みを、今後も行っていく必要があると、確か答弁をいただいたと思うんですが、その後、去年から1年弱経ちましたが、その辺に関して体系的な取り組みというのは、具体的に取行われました事業等がありましたらお示しください。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 これ前回の質問は、こども園と小学校との接続ということで、私、質問したと

思うんですが、その辺に関して、こども園と小学校の連携等で、体系的な取り組み、もしくは検討を行ったのかどうかお示してください。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 お答えいたします。

実際の授業という形でありますと、かねてから実施しております外国語指導助手による、小学校に配置しております外国語指導助手がこども園のほうに行きまして、月に数回、授業といえますか、英語に親しむ活動をしているというようなことは実施しております。

また、今ほどの1点目のおただしの地域学校共同本部活動事業の中で、家庭教育の支援活動を積極的にしているというふうに、私、申し上げましたが、この中でも、例えば親子の観劇会だったり、子ども親子コンサートだったり、小学校見学ツアーだったりということで、保育所の保護者を巻き込んだ小学校との連携という部分については実施しているところでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 この後、質問がこども園のほうに移りますので、また後ほどお聞きすると思います。要は、地域で支える子育て、幼少教育に関してなので、後でまたお聞きします。

で、次、こゆりこども園についてお聞きしたいと思うんですけども、昨今、テレビ、ニュース等で報道されている家庭内での虐待、もしくは暴力で、悲惨な事件が多発しております。それは都会のほうなんですけどね、新聞報道等、テレビ等で見るたびに、あんな小さい子どもが、何であんな不幸な最後を迎えなきゃいけないのかなと思うことが何度もありました。これ、都会で起きている他人事じゃないと私は思います。時代が変わってきて、昔は、そんなに今、高度成長期、終わって、仕事もそんな、その当時は農業に携わる方とか、田畑を耕すような仕事がいっぱいあったので、比較的時間も余裕があったと思うんですが、今は時代が変わって、朝から晩まで、要は、子どもを持つ、小さい子どもを持つお父さん、お母さん、保護者の方々が、もう束縛される時間が多く、また、精神的にも追い詰められているような状況で、やっぱり昔と同じような感覚や、昔と同じような背景で、子どもを持つ親御さんへの、その保育に対するニーズというものに対して、そのサービスを提供する側のほうも、やっぱりいろいろ体系を変えたり、検討していかなくちゃいけないときにきているのかなと私は思います。

で、先ほど1番目に、多様化する保育へのニーズということ質問したんですが、現在、ずばり子どもを預けたいと願う人は結構いると思うんですけど、そういった保護者へのニーズに対して対応はできているでしょうか。また、もし現時点で把握している問題点等があれば、まずお示してください。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 ご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、多様化するニーズにつきましては、こゆりこども園が様々な保育ニーズを捉えて、提供しているのが今の実態でございます。今現在、保護者の皆さんからいただいておりますニーズについては、こども園で対応しているということで認識をしております。ただ、様々な課題につきましては、今、次期子ども・子育て支援事業計画を、今年度策定を計画しております。その中で行っておりますニーズ調査

によりまして、様々な記述式のご意見などもございますので、そういったニーズを捉えながら、これから次期計画の策定に際しては、課題に対する対応を検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 このニーズ調査というのは、開園以来は行ってこなかったんですか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 ご質問にお答えいたします。

現在ございます子ども・子育て支援事業計画につきましては、国が定めて、法律で定めております子ども・子育て、失礼しました。子ども・子育て関連3法によりまして、町が定めたものでございます。これが初めて計画を定めたことになっております。今後この計画につきましては、5年間の計画を来年度を初年度としたものとして、計画策定してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

失礼しました。その初回に、現在ございます支援事業計画を策定する際に、ニーズ調査を1度実施しております。今回、この支援事業計画を改めて次の計画をつくる際に、今回、ニーズ調査をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今、課長の答弁、ちょっと最後、聞き取れなかったです。もう1回、今回ニーズ調査を行ったと言った。それとも1回もやっていないんですか、どちらですか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

大変失礼いたしました。本年度につきましては、もう既にニーズ調査を行っております、今その集計作業中であります。今後、調査を行う予定はございません。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今回、ニーズ調査を行うということだったんですが、今までニーズ調査を行ってはこなかったんですかということ、もう一度お聞きします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

現在ございます子ども・子育て支援事業計画が、本年度で終了する計画となっております。で、この計画を策定する際に、1度ニーズ調査を行ってまいりました。本年度、改めて、来年度、令和2年度を初年度といたします計画を策定いたしますことから、ニーズ調査を、もう既に実施したところでございます。その調査したニーズ調査に基づきまして、新しい計画を、今回、今年度中に策定するということでございます。その間に、調査につきましては行っておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 1つお伺いしたいんですけども、一時保育に関してなんですが、受け付けてはどちらで行ってますか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

こゆりこども園内にございます子育て支援センター、福祉介護課の子育て支援係で受け

付けを行っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 確認ですけれども、その子育て支援センターの職員というのは、特別な、例えば、役場職員ですよね、確かに行っていると思いましたが、対応に対して、例えば研修等を行うとか、勉強を行うというようなことは行っていますかね。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

一時保育の受け付けにつきましては、あくまでも事務的な手続きでございますので、それに対する研修などは行っておりません。ただ、制度としての理解はしながら、適切な事務処理をしているということでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 事務的というお話だったんですけれども、ちょっと質問が前後すると思うんですけれども、私は、特に幼少期の教育というのは、先ほど答弁にもありましたとおり、非認知能力を育てる意味で非常に大事な時期だと思います。そこで、なんていいますかね、保護者と、要は学校の先生、ごめんなさい、保育園の先生、あと地域、この3身が、これ学校教育でも同じことだと思うんですけれども、その三角関係が非常にうまくいくことが重要だと、私は思いますが、保育現場に関しても、先生だけに任せるわけでもなく、やっぱり地域だけでもなく、保護者だけでもなく、今言った人たちがトライアングルを組んで、子どもに向かって真っすぐに向き合って、一貫した正しい道を教えていくように、非認知能力を身に付けさせていくという内容というんですかね、目標としては非常に私は大事だと思うんですけれども、私のその考えに対して、どのように思います、町はどのように捉えますか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

町といたしましても、議員と同じ考えでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 これはそうだと思います。で、事務的にといったんですけれども、私、実はこの質問をしてから、何人かの子どもを持つ、1歳児、2歳児ぐらいの子を持つ親御さん何人かとお会いしました。で、お話聞いたんですけれども、一時保育、何か非常に預けづらいんだよねという話を実は聞いたんです。理由はね、どうだか分かりませんが、ひょっとしたら、例えば、子どもというのはなるべく、本来、なるべくというか、当たり前だと思うんですけど、やっぱり自分のね、子どもの両親のもとで、やっぱり愛情たっぷりに育つというのが一番いいと思うんです。でも、どうしても預けられないときがあれば、一時保育をする。

で、例えばその事務的にね、何だろう受け付ける、受け付けないがあるかもしれませんが、言い方一つで、要は保護者さんに理解をしてもらうことができたり、逆に理解を損なう、要は信頼関係を損なうようなことも、私はあると思うんですよ。そこら辺に関して、子育て支援センターの職員、先ほど研修等に行っていないというお話だったんですけれども、その辺の重要性というのは、事務的なものだけで、それ以外に関してはお考えはなか

ったんでしょうか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

一時保育の受け付けのご質問でございますが、先ほど事務的にと申し上げましたのは、あくまでも受け付けを行う機関が行う作業でございます。それを福祉介護課の子育て支援センターで行うことを事務的にと申し上げました。ただ、保護者の方から、一時保育の利用の希望があった際には、職員は丁寧に対応しながら、あとこども園との調整なども必要となつてまいりますので、保育士の責任者である副園長と、その対応について、しっかりと相談しながら一時保育についても受け入れをしているところでございます。

なお、先ほど議員おっしゃるように、一時保育という特殊な利用の仕方でございます。なかなか初めて利用される子どもさんについては、園に慣れていないお子さんなどもほとんどですので、そういった場合には、保育士1人が、その時間付きっきりで対応しているというふうな実態もございますので、丁寧な対応をさせていただいているというのが現状となっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今、保育士が1人付きっきりというところで、だと思ふんですけども、この後、充実した保育環境の維持についてということで質問しようかと思つていたんですけども、やっぱりいい政策をしても、その政策を実行する現場のマンパワー、人の力、これがないと、なかなか私は難しいと思います。要は人ですよ。

で、今、事務的にと言つたのは、そういう話だというふうに、課長の答弁ありましたけども、受け付けの対応一つで、理解してもらふこともあると思います。やっぱりその辺は、今後も検討してください。ここでは深く言いません。やっぱり理解してもらえるように、体制もありますし、ルールもありますよね。6人以上、1日6人以上受けられないというルールもありましたよね。そういったものも含めて、ちゃんと、要は、希望する方に対して分かってもらえる、ちゃんと分かりやすい説明と、あとその保育の、子どもの、その保育に関して、その親御さんの立場の重要性というのをきちっと、やっぱり説明してあげるべきだと思います。そういったことに関しては、今後も対応するね、板挟みになっている役場職員の人は大変だと思ふんですけども、その辺の対応の仕方等、研修を行う等、ぜひ検討してください。

次の質問なんですけど、今現在の入所児童数に対して必要な保育士数というのは、西会津町のこゆりこども園は何人なんんでしょうか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

8月の子どもさん、利用者数が、今現在156名おります。0歳児から5歳児までということで、各年代ごとに人数は違いますけれども、そこに基準に応じた保育士を配置しているところでございます。なお、その保育士の数につきましては、現在26人の保育士で当たっております。副園長、係長が3名、で、学童保育の先生方にもご協力をいただいているというところで、26名体制でこども園の保育に当たっております。なお、必要な人数でございますが、21名というふうに理解しております。

- 議長 4番、秦貞継君。
- 秦貞継 この21名というのは、こゆりこども園のほうだけですよ、一応確認します。
- 議長 福祉介護課長、渡部栄二君。
- 福祉介護課長 お答えいたします。
- こちらは、こゆりこども園156名を保育するための人数でございます。
- 議長 4番、秦貞継君。
- 秦貞継 21名、156名に対して21名が必要ということなんですけど、確か学童保育のほうにも保育士さん3人、行ってらっしゃいましたよね、それ確認したいんですが。
- 議長 福祉介護課長、渡部栄二君。
- 福祉介護課長 お答えいたします。
- 学童保育に3名の保育士が専属で当たっております。
- 議長 4番、秦貞継君。
- 秦貞継 すると、26名いるうち、確か産休がお二方いらっしゃったかなと思いますが、21名で回しているということなんですけども、今後、これから来年、再来年度とかで、向こう2年がかまいませんけど、来年退職する先生方は何人くらいいらっしゃいますか、来年、再来年まで、分かれば教えていただきたいと思います。
- 議長 福祉介護課長、渡部栄二君。
- 福祉介護課長 お答えいたします。
- こゆりこども園の保育士につきましては、町からにしあいづ福祉会に委託をしております、保育士の先生方は、皆さんにしあいづ福祉会の職員となっております。なお、にしあいづ福祉会、60歳で定年ということでございますので、来年60歳を迎えて定年される方はお二人です。
- 議長 4番、秦貞継君。
- 秦貞継 今現在、保育士の募集は行っていますか。
- 議長 福祉介護課長、渡部栄二君。
- 福祉介護課長 お答えいたします。
- 来年度4月1日採用のにしあいづ福祉会の保育士としての採用募集でございますが、募集はしてございます。募集をしたところ、1名の応募があったということでございます。
- 議長 4番、秦貞継君。
- 秦貞継 大幅に1人増えたということ。要は2人お辞めになるけど、退職されますが、1人しか来ないと。私、何が言いたいかというと、やっぱり保育士さんの人数ですよ。先ほどの説明だと21人で、今、26人いると。で、2人が、今、産休状態だったかな。で、24名体制。ちょうど21人で学童保育3人入って21名。
- ただ、これ一時保育とかあったときってどうするんですか、一時保育が、先ほど保育士1人が付きっきりになると言っていましたよね、で、入所定員、確か一時保育は6名ですよ。こういった場合、例えば町内から6名の、例えば冠婚葬祭等で困った事例があって、どうしてもお願いしたいといった場合というのは、どういうふうに対処されるのでしょうか。
- 議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

先ほど保育士の人数が26名と申し上げました。学童で3名、そのほか副園長と保育係長がクラスを持たずに、各担当を持ちながらこども園のほうに勤務しております。一時保育の申し込みがあった際には、そういった副園長、保育係長と、あとクラスの調整をしながら対応させていただいているということでございますので、基準を満たしながら園の運営をしているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 万が一ということはないかもしれませんが、6名来たときは、これもう受けられないですよ、正直ね。でも、例規集には6名までと書いてあります。受ける決まりはできているんですけど体制が整ってないと、要は人が足りないんだと私は思います。

で、これ新聞記事だったんですけど、保育料無料化によって、その保育士が、ただでさえ保育士が足りない、今、騒ぎになっているのが、この後、例えばそれを無料ならお願いしたいという方々がいっぱい増えてきたときに、そのしわ寄せというんですかね、対応しなくちゃいけないのは現場の先生なんですよ。それが全国的にも不足しているしということで、先日の新聞に載ってました。ちょっと今、ここに持ってくるのを忘れちゃったんですが、保育士の確保というのは、非常に重要で、これ今の答弁だと、何とか回しているという話なんですけど、これから先のことを考えれば、この保育士の確保に関しては、もっと本腰を入れて、いっぱい来てもらえるようにしなくちゃいけないと思いますが、どうお考えですか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

保育士の採用につきましては、町が業務を委託しております、にしあい福祉会が職員を採用するというのでございますので、にしあい福祉会と連携しながら、関係各所に働きかけて、できるかぎり地元出身者で資格を持ってらっしゃる、学校に行ってる方、また、資格を持ってらっしゃる方で地元に残ってる方、そういった方に働きかけながら、必要な保育士数は確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 こちらが委託しているところなので、福祉会のほうでということなんですけども、結局、こっちは指導しなくちゃいけないですよ、ですよ。こうやったらどうですか、ああやったらどうですか、要は一緒になって考えていかなきゃいけないと思います。

で、地元でという、今、課長お話出ましたけど、これ地元からね、地元の自宅から通ってもらえるのは、本当は一番いい保育士さんかもしれませんが、本人の負担を考えても、一番そうかもしれませんが、これ人を集めるんだと、今後はもうちょっと幅を広げて、例えば、学校出てこない保育士さんなれませよ、ですよ。そういった学校なんか、例えば求人を出すとか、もしくはこゆりこども園の魅力を発信するとか、こういった方策等も福祉会とお互いに検討し合って、よりよい人材確保の環境を築いていかなきゃいけないと思いますが、いかがでしょう。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

議員おっしゃるように、にしあいつ福祉会に業務は委託しておりますが、町の職員が園長としてこども園の運営に関わっております。そういった観点からも、保育士の確保なども福祉会と一緒に、これから取り組んで、保育士の確保は取り組んでいかななくてはいけない課題なのかなというふうに考えております。

また、言われるように、そういった資格取得の学校についても、これから介護職員が少ないということで、非常に問題になっておりますが、介護職員などと同じような考えで、保育士の確保についても、そういった教育機関に働きかけてがら確保をしてまいりたいというふうに考えおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 確か、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準という国の法令があって、そこには、最低基準を超えて設備を有し、また運営している児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならないと、要は、よりよい環境をつくっていただくという例文もちゃんとありますので、やはりこれからそういった意味でも本腰を入れて、要は間口を広げて、少しでも多くのいい保育士さんが入ってもらえるよう働きかけてほしいと思っております。

また、その保育士さんが3人入っている児童福祉施設、ごめんなさい間違った、放課後児童クラブなんですけども、今度は学校教育課になるんですか、なんですけども、ここに保育士さんが3人行っているというんですけど、これ保育士さんじゃないとだめなんですか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、現在、こゆりこども園の保育士3名が専任で、その業務に当たっております。なお、その保育士につきましては、保育士という資格は必要ございませんが、町のほうでは保育士資格を持った職員を配置しているというところがございます。なお、必要なのは、放課後児童クラブの支援員という研修がございます、その研修を受講した職員が1名いなくてはいけないという規定がございますが、そういった規定に基づいて保育士の中でその研修を受講して、今、運営をしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 結局、保育士さん入っていただいているんですけど、確か小学生の結構高学年の方も入っていたと思うんですよ。あの、結局、保育士さんはいつも小さい子ばかりみていると思うんですけど、あんな体のでっかい子がいっぱいいるのであれば、かえって学校の先生ね、卒業した方とか、要は小学校、中学校の教員経験者のほうが、要は子どもの気持ち、小学校、中学校の子どもの気持ちが分かるんじゃないのかななんて思うんで、今すぐその答えはいただけないと思っておりますが、放課後児童クラブの、その人員配置に関しても、今後検討する必要があると思っております。

で、今、ちょっと話をしましたが、先ほど来、最初の質問でも申し上げましたが、この

町の地域の力というのは、私は本当に非常にこれから、せっかく退職されてね、静かな退職後の華やかな人生を送っていらっしゃる方もいらっしゃいますが、その、要は地域のそういう、まだ元気な方もいらっしゃいますし、そういった意味で、そういう人たちの力を借りる、要は保育現場にも生かせるところは生かしていったほうが私はいいと思います。まずそこをどう考えるかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、学校終了後、家庭に戻っても子どもさんがお一人で不安を抱えているようなお子さんを、放課後児童クラブの教室でお預かりして、親御さんがお迎えに来るまで、安全安心にお預かりするといった事業でございます。今現在、最高学年が4年生の子どもさんを、児童の4年生の子どもさんをお預かりしているということで、あと残りは、やはり1年生から2年生といった低学年のお子さんが利用希望が多いというのが例年の実態となっております。

先ほど保育士3人が、そこに放課後児童クラブの運営に当たっていると申し上げましたが、先ほど来、話のあります保育士不足といったところからも、なかなかその保育士、資格を持った先生を確保できないといったところで、こども園の運営と学童保育、その放課後児童クラブの運営を併せ持って、これから考えていかなければならないときに来ているのではないのかなというふうには感じております。

あと、地域の方のご協力といったところでは、小学校のお子さんたちが放課後こども園のクラスにまいりまして、そこで保育所の先生方が親御さんにバトンタッチするまで、安全に子どもさんをお預かりするわけなんですけれども、どうしてもやはりその中で、毎日同じような活動をしていますと、子どもさん方が、なかなか発奮する機会がない、活動がちよっとこう乱雑、乱雑といいますか、活発になってしまうということもございませぬので、子どもたちがその時間を有意義に過ごせるようなために、そういった地域の皆さんの持っていらっしゃる知識ですとか、技術などを活用して、子どもさんの健全な育成に役立てるといというのは非常に大変有意義なことだと思いますので、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 先日、西会津中学校の校長先生が、保育園の授業参観、保育参観ですかね、にわざわざ出向いていただいて、その保護者さんに対して、保育の重要性というんですか、愛を育てるのは愛という、講演を行ったと。その話を聞いた保護者さんたちが、非常によかったというお話を聞いたんです。これも地域の力だと思います。先生、自分の業務があるにも関わらず、わざわざ西会津の子どものために足を運んで、そういった講演をやっていただけるのは、これは本当にありがたい人材だと思います。

こういったように、やっぱり保育園の先生方は、私はいっぱいっばいだと思います。本当に大変で一生懸命よくやってもらっていると思います。窓口の職員の方々だって一生懸命やってもらっていると思いますが、それだけで足りないもの、もしよりよい充実した保育を目指すのであれば、今、紹介したようなね、協力してくれようという人たちもいるんです。こういう人たちに対して、やっぱり協力を求める。ただ、なんて言うんですかね、

ボランティア精神がもちろん大前提だとは思いますが、来てもらったら、ありがとうございましただけでなく、それはうちの町も、これもある保護者さんからいただいた意見なんですけども、ちゃんと、それでご飯食べられるようなことはないにしても、その人たちに対する感謝の気持ちというのは形にして、ちゃんとありがとうございましたと、その代わり協力よろしくお願いしますと、こういう体制をつくっていくことが大事だとお話をいただいたことがありました、町民の皆さんからね。

今後、これは、確か保育料無料化で、国から10月から、確か保育料無料化のお金がおりにくるとは思うんですけども、こういったものの使い道も、せっかく最初にね、子どもたちのために使おうと決めてお金ですから、これはやっぱり今言ったように、本当に真に、子どもたちのために一生懸命頑張ろうとってくれる人たちのためにも、私は有効に活用していくべきではないのかなと思うんですが、その辺、お考えはどのような感じでしょうか。これ町長かなと思うんですけど、お聞きしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

議員おっしゃるように、小さなお子さんが成長する過程において様々な刺激を受けながら成長するわけなんですけど、その中でも、今回、保育参観においでいただきました西会津中学校の五十嵐校長先生については、その子どもさんを育てる家庭の保護者の皆さんに、ぜひ中学校の校長としての考え方と、あとは自分の子育ての中で感じたことを、早いうちから感じてほしいといった校長先生の強い思いで、今回、保育参観においでいただいて、保護者の皆さん向けにお話をいただきました。議員おっしゃるように、非常に保護者の皆さん、そのお話の間、しっかりと先生目を見つめながらお話を聞いているというのが、私も実際に会場に出向いてお話を聞いたわけなんですけど、それが非常に印象的でありました。

やはり、町が子育て支援センターといったセンターをこゆりこども園に併設して、子育て支援をさらに進めていきたいといった中には、保護者の方々の、やはり子育てに対する考え方も非常に大事になってくるのかなと思います。その中でも若いうちから、本当に若いお父さん、お母さんが、子育てに対して本当に真剣になって子どもさん一人を育て上げるという気持ちになっていただくというのが、非常に早いうちから、この先生の講話によって意識付けができたのではないのかなというふうに感じております。

町でも、さらにそういった子育て支援につきましては、取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問の中で、いわゆる人材をどう確保するかということですね、ちょっと私も申し上げたいと思いますけど、定年で退職される方は毎年何人か出るわけなんですけども、これは介護福祉の関係もそうですし、それから保育士さんもそうですし、あるいは町の職員も、特に資格を持っている方たちを募集しても、なかなか集まらない。非常にこれは私の町だけでなく、いろんな自治体で頭を痛めているところなんですけど。

私は、例えばの話、保育士さんは、だいたい60で辞めて、その後、なんとかその方たちに、もっともっとその協力してもらえないのかなというようなことで、そういう人たちの

名簿、いわゆる登録制度というのかな、つくって、その人たちが毎日ではないかな大変なので、ある人に、ちょっと聞きましたら、何で協力してくれないんだといったらば、やっぱり30年も40年も勤めると、やっぱり休みたいというのがあるんだそうです。で、そういう人たちを、やっぱり毎日では大変なんで、何かあったとき、例えば一時保育とか何かなったときに、そういう人たちを、やっぱり活用できる制度、あるいは介護福祉の問題で、いわゆるあれも資格がないとだめなので、これもやっぱり退職してからも、その技術をやったり有効に、もうちょっと、半分ボランティアの気持ちを持って協力してもらえれば、私は小規模多機能型居宅介護施設でもそういう人たちを有効に活用できるんじゃないのかなというふうに思っております、やっぱりこれからどんどん人口が減っていく中で、新しい人材を活用するのが非常に難しい時代に、今、入っているわけで、そういう中で、いろんな人、退職された方をもっと皆さんの協力をいただいて、いろんな施設で有効に、やっぱり運営できるように、そういうシステムをやったりつくらないといけないなということ、常日頃思っているわけですが、今後、そういうことで進めさせていただきたいと思います。質問する時間なくなって申し訳ありません。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 時間がきましたので、うちの町にはね、先ほど来、何回も申し上げましたが、地域学校共同と、ほかからも認められる素晴らしい事業もあります。そういったものをどんどん拡充させて、町の魅力につなげて、よりよい教育を行って行ってください。

以上です。

○議長 暫時休議にします。(14時51分)

○議長 再開します。(15時10分)

6番、三留正義君。

○三留正義 議場の皆さん、こんにちは。6番、三留正義です。先ほど昼食のときに庁舎の窓から外を見ますと、台風、それほどなく過ぎて行ったのかなというふうに見えたんですが、秋の収穫前、倒れないで終わってくればよかったなと思っていたんですが、稲は、まだ田んぼ見ていないので分かりませんが、大丈夫だったのかなと、ちょっと安堵しているところなんです。

今回の定例会に一般質問通告しておりますので、よろしく願い申し上げます。テーマ、3つ出しておりますので、順次読み上げてまいります。

1つ目、本町の財政についてということで、平成30年度決算の状況と財政指数から、今後の財政運営における課題点について伺います。

次に、鳥獣対策について。鳥獣対策はあえて2つに分けました。

1つは、サルやクマによる農作物被害の対策と成果はどのようになっているのか、また、今後の取り組みは、どのような対策が考えられるのか伺います。

2つ目として、昨今、イノシシの農作被害が大変多く寄せられているところになっております。これについても現在までの取り組みと成果はどのようになっているか、また、新しい取り組みなどの考えがあるのか伺います。

3つ目、最後には、水道組合で運営をしているところの状況と将来について。自治区等で水道組合を運営しているところがありますが、高齢化などの大きな問題を抱えた中で、

持続的運営が危ぶまれているところもあるようです。

そこで、この実態を町ではどのように受け止めているのか、また、将来的に我が町の水道事業、大きな意味の水道事業ということで、あるべき姿について検討しているのかを伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 6番、三留正義議員のご質問のうち、水道組合で運営をしているところの状況と将来について、お答えをいたします。

本町の水道事業は、町民生活に欠かすことのできないライフラインであり、町が管理している水道施設として、野沢や尾野本、上野尻地区に給水する上水道施設1カ所のほか、奥川など7カ所の簡易水道施設、青坂など3カ所の飲料水供給施設がございます。

一方、町内の自治区等で水道事業を運営している水道組合は現在15組織あり、それぞれの組合が独自の規約に基づき、管理・運営を行っております。組合運営のメリットとしましては、多くの場合、施設整備が短期間で可能なこと、インシャルコスト・ランニングコストとも安く抑えられることなどがあげられます。また、町では、施設整備や機器修繕等に対し8割補助を行い支援しているところであります。

しかしながら、水道組合の中には人口減少の影響で施設管理における1戸当たりの費用負担が増えていることや、高齢化等により事業運営が困難になってきている水道組合もあります。また、このような状況は本町に限ったことではなく、全国的な傾向であり、組合の自助努力で解決できない場合には、広域化や統合のほか、市町村による人的、財政的支援や市町村への移管などが考えられます。町内の水道組合の現状を見ますと、それぞれ状況が異なり、統合等による解決が難しいところもあります。また、物理的に統合が可能であったとしても、組合統合先との費用負担の公平性の問題など、多くの課題があると考えております。

このため、町といたしましては、定期的に水道組合の皆さんから水道事業の現状や意見をお聞きしながら、できる限り地元負担の軽減や継続的な事業運営ができるよう支援するとともに、将来的に事業継続ができない状況になった場合には、町への移管等も含めた対応策について、鋭意検討してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 6番、三留正義議員のご質問のうち、本町の財政についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成30年度決算の状況であります。一般会計の歳入総額は63億5,965万9千円で対前年度比12.9パーセントの減、歳出総額は61億4,182万5千円で対前年度比11.7パーセントの減となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億150万7千円の黒字となりました。また、特別会計につきましても全ての会計において黒字で決算いたしました。

なお、前年度と比較して一般会計の歳入、歳出総額が減額となった主な要因ですが、役場庁舎移転整備事業や町道野沢・柴崎線整備事業、菌床生産培養施設整備事業等の大規模事業が完了したことなどによるものであります。

次に、平成 30 年度決算における主な財政指数についてお答えいたします。起債の償還額が指数に影響及ぼす公債費比率が 6.3 パーセント、準公債費比率が 6.4 パーセント、実質公債費比率が 12.5%、将来負担比率が 115.6 パーセントとなり、前年度と比較して若干率が上昇いたしました。

上昇した主な要因であります。普通交付税の減額により標準財政規模が減となったこと、小学校整備事業や認定こども園整備事業など、近年の大規模事業実施に伴う起債償還額の増などによるものであります。なお、現在のところ小学校整備事業のような大規模事業は計画されておられませんので、公債費比率等の財政指標は、令和 4 年度をピークに減少していく予定であります。

次に、町税や各種譲与税・交付金、普通交付税などの経常的な歳入に対する経常的な歳出の割合である経常収支比率であります。93.6 パーセントとなり前年度と比較し、4.1 ポイント上昇しました。

上昇した主な要因であります。普通交付税の減額や国際芸術村を新たに指定管理したことなどによる指定管理委託料の増、給付費の増加による介護保険特別会計繰出金の増などによるものであります。なお、経常経費の中には、出産祝金やケーブルテレビ事業、町民バス運行事業など、本町の政策的な事業の経費も含まれており、毎年約 1 億円が特別交付税で措置されております。

経常収支比率につきましては、比率が低いほど政策的事業や投資的事業により多くの財源を充てることのできることから、現在、作業を進めております事務事業の見直し等により、経常経費の削減に努めてまいる考えであります。

次に、今後の財政運営における課題についてのご質問にお答えいたします。本町の歳入の約 40 パーセントを占める普通交付税が、3 年前と比較して約 1 億 5,000 万円の減額となっております。地方交付税につきましては、所得税や法人税、消費税等の国税 5 税が財源となっており、景気の動向も影響するため、今後の見通しは不透明な状況にあります。

このような状況の中、今後も引き続き健全財政を維持していくとともに、住民福祉の向上や町の活性化に資する事業などを展開していくため、自主財源の確保や事務事業の見直し等を一層推進してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 6 番、三留正義議員の鳥獣害対策についてのご質問にお答えします。

はじめに、1 点目のサルやクマによる農作物被害の対策と成果、今後の取り組みについてですが、ニホンザルにつきましては、被害防止パトロールの強化や電気柵設置の推進、緩衝帯の整備や未利用果樹木の伐採、ケーブルテレビを活用したサル出没予報の提供などの対策を講じてまいりました。その結果、直近 3 年間の被害は横ばいで推移しており、被害の増加を食い止めていると認識しております。

また、昨年度から鳥獣被害対策専門員を新たに配置し、追い払い講習会の実施や電気柵の普及強化に努めるとともに、大型オリの新設と小型オリの増設、捕獲報奨金の改定等を行ったところ、8 月末現在で前年同時期と比較して捕獲頭数が伸びており、本年度の被害は全体的に減少するものと見込んでおります。

ツキノワグマにつきましては、被害報告があった際には、速やかに現地を確認し、被害

が再発する恐れがある場合には緊急に捕獲許可を出して、迅速な捕獲対策を行ってまいりました。また、里山の間伐により、クマが出没しにくい環境づくりを進めるとともに、人的被害を防止するため、広報紙やケーブルテレビを活用した注意喚起にも努めてまいりました。クマの出没数は2、3年ごとに変化する傾向にあることから、成果を客観的に分析することは困難ですが、近年は人的被害もなく、農作物被害も最小限に抑えているものと認識しております。

今後の取り組みについてですが、ニホンザルにつきましては、集落ぐるみの追い払い対策の強化、電気柵の推進による防除の拡大、大型オリの活用と小型オリの増設による捕獲の強化を図るなど、総合的な対策を推進し、被害の軽減に取り組んでまいります。

ツキノワグマにつきましては、これまでどおり、出没時の迅速な対応と被害防止の啓発、里山の緩衝帯整備に取り組み、農作物被害の軽減と人的被害の発生防止を図るとともに、ホームページ等を通じて広く情報の共有を図り、町民の不安解消に努めてまいります。

次に、2点目のイノシシの農作物被害対策の取り組みと成果、今後の取り組みについてですが、これまで、冬期間のイノシシの一斉捕獲に取り組んできたところ、降雪量の多い年には30頭を捕獲できたものの、雪の少ない年には捕獲頭数が伸びなかったことから、被害の拡大防止には至っていない状況です。このため、昨年度は奥川の松峯地区をモデル集落に選定し、県・町・集落が連携して集落ぐるみの電気柵設置事業に取り組んだ結果、当該地区での昨年度の被害はゼロでありました。本年度もこの地区への維持管理のフォローアップを継続して行っておりまして、地区の被害をゼロに抑える見込みであります。

さらには、本年度新たにくくりワナを追加購入するとともに、捕獲報奨金の見直しも行い、捕獲対策を強化しております。また、集落ぐるみの電気柵設置についても、現在、奥川の小屋地区と向原地区、睦合の上谷地区において、県の交付金事業や、水土里環境委員会と町の補助事業をそれぞれ活用した取り組みを進めているところです。

今後の取り組みとしましては、まず、捕獲の強化を図ります。これまで困難だった檻ワナによる捕獲について、餌の選定やセンサーカメラでの監視など改善を加え、実施に向けて取り組んでまいります。また、くくりワナについても増設を進めるとともに、新たな取り組みとしましてICTを積極的に活用した実証システムを導入し、捕獲技術の向上に取り組んでまいります。さらには、ワナによる狩猟免許取得者の増員が図られるよう、PR等に努めてまいります。

次に、集落単位での防除の強化を図ります。昨年松峯地区での成果を踏まえ、集落単位での電気柵の設置事業の拡大を進めます。具体的には、集落の環境診断や要望調査をもとに、町の補助事業や水土里環境委員会の事業、県の交付金事業等を積極的に活用しながら、普及拡大に努めてまいります。

町としましては、鳥獣被害防止について今後も対策を強化していく考えであり、これまで以上に農作物等への被害軽減と町民の安全安心の確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 各テーマごと、答弁をいただきました。まず、町長から答弁をいただいた水道のほうから何点か伺っていきたく思います。もう最後の一言は聞くまでもなく、

どうしようもなくなる、そういった状況になってくれば町への移管を検討するという答弁をいただいたところではありますが、瞬間的に、今現在、まず聞きたいのは、組合で運営している水道、水道組合で運営している地区が、今現在の各法令、条例の中で、移管しようとしたときに、できるのかできないのか、まず今の現状ではどうなのかということについてお伺いします。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

現在、水道組合に関する法令上のご質問でございますけれども、法令上は、水道法は適用外の区分になってございます。それで、国の水道法の疑義集というものがございまして、ここに集落営のことが触れておりました。それで、簡易水道事業、集落営の水道事業、簡易水道事業を市町村において委託を受けて経営するとき、その所有権うんぬんかんぬんはどうなるのかというような問答の回答としましては、水道施設は借用でも差し支えないと、権利はそのまま管理権を市町村が持っていればよいというような解釈がございまして、法令上の解説を見ますと、道は開けているのかなというふうには思っております。

ただ、町長の答弁にもありましたように、やはりそれぞれの組合、事情違いますので、それぞれの状況、運営状況、本当に困っている部分は何なのかですとか、よく聞き取り、話し合いをした中で、真に必要な支援はなんなのかというのを見極めながら、検討させていただきたいと考えております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 一応、道は開けている。今すぐうんぬんという問題、当然ね、各、それこそ今、課長が言ったように、状況も違う、経費率も違う、いろいろ内容が違う、構成員の年齢、そして数も違って来るわけでしょうから、ただ、今定例会で経済常任委員会から報告が1つあった内容も、これとかぶっているかと思うんですが、本当に戸数が少ない、そういったところでもう、その地区からは、一番最初の訴えがあがってきたということで、私も今回の質問に1つあげたわけでありましてけれども、1つのことから、今、黒沢だとかね、ほかのところもまだ未完のところがあって、大変これは、ちょっと複雑な問題だなと思っています。

しかし、例えば簡水、その他にいっぺんに引き上げるんじゃなくても、やり方によっては、例示的なものでいいんですが、例えば、町がこういった、部分的に運営に入っていくとか、そういった事例とかは、福島県だとか、そういったところからは、そういった事例とか何かはあがってませんか。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

県の指導機関でございます会津保健所、現時点では、質問いただいてから聞き取りという段階ではございますけれども、保健所管内の状況を、実際、水道組合のような、困窮しているような、例えば組合があった場合、どのような管理体系、形式とか、例示ありますかというような聞き方いたしました。その辺でちょっとお答えしたいと思うんですが、市町村で、実際対応はまちまちではございます。ただその中で、状況もよく、本町と同じように聞き取りしながら対応されているかと思うんですが、一部ではありますけ

ども、経営統合したとか、若干管理のほうも町のほうで、自治体のほうでやっているというような事例も少なからずございました。ただ、全く水道組合でやっているというところと、それぞれやっぱり運営状況が異なるということがいえるのかなというふうには感じております。この辺も参考にしながら、将来的に十分検討していきたいなと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 水道のことについては、まだこれからね、先なので、一応先の糸口が見えたということなので、質問を変えていきたいと思います。

財政、本町の財政についてということで、何点かお話していきたいと思います。まず、町長の提案事由の中で、黒字で結ぶことができましたというお話をいただきました。で、私、いろいろ資料というか、その中で思うところがあって、財政調整基金を平成30年度、どれだけ積み増して、どれだけ崩したか、まずそこをお伺いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 財政調整基金のご質問にお答えをいたします。

平成30年度末の財政調整基金の年度末残高でございますが、8億486万円ということでありまして、前年度、29年度末と比較しまして、1億3,225万4千円の減ということでございます。積み増し、取り崩し等につきましては、各補正予算で剰余金が出れば積み増しをし、その財源として必要であれば取り崩しをするといったやり取りで、30年度は、1億3,225万4千円、取り崩しが多かったということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 取り崩しが多かったということで、その並びの先で聞いたかったのが、実質単年度収支、過去3年、ちょっとこう比準的にお答えいただきたいんですが、金額ベースで。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 実質単年度収支についてのご質問にお答えをいたします。

まず平成30年度決算における実質単年度収支につきましては、1億3,994万9千円のマイナス。前年度、29年度、平成29年度につきましては、8,541万8千円のマイナス。28年度の決算におきましては、9,218万5千円のマイナスということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 実質単年度収支からも一般財源への依存、負担といったほうがいいのか、負担が、平成30年度に限っていえば、前の年よりは結構過重がかかったのかなというふうに見ていました。そのことに関してなんですが、経常一般財源比率、そして経常収支比率ともに経常一般財源比率が96.2、経常収支比率が93.6ということで、だいぶ接近してきていると見ていたんですが、やはり財政の硬直というよりは、普通交付税も4回だか、こう分かれて入ってくる。シーズンの財源が潤沢な月もあれば、薄い月があって、計画的に資金運用をなされているとは思いますが、少しずつやっぱり取り回しはやりにくい状態になっているのかなと、私個人では見ているんですが、財政のほうではどのように分析しておりますか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず、ご質問にお答えする前に、先ほどの実質単年度収支、3カ年の数字を

ご説明いたしました。平成30年度につきましては、先ほど1億3,994万9千円のマイナスというご説明をいたしました。その額と30年度の交付税の決定額、普通交付税、そこから特別交付税の決定額の減、前年度と比較して1億4,279万3千円減額となりました。ちょうどだいたいその額が実質単年度収支のマイナスというような、過去もそうでありますけども、交付税の減額分が実質単年度収支の赤字分にだいたい相当するのかなということでございます。まず1点それをお答えしまして。

それから、経常収支比率と経常一般財源比率でしたか、その関係についてご説明を申し上げます。まずはじめに経常一般財源比率でございます。この比率は、標準財政規模に占める経常一般財源収入の割合ということでございまして、先ほど議員申されたとおり、平成30年度の数値が96.2パーセントであります。主な増の原因でございますが、若干前年度よりも増えているということでございますが、一番の要因につきましては、標準財政規模、分母となる標準財政規模が減額になっているということでございます。

標準財政規模と申しますのは、交付税の算定の際の標準税収入額と普通交付税の額、それから、臨時財政対策債の発行可能額、その合計であります。前年度と比較しまして、標準財政規模が2,039万9千円減額になっております。分母が少なくなっていると。それがまず1つ。

それから、経常一般財源収入につきましては、すみません、ちょっと整理します。

失礼しました。もう一度お答えをします。平成30年度、96.2パーセントでございます。前年度の29年度が96.9パーセントで、0.7パーセント下がってます。下がった要因を申し上げますと、先ほど申し上げた標準財政規模では数字が2,000万ほど下がってまして、で、分子となる経常一般財源収入、これにつきましては、1款の町税から10款の交通安全対策費までの合計、そこから特別交付税、特交ですか、特交を引きまして臨財債を足した数字です。それも下がってまして、分母、分子とも下がってまして、結果、前年度より0.7パーセント減になっているということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 内容、数字的にも少なくなってきた、分子、分母。そこで、一番最初に、私、聞くの忘れたんですが、平成30年度の標準財政規模、金額ベースでお伺いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 標準財政規模の金額ということでよろしいでしょうか。平成30年度の標準財政規模でございますが、34億6,744万2千円であります。前年度より2,039万9千円の減額ということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 分かりました。標準財政規模は、若干下がったということですが、やはりそうすると、大きく分母が動く要素というのと、あと普通交付税、下の経常収支なんかは、やっぱり交付税絡みが、やはりぐっと圧迫してくるところなんだなというふうに見て取れますが、一番最初の答弁でね、やはり健全財政、健康的な財政を目指していくということありますから、やはり今後も、ここは敏感に、慎重に扱ってほしいなと思います。

そして、2つ目、今日は財政の中でも借入、町債のことでちょっと2、3お話ししたいなと思って今日は来たんですけども、一般会計ベースで話していきたいんですが、今、町

の起債残高をこう見ますと、平成 30 年度、全員協議会の資料でいくと、平成 30 年度で、だいたい 62.5 対 37.5、このうち 37.5 パーセントについては、町の負担、ほかは交付税措置なりされるということで見てよろしいのか、そこを確認します。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 起債の借入残高及び交付税で措置される割合についてのご質問にお答えします。

今、三留議員がおっしゃった平成 30 年度の決算で、地方交付税で 62.5 パーセントが交付税措置されるというお話でしたが、これは一般会計及び特別会計の全ての会計の償還額に対する交付税算入でございます。ちなみに一般会計だけで申し上げますと、平成 30 年度末の現在高が 75 億 399 万円であります。そのうち、交付税で算入される部分が 76 パーセントでございます。一般会計で言いますと、76 パーセントが交付税で算入されるということで、残高 75 億 399 万円のうち、交付税で措置される部分が 57 億 303 万 2 千円ということで、実質町の負担額は 18 億 95 万 8 千円と、24 パーセント分は町の負担ということでございます。

○議長 6 番、三留正義君。

○三留正義 これは公債費率も、実際数字がね、僅かずつ伸びて大きくなっている。できれば小さいに越したことはないんでしょうけれども、公債費率が前年度が 6.2 に対して、今回は 6.3 パーセントと、過去を見ても、やはりこう伸びてきている。そういった中で、償還金ですね、返済金、年次別の返済金についてで、ずっとここう見ていったんですが、全員協議会資料を追っていても、令和 3 年ぐらいまでが償還額のピーク、どんどんどんどん償還する金額が上がっていくように見て取れます。かといって事業うんぬん何とかということではないんですけれども、やはり過疎債なり、この後、来年も確か事業が、来年というか今年かな、今年の実業の分もあって、またこう膨らんでいく、残高的には膨らんでいくんでしょうけれども、やはりなかなかこう、私この将来負担比率のところと合わせて見て考えていたんですが、将来負担比率が全国、国で言っているのが 350 という数字で言っているんですけども、学者先生というのは、経済指標というのは、指数の基準というのは、自治体の人口はほぼ横ばい、もしくは増加、横ばい、最低でも横ばいで想定しているんだろう。

で、うちの町は、いろいろ一般質問に出ましたが、人口が減少していく、そういった町であります、内容からすると。そうすると 350 なんて言ったら、もうたぶんほとほとな状態になると思いますが、ちょっと状況について、ちょっと私も掌握しきれないんで、過去に将来負担比率 200 を超えていた時代があったのか、まずそこら辺の確認を、1 つ先にさせてください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず、将来負担比率、過去 200 超えたことがあるのかというご質問でございます。将来負担比率につきましては、過去一番高かったのが、平成 19 年度でございます、その率が 202.9 パーセントであります。それが本町では一番高かったと。それから、少しずつ下がって、平成 25 年には 100 を切って、それからしばらく少しずつ下がっていったと。で、今回 29 年度決算で 111.4、それで 30 年度決算で 115.6 と、上がってきたとい

うことでございます。

これは、先ほどご答弁でもご説明いたしましたが、近年の大規模事業、例えば小学校の建設であります。小学校の建設につきましては、事業費で20億、起債の借入も10億弱、借入しております。それから、認定こども園、これにつきましても事業費が約9億、起債の借入が6億2,000万ほどと。こういった大規模事業に伴う多額の借入によって、各指数で、今の将来負担比率も含めて上がったということでございます。

ただし、先ほどご答弁でも申し上げましたが、起債の償還額につきましては、令和4年度がピークになる予定でございます。このシミュレーションにつきましても、今の実施計画ベースで借入を予測しまして、過疎債、年間4億、それから辺地債の借入が3,000万、そういった借入を予定しましてシミュレーションを組んでございます。

それからもう1つ、将来負担比率に大きく指数の計算の際に出るのが、大きな要因になりますのが起債の残高でございます。単に単年度の償還だけでなく、その年度末にいくらの残高があるのか、それが将来負担比率、大きな算定の大きな部分になるわけでございますけれども、その起債の現在高につきましては、平成30年度の年度末残高が約75億であります。来年度、決算の見込みですと79億、それから2年度が76億、それから令和3年度に71億、それから4年度には67億と、5年度には今年度の残高よりも12億減少するというので、当然、将来負担比率等の指数はかなり下がっていくという、現在のところのシミュレーションでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 そういった中で、なかなか、やはり町の財政のほうで舵取り、町長を筆頭に、なかなかこう容易ではない内容なんだと私も受け止めております。ですから、先ほど言った実施計画ベースでは、もう借入は組んでいるよと、見込んでいるという話でありましたから、今後、それ以外のね、過疎債を借りて新しい新規事業やりたいといえ、ここにプラスアルファだと、100億、残高で100億以上ある借入をね、やり繰りしていく中で、やはり新規の事業は、よほどね、前回質問したときと同じように、必要に迫られてね、重要度合いによって、やはり選んでやっていかなくちゃいけい、よくよくもうみんなね、選択しなきゃいけない時代になってくるのかなというふうには受け取っています。

基本答弁の中の健全財政を維持していくとともにというくだりを私も重く受け止めておきたいと思っております。健全財政なのか、健康的な財政なのか、ちょっと微妙なところではありますけれども、財政方、鋭意努力してね、できるだけいい指数も健康的なものを保っていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。最後に鳥獣害ということで、最初はサルとクマということで、お話をしていきました。それで、答弁の中でICTを積極的に活用した実証システムを導入というくだりがあったかと思うんですが、ここの、今町でその想定しているものというのはどういうものなのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、岩淵東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ICTを積極的に活用した実証システムとはどのようなものかというご質問でございますけれども、先ほどの答弁の中で、そのイノシシの対策について、これについてはご答弁

を申し上げました。現在、詳しく申し上げますと、町長が提案理由の説明の中で申し上げました農山漁村振興交付金事業、こちらを活用いたしまして、現在、奥川の向原地区にくくりワナとセンサーカメラ、そしてくくりワナと連動して振動を感知するセンサー、くくりワナが発動したときに、その発動したということを感じて、それを発報する、発報というのはメールとかで通知をするシステム、これの導入を現在進めております。デモ機についての検証を行いまして、現在、その機械の調達作業を行っているところでございますけれども、事業の規模としましては、10セットほど購入をして検証する予定でございます。

仕組みとしましては、センサーカメラで、そのワナの周囲の状況を観察しながら、それでワナが発動したときに、またそこからセンサーが発動して、登録されたところにメールが来たり、あるいはそのカメラの状況は、通信を利用して動画で見れたりというようなことで、イノシシの動き、そしてワナの捕獲の状況について、実際に目で確認して、そういったカメラを使って確認して検証して、捕獲の効果を高めるといったようなシステムでございますので、概要でございますが、以上でございます。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　　ちょっと後先逆になってしまいましたが、西会津町鳥獣被害防止計画というものが、平成25年に策定されているかと思えます。特別措置法の設置絡みで、各自治体に計画が樹立されているのかと思うんですが、これは更新期限とか何かというものが、もうある程度示されているのか、まずそこからお答えいただきたいと思えます。

○議長　　農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長　　お答えいたします。

西会津町鳥獣被害防止計画についてのご質問でございますが、最新のものは策定年度が平成28年度で、平成30年度に計画を変更したものが最新のものです。これにつきましては、その都度、その計画の最終年度を迎えたら、翌年度、新しいものをつくって、場合によっては途中で変更もあるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　　分かりました。計画については分かりました。私もこの鳥獣の話、今回どうしてもしたかったのは、いよいよ私の住んでいる近くの田んぼなんです、ちょっと行って見てくれといわれので、行ってみたら、宇本町になりますけれども、なんかこう真ん中がなくなっている状態というか、初めて見ましたけれども、イノシシに踏まれて、ああ、こうなるんだなど。その近くの田は、田んぼの真ん中がカギの穴のように黒くつぶれていて、イノシシの被害にあったような痕跡が見当たりました。私、小さいころから地元にいるんですけども、本当のイノシシの本物というのは、まだ見たことないんですが、やはり生産者にしてみれば、やはり悔しいという、まず思いが一番ね、田植えをしたり、野菜を仮植してやっとなんか育ててきたところというところで、やはり、これは販売農家であろうと、自賄いの野菜をつくっている農家であろうと、最近声を皆さん大にして言ってくるというのは、やはりそれだけ精神的にも苦痛を伴っていると私は理解しています。

そんな中で、その方も、町からあれは貸与してもらっているのか、光る器具を設置していたようですが、あの機械の効果はどのように見えていますか、お願いします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員が今ご質問ありました、その光る機械というのは、青い光を発光して、イノシシなどが近づくのを防ぐ、シシバイバイという製品名でございますが、そういう機械なんですが、確かに野沢の生産者の方に複数個をお貸ししております。その後、その状況について聞き取りをいたしましたところ、1カ所に置かずに、こう場所を移動させて使えば、イノシシの忌避効果があったというふうには聞いておりますが、ただ、置いてない場所に回り込まれて、こう入ってしまったというようなことも報告を頂戴しております。

以上でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 その件については了解しました。私、イノシシで、最近テレビ報道でも皆さんご覧になった方はいらしゃるかと思うんですが、あれは囲い込みというのかな、大きなワナ、大型のワナに集団、群れごとに入れてしまうみたいな、ああいうのを報道で見たんですが、うちの町として、資金なり、コストもかかるんでしょうけども、試験的にああいうのを、やはりまずは動態、生態の調査をしないと、どのくらい生きているのかも丸っきり分からないでということにはいかないんでしょうけども、ある程度調査して、姿が捉えられるというようなところになれば、多少ちょっとお金はかかっても実証実験として、我が町にも導入してはどうかと私は考えているんですが、そういった方向で検討なんかはされていませんか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員がおっしゃっていらっしゃるのは、イノシシに対して、一定の面積に柵、あるいはバリケードのようなものを使って、そこに大量の個体を追い込んで捕獲する、いわゆる囲いワナという方式かと思えます。これについては、町も複数頭が捕獲できるのではないかとということで、期待をして調査をしておるところでございますけれども、残念ながら県のほうで、平成27、失礼しました。平成28から平成30年度まで、実証実験を行われております。これは被害の大きい浜通りの浪江町で実証実験を行われたんですが、残念ながら結果だけ申し上げますと、この囲いワナよりも、イノシシの出没に合わせて設置した箱ワナのほうが捕獲効率が高かったというような結果が出ております。

したがいまして、現時点ではちょっと、この結果を受けて県のほうでも、どうかなというような評価でございますので、もう少しこれについては調査を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 そうですね、県である程度答えが出ているということでありますれば、それはそれで。ただ、先ほどの話の流れで、我が町でイノシシの、サルのような群れの調査だとかそういったものはやってあるのか、それとも今後取り組んでいくのか、その辺はどうなのか教えてください。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長　　イノシシの個体調査についての方針についてお答えをいたします。

現在、日本全国でもイノシシの個体数の調査について、具体的に優良な事例が見つけられておりません。したがって、今後とも調査をしておりますが、現時点ではイノシシの個体調査に具体的に取り組むというところの判断には至っていないというところでございます。

以上でございます。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　　分かりました。生き物が相手なので、具体的に白い、黒いとかっていうわけには当然ね、いきませんが、水土里事業を利用したものとか、いろいろこうありますが、将来的にもね、できるだけ皆さんが導入しやすい、今だと、やはりなかなかこう手を付けにくい部分、事前に計画書を出して、水土里でとか、あると思うんですけども、将来的には、やはり手軽にこう導入していけるような、やはり安価といいますかね、やはり補助枠も少し、もうちょっと柔軟にしていけるようなことを、やはり念頭に、将来的に、将来に向けて、さらに検討を進めていただきたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長　　7番、小柴敬君。

○小柴敬　　議場の皆さん、小柴敬であります。今次定例会におきまして、大きく分けて2問の一般質問を提出させていただいております。順次読み上げて質問を始めさせていただきます。

まず大きな1問目ではありますが、同僚議員と若干かぶるところがありますので、自分なりに展開をさせていただきたいと思います。

まず、鳥獣被害に強い地域づくりについてであります。イノシシやサル等の野生動物による被害が町内の各地で発生をいたしております。特にイノシシによる食害や農地の被害が報告されております。平成30年度の県の農林水産部による集落アンケートの集計結果においても、鳥獣被害が増加傾向にあり、その対策が急がれると思いますが、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目、昨年7月の町広報紙に、ニホンザルの個体数については12群、約700頭と掲載されていましたが、イノシシやニホンジカの個体数調査についてはどうなっているのでしょうか。

2点目、松峯自治区のイノシシ対策につきまして、同紙において電気柵広域設置事業の実施状況が掲載されていましたが、その実施状況や効果についてお伺いをいたします。

3点目、ICT情報通信技術を活用したワナ監視通信システムの導入や、けもの検知センサーの設置、あるいはドローンによる遠赤外線検知技術の検討等について、町の考えをお伺いいたします。

4点目、箱ワナ、くくりワナによるイノシシの捕獲実績及び被害低減効果はどの程度あがっているのでしょうか。

5点目、昨年度、ニホンザルに対し、モデル事例として出戸自治区における大型箱ワナの設置や群れの頭数管理について提案がありましたが、その実績と効果についてお伺いをいたします。

6点目であります、有害鳥獣の個体数削減に対して、町の考えと今後の対策についてお伺いをいたします。

大きな2点目の設問であります、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税の返礼品については、総務省の通達により3割を超えない範囲で実施するようになりました。昨年度からネット掲載が始まり、今年度からは、楽天、さとふる、ANAへの掲載も始まり、各市町村における特産品PRが掲載サイトを賑わせております。今年度も目標額3,000万円に向けて、新たな農産物の掲載等がありましたが、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目、ポータルサイト4社にかかる事業委託料はどのようになっているのか、サイト使用料、インターネット導入手数料等にかかる金額についてもお伺いをいたします。

2点目、ポータルサイトによってはポイントが付くサイトもありますが、ポイントに対する町の経費等はどのようになっておりますか。

3点目、新規に掲載された果樹については、既に予約完了となっておりましたが、予約件数、あるいは金額等についてお伺いをいたします。この評判がよければ、今後の町の特産品としての拡大につながると考えますが、町の考えをお伺いいたします。

4点目、現在、町のホームページでは、ふるさと納税の外部リンクが1社のみであります、早急に4社掲載への切り替えが必要と考えるが、切り替え時期について伺います。この(4)であります、一昨日、町のホームページを検索しましたところ、4社掲載に、既に切り替えが終わっておりますので、この点については再質問はなしにさせていただきます。失礼しました。質問はなしにさせていただきます。

5点目、ふるさと納税をしていただいた方に対する西会津町の魅力発信等については、返礼品発送時や礼状発送時等に実施していると思っております、どのように対応しているのでしょうか。

最後6点目、ふるさと納税の担当課は町民税務課であります、農林振興課や商工観光課、その他の関係課との連絡については、どのように実施しているのかお伺いします。

以上の点について、町側の明解な答弁をお願いいたします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 7番、小柴敬議員の鳥獣被害に強い地域づくりについてのご質問にお答えします。

はじめに、1点目のイノシシやニホンジカ等の個体数調査についてですが、まず、ご質問にあります本町のニホンザルの個体数については、平成29年度に町が県内のNPO法人に委託し、町内の全ての群れを対象に、目視による詳細な全頭調査を行った結果に基づく数値であります。次に、イノシシとニホンジカの個体数については、環境省と福島県がそれぞれ発表をしておりますが、捕獲数からの推計値でありまして、市町村ごとの内訳は出されておられません。また、その他の鳥獣についても、県内では一部の市町村でニホンザルの個体数調査をしているほかは、詳細な調査が行われていないと認識しております。

一般的に、ニホンザルのように群れで行動し日中の目視が容易な鳥獣については、個体数の詳しい調査が可能ですが、イノシシやニホンジカのように夜行性で群れを持たない鳥獣は調査が難しく、専門業者に依頼しても精度の高い結果が期待できません。このため、

町としましては、ニホンザルの個体数調査は行ってまいりましたが、それ以外のイノシシやニホンジカ等については、調査を実施しておりません。

次に、2点目の松峯自治区のイノシシの電気柵設置事業の状況と効果についてですが、同地区では平成30年度に県・町・集落が連携して集落ぐるみの電気柵設置事業を実施しました。集落内の水田4カ所、計2.9ヘクタールに集落の共同作業で電気柵の設置と管理を行った結果、被害をゼロに抑えたところです。その後も県と町で維持管理についてのフォローアップを行っており、今年度も被害がゼロに抑えられる見込みであることから、十分な効果が得られていると認識しております。

次に、3点目のICTの利活用についてですが、ワナ監視通信システムと、けもの検知センサーにつきましては、現在、奥川の向原地区において、イノシシの捕獲対策として、カメラ機能とセンサー機能、そして通信機能を合わせた捕獲システムの実証事業を進めているところです。また、ドローンによる検知技術については、平成28年度に町内の3カ所で赤外線カメラを搭載したドローンを用いて、ニホンザルの頭数調査の実証実験を行いました。結果としては、画像の精度や気温の影響から正確な調査結果が得られなかったため、今後の導入には、まだ技術的な改良が必要であると認識しており、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、4点目の箱ワナ、くくりワナによるイノシシの捕獲実績と被害低減効果についてですが、平成29年度は全体で30頭捕獲したうちワナ捕獲はゼロ、平成30年度は13頭のうち1頭、本年度はこれまでワナでのみ1頭を捕獲しております。ワナの実績は、いずれもくくりワナによる捕獲です。現時点では捕獲の効果は上がっておりませんが、ワナの設置数を増やすとともに、センサーカメラ等のICT技術を活用しながら、十分な効果が得られるよう今後も取り組んでまいります。

次に、5点目のニホンザルの大型箱わなの実績と効果であります。昨年の秋から、奥川の出戸地区にニホンザル用の大型オリを設置しております。昨年からは延べ10頭を捕獲しており、今後、秋から冬にかけて餌のなくなる時期に、まとまった数が捕獲できるものと見込んでおります。同地区の周辺には約100頭の群れが活動しており、引き続き大型オリを活用して、個体数を半数程度までに削減できるよう重点的に取り組んでまいります。

次に、6点目の有害鳥獣の個体数削減に対する町の考えと対策であります。被害の大きいニホンザルやイノシシについては、重点的に個体数の削減に取り組んでまいりる考えであります。一方、被害が比較的少ないニホンジカやツキノワグマにつきましては、被害が拡大しないよう捕獲等の迅速な対応に努めてまいりる考えです。具体的な対策としましては、未利用果樹木の伐採や里山の間伐、電気柵の普及拡大を進め、鳥獣が増えにくい環境整備を図ってまいります。さらに、箱ワナやくくりワナの設置数を増やすとともに、ICT等を活用して捕獲実績の向上を目指してまいります。また、捕獲活動の強化にともない、捕獲隊員の増強を図る必要があり、ワナ免許取得者の増員にも取り組んでまいります。

町としましては、鳥獣被害防止について今後も対策を強化していく考えであり、これまで以上に農作物等への被害軽減と町民の安全安心の確保に取り組んでまいりる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 7番、小柴敬議員のご質問のうち、ふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目のポータルサイト4社に係る、事業委託料についてであります。株式会社インサイトに693万円で業務を委託しております。業務内容につきましては、ポータルサイト4社への返礼品の掲載管理、定期便、在庫管理、コールセンターへの運営、WEB広告、パンフレットの制作、返礼品の新規開発等であります。

サイト使用料、インターネット導入手数料であります。まず、サイト使用料につきましては、同額ではなく、低額なサイトは、ふるさとチョイスで、月額利用料が3,750円、寄附金額の1パーセントが手数料となっております。また、最も高額なサイトは、楽天市場で、月額利用料が寄附金額の10.1パーセント、概ね3から5パーセントが決済手数料となり、合計13から15パーセントが手数料となります。その他サイトは、この範囲内にあります。

次に、2点目のポイントの付与に対する町の経費等はどのようになっているのか、とのご質問であります。町の負担はございません。

次に、3点目の新規に掲載された果樹の予約件数と金額、特産品としての町の考えについてであります。議員ご承知のとおり、今年度新たにブドウの2品種を返礼品として追加したところであります。1つ目は、あづましずくという品種で、30件、18万円の寄附予約があり、2つ目は、シャインマスカットで、63件、88万2千円の寄附予約がありました。

今後の特産品としての拡大に関するご提案であります。農林振興課等と連絡調整を図りながら、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、5点目の西会津町の魅力発信等についてどのように対応しているのか、とのご質問にお答えいたします。現在、礼状及び寄附金受領証明書発送の際、同封できる大きさのパンフレット等がございませんので、行っておりませんが、今後は、同封可能なパンフレット等の作成も含め、町の魅力発信について検討してまいりますので、ご理解願います。また、返礼品発送時につきましては、サイト運営事業者との契約上、パンフレット等の同梱は禁止事項として示されておりますので、行っておりません。

次に、6点目の農林振興課や商工観光課、その他の関係課との連携についてのご質問であります。現在、農林振興課とは、農林産物の生産状況や生産者の方々の情報等についての連携をしております。また、商工観光課とは、各種イベント等でのパンフレット配布のほか、サイト掲載用の町の観光データや画像等の提供、企画情報課とは町の風景画像の提供など、ふるさと納税の推進に必要なサイト構築や返礼品開発等の連携をしております。

今後も、関係各課が連携・協力のもと、より見やすい、寄附者の方が寄附したくなるようなサイト構築など、ふるさと納税の推進と併せて地場産品の振興にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、答弁いただきましたので、順次再質問をさせていただきたいと思っております。まず1点目の、イノシシ、二ホンジカの個体数調査、これに対してはなかなか実施できないというような答えが返ってまいりました。現実にはしていないということでありましたが、ネットのほうで平成30年度福島県農林水産部環境保全農業課ですか、アンケート

の実施調査ということでコピーさせていただきました。これによりますと、各市町村の全自治区にアンケート調査を実施したということでありますが、このアンケート調査の内容及び、それから回答等について、町はどのくらい把握をしているんでしょうか、その内容等も含めてお聞きいたします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員がお示しいただいた調査については、各自治区等への被害状況の調査、これを県が行ったということでした。町についても同様に、被害があった自治区全戸へ被害調査も実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 手元にある目的と方法、回収結果ということを見させていただきますと、1集落1枚のアンケート用紙を配布したというふうに記載してあります。配布部数は県内で5,439件。そのうち記入者が住所を特定できた3,530件について質問内容を記載、図式したというふうな結果でありまして、町においてイノシシ、それから二ホンジカ、サル、それからアライグマとか、アナグマ、こういったところまで詳細に、ツキノワグマ、ハクビシンですか、そういったところが掲載されています。

その中で、やはりなかなかアライグマとか、ハクビシンとかというのは、夜行性で特に我が町内では、最近町中でもハクビシンが見かけられるようなことになりましたけれども、このイノシシに関してやると、イノシシ被害はやっぱりアンケート結果として深刻だと、大きいというようなことでありまして、なかなか定着しているけれども、実態調査が行われていないということで、やっぱり回答がありました。その夜間徘徊するというようなことでありますので、そういった調査、なかなかできないと思いますが、先ごろ松峯自治区において、夜間のセンサーカメラの調査を行ったということで、金曜日の日にその動画というものを見させていただきましたけれども、非常に箱ワナの入り口付近にエサとして何かまいたか、確か小麦粉とか小糠とかということをお伺いしましたけれども、約30頭近くがうごめいているわけですね。ああいったセンサーの設置というものに関して、やはり今後、どのような形で何か所ぐらい、町内5地区それぞれにイノシシ被害が広がっているということでもありますので、町として取り組んで、ある程度の個体数調査ができるんじゃないかというふうに考えるわけですが、その辺に対して町の考えをお伺いします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ただいまご質問がありました松峯地区での、そのセンサーカメラを用いたイノシシの対策、これをどのように拡大していくのかということでございますけれども、現在、まだ実験途中でございます。議員がただいまご質問でおっしゃったとおり、カメラの映像にはエサでおびき寄せられたイノシシが、20から30頭近く群がっている状況が確認できておりますが、これをもう少し継続して、ワナで捕獲できるように、ワナと申しますのは箱ワナですね、檻タイプのワナで捕獲できるように進めてまいる考えでございます。

ただ、1つ条件がございまして、周囲には場がございまして、電気柵等で、集落単位

の電気柵等で周囲の、近くのは場などにおびき寄せられたイノシシが入らないような、そういう対策とセットで進めていく必要があるのかなというふうに、現在は評価をしております。今の実証の実験については、もう少し結果をお待ちいただきたいと思います。これがうまくいけば、今ほど申し上げましたとおり集落ぐるみでの防除対策とセットで、各地区へ進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今の件に関して、松峯自治区のセンサーカメラ、あれで見ますと、すぐ近くに箱ワナが実際あるわけです。で、いつごろそれを取り付けて、どのくらいの期間そこに設置したかも含めて、果たしてその箱ワナに入ったのか、入らないのか、それをお聞かせください。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今ほどご質問ありましたカメラを設置した松峯での実験の状況でございます。現在の環境を設置いたしましたのは8月15日ということで、だいたい1カ月にまだなっていないかなというような状況でございます。で、今の状況ですが、最初は檻から離れたところにエサをまいて、そこに誘引をいたしました。で、だんだんと檻の手前までエサをまいて、そこに誘引をして、今まさに檻の入り口の目の前辺りまで集まってきている状況です。これから今度は檻の中にエサを入れて、で、そこにイノシシが出入りするようになって、それからワナを発動させるというような段階でございます。

これは全国でも同じような事例があって、実際、近くまで来ているから檻の中にエサを入れてみて、よし来るぞと思って仕掛けをくっつけたらば、その日から来なかったというようなこともありますので、慎重に今進めておりますので、確実に捕獲ができるように努力をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今、課長から答弁ありましたけれども、私、農業の番組が好きで、金スマという番組のひとり農業という番組、よく見させていただいて、あれで、箱ワナではなくて大型の柵をつくって獲ろうということで、まさにエサでおびき寄せて、30頭ぐらい入ってきた。で、翌日にそのワナの仕掛けを外して、ワナにかかるように、柵が降りるように、留め金を外したところ、翌日行ったところ、1頭もかかってなかったと、実際にそのセンサーカメラの実績見ましたけれども、やはりその点、今後そういったことも含めて慎重にやっただいて、1頭でも多く捕獲していただきたいと思いますというふうに考えますので、その辺は今後も引き続き継続してやっていただきたいと思います。

また、松峯自治区以外にも、小屋自治区、向原自治区、また昨日、私、上谷地区の電柵状況、見させていただいてきました。まさに上谷自治区におきましては、田んぼの中が縦横無尽にイノシシが入って、土がむき出しているというような状況もカメラに撮ってききましたので、相当やっばり各地において被害は広がっているということでありますが、各単位、集落において、集落の水土里事業とか、いろいろなもので電柵をつくるのにお金を補助するというものでありましたけれども、広さによって、若干その金額的には差があると

と思いますが、上谷地区のところで、3自治区で設置したということでありましたけれども、その総額の金額、あるいは各自治区の持ち出しの金額、自治区の負担ですね、その点はどのようにしておりますでしょうか、教えてください。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員が今ご質問いただきました上谷地区の例について、電気柵の金額についてお答えをいたします。総額では72万円かかっております。このうち自治区の持ち出し分でございますが、ちょっとお待ちください。自治区の負担分は17万7千円ほどとなっております。これを上谷地区の3つの集落でご負担されるということでございます。区長さんから、どのような形でご負担を、それぞれの耕作者からいただくのかというようなことでお伺いしたところ、いわゆる反別割、耕作面積に応じて個人から負担をいただくということを聞いております。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 総額72万ということでしたが、その中で、水土里事業で充てんされた金額はいくらで、実質、その残りの半分が町負担ということでしょうか、若干数字が違ってくると思うんですが、その点、もう一度お願いします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

総事業費72万円ほどかかっております。このうち水土里環境委員会で40万8千円ほど補助をしております。これは水土里事業の重点事業でございます。さらに町から13万5千円補助をしております。

なお、町の補助金については、水土里環境委員会の水土里事業で補助にならなかった、対象にならない部分で町の補助対象となるものについて、2分の1程度の補助をしているということでございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 補助金等、あとかかった金額等については、よく理解できました。しかし、この補助事業に関して、去年の広報紙を見ると、補助は1人、または1団体1回のみということですので、その翌年に関しての、町はどのような手配というか、ソーラーであれば安く済むとか、それから、設置事業というか、集落内の、各皆さんの集落内での事業として、人それぞれ出て、またさらに田植えの時期から、そういったやつを設置しなきゃならないのか、それとも、一応設置しちゃえば、刈り取りが終わった段階で、一応やっぱりそれは設置を、どこかに保管しておくということで考えてよろしいですか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

集落単位での電気柵の設置の一連の作業について、その流れについてちょっとお答えをさせていただきたいと思います。まず、水田であれば、春先の草のあまり生えていないときに設置をするのが一番望ましいというふうに考えてございます。その後、降雪前まで設

置をして、雪によってどうしても設備が破損いたしますので、降雪前には一回撤去すると、そしてまた来年設置するというような流れになります。

議員が、ソーラーであれば安く済むのかというようなお話ありましたが、ランニングコストのことかと思いますが、確かに電池式のもの、ソーラー式のものがありますが、ソーラー式のものでランニングコストは安くつきますが、本体がちょっと高めでございますので、その辺は考慮をして導入をしているということでございます。

あと、集落のその作業的な負担、これにつきましては、いずれの集落も、設置、撤去とも集落の共同作業で行っていただく、また、草が伸びたりしますと漏電して効果が発揮できませんので、草刈りなどの作業、これも集落の共同作業で行っていただいております。

そういった中で管理をしていただいて、で、どうしても部分的に不備があったり、あるいは設置の仕方がちょっとまずくて十分な効果が得られない場所があったりというようなところは、町の専門員が集落にフォローアップをしまして、そういったところを補完して、そしてイノシシが入らないような、そういうフォローアップ、ケアをしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、質問を順次変えていきたいと思っております。このICTに関する実績ということで、今現在やっておるということでもありますので、その点に関しましては、今後もしっかりと進めていっていただきたいと。

4点目の箱ワナ、くくりワナ、これに対してもよく理解できたと思っております。ただ、箱ワナ、くくりワナによる実績がなかなかあがらないということでもありますので、今後、12月から3月までの狩猟期、一昨年、約30頭獲ったということでもありますので、その狩猟期に、おそらくこんなにかいたのかというようなことかと思っておりますけれども、そのときを待って、有害鳥獣に対する対策、特にイノシシですね、行っていただきたいというふうにして思います。

5点目のモデル事業としての出戸地区、10頭の捕獲ができた。それで今年度、今、エサが豊富にあるので、ちょっと見込めないみたいな形ではありますので、今後これも期待してまいりたいと思っております。

最後の有害鳥獣に関して、この9月5日の民報紙において、福大の研究グループの発表で、2018年、約3万頭を捕獲したそうであります。現在、県内5万4千から6万2千頭が推定としてみられるというようなことでもありました。2010年度から比べて約8倍ということでもあります。我が町においても、おそらく全然いなかったのが、これだけ増えてきたというようなことから考えますと、やはり相当数増えていることでもありますので、個体数削減ということでお願いをしたいと思っておりますが、県のほうの鳥獣被害対策のマニュアルに対しても、課長が答弁されました近づかせないとか、エサ場をなくす。あと囲って守る、集落のみ、全体での体制を取る。で、やはり一番は捕獲、個体数を減らすということが、その削減につながります。で、今現在、農家の営農意欲がある段階で、しっかりと捕獲をしていただかないと、今後ますます被害が増えれば、農家の営農意欲が減退し、なおかつ電柵等の、それに対する持ち出しというか、金額がかかるということでもありますの

で、それに対して早急な対策を、今後もしっかりとやっていただきたいというふうに考えます。

それでは、質問もふるさと納税のほうに移らせていただきます。

○議長 時間を延長します。

○小柴敬 ポータルサイト4社にかかる金額につきまして、株式会社インサイトというところで693万ということでありました。これ昨年の実績、今回の決算書によりますと、納税において歳入が1,010万4千円ということでありましたが、そのいろいろな経費に関しては、歳出が1,007万4千円というように記載されておりました。今現在、そのポータルサイトに掲載していて、今現在までのふるさと納税寄附金額、分かる範囲で、各、トータルでしか分からないんですか、それとも4社別々に分かるんでしょうか、その辺お示してください。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 再質問にお答えいたします。

まず、8月末現在の今年度の寄附総額でございます。合計で222万7千円、件数で157件という状況でございます。サイトごとの寄附の申し込み件数でございます。これは電話とか窓口での申し込みというのを除いておりますので、あくまでもこの222万7千円には合いませんが、ふるさとチョイスで98万6千円、楽天市場で85万4千円、さとふるで22万でございます。なお、ANAにつきましては、9月の2日にオープンしたばかりでございますので、実績は8月ありませんでしたので、今のところこの3社の実績ということになります。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 よく理解できました。4社掲載、実質、私も質問提出に行ったときに、3社かなと思ったらANAというような言葉を聞きましたので、1社増えたということでありました。今後、おそらくそういったところ、ANAの場合はマイルというポイントも付くそうであります。で、楽天ポイントも非常にたぶん魅力になってて、それで、特におそらく楽天のホームページに果物の掲載があったんですが、そのほかには果物の掲載はあったんでしょうか、なかったんでしょうか、お聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 果物掲載は楽天市場以外にというご質問かと思いますが、ふるさとチョイスにも掲載してございます。で、さとふるにも掲載はしてございます。ただ、ブドウの掲載が、ネット掲載が6月17に掲載してございます。それから、その掲載してから1品種のあづましずくは、だいたい10日くらいで予約が、予約完了という具合になってございます。その後、数的に量がありましたシャインマスカットにつきましては、8月中旬には予約完了ということになってございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 新たにこういった果物という、新たな魅力的なふるさと納税の返礼品ということであるわけですので、これに対して、やはり契約農家の自助というのがあります

けれども、おそらく町としてこういった魅力的な果物に対して、今後どのように展開をしていく方向でおりますでしょうか、その点お伺いします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

果樹の生産支援に対する展開ということでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。ブドウ、シャインマスカットについてでございますが、一言で申し上げますと、大変よろしいんじゃないかなというふうに判断しております。なぜかと申し上げますと、西会津町では果物の生産の種類、あまり種類が多くないわけでございますので、ここにきてシャインマスカットやあづましづくの生産が出てきたというのは、大変よろしいことかなというふうに判断してございます。

シャインマスカットを例に取りますと、本県ではありませんが、産地のほうでは5年の、いわゆる標準の経営モデルというのがございまして、作付けしてから5年後に評価をするというような形を取っているようでございます。現在その西会津のシャインマスカット、まだ2年目くらいかなというふうに記憶してございますので、もう2、3年状況を見ていきたいなというふうに考えてございます。

また、その生産額、粗収益についても、今の2、3倍くらいは見込めるのかなというふうに捉えておりますので、もう少し経過を注視しながら生産者と情報を共有して、できる支援を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それに関して1点質問がありますけれども、その生産農家、今、1者というようなことでありますが、若手の農家の方とか、あとは遊休耕地等に、町として今後推奨して、耕作農家を広げるといような方向性は考えていますでしょうか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ブドウの作付けを遊休農地対策、あるいは若手の農業後継者へ広めていく考えはあるかというご質問かと思えますけれども、先ほども申し上げましたが、まだその産地で示している経営モデルのレベルには、まだ達していないという部分が1つございます。そして、現在のところ、ブドウよりも収益のあがる作物について、若手の農業者も取り組んでいるところでございますので、一概に、じゃあこれをやれよということはまだ言えませんけれども、このブドウの生産の状況をよく注視しながら、その十分な所得が得られるといひますか、そういった成果が見込めるようであれば、また若手の農業者とも意見交換をしながら、これについては情報共有してまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、遊休農地の解消という部分については、馴染むか馴染まないかという部分については、はっきりした考えは今のところ持ってございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 果樹が今後発展するようなことにつながるように、町は進めていっていただきたいというふうに思います。

また質問を変えさせていただきます。ふるさと納税していただいた方の住所等は、おそらく町として掌握しているわけでありますから、我々商売人とすれば、DMを発送して、さらにふるさと納税と若干方向性が違うんでありますけれども、町の魅力発信として観光交流協会ないし、振興公社等が積極的に、今現在よりっせで取り扱っている産品を、積極的にそういった方々にPRするという方向に対して、町等は指導等は行っていないんでしょいか、お聞かせください。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えいたします。

寄附の申し込みの際に、町からのダイレクトメールを希望するかという欄もございまして、ほとんどの方が希望しないというようなことでありますので、なかなかそれも同封できないというのがありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 担当課について先ほど答弁いただきましたので、担当課はそれぞれ頑張っているということでもありますので、今後とも横のつながり、しっかりとやっていただきたいと思います。

1点、この楽天に掲載されたレビュー、これを読み上げて私の質問を終わりたいと思いますが、楽天に8月28日に掲載されたものであります。これは、返礼品はミネラル野菜だったそうです。それで、タイトル、この品数、大きさ、そしておいしい。注文して2週間程度で届きました。17種類、種類については、ネギとかトウモロコシとか、掲載されております。新鮮、大きさ、厚み、そしておいしさ、いくつもふるさと納税していますが、満足度ナンバー1です。いう評価を受けております。来年度は1年分6回お願いしたいというふうな掲載がありました。私としても非常にこれを読んで、このミネラル野菜に対する評価が随分上がっているというふうに思います。今後ともふるさと納税、しっかりと町としてやっていっていただきたいと思いますということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(17時06分)

令和元年第7回西会津町議会定例会会議録

令和元年 9月10日(火)

開 議 10時00分  
散 会 16時24分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 第7回議会定例会議事日程（第5号）

令和元年9月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 西会津町森林環境譲与税基金条例

日程第3 議案第2号 西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 西会津町税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例

散 会

（一般質問順序）

1. 伊藤 一男
2. 猪俣 常三
3. 多賀 剛
4. 青木 照夫

○議長 おはようございます。令和元年第7回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、おはようございます。私は伊藤一男であります。今日は3項目にわたって一般質問の通告をしておりますので、これから順次質問をしたいと思います。

まず1項目目は、農山漁村振興交付金事業についてであります。本事業は、全国13カ所のモデル地区の1つとして採択され、西会津地域活性化協議会を設立し、今年度から3年間、同協議会が事業主体となり事業を実施するようではありますが、この事業予算や取り組み内容等についてお伺いをしたいと思います。

次に、2項目目として、集落支援員の増員についてであります。本町においては、高齢化が著しく進行しており、集落機能や活力の低下が顕著になってきているところであります。こうした状況を踏まえ、現在、町では1名の支援員と協力隊の集落支援担当の2名が奥川、新郷地区を中心に活動され、大変成果があがっているようであります。そのほかにも、野沢、尾野本、群岡地区においても支援を必要とする集落があると思うが、支援員を増員して対応する考えはないかお伺いをいたします。

3項目目は、地域おこし協力隊についてであります。本町では今年度、11分野に16名の協力隊を配置して町の活性化につなげていきたいとのことあります。現在まで何名の隊員が何の分野に配置されたのか、また、今後町としてさらなる活性化のために、新たな分野での活動を考えているのかお伺いをいたします。

以上、一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 8番、伊藤一男議員の農山漁村振興交付金事業についてのご質問にお答えをいたします。

おただしの農山漁村振興交付金事業につきましては、提案理由の説明で申し上げましたように、農村環境の整備を目的に、ICTを活用した定住条件強化の取り組みを支援する本年度からの農林水産省所管の補助事業であります。町では、本交付金を活用すべく事業提案を行ってありましたところ、このたび全国13カ所のモデル地区の1つとして採択され、6月20日には本年度事業費810万1千円の割当て内示を受けたところであります。

本交付金事業の事業主体につきましては、市町村及び民間団体等が連携する地域協議会であることが補助の要件であることから、5月30日に、町が中心となり、西会津地域活性化協議会を設立したところであります。この西会津地域活性化協議会が、本年度から3年間、事業主体となって、国から同協議会に直接交付される農山漁村振興交付金を財源に予算を組み、事業を実施してまいります。

具体的には、「活気ある、ずっと住み続けたい町」を将来ビジョンに掲げ、ICTを活用

した定住条件の強化に向け、埼玉県戸田市との教育連携による児童の学習支援をはじめ、イノシシ被害対策、高齢者等の見守りサービス、農林産物等集荷及び買い物支援、さらに町民の皆さんの健康づくりの5つのプロジェクトの実証事業に取り組む計画であり、公立大学法人会津大学をはじめ、東北農政局などから助言等をいただきながら事業を進めていく予定であります。

本事業の実証事業につきましては、まず、戸田市との教育連携では、戸田市児童とのコミュニケーションを取り入れた授業や西会津小学校児童にタブレットを配布し、戸田市と連携したドリル教材ソフトなどを使った授業のほか、家庭学習支援の実証活動を計画しております。

イノシシ被害対策では、イノシシの動きを感知して撮影するカメラや、くくりワナの振動を感知し電子メールなどで知らせる振動感知装置の設置による見回りの効率化、さらに農作物被害の軽減を図ることができるか実証活動を展開してまいります。

高齢者の見守りにおいては、認知症高齢者等の居場所検索、エリア見守り、緊急通報などができるGPS端末を導入し、関係団体等の連携による実証活動を行い、その有用性の検証を行ってまいります。

農林産物等集荷及び買い物支援、及び町民の皆さんの健康づくりについては、今年度は来年度からの本格的な実証活動に向け準備作業を進めてまいります。

なお、町といたしましては、円滑な事業実施のため、補助の対象外となる金融機関から借り入れる事業資金の利息や、協議会事務局員の社会保険料などの経費について、協議会に負担金として支援することとし、今次補正予算に所要額を計上したところであります。

町は、事業主体となる協議会の中心的な役割を担うこととなりますが、関係団体等と連携し、計画する5つのプロジェクトを通じ、モデル地区として全国にアピールできるよう鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

そのほかのご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 8番、伊藤一男議員のご質問のうち、集落支援員の増員についてのご質問にお答えいたします。

町では、人口減少、少子高齢化が進み、一部の集落において、農道や水路の維持管理、冠婚葬祭や祭礼、伝統行事の伝承などの集落機能の維持が困難になっている現状から、平成23年度より集落支援員を配置し、集落機能維持等の支援に取り組んできたところであり、さらに、平成29年度からは集落支援担当の地域おこし協力隊員も配置し、集落支援の取り組みを強化しているところであります。

今年度は、集落支援員1名、地域おこし協力隊2名の体制で、主に奥川地区を中心に活動をしており、弥平四郎、弥生、大舟沢、荒木の重点4集落の巡回・見守り活動や、小屋のカタクリ鑑賞会、極入の大聖歓喜天祭礼、出戸のいごと岩屋まつりといった地域資源を活用した集落主催の行事の支援に取り組んでおります。さらに、年々困難になっている農道や水路の維持管理の共同作業、いわゆる人足をイベント化し、大学生を呼び込み、支援してもらい取り組みも進めています。その他、福祉座談会への参加や高齢者サロンでの支援など、福祉介護課や町社会福祉協議会と連携して地域の高齢者支援にもあたっております。

す。

おただしの集落支援員の増員であります。平成28年度に集落の状況や集落支援受け入れの意向を調査する集落实態調査を行っており、その調査結果を踏まえ、現状の集落支援員1名と地域おこし協力隊が連携する体制で集落支援にあたっているところであります。前回の調査から3年が経過し、状況の変化も考えられることから、今年度中に町内全域の集落实態調査を再度行い、その調査結果も参考としながら、来年度以降の集落支援員増員の必要性について検討してまいりたいと考えますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8番、伊藤一男議員の地域おこし協力隊についてのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等への条件不利地域に住民票及び生活の拠点を移し、一定期間その地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援をはじめ、農林水産業への従事、住民の生活支援などに取り組む方を、地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱し、その地域への定住・定着を図る取り組みで、平成21年度から制度化され、本町においては平成25年度より導入しております。

ご質問の本年度の協力隊の配置につきましては、芸術、移住定住、集落支援、スポーツ振興、情報発信、伝統産業の継承、出ヶ原和紙の6分野6名を継続して配置するとともに、新たに、起業コーディネーター2名、集落支援1名、県との共同設置である伝統産業の継承、西会津張子1名を配置し、8月末現在で7分野10名の協力隊が活動をしており、県内においては、最多の活動人数となっております。

また募集を継続している分野といたしましては、起業コーディネーター1名、番組制作1名、森林資源活用1名、西高活性化2名、ICT教育1名の合計6名となっております。

次に、町のさらなる活性化として新たな分野での活動を考えているかのご質問についてであります。令和2年度の協力隊募集につきましては、現在、各課等において募集する分野等を検討している段階でありますのでご理解願います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ただいま3項目にわたって、いろいろと答弁いただきましたので、これから再質問をいたします。まず、先ほど町長から答弁がありました農山漁村振興交付金事業について、まずお尋ねをしたいと思います。この事業、プロジェクト、5つのプロジェクトによる実証事業の取り組みであります。まず、先ほど地域活性化協議会を設置して対応するということですが、まず、その組織といいますか、構成、組織、その辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

西会津地域活性化協議会ですが、先ほど町長の答弁にありましたように、5つのプロジェクトを進めていくということで、その5つのプロジェクトに関係した町内の団体ということで、構成申し上げますと、教育委員会を含めた町、それから、小中学校校長会、町有害鳥獣対策協議会、町猟友会、消防団、健康ミネラル野菜普及会、農林産物加工ネットワーク、町振興公社、町商工会、西会津工業会、以上が構成団体であります。この協議

会には、さらにアドバイザーとして東北農政局、それから、会津大学にアドバイザーとして関わってもらうことにしております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 構成については、組織については分かりました。その中で、今、会津大学、そして農政局ですか、東北農政局、そういう、今、助言をいただくというようなことではありますが、そのほかにはないでしょうか、その専門的な分野における指導、そういったものは。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今申しあげました地域活性化協議会の構成メンバーですが、そのほかにも連携する団体といたしまして、埼玉県戸田市の教育委員会ですとか、ICT関連の民間企業、それから、道の駅にしあいづ、農林産物の出荷協議会、それから、町内の民間企業、そういった各種団体にも事業に関連していろいろ意見、アドバイス、いただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろと専門的な見地から、いろんな助言をいただくというようなことで、今、答弁いただきました。それで、本年度の事業費について810万1千円というようなことではありますが、今次補正に46万ほどの補正予算があがっているんですが、この使途については、先ほどちょっと町長の答弁にありましたが、もう一度詳しく内容をお聞かせください。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中で、今次9月の補正予算に地域活性化協議会への負担金計上したという答弁いたしました。この内訳でございますが、まずは地域活性化協議会で事務局員を採用しています、1名。その事務局員の給料については、その交付金の対象ということですが、社会保険料、そういったものには交付金が充てられないということで、その社会保険料の部分。それから、今回、当座の活動資金ということで、町内の金融機関から事業資金を借入しております。交付金が交付されるまでの期間の活動資金ですが、これに対する利子、利息、これについても交付金の対象外ということで、これらの経費合わせて46万円を今次補正に追加して計上していただいております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今年度の本事業については810万1千円ということではありますが、これは2年目、3年目も同じような事業費になるのでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

この農山漁村振興交付金、農水省に事業提案を行いまして、農山漁村振興推進計画というものを提出してございます。そこの中の計画ですが、向こう3年間、先ほどの5つのプロジェクトに取り組むということで、5つのプロジェクト合わせまして、1年目が先ほど申しあげました810万円ほど、それから2年目が、計画してますのは600万円、3年目が

370万円ほど、合計で1,780万円ほどの事業費を見込んでおります。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうするとこの事業というのは、5つのプロジェクトの実証実験というように、事業というように始まるわけですが、2年目、3年目に、やっぱりこの予算が減額されるというのは、内容に変更があるから、プロジェクトの実証事業の変更とか、そういうことでこういう減額になるんでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

この農山漁村振興交付金の事業の組み立てとしまして、1年目にその実証活動にかかる当初の事業費を計上して、2年目、3年目に実証活動を継続してやっていくというものでありますので、必要経費を1年目に寄せているというようなこともございます。それで3年間継続して実証活動、主にソフト事業ということではありますが、続けていくというような組み立てでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 5つのプロジェクトというように、実証事業を進めていくということではありますが、まず5つのプロジェクトの中で、まず1つは、埼玉県戸田市との教育連携による学習支援というようにありますが、これについては、以前から教育、学校教育の中で進めてきたのではないのかと思いますが、なぜ今回このような、本事業に組み入れたのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回この農林水産省の事業ですが、ICTを使った定住条件の整備ということで、これまでも教育委員会では戸田市との連携ですとか、ICTを使った教育、進めておりますが、今回この事業によって、具体的には児童用のタブレット端末、こういったものを導入して、さらに進めるということで、この農水省の事業に定住条件の整備という目的に合致しているということで、組み入れたものでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今までの学校教育の中でもタブレットの購入というのはあったはずですよ。足りないということなんですか、不足しているから、この実証事業の中で、今の事業の中で購入するということなんですか。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年度、補正予算をいただきまして、とりあえず小学校4年生の分をタブレットについては整備したものでございます。あわせまして、町の実施計画の中で年次的に3カ年で5年生、6年生、小学校4、5、6、3学年を整備する計画を立てておりました。そのところに今回この事業がきまして、その整備を前倒しでできる可能性がある、事業が一致しておりますので、できるということになりましたので、今回この事業で要望しているところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　この事業で増やしていくというようなことでありますが、事業費については、  
　　そういタブレット購入、その辺でどのくらいになるのでしょうか。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

　　教育支援ということで、児童用のタブレット、全部で80台程度の導入を予定しております  
　　して、これは購入ではなくてリースを予定していて、3年間のリースで600万円ほどの事  
　　業費を見込んでおります。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　内容については分かりました。

　　それで、次のイノシシ被害対策ですよね。これについては昨日も同僚議員のほうから、  
　　いろいろと質問、また答弁というようなことでやり取りあったわけですが、これに  
　　ついて、この本事業でやらなくてはならないというのは、ただ予算の関係でこういう事  
　　業を持ってきたのかどうか、その辺についてお答えください。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

　　趣旨といたしましては、先ほどの教育支援と同じようなことですが、やはりICTを活  
　　用した定住条件の整備ということで、今回、イノシシ被害対策ということで、動体の感知  
　　カメラですとか、振動感知センサー、そういった最新のICT技術を導入したイノシシの  
　　被害対策ということで、今回この事業に合致するという事で事業に取り込んだものであ  
　　ります。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　そうすると、このイノシシ被害対策というのは、鳥獣被害というのはサルと  
　　か、クマとか、いろいろいるわけですが、今回やっぱりこのイノシシの被害対策というよ  
　　うなことで、やっぱりICTの活用が一番なされているし、また、高度な、やっぱりそう  
　　いうICTの活用というのが一つの決め手になったのかどうか。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えします。

　　有害鳥獣対策ですが、当然町で、サル、クマ対策進めておりますが、今回、この交付金  
　　事業の制限も、事業費の制限もございますので、今回、イノシシ対策に特化して、この事  
　　業に取り組むということで計画しましたので、ご理解願います。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　分かりました。あとは高齢者見守りサービス、それから農林産物の集荷及び  
　　買い物支援というのはどういう内容なんですか。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

　　まず農林産物等、出荷対策ですが、今課題になっておりますのが、道の駅で販売するミ  
　　ネラル野菜等、これの集荷、野菜を集める活動、こういったところが非常に高齢化も進ん  
　　でいるところもありますし、なかなか作業としては大変だということで、これをこのICT  
　　T技術を活用して、何とか効率化を図れないかといったような活動、これを研究するとい

うことが1つと、買い物支援、買い物弱者といわれる高齢者、これに対する支援を、やはりこの集荷と、野菜の集荷と一体に考えられないかというようなことを実証、研究活動をする事業でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ミネラル野菜の集荷、よりっせに集荷だと思うんですが、これについて、ICTの活用によってというのは、そのいろんな品物に対するそういう、どういう品物が今入って、またどういう品物がないのかと、そういうことの調査なんですか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

野菜の集荷であります。今、生産されているミネラル野菜の普及会の皆さん、それから加工ネットワークの皆さん、それから道の駅、これらをネットワーク、そのICT技術を活用したネットワークを組みまして、例えば、ミネラル野菜農家にタブレット端末を置いて、出荷、在庫の管理、そういったことをタブレットを使って情報を共有しながら、スムーズに集出荷の作業を行うと、そういったシステムを組むと、そういった実証活動でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 情報の共有というようなことで、それをまずICTによる管理をするというようなことで、分かりました。

それで、この5つのプロジェクトの実証事業のほかに、今、西会津町の、やっぱり今の農業の振興、その辺について、やっぱりキノコのそういう出荷に関する、若い人が今担ってやっていますので、その辺のICTによる管理とか、いろんな空調関係の整備とか、そういうようなこととか、やっぱりミネラル野菜、これからもっともっと振興させるには、やっぱりもっとそういうICTの活用、今言ったようなことを現場でやるような、そういう取り組み、そういったものは考えられなかったのかどうか、伺います。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

まず、この事業全体の取り組みのスタンスをご説明させていただきたいと思います。農林水産省のほうから、農政局のほうからこういう事業をやるんで、西会津さん何か手を挙げてみる気ないですかというようなお誘いというか、要望の調査がありました。で、私も今、戸田市との教育の話もしかりですけれども、課題となっていて取り組んでいるもの、それから課題となっていて取り組みたいんだけど、財源等の問題で、まだ手を付けられていなかったもの、それでICTで解決が図れそうなものは何かということ洗い出しました。

それで、今、戸田市の関係については、もう既に1学年分導入したわけでございますけれども、この事業で取り組みますと10分の10でお金がかると、負担金一部かかりますけれども。なので、より有利な条件で前倒しで実施ができるということで、戸田市の教育連携の件はやってございます。

それから、例えば農産物の出荷に関しましても、実際に農業者の皆さまから、出荷するのがだんだん、奥川からよりっせまで運ぶのが大変になってきているというようなお話も

あり、あと、よりっせの商品管理に関しても、どれがなくなったのかということに対して、なくなった野菜を速やかに補充していただくような仕組みというのなかなか難しいと、そういうような課題をこれで解決できないかというのを取り組もうとしているわけですので、どこまでやれるかというのは、これ来年度に向けて今やっている最中ですので、その点をご理解いただきたいと思います。

で、ご質問が、今、非常に切羽詰まった状況として聞こえてきておりますのが、奥川地区等を中心としたミネラル野菜の集荷の問題でございましたので、まずはそこに焦点をあげて実証事業をしてみようということでございます。これもしうまくいきましたらば、例えばキノコについても、よりっせの在庫の状況を自宅のパソコンなりで、すぐ確認できて、なくなりそうだから、じゃあ持って行こうかということ、これまで以上にやりやすい形でやろうというようなことは、その後の波及として考えていくことは可能かと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 でも、この5つのプロジェクトの実証事業というのは決まっているわけですから、途中からそういうものを、例えば農業の振興とか、この本事業というのは若い担い手が住み続けられるような、そういう環境づくりのためのICTの活用だと、そのためにやるんだということですが、途中でそういうものを入れたり、変更したりするということは可能なんですか。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

この事業の中では、それは、現時点ではできないと思っております。ただ、これ3年間の事業でございますので、同じ予算額の中で、例えば、キノコ農家さんのところにも、キノコの生産者の皆さんのところにも端末を置いたらどうだろうかということで、予算の範囲内で対応できれば変更することが全くできないかという、ちょっとまだ分かりませんが、ただ、予算額を増額してまでそれができるかという、それはできないというのがお答えでございます。

これあくまで実証事業でございますので、これであまくいったときには、またほかの別の補助金なり、もしくはなければ単費でもやったほうがいいという判断になれば、単費でも導入していくということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 3年間の事業なので、これから始まるということなので、これから3年間、見守っていければいいなと思っております。またその中で、またそういう質問がありましたらしたいと思います。

次に、地域おこし協力隊について再質問をしたいと思います。まず、現在7分野10名が西会津町に隊員としていらっしゃるということでありますが、その中で、まず、起業コーディネーター、この方、何名でしたか、2名でしたか、いらっしゃいますね。この方の、主にどこに所属されて起業育成ですね、起業育成とか、そういうところに務めているのかなと、どのようなところにいらっしゃるのでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず企業コーディネーター2名の配置場所でございますが、一応この事業、ソーシャルビジネス構築型ということで、起業する部分で委託事業としておりまして、現在は西会津国際芸術村のほうに2名が配置しているということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、西会津、よく起業、起業家の育成とかいわれるんですが、なかなかこう難しいというか、その言葉としては表せても、なかなかそれを実現することが大変難しいような、今、状況だと思いますね。そういう中で、そのコーディネーターですよ、その方が起業、起業家なんですか。起業家。コーディネーターももちろんですけども、起業家なんですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

一応この2名の方が起業家なのかという部分のご質問でございますが、この方々につきましては、あくまで起業を支援するコーディネーターということで、今現在、西会津町の地域資源を使った形で何か起業できないかというような部分とか、そのほか、その情報発信とか、ブランディングなどの部分で起業ができないかと、あとは地元の食材とかそういう部分で、食に関するプロジェクトが何かできないのかという多方面で、今、検討、起業ができるような仕組みができないかという部分を検討しているという部分でございます、起業家ではなくて、やっぱりコーディネーターというか、起業する上での調査を今現在行っているということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 まだ成果についてはこれからだということでございますね。

次に、西会津高校の活性化については、いろいろとお骨折りいただいているわけですが、この中でやはり、西会津高校活性化のための協力隊員、これ今、募集していると思うんですが、なかなかいらっしゃらないというようなことでありますが、隣の阿賀町においては、高校に2人か3人、そういう隊員が来ているというようなことでありますが、西会津については、何かこう障害といいますか、そういう募集の要綱についての問題なのか、課題なのか、そういうのがあって来ないんでしょうか。ただ、学校の生徒の相談役であったり、相談であったり、そういうことではなくて、学習とかの支援というか、そういうものは今回入っていないように思われたんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、今回、西高の活性化のための地域おこし協力隊の募集の主な目的につきましては、生徒の相談相手になれるような存在、または地域の協力者となつなぎ役をするような役割を担う人材ということで、そういった部分が、今おっしゃった隣の阿賀町とは違う部分での募集になったわけでございます。

一方で、この形での募集につきましては、やはり今回、1学期中に応募がなかったということで、7月に西会津高校のほうと打ち合わせをしております、その中で、学校で具

体的にこんな形で受け入れるというような体制づくりだったり、または町としましても、実は来週、西高のプロジェクトチーム会議をする予定になっておりますが、その中で具体的な募集の強化策について検討するようにもしております。

また、一部その西高との打ち合わせの中でお話した中で、今回の地域おこし協力隊に担っていただく役割の1つにつきましては、町の地域学校共同本部活動事業の中で、地域とつなぐコーディネーターがおりますので、それが西高の支援をしていると、こんな形で3つほど今手立てをしているところでございますが、募集の課題としましては、やはり隣の阿賀町の場合は、塾、学校、学習塾というふうに明確になっておりまして、募集に当たって応募が分かりやすかったのかなど。

一方で、私どものほうについては、そういったことで、高校生の支援だったり、地域とのコーディネーターという部分もありますので、その辺はもう少しイノベーション教育などと結び付けながら、明確にして募集を続けていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 シャあよろしくお願ひしたいと思います。

次に、協力隊の募集の中に、森林資源の活用についての募集、ありますよね。これについてはまだなんでしょうか。まだ隊員は決まっていらないのでしょうか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

森林資源活用の協力隊の募集状況はどうかということでございますが、まだ応募はございません。

以上でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 募集、応募する人がいないということですが、森林資源活用の内容といたしますか、今、議会でもいろいろ委員会、常任委員会とか何かで、いろんなそういう森林資源の活用の、バイオマスも含めたそういう研修もいろいろやってます。そういう中で、あまり最近、森林資源の活用について聞こえてこないといたしますか、そういう中で、町としてこの森林資源の活用の募集の、その内容はどのようなものなのか教えてください。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

森林資源活用の協力隊の募集の内容でございますけれども、手元にある募集要項、ちょっと読ませていただきたいと思います。森林資源活用につきましては、菌床培養施設の運営及び管理、そして、菌床培養管理データ収集解析等、菌床生産にかかる広葉樹の樹木管理、中長期的森林伐採計画等の策定というふうに記載をしております。

説明申し上げますと、本町にある森林資源をどう有効活用していくか、そしてまた、現在進行しておりますキノコ、菌床生産に対して情報の共有や、今後のそれぞれの生産主体の運営管理について委託を図っていくというようなことが必要なのではないかということで募集をかけたところでございます。

以上でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　今、答弁いただきましたが、森林資源の活用の中で、やっぱりバイオマス、そういうところにちょっと踏み込んでいないので、ただ菌床のそういう資源の活用ということだけで、そういう再生可能エネルギーの、そういうところに踏み込んではいないんですが、町として、今のところそういうことはやるあれはないということですか。

○議長　　農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長　　お答えをいたします。

バイオマスの関係での、その取り組む考えはないのかというお話ですけれども、地域おこし協力隊という点でお答えをしたいと思います。正直なところ、今、申し上げた募集要項でも地域おこし協力隊を募集するにはちょっとハードルが高かったかなというふうに、町としても捉えております。3年後、活動していただいて、地元に着いていただくという観点から申し上げますと、今、議員がおっしゃられたような再生エネルギーの問題、大変重要な問題でございますけれども、地域おこし協力隊の役割としては、ちょっとハードが高いのかなというふうに考えておりますし、3年後、定着する姿というものが、その中で見えるのかということ、ちょっと難しい部分があるなというふうに判断しているところでございます。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　私もちょっと踏み込んだ発言であったので、ちょっと森林資源の活用について、これは森林のあれじゃないのでちょっとあれなんですけど、いずれにせよ、この地域おこし協力隊については、やっぱり地元に着いていただいて、3年いていただいて、その後、定住、定着をしてもらうというのが大きな目的でありますので、この点に関してはこの辺であれですが。

次に、伝統産業の継承というようなことで、今、1人の方だと思うんですが、地元の張り子の製作ということ、地場産業の振興というようなことで、務めていらっしゃると思うんですが、その辺についてちょっと、もう少し詳しく聞かせてください。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　伝統産業の継承ということで、西会津張り子、いわゆる会津張り子の部分の関してお答えしたいと思います。

現在、伝統産業ということで張り子を生産しているわけなんですけど、やはり張り子をつくる上で一番重要となります、その型を、最初の型をつくる方が、やはり高齢化になってきてまして、その方の技術を継承するために、地域おこし協力隊として県と共同設置しているということで、やはり張り子の根幹となるものをつくっていただくというような形で配置しておるといってございまして。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　大変いいことだと思います。地域おこし協力隊の、そういう定住、定着に結び付くのかなと、いいあれだと思っています。そのほかに、今、町には、固有名詞はちょっと控えますが、出ヶ原町和紙の後継者というようなことで、いらっしゃる方が隊にいますが、その方については、やはり手漉き和紙というのは、これは大変な歴史のあるもので、なかなか人材というのがいないですね。人材の育成とか、人材の確保なんていうのは、そんな簡単なものではないので、この人材の確保をする意味で、こういう本当の伝統文化

といいますか、伝統の後継者というのは、これ確保して、これからやっぱり育成しながら、そこで生業ができるような、そういうような町としても考えながら、こういう人を残しながら、そういう伝統文化に携わっていったらいいんじゃないのかなと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

伝統産業の継承ということで、出ヶ原和紙の再生ということで1名の隊員が、昨年度から、11月から配置しておるところでございますが、やはり出ヶ原和紙、古くは会津藩の公用紙でもあったというふうな部分で、復活作業という部分がございます。また、その和紙を産業化というか、しまして、やはり普通の賞状とかではなくて、それを新たな形で、いわゆる建物の中にも組み込めないかというような形で、今、検証作業をやっているということでございます。

それを踏まえて、町といたしましても、例をあげれば、成人証書に出ヶ原和紙を使ったりとか、あと県との共同設置ということもございまして、県においても各種表彰状の台紙に、その和紙を使っているというような形で、その方がこちらに3年後も生業としてなれるような形で、今、支援なり、指導なりしているというような形になっております。そういう形でございますので、今後、定着目指して、可能な限り支援をしてまいりたいと考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 本当に今、町でもそういう生業といいますか、定住、定着できるような、そういうことで今やっているということなので、ぜひ、そういう、この人材というのなかなかいませんので、福島県にも二本松の上川崎といいますか、あそこ三春でちょっとあるみたいですが、こういう人というのは、本当になかなか得難い人材だと思いますので、これから町もそういう生業ができるような、そういうようなところで一生懸命頑張っていたいで、ぜひ定着させていただきたいと思います。

それでは、あとはちょっと時間がございませんので、集落支援員の拡充について最後にお尋ねしたいと思います。これから、成果については相当あったというようなことでありますが、これから調査して、前向きに検討して、そういう今までの集落と同じような環境といいますか、状況の集落というのは、やっぱり下谷、上谷、その辺でも私はあると思いますので、その辺についてもっと調査をしていただいて、ぜひ集落支援員を配置していただいて、やっぱりこの集落支援員を配置というのは、その一つの高齢化社会の一番大事なところといいますか、大事なところであると思いますし、また、集落支援員がいることによって、集落の人がすごく心強く思っているということでもありますので、ぜひ調査をして、前向きに、そういう支援員を配置というのを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

議員言われたとおり、上谷、下谷地区もそうですし、群岡地区の山間部もそうございます。奥川地区に限らず、そういった支援が必要な集落というのも、今後出てくるものと

予想されます。先ほど答弁の中で、実態調査をするということを申し上げましたが、この中でも集落に入って丁寧に聞き取り調査をしまして、集落の意向も踏まえながら、今後どんな支援ができるか、必要に応じて増員ということも検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろ答弁いただきまして、前向きな答弁もいただきました。そういうことで、集落支援員についても、先ほど申しましたように、本当に高齢化社会において大事なことでありますので、今後とも増員に向けてやっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5番、猪俣常三です。本町の課題は、何といたっても人口減少や少子高齢化の問題を抱えており、地方創生をいかに進めていくことが重要であることから、この施策の推進は時間の猶予もないと感じております。まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度に策定をし、実現に向けて推進されているものと期待をしているところであります。

それでは、今次の一般質問に通告しておりますので、伺います。新産業創出事業についてであります。ベトナムとの交流による産業振興や、ベトナムとの交流を通じた新産業の創出を目的とした新産業創出事業実施から3年目となりますが、次の点を伺ってまいります。

1点目は、新産業創出事業として、平成29年度、平成30年度に委託料が計上されておりましたので、その効果を伺っておきたいと思います。

2点目は、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業の進捗状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。

3点目、農林産物加工品等輸出調査事業の進捗状況はどのように進んでいるのか伺ってまいります。

次に、農業振興の取り組みについてであります。伺ってまいります。

1点目は、ライスセンター整備について、進捗状況を伺いたいと思います。

2点目は、有害鳥獣対策として、効率的な追い払いに犬を利用する考えはないのかを伺いたいと思います。

3点目は、中山間地域等の直接支払制度について、第4期対策が今年度で終了しますことから、来年度から始まる第5期対策の内容を伺いたいと思います。

4点目は、GAP、G、A、P、農業生産工程の管理の認証の取り組みについて、実態と推進方法を伺いたいと思います。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 5番、猪俣常三議員の新産業創出事業についてのご質問のうち、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業についてのご質問にお答えをいたします。

外国人介護人材育成教育機関設置調査事業につきましては、平成29年度から30年度にかけて行いました新産業創出事業における調査結果から、さらに詳細な調査が必要となったもので、本年度取り組んでいる事業でございます。

本事業は、保健・医療・福祉の連携によるトータルケアのまちづくりのもと、これまで30年近くにわたって培ってまいりました介護分野における人材やノウハウ、施設・設備等を町の大きな強み・資源として捉え、それらを活用し、主にベトナム人介護人材の育成機関の設置に向け調査を行っているものであります。

急激な高齢化社会の到来により、2035年には全国で約79万人の介護人材が不足すると予想される中、国としても外国人を含めた介護人材の確保に向け、様々な法改正や支援制度創設等の動きが活発化している状況を踏まえ、町の強みを生かした新たな産業としての可能性に着目したものであります。

現在の進捗につきましては、役場内にプロジェクトチームを設置し、町内関係機関をはじめ県や、日本・ベトナム両国の関係機関との調整、法的な手続きや財源の確保、設置場所や学校の規模、運営方法等、教育機関の設置に向けた詳細な調査を行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そのほかのご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 5番、猪俣常三議員の新産業創出事業についてのご質問のうち、新産業創出事業の成果及び農林産物加工品等輸出調査事業の進捗状況について、お答えいたします。

まず、平成29年度から30年度にかけ調査委託事業として行いました新産業創出事業の成果についてであります。本事業は、現在の社会情勢や町の人口減少・少子高齢化といった現状を踏まえ、町の資源や強みを最大限に活用し、今後どのような産業が町の活性化や持続的発展につながるのか、また、昨年2月から始まったベトナムとの交流を新たな産業の創出につなげることはできないか、その可能性について、東京のコンサルティング会社に委託し、調査を進めてきたものであります。

その結果、まず本町における介護分野における人材やノウハウ、施設・設備を資源と捉え、その活用と、全国的に不足する介護人材確保の動きや外国人労働者の受け入れに向けた法改正など、現在の情勢を踏まえて、本町への外国人介護人材育成教育機関の設置について提案がございました。

また、ベトナムでは旧正月に干し柿が大量に流通し、中でも日本産の干し柿は評価が非常に高く贈答用などにも使われていることに着目し、町内産の干し柿を旧正月の時期に合わせてベトナムに送り、現地の流通関係者の反応を探ったところ、送った干し柿の品質については概ね好評価をいただき、また、柿を活用した他の産品開発の提案もあったところであります。

そうした昨年度までの新産業創出事業の調査結果を踏まえ、今年度より、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業と、農林産物加工品等輸出調査事業として、さらに詳細な調査を進めているところであります。

次に、農林産物加工品等輸出調査事業の進捗状況であります。今年度は、干し柿に加え、新たな加工品のベトナムへの輸出の可能性について、町内の加工品生産団体等と連携し、引き続き調査を進めているところでありますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 5番、猪俣常三議員の農業振興の取り組みについてのご質問にお答えします。

はじめに、1点目のライスセンター整備の進捗状況ですが、ライスセンターにつきましては、農業機械の共同利用や集落営農の組織化・大規模化等による合理的な生産体系への移行を推進する手段の1つとして、その整備に取り組む地区への支援を行っているところです。これまでの進捗状況につきましては、本年6月まで群岡地区において、県農業普及所や県農業会議の協力を得ながら、地区農業者との意見交換会や視察研修等を延べ9回実施してまいりました。

現在は、地区が主体的に独自の検討会を月1回行っておりまして、その中で、補助事業の活用や既存の機械設備の利用、黒字化できる組織運営等について地区の考え方をまとめており、一定の方向性が見えたところで、再度、町との話し合いを行う予定となっております。

次に、2点目の有害鳥獣の追い払いへの犬の利用についてですが、国内で有害鳥獣の追い払い対策に犬を活用した事例としましては、クマに対してのベアドッグ、サルに対してのモンキードッグがあります。このうち、モンキードッグにつきましては、本町でも平成19年度から21年度まで、奥川地区において3頭を導入して対策を実施した経緯がありますが、犬の適性不足やサルの慣れ等により十分な効果が得られなかったところです。

全国的に見ると、モンキードッグの取り組みについては、ハンドラーとして同行する飼い主への負担が大きく、効果エリアも限定的であること、科学的なデータが不足していることなどから、平成17年から平成24年をピークに、その後は減少傾向にあります。また、ベアドッグについても、国内に専門の訓練所がないなどから、全国的にも取り組みは限定的となっております。

町といたしましては、高齢者の多い地域でも全体で取りこめる花火を用いた追い払い活動と併せて、電気柵や捕獲活動を組み合わせた総合的な対策を進めているところであり、犬を利用した追い払いを導入する考えはございません。

次に、3点目の中山間地域等直接支払制度の第5期対策についてですが、現在、本町では集落協定で44協定、個別協定で18協定の取り組みが行われております。町では、令和2年度から第5期対策が開始されるにあたり、県に対し次期対策の変更点などを確認しているところですが、現時点では新たな制度の内容は明らかになっておりません。前回の第4期対策の開始時には、県からの概要説明が1月下旬に行われたところであり、今回も同様のスケジュールになることが予想されますが、町としましては、県から具体的な内容が示され次第、すみやかに各協定組織への説明会を開催する考えであります。

次に、4点目のGAP認証の取り組みについてですが、GAPにつきましては、食品安全や環境保全、労働安全などの観点から、作業の効率化や農業経営の改善を図る手法として、国が中心となって推進をしているところであります。

本町におきましては、現在、グローバルGAPについては稲作経営と菌床キノコ生産の2法人が取得しており、JGAPはJA会津よつばのキュウリ部会が取得し、本町の生産者2名が該当しております。また、ふくしま県GAPは菌床キノコの生産者2名が取得しております。

本町におけるGAPの推進方法につきましては、福島県が定めるGAP推進基本方針に基づき、GAP取得にかかる国・県の補助事業の内容や、相談会や研修会等の情報について、認定農業者等へ積極的に提供するなどの取り組みを進めてまいる考えであります。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 答弁をいただきました。再度質問をしてみたいと思います。平成29年、それから平成30年の予算が計上されてから、新産業創出事業につきまして、町長のほうから答弁をいただきました。たまたま私の記憶がちょっと漏れたのか、それとも聞き落としたのか、ちょっと分からない点がちょっとありましたので、再度確認の意味で質問させていただきたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略のこの取り組みについては、非常に重要なことなんだろうと、私なりに理解しているところではありますが、その中で、ベトナムとの交流による産業振興について、一気にこう出てきたわけでありまして、たまたま平成29年の12月の補正の際、378万の時点で、その時点では、私としてはベトナムの話がなかなか理解できないでいたんですけれども、実際は話が出ていたのかどうか分からない状況で、私なりにいたわけでありまして。

そういったところ、その後、30年の3月のときの議会のときに、ベトナムの話が出てきたような気がするんですが、そこら辺のところをおただしをしていただければと思いますので。12月に出たのか、それとも3月に出たのかのところのお話を伺いたいと思います。

○議長 確認ということですね。

町長、薄友喜君。

○町長 29年の補正で予算を計上させていただいて議決をいただきましたけれども、で、今お話のように、いわゆる地方創生の事業の中で、西会津町がどんどん減少、人口が減っていく中で、どういう対策を取ったらいいのかな、で、そういう考え方のもとでいろんな話、人との話の中から、新しい産業を興さないとだめだと、で、今の日本の、あるいは地方の状況の中で、なかなかやっぱり新しい産業を興すのはそう簡単ではない。で、そんな話から、いや実は、今こういう日本の今の社会で課題になっているのは、当時、いわゆる福祉、介護人材の確保、非常にいろいろ課題がありました。

そういう中で、日本の中でも当時からベトナムの、いわゆる人材を介護の職場に、個々に採用している企業ありましたけれども、それはやっぱりいろいろ問題があったような話を聞いています。そういう中で、やっぱりしっかりした日本語教育と、やっぱり介護の教育した人材を、やっぱり育てていけないといけないなというような、そういうことでありました。

そんなことから、9月の時点では新しい産業をどうにか、西会津町の現状に合った産業を何か興せないかということで、それをコンサルにお願いをしたわけでもありますけども、その後、いろんな調査の結果、3月の時点で、いやこういう外国人の、いわゆる養成といいますかね、人材を日本に来てもらうようなことを考えたらどうだというような話があったのは3月ということでもあります。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。ありがとうございます。その中で、介護分野ということが町

長としては取り上げてこれらまして、その中でも検討されてきたのかどうか、農業分野、それから製造業分野、そこら辺のところも合わせて検討されたのかどうかをお尋ねいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 農業とかね、あるいは経済分野でというような話ですけれども、当時やっぱり課題になっていたのは、やっぱり介護人材というようなことでしたから、介護人材に絞って検討していただきました。で、その介護人材の事業の調査を始める中で、新しい産業として出たのが、その干し柿の話でございまして、今問題になっている、課題になっている部分をなんとか西会津町でできないかということで始めたのが、その介護の分野でございましたので、農業分野まではちょっと、その時点では考えておりませんでした。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 製造業の分野までは話は聞いていないということでもありましたでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 製造分野についても、まだその時点では、そういう話は出ておりませんでしたし、そこまで求めてもおりませんでした。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、介護分野ということでお話を承りましたが、その中で、観光のプロジェクトチームというのが出てはきている時期なので、これとの兼ね合いが、ベトナム国とのその誘客に向けた観光の中身などがどうのこうのというお話が、ちょっと耳にしたことが出てきているんですけれども、これが介護分野と、それから観光プロジェクトチームという、その兼ね合いがどんなふうになっているのかお尋ねするんですが、お示しいただけますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 プロジェクトチームについてですけれども、観光の分野については、それは調査の内容に入っておりません、項目に入っておりません。あくまでも介護人材の、いわゆる新しい産業として、どういう取り組みが必要なのかと、実際にそれを、これを事業化するにはどうしたらいいのかなということでのプロジェクトチームであって、観光については、そのことはこれまでも申し上げてきた記憶はありませんし、議員がどんなふうにご理解なさったか分かりませんが、そちらは全然、その先、これが実際にそういう事業化になって、その先にやっぱり観光の分野も、それは出てくるかもしれませんが、今の時点では観光のところまでの考えはありません。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そうしますと、この中では平成の29年度については、観光うんぬんということまでいってないんですけども、平成30年度に入ってきましたので540万が計上されて、そういうふうになってくると具体的になってきた。こういうことから干し柿というのが出てきたんですけども、その干し柿の中身をちょっとお聞かせいただきたいんですが、我々干し柿というのは、柿をもぎ取って皮をむいて、そして干して、白粉をふかせて、そういったもの。またはあんぼ柿のように、むいて柔らかくして、感触をよくしたものを干し柿として出す。また、工場としては、一貫体制の中で生産をしてやっていくのか、あるいは

1軒1軒の農家を対象にして、そこから集めて干し柿を提供するっていうのか、そこら辺のところを含めて干し柿の形、それから体制などが分かればお尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 干し柿の件ですが、昨年度の事業の中では、町内の加工ネットワークの皆さんに、干し柿、あんぼ柿というものではなくて、もっと乾燥を強めたもの、カラカラに乾燥させたものですが、そういった干し柿をつくっていただいて、それをパック、包装してベトナムのほうに送って、その流通関係者の方に、その味ですとか、包装の仕方ですとか、ベトナム国内でそういったものが受け入れられるかどうか、そういったところを調査したものであります。

結果につきましては、味についてもおいしいと、ベトナムでも好まれるだろうということでありましたが、その価格ですとか、その他、ただそれだけではなかなか製品としては、まだ売れるかどうかということなので、ほかの産品についても検討したらどうかというような提案は、去年の、昨年度の調査事業の中ではそういう提案をいただいたところです。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 早い話は、もう硬いもので提供しているということで解釈してよろしいんですか。じゃあその場合に、現在、試食という形でやってみた結果、それだけの量が期待できるということを見込まれましたかどうかをお尋ねします。実際それ量がどの程度見込んでおられるのか、そこら辺も含めてお伺いします。

○議長 質問は1個ずつお願いします。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

干し柿の内容ですが、先ほど言ったように、あんぼ柿みたいな柔らかいものではなくて、乾燥、強くしたものを、これを生産してベトナムに送ってみたということですが、その生産量、それからどんな体制で、この調査事業の委託事業の中では事業費の制限もありますし、なかなか広く検討はしておりませんが、そういった生産されたものがベトナムの中で受け入れられるかどうか、そういったことを調査したものであります。

今後、可能性については、町内でどういう生産体制をつくれるのか、またはそれに取り組む方はいるのか、そういったことも検討されていくと思いますが、現段階では、調査内容には限界がございまして、その製品について、送ったものについて、ベトナム国内で受け入れられるかどうか、そういった調査内容でございました。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 干し柿というのはその程度の状況を説明をさせていただいたわけですけども、今後その干し柿に替わるような商品を考えてはいるというようなお話も聞いて、今、説明をされましたけども、そういったところも含めて検討は、今現在、何がしかは開発の品を見つけてはいるんでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 干し柿のほかということですが、町内にある柿というのは未利用資源と申しますか、採られないで残されている未利用資源ということもございまして、これの活用というのも1つ課題でもございます。干し柿のほかにも、その柿のジャムをつくれな

か、そういった加工品ができないかということで、加工ネットワークの皆さんのほうにも相談したりしております。そのほかにも、柿に限らず西会津産の加工品がベトナムのほうでどうかといったような調査も今後してみたいということで進めております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 一国のお国を一つ相手にして、この柿の、干し柿の商品を、それだけのはけるだけのお国なのかどうか、それを今調査していますとはいいますが、それだけ一国で西会津の柿がさばけるかどうか、そこら辺までの切羽詰まったようなところの議論まではされたのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

柿の生産体制、加工品の生産体制などについても、今後もし柿の輸出について可能性があるということであれば、その生産体制もまた検討していくということで、今回、限られた事業費の中でそれを、輸出が可能があるのかどうか、そういったところを調査しているものでありますので、広く調査事業ということではなくて、その干し柿を送って、それが受け入れられるかどうか、そういった調査ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 またこの事業が進められている中でも気づいた点、また質問、お伺いさせていただきたいと思います。

たまたまこの柿の話はその程度にいたしましても、介護分野でそれなりの考え方をお示しされて、進めて行くということになっているわけでしょうから、令和元年で462万ほどの予算が計上されております。そういった場合に、実際受け入れることになった場合、この介護の方々を受け入れるというようになったときに、今後、言葉の慣習がおそらく話が出てくると思うんですね。そういうことになりましたときに、どのような構想を考えておられるのか、おただししておきたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

まだこの事業については、設置するかどうかという調査の段階でございますので、まだその設置場所ですとか、設置、運営の方法ですとか、それらについては、今調査中でございます。設置が可能かどうか調査しているという段階であります。

外国人人材を誘致するというので、今、想定していますのは、ある程度日本語ができる外国人、留学生の皆さん、そういった招致ということで考えてございますので、全く日本語が話せない方ということではなくて、ある程度の能力のある方ということで、調査の中では想定しております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 まだこれは設置するかどうかということは、まだ考えていないということですよ。で、言葉がある程度、そうすると学生さんということなんですか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

外国人人材、教育機関の設置ということで、これについては学校、介護福祉士の養成学

校ということで、今調査をしているものであります。ですので、招致する人材は、とりあえず留学生ということで考えております。学生でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そうするとこの方々は、まだ留学生ということであるとすると、規模的にはどのくらいの方を想定しているのか、ちょっとお尋ねしておきます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

この委託事業の中では、どのくらいの規模が適正かどうか、今調査中でございまして、まだその段階にまでは至っておりません。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そうしますと、ここまでは至っていないということになりましたときに、まず平成29年度の378万計上、そして平成30年度に540万の委託料計上、で今回、462万という金額が計上されてきてます。まだ農産物の加工品等輸出調査事業というのがあるんですけど、これ含めなかったとしても1,300万くらいが計上されることになってはいるんですね。で、そこにこの設置はまだ考えてない、検討中だというふうになったときに、いっごろ目途立てて、これからの町を活性化させていくという重要な課題に入っていくわけなんですけども、どの程度の見通しを考えておられるのかお尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今現在、見通し立ってないのかというような話ですけども、そうじゃなくて、ふっぱり29年から3カ年かけて、これ国内だとそんなに時間かけなくてもある程度は方針が出せるわけですけども、なんせやっぱり外国との関係でございまして、その辺が非常に時間的にちょっといろんな課題をクリアといいますかね、課題を検討しないといけない部分がありましたので、3カ年の事業になってますけども、これだけの投資を投入しているわけですから、途中でやめる、私がそういうやめるというわけにはいかないと、これやっぱり何らかの形で、これは実施をしないといけない。

で、それには、やっぱり来年度の予算編成との関係もございまして、今年中にはその方針といいますかね、定めて、そして議会の皆さんにはご説明をして、新年度予算に実施に向けての予算を計上したいなということで、今、鋭意その作業を進めているわけでありまして、ご心配の点は多々ありますけれども、そういうふうに関係にこの事業を実施するために、3年間の期間と経費をかけてやってきたわけでありまして、今、それに向けて最後の詰めの段階に入っているわけでありまして、ご理解いただきたいというふうに思います。

そして留学生の話も出ましたけれども、今、入管法が改正になって、外国人がどんどん入れるようになりました。で、特にそういうことで、もう日本語が分からなくてもどんどん入るようなことになって、今、いろんな事件が起きて、問題が発生しているわけでありまして、私どもが考えているのは、やはりちゃんとした身元がはっきりしていると、そして、日本語がやっぱりN3ってね、検定試験の階級があるわけですけど、これはN1が一番いいわけですけど、N1、N2、N3、N5だか6くらいまであるのかな、そのうちのN3、最低N3くらいの日本語がしゃべれる、そういう留学生を受け入れたいという

ことであります。

実際にこれ北海道でね、そういう事業をやっている東川町というのがあるわけでありまして、ここも実際に視察をしてまいりましたけれども、そういうことで、失敗してはならないわけでありまして、成功するために、やっぱり時間はかかりますけど、だからといっていつまでも調査で終わるわけにはいきませんので、今年中には方針を定めて、皆さんに説明、お話できるような状況にしてまいりたいなど、そんなふうを考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も今、心配しているところの日本語能力試験の認定書、あるいは認証書といたしまして、そういったところで偽の認定書が出回っていたという話もありましたものですから、そこら辺のところ、町長にお尋ねしようかなと思っていたところ、町長がご答弁していただきました。確かにそういう人、受け入れるというようなことはなかなかできないことであるから、十分目を見張っていただきたいと、こんなふうには思います。

それから、教育機関ということでありましょうから、この日本語教育を、もし分からない方が受け入れた場合に、どんな考え方のスタンスで西会津町は考えておられるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 受け入れる留学生については、さっきも申し上げたように、最低N3というかね、日常の日本語ができる生徒。で、これについては、昨年5月に実際にベトナムの日本語学校に行つてまいりました。で、やっぱりさっきも申し上げましたけども、身元がはっきり、何ていいますかね、はっきりしない留学生を受け入れるということは後にいろんな問題が起きては困るなどということで、その間に入つていただいている方とのいろんなお話の中で、やっぱりそこが一番大事だなというふうに思っております。

で、N3だからといって日本語も教えないわけにはいきませんので、それは当然日本語を教える先生も必要になってくるし、そういうことで、最低限の日本語というかね、お話できるようなそういう留学生を、今、検討をしているわけでありまして。ベトナムには日本語学校が相当あるそうでありまして、そういう中からもはっきりした学校との、そういう関係を構築しないといけないのかなと、そんなふうには思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長のご答弁でも分かりましたが、確かに日本に来たいというベトナム国の人々の、方々もいらっしゃるでしょう。そういう場合に、日本という国はとても素敵な国だというテレビ報道からも伺つてはおりますけども、その代わり、いいところだから偽の認定書を出していただく中で、これをいただくことによって日本に渡りたいというようなことも考えている方もいらっしゃるということでありますから、十分そういうところは注意を願いたいなど、こんなふうには思います。答弁はございませんので。

ただ、私がもう1つ知りたいのは、株式会社ISCさんの、この方々の企業というのは、どういう企業なのかお尋ねだけします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

この事業を委託しております I S C であります。主に国や県の事業、そういった海外との交流事業のサポートを行っている会社でございます。特にベトナムの関係については、非常にベトナムの国ですとか首都のハノイ市の機関、そういったところとつながりがある会社でございます。そういった非常にベトナムに精通している会社だということでございます。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。国内外の関係機関との調整をどう進めているのかということもちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 関係機関との調整でございますが、まず、国でございますが、管轄しているのが厚生労働省ということで、この事業の内容について説明して指導いただく。それから、この実施については財源も必要になってきますので、その辺りを総務省なり、また、県の担当部局に問い合わせ、指導いただくといったことはしております。

それから、ベトナムについてですが、これについても先ほど申し上げましたコンサルティング会社通じまして、ベトナム国内の送り出し機関、そういった作業を行う機関をどのように設置していくのか、その辺りについては委託先の会社を通じて調整を行っております。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 次に、委託料の 88 万というところの農林産物加工品の輸出調査事業について、ちょっとお尋ねしますけれども、実際これ輸出するという事になっての調査は、どのように今現在進められて、可能性が出てくるとすれば、見込まれるのかどうかということをお尋ねしておきます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

この農林産物加工品等の輸出調査事業ですが、昨年度の調査から引き続きというようなものでありまして、やはり今年度についても、干し柿、さらに別の加工品ということで、それを送って、その反応を調査するといったような事業でございます。今年についても、同じ I S C でございますが、ベトナムのほうに商品を持って行っていただいて、流通関係者の皆さんに、そういった味ですとか、包装を確認いただくという作業を今年もやっていきたいというふうに思っております。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それから、実際、町長ご答弁をいただいて、その決意もひしひしと感じてはきております。3 年間で何とか結論を出して、町農家にしていかなければいけないというお話までされております。大事な町民の皆さんのお金を計上させていただいていることなものですから、これを成功させていただくことが大事なことであって、そして、まずは結果を求められるということでもありますから、十分そこら辺のところを肝に感じていただいて、いい結果を出していただきたいと、こんなふうに思います。

それについて、町長、その取り組みに対して、もう一度その心をお示しいただきたいと

思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今、激励の言葉をいただきましたけれど、先ほども申し上げました、本当に新しい産業を興すということは、なかなか大変な作業ではありますけども、これをやらないと、やっぱり地方創生、いわゆる人口減少の対策にはならないなど。それともう1つは、やっぱりこれから介護人材が不足することは、もう目に見えているわけでありまして。それはいつかピークはくるかもしれないけれども、そういうことを考えたときに、これは私は、やっぱり産業になるなというふうに思いました。

そんなことから、29年からその作業を少しずつ始めてきたわけですがけれども、おただしのように、これだけの町費を投入しているわけでありましてから、失敗してはならないという気持ちは、これは、その気持ちで今いろんな、最終的な詰めの調査をしているわけでありまして。これが実際に事業化して、そして実際にベトナムから受け入れ、そして介護人材の不足しているところに、どんどん人材を送り込むことができるような、そういうことに努力してまいりたいなというふうに思っております。できるだけ早く町の方針を皆さんにお示しできるように、これから努力をしてまいりたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 併せて、この事業を成功裏にさせるということになった場合に、その前に、私の考え方をちょっと紹介させていただきますけども、福島県、あるいは西会津でいろんな企業があって、その方々との協定を速やかに進めながら、この町の活性化に取り組むようなことの検討はされての、このベトナム国への判断を示されたのか、そこだけ伺っておきたいと思えます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

介護人材の育成機関ということについては、そういった社会福祉法人なり、関係事業所と連携を取っていく必要ありますし、それを取りまとめる、そういった施設協会なども連携を取って対応していく必要があろうかと思えます。まだ、これは具体的に協議している段階ではありませんので、今後そういった作業も出てくると認識しております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 質問を変えていきます。農業振興の取り組みについて、ライスセンターの整備についていろいろと説明を、ご答弁をいただきました。私が12月の議会において、町長から答弁をいただきました内容で、稼働施設のない地区において、農業者が自ら施設の整備に取り組める。そして、施設の規模、受益範囲の選定や運営主体の組織化、費用の負担の面などという答弁をいただいたことがありまして、これに基づいてご質問させていただきたいんですけども、集落営農の組織化をした場合に、管理運営の年齢が高齢化なのか、それとも若者なのか、そこら辺のところの調査はどのように進められているのかをちょっとお尋ねします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ライスセンターの、その管理の運営の形態、高齢者による運営なのか、若者による運営

なのかというご質問でございますけれども、現在、群岡地区でライスセンターに関しての方向性を決める打ち合わせ会議を地区が主体で行っております。その中で運営形態、どういふ方々が担っていくのかというような部分についても、現在、話し合いが行われているところでございますので、町といたしましては、その地区の意向を十分に踏まえた上で、その方向性に向けて支援をしてまいる考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、群岡地区は分かりましたけれども、尾野本、あるいは新郷地区というふうなお話もあったかと思っております。その経緯はどういうふうになっているかお尋ねします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

新郷地区、尾野本地区についての取り組みはどうかというご質問でございますけれども、直近の12月議会でお答え申し上げました中では、新郷地区という地区名の言及はなかったかのように、私、記憶しておりますけれども、したがって、現在、新郷地区には1カ所ライスセンターがございます。新たに新郷地区でライスセンターを建設するというような、まだ意向も地区の中ではありませんので、その辺については、現在のところ取り組みをする考えも町では持ってございません。

ただ、尾野本地区の中ではライスセンターございませんので、地区の生産者の中から、そういったものが必要なのではないかという意見が出ているのは確かでございます。失礼いたしました。尾野本地区の中では牛尾地区が、現在、ライスセンターとして稼働をしております。大変失礼をいたしました。

そのほかの尾野本地区の中でも、生産者の方からライスセンターを設置したらいいのではないかという意見も、これまでの意見交換の中で出されてきているところでございますので、引き続きそういった生産者の意向について十分重視しながら、町としてできる支援をしていきたいという考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 テーマを変えますけれども、有害鳥獣の対策の中で、犬を使ってはどうかというおただしをしたわけでありまして。これは考えてはいないという話なんですけど、最近、長野県の安曇野市で、ちょっとした報道機関からいろいろ話を聞きましたら、とてもそれはうまい具合に、犬の追い払いがすごく効いておりますよと。これはね、やるべきですよと、こういう話であったために、私はお話を伺ってみたのがきっかけであります。

ちょっと私の感じた点を申し上げますと、犬を利用して追い払いに有効活用している一例を報道で知ったと、で、果樹園に出てくるサルがとにかく多いということでもあります。本町に、うちのほうの本町にサルが出たのお騒ぎだ、それ以上のことなんだそうです。で、そこで、常に冬場、冬場が出てくるんだそうです。その冬場を追い込んでおいて、春先は出てこないようにする。これの繰り返しをやった結果、サルが出てこなくなってきた。そういう一例があったために、いいことはやったほうがいいんじゃないですかという話だったために、私ども、本町でこれだけ鳥獣害で苦しんでいるのであるならば、過去を一つの

手本にして、糧にして、それをうまく、再度いい方向に仕向けていくということも行政手腕ではないのかと、こんなふう思うんですが、お尋ねしておきたいと思います。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ただいま議員から、長野県安曇野市の事例についてご紹介をいただきました。その事例については町のほうでは把握をしてございません。ただ、長野県で同じく日本で一番モンキードックの取り組みが進んでいるといわれている大町市という市の事例がございまして、ここは平成 17 年度からモンキードックの導入に取り組んでございまして、その取り組みが評価されて、平成 22 年度に農林水産省のほうから、その事例が発表されたところでございました。

しかしながら、直近の平成 28 年の報道資料を見ますと、その大町市でも、当時 2,000 万ほどの農作物の被害があったのが、現在では減少しているという報告はございますけれども、ただ、それはモンキードック、犬による追い払いの成果だけではなくて、電気柵や、あるいはその発信機を付けたサルへの追い払い、捕獲、森林の整備、そういったものを複合的にやったことで成果が出てきたと。特に近年では、電気柵の普及技術が発達したので、それによる効果が一番大きかったということが報告されてございます。

先ほどもご答弁の中で申し上げましたが、この犬による追い払いは、平成 24 年度くらいまでは全国で取り組みが推奨されてきておりますが、いくつかの課題がございまして、取り組む市町村も減少しているということでございますので、現段階では町としては取り組む考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 これをもちまして一般質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(12時06分)

○議長 再開します。(13時00分)

9 番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。9 番、多賀剛でございます。今定例会に 3 件の一般質問の通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずはじめに、空き家等の適正管理についてお尋ねをいたします。本町の抱える最大の課題は、急激な過疎化が進む中、少子高齢化による人口減少対策であるといっても過言ではありません。昨日の 1 番、荒海議員の一般質問でも言うておられましたが、人口減少に伴う諸課題は多岐にわたって深刻な状況をもたらしております。今回は空き家対策に絞ってお尋ねをしたいと思います。また、空き家対策の中には、再利用できる空き家等の利活用の問題と、そうではない、明らかにもう使わないだろう、もう使えないであろう空き家等の解体処分、撤去にかかる問題とがありますが、今回は後者の空き家等の解体撤去についてお尋ねをするものであります。

町では、生活環境の保全と町民の安全で安心な暮らしを確保し、快適な環境づくりを推進するため、空き家等の適正管理に関する条例を制定し、平成 26 年 10 月より施行しております。施行後 5 年が経過しましたが、実績と課題についてお伺いをするものであります。

まず1点目に、この条例によって管理が行き届いてない空き家、危険家屋等の解体撤去は進んでいるのかお伺いをいたします。

2点目に、空き家等の状況は刻々と変化していると思われませんが、施行後の調査状況、また、現状はどうなっているのかお伺いをいたします。

3点目に、解体時における助成、補助金の在り方を、もっと利用しやすいものに再検討する必要があると考えますが、ご見解をお伺いいたします。

4点目に、明らかに使用しないであろう空き家等の解体が進まない状況をどのように考えるかお伺いをいたします。

2件目の質問といたしまして、消費税増税への対応についてお尋ねをいたします。皆さんご承知のとおり、本年10月より消費税が10パーセントへ増税されます。今回の消費税増税に関しましては、低所得者や子育て世代を対象としたプレミアム付き商品券の販売や、キャッシュレス決済によるポイントの還元策、飲食料品などの税率を8パーセントに据え置く軽減対策等、大変複雑な内容となっております。事業者のみならず、消費者にとっても戸惑う事態が予想されるところであります。そんな中であって、町が関わる部分、消費税増税によって町民生活へどのような影響、変化がもたらされるのかお伺いをいたします。

まず1点目に、町では消費税増税に合わせて、各種手数料、使用料等を見直し検討をしているとのことですが、作業の進捗状況はどうなっているのかお伺いをいたします。また、今後町民生活への影響はどのようになるのかお伺いをいたします。

2点目に、各種委託料、請負契約等にはどのような影響があるのかお伺いをいたします。また、委託職員、臨時職員、各種報酬等には影響があるのかも併せてお伺いをいたします。

3点目に、10月以降に取り組みされる各種事業にかかる増税分の財源措置はどのようになるのかお伺いをいたします。

4点目に、増税に合わせて一部自治体が発行する自治体ポイントなどの取り組みがあるようではありますが、町独自で行う景気対策や増税軽減対策等は考えているのかお伺いをいたします。

3件目の質問といたしまして、ふくしま学力調査についてお尋ねをいたします。本町では、県内他市町村に先駆けて、埼玉県版学力調査を昨年度より実施しております。去る8月23日には、本町が取り組んでいる、ふくしま学力調査の結果分析及び活用等の研修会を、多くの教育関係者の参加のもと、西中多目的ホールにおいて開催されたとのことでありま。この研修会では、本町の取り組みをどのように評価されたのか。また、本町の児童生徒にあっては、学力調査分析による指導によって、どのような変化、効果があったのかお伺いをいたします。

今後、ふくまし学力調査が県内全域で行われるに当たって、先進的に取り組んできた本町の役割はますます重要なものとなるものと考えます。先駆者としての今後の取り組み、展望についてお伺いをいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 9番、多賀剛議員のご質問のうち、ふくしま学力調査について、お答えいたします。

ふくしま学力調査は、児童生徒一人ひとりの学力を確実に伸ばす観点に立ち、学習内容の定着度や学力の伸びを把握し、学習に対する意識や生活の様子などの状況を調査するものであります。県教育委員会が本年4月11日に、県内の小学校4年生から中学校2年生を対象に初めて実施したところであります。

本町では、県内に先駆けて、昨年度にふくしま学力調査と同様の埼玉県版学力・学習状況調査を先行実施し、児童生徒一人ひとりの学力等の伸びの変化などを、県内の小・中学校よりも1年早く分析することが可能となったことから、議員もおっしゃっていた去る8月23日、西会津中学校を会場に、同調査の導入に携わり、推進アドバイザーであります、文部科学省高等教育局専門官の大根田頼尚氏を講師にお招きし、調査結果の分析とデータ活用などに関する研修会を開催いたしました。

研修会には、県教育委員会との共催のもと、義務教育課や6教育事務所、各市町村教育委員会の教育長や指導主事のほか、県内36の市町村の校長や教頭、教諭など約130名が参加いたしました。大根田氏からは、先進である埼玉県の学力調査の分析結果をもとに、よい学級経営が学力を伸ばしているとのデータや、自制心、勤勉性、やり抜く力などいわゆる非認知能力を高めることが学力の維持向上につながること、また、調査結果を踏まえた子ども一人ひとりの学習カルテの作成による担任間の引き継ぎ、また、データに基づく指導により、効果的な取り組みを共有できるメリットなどが紹介されました。

大根田氏の講演後には、西会津小・中学校の両校長から、教科ごとに違いはあるものの、概ね大半の児童生徒が学力を伸ばしているとの分析結果が報告され、今後はエビデンスに基づいた効果のある指導方法を明らかにし、教員の指導力の向上を図るための校内研修を実施していくとのこととあります。

今回の調査結果で、児童生徒へ返却された個人結果には、個人の学力レベルや県平均との比較、さらに一人ひとりにあったアドバイスとして、学習の改善ポイント等が具体的に記載されており、今後の学習に生かしていけるものとなっています。また、学校では、学力の伸びの状況を分析し、その結果を基に教員の授業改善に役立てることができるものであります。

このような文部科学省から指導者を招いての、招へいしての充実した校内研修に対し、参加した多くの教育関係者からは、大変有意義な先進的な研修であったと高い評価をいただいたところであります。

町教育委員会といたしましても、引き続き大根田氏のご指導をいただきながら、小・中学校と来年度以降も児童生徒の経年的な学力の伸びの変化を的確に把握・分析し、学力向上に努めていくとともに、産官学民との連携による教育改革を推進し、今後も先駆的な取り組みを一層進めていく所存でございますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 9番、多賀剛議員のご質問のうち、空き家等の適正管理についてのご質問にお答えいたします。

1点目の条例によって、管理が行き届いていない空き家・危険家屋等の解体撤去は進んでいるか、とのご質問にお答えいたします。まず、空家対策に関する経過でございますが、

町内の空き家を把握するため、平成 27 年 10 月に実態調査を行い、住宅が 490 棟、その他が 255 棟、合計 745 棟の空き家が存在することが判明いたしました。その後、同年 12 月から毎年、空き家の所有者等に対し、空き家の適正管理についての指導を行ってきたところでもあります。

また、平成 28 年 11 月には、745 棟のうち危険度が高いと考えられる、17 棟について立ち入り調査を実施し、同年 12 月に 11 棟を特定空家に認定しております。その特定空家 11 棟の所有者等に対しては、解体の指導を行い、4 棟が所有者等の自費で解体されたところでもあります。残りの 7 棟については、平成 30 年 12 月に勧告通知を行い、現在は命令通知の前の事前相談を受け付けているところでもあります。

さらに、空き家の一部が崩れそうな物件で、町民の安全第一を考え、緊急に対応しなければならないと判断した場合は、所有者から、家屋の一部解体許可と費用負担の承諾を得たうえで、町が所有者に代わって一部解体作業を行っております。

これまで、条例施行後、空き家の所有者等への情報提供や指導等を行ってきた結果、本年 8 月末現在の空き家件数は住宅 436 棟、その他 244 棟、合計 680 棟であり、調査実施以降、住宅 39 棟、その他 9 棟、合計 48 棟が解体され、17 棟につきましては、貸家又は売却によって住宅として供され、あるいは所有者等が再居住するなど、生活の拠点として活用されております。

次に、2 点目の施行後の調査状況はどうなっているか、とのご質問についてでございますが、ただいまご説明いたしました経過につきましては、平成 27 年当時の実態調査を基にした数値であり、4 年前の調査時点と状況は変化していることから、本年 8 月から 10 月いっぱいを目途に、現地調査を実施し、年度内には所有者等へ意向調査を行う予定としております。

調査終了後は、データをまとめ、空家等対策計画を策定し、空き家の適正管理に努めるとともに、所有者が希望する場合は、空き家バンクへの登録を行うなど、利活用の促進も図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3 点目の解体時における助成・補助金にかかる再検討についてのご質問でございますが、現在、町では特定空家等に認定し、勧告に従い解体を行った場合、解体費用に対し 50 万円を限度として、補助金を交付することとしておりますが、現在まで交付実績はございません。

また、空家等対策計画を策定することにより、社会資本整備総合交付金を活用することも可能となり、この場合、町も国と同額の補助を行うことが要件となります。町といたしましては、家屋の解体は所有者の負担で行うことが基本であると考えておりますが、周辺住民の生活に支障が生ずる可能性がある特定空家等においては、この制度を活用することも検討してまいりたいと考えております。

次に、4 点目の明らかに使用しない空き家等の解体が進まない状況をどのように考えるか、とのご質問でございますが、使用しない空き家等のうち、利用可能なものについては、空き家バンクへの登録などにより利活用を促進するのが望ましいと考えております。また、利活用できないものについては、所有者等が責任をもって管理することが大前提であり、倒壊等の危険が生ずる前に解体していただく必要があると考えております。

このため、町といたしましては、今後も引き続き、現在進めている調査結果を基に、空家対策を図り、特に特定空家については、早期に解体が行われるよう取り組んでまいりますのでご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 9番、多賀剛議員のご質問のうち、消費税増税の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、消費税増税に合わせた使用料・手数料等の見直しについてであります。現在、事務事業の見直しや業務改善と併せ、使用料・手数料等の見直し作業を進めているところであります。今後さらに検討作業を進めまして、年内には町の方針を決定し、議会にご説明させていただく考えであります。

なお、町民生活への影響につきましては、最終的な町の方針が決定されておられませんので、お答えすることはできませんが、現在、外税となっている水道使用料や下水道使用料等につきましては、消費税増税分の負担増となります。

次に、各種委託料、請負契約等への影響についてであります。委託料や請負契約については、10月以降に役務や工事が完了するものについては、消費税引き上げの影響を受けることとなります。また、委託職員や臨時職員、各種報酬等については、消費税引き上げによる影響はありません。なお、今年度当初予算につきましては、10月からの消費税増税を考慮し編成いたしました。増税による影響額は、半年でおよそ2,000万円と考えております。

次に、各種事業の増税分の財源措置であります。国・県の補助事業については、補助対象経費に消費税が含まれるため、引き上げ分も補助対象となります。また、地方消費税交付金についても当然増額が見込まれますが、普通交付税については、単位費用等に消費税増税分が加算されるかどうかは、現在のところ不明であります。

次に、町単独に行う景気対策や増税軽減対策は考えているのかとのご質問にお答えいたします。国では消費税引き上げにより、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起することを目的に、プレミアム付き商品券事業を実施しますが、町独自の対策については考えておりませんのでご理解願います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。まず、空き家等の適正管理について再質問させていただきますが、今のご答弁の中で、まず最初にお尋ねしておきたいのは、いわゆる特定空家に指定という言葉がありますけども、その特定空家に指定するのは、誰がどこでというか、どのタイミングで特定空家に指定するのかお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えいたします。

特定空家に認定する手順でございますが、まず、職員による調査でもって危険家屋だろうという空き家をピックアップいたします。それを専門家にお願いして調査をしていただいて、そこで危険空家とされれば特定空家に認定するという手順で行っております。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛　　そうすると、特定空家は、町が調査をして危険であろうというところを、専門家が見て指定するということですが、それは随時やっておられるのでしょうか、例えば年何回とか、季節に合わせてとか、それをまずお尋ねします。

○議長　　町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　　お答えいたします。

危険空家と思われる物件が出てくれば、その都度やってきているということでございます。で、今のところ当時の物件から危険空家という、危険だろうと判断される物件がありませんでしたので、昨年度は実施していないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長　　9番、多賀剛君。

○多賀剛　　この空き家の解体処理に関しましては、今ご答弁でいただいた、いわゆる特定空家というのが1つのキーワードに、私はキーポイントになると思っています。要は、この特定空家として、されて、危険家屋、あるいは景観上も悪い、ケモノの住み家になっている。あるいは異臭がする等々の、そういう特定家屋の解体が進まないのは、私はちょっと不思議ではなかったんです。それで、先ほど実績の中で、実績をお尋ねしましたけれども、このいわゆる条例によって補助金を交付して解体に至ったという実績はございますでしょうか。

○議長　　町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　　お答えいたします。

補助金の交付実績でございますが、これまで補助要綱制定後は、実績はございませんでした。

以上でございます。

○議長　　9番、多賀剛君。

○多賀剛　　それなんですね、私は平成26年の10月から施行して、5年が経過している。それで今ご答弁いただいたように、特定空家、危険空家等々が実際にあるという中で、この補助を使って解体できない理由は何でなんだろうと、私は漠然と疑問に思っています。その原因は何だと思われますか。例えば周知がされていないのか、それとも、その補助を受けるための、いわゆる手続き、ハードルが高くて、なかなか使えないものなのか、その原因は何だとお考えになりますか、お尋ねいたします。

○議長　　町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　　お答えいたします。

まず、補助要件でございますが、特定空家に認定された段階で補助該当するわけでございますが、で、なお勧告して、7棟のうち3棟が、すぐに自費で解体されたというのが現状でございます。補助制度の周知も、当時50万の補助はあるというようなことも周知はしていたんですが、それは活用される前に個人で、すぐに作業に入ったというのが現状でございます。

で、今回、その7棟のうちの残りの、すみません、11棟のうち7棟がそういう現状でありまして、7棟につきましては、今回、相談を、命令の前の相談を受け付けするに当たっては、町にはこういう50万の補助制度もございますよというようなことも周知を図って、

どうしてそれが進まないのかということも、現状を把握するために相談期間を設けたというのが実情でございます。今回の解体が進まない中で、その所有者の考え、考えといいますか、なぜ解体されないのかということ、今回、状況を把握していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 そうなれば、11棟の、いわゆる特定空家、危険家屋に指定されたところが、私、あまり理解できないのが、補助金使えるのに自前でやった方もいるというのは、町側の姿勢で、先ほどのご答弁でもありましたけども、自分の財産は自分で処理するのが基本だというスタンスで臨むと、そういう方向に行くのかなという気がしますが、もう1つは、やっぱりうちの町も限られた財源の中でいろんな施策を打っていると、そしてこの、いわゆる解体にかかる助成の補助金に関しては、自前の一般財源から100万程度ですか、当初予算で。

ですから、今言った解体費の2分の1、上限50万ということであれば、最大に使っても2件解体すれば終わりという限られた中でね、なかなかこの町で補助金を使ってやってくださいよって、なかなか勧めづらかったのかなという思いがありますが、そんなことはございませんか。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えいたします。

予算がこれしかありませんから、それを推進しないということではなくて、補助要綱に沿って補助をしているわけでございまして、不足する場合は補正してまで、それは対応していきたいというようなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 その中で、周辺市町村の、いわゆる空き家対策事情をいろいろ聞いてみますと、やっぱり自前の財源だけだとなかなか窮屈になってしまって、なかなか補助もしづらいとか、余計には出せない。やっぱりどこも国や県の補助金を使ってやっているということがあります。先ほどのご答弁では、そんなことも今後進めていきたいということがありますが、私は積極的に国や県の交付金というかね、お金を使って、今、解体しないと、これから先まだまだ、おそらく危険な家屋というのは増えていくような気がしています。

それで、今、この補助金があれば解体したいよとおっしゃっている方も中にはいるようであります。そういう方を、やっぱり背中を押す意味でも、積極的に国、県のお金を使って危険家屋、特定空家になれば全て使えるという話ですが、私はもうそうなる前に、いろんな方策を使って解体処理は進めていくべきだと考えておりますが、そのお考えはありますか。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今ほどの国の補助事業を導入して、解体を進めるべきではないかというご質問でございますが、まず、空き家になった場合の活用も含めまして、解体もそうなんです、活用も

含めまして、国の補助事業を導入するにあたりましては、1つの条件として空家対策計画というのが必要になってまいります。そこで空き家をどのように空家対策を推進していくかということを進めていくわけですが、国の補助金の導入を前提としての計画ということではなくて、まず、空家対策をどのように進めるかというような計画をしっかりと立てて、その計画に沿って空家対策を進め、その中で活用と解体が出てきたときに、活用についても町の補助金もございませう。解体についても町の補助金もございませうが、それを一層進める上では、確かに国の保持事業というものは有効であると考えております。

ただ、先ほどもご答弁申し上げましたが、町の負担も国と同額ということになってまいりますので、そこにつきましては、今回の空家調査結果をもとに、また空き家の管理者、所有者等の意向調査も踏まえまして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 この空き家に関しては、繰り返しになりますけども、今、断捨離なんていう言葉ありますけども、自分の身边を身軽にしながら整理をしていくと、それで、自分がその空き家を管理している間は、何とか適正に管理できるけども、いなくなったらもう誰も管理できなくなるという空き家も現にあります。そんなところもね、やっぱり放っておけば、本当に、いわゆる特定空家に近いような、近い将来ね、なることも考えられますので、やっぱりそういうところは積極的に手を差し伸べて、私は解体、撤去をしていくべきだと思います。

それともう1つ、町中なんかを見ればね、やっぱり解体して更地になっていくというのは大変寂しい限りであります。そんな中で、この条例使って、例えば解体して更地にしたという場合は、その土地は、当然売買は何年かできなかつたり、そこに構造物を建てたりできないというような決まりがありますよね。そんなところを利用してね、ただ解体するんでなくて、解体したらばその更地になった空き地を、例えばイベントの広場として何年かは提供してもらおうとか、地域で何かあるときは駐車場とかね、何かそういうことに使わせてもらおうとか、そういう条件を付けてね、いわゆる補助金の出しやすい環境をつくるということも私は必要かと思いますが、そんなことは考えられないでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えいたします。

解体の跡地利用についてでございますが、国の補助事業等におきましても、今年度からかなり緩和されまして、当然、解体した後は雪捨て場所に、利活用する場合のことで想定しますと、雪捨て場所に使うということも、解体するだけでも認められておりますし、当然、空き地になれば、そのイベント等で駐車場と、それはそこでイベント等を行う方が所有者等にどのようにお話をしてですね、やっていくかということでございますので、あくまで個人の財産になってしまいますので、町がそこまで、ちょっと先をお示しするということは控えさせていただきますが、活用については、その土地の状況によっていろんな活用の方法があるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。それでもう1つね、空き家の解体が進まない中に、いわゆる固定資産税との兼ね合い、私よく耳にするんです。いわゆる建物立ってれば、いわゆる軽減措置を受けられてね、税金安いんだけど、更地にしてしまうとその軽減措置がなくなるので、極端な話、6倍ぐらいになるケースもあるというような話があります。

ただ、今言った特定空家に認定されれば、そのいわゆる軽減策もなくなるんですね。だからそういうことを、やっぱりしっかり周知しながら、やっぱり特定空家と称する物件を、やっぱりしっかりと認定していくことは私必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったように、確かに解体しますと土地の評価額が6分の1になっていますので、当然、解体しますと6倍になるというのはそういうことでございまして、特定空家に認定されますと、その特例が解除されて6分の1じゃなくて、通常の6倍の税金ということになってございます。

で、その辺につきましても、特定空家に認定されると、今度、土地の税金もこういう特例がなくなって上がりますよということで、お知らせも当然してございます。中には特定空家になってない家屋を解体したら税金上がって、どうして上がったんだというような問い合わせもございますので、その辺も、今後あらゆる機会を通じて周知できればなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 今よりもこれから先、この危険家屋等の問題はますます大変なことになると思っていますので、その辺を早め早めに手を打っていただきたいと思いますという思いであります。

それでは質問を変えます。消費税増税の対応についてお尋ねをいたしますけども、総務課長からご答弁いただきました。今朝ほどもちょっと私、総務課長にお尋ねしたんですけども、ちょっと分かりづらかったので、再度分かりやすく説明していただきたいんですが、町でいただいている手数料、使用料等は、内税のものと外税のものがあると、これ何で分かれているのか、少し分かりづらかったので、先ほど言ったように、外税であれば10月から10パーセント、条例改正もなく、いただけるというか、お預かりできるわけなんですけども、内税と称されるものに関しては条例の改正が必要だと、難しい手続き等々がありますので、何でこの使用料、手数料の中でね、内税と外税で分かれていますか、その点をまずお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

町の各種使用料、手数料、外税で消費税をいただいているもの、あと内税という形でいただいているもの、それぞれあります。で、まず国、地方公共団体におきましては、消費税の特例がございまして、国ですとか地方公共団体の一般会計については、消費税の申告義務がないということでございます。一般会計の部分です。ですから、町の各種使用料、手数料については、外税として消費税はいただいているということなんです。

それともう1点、国とか地方公共団体の特別会計、本町ですと水道、簡水、下水、農集、個別排水ですか、そういった特別会計につきましては、国であっても地方公共団体であっ

ても、消費税の申告義務があるということでもあります。ですから、水道料金、あと簡水もそうですが、料金、あと下水道料金につきましては、外税で消費税をいただいているということでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かったような分からないようなご説明ですけど、一般会計は、いわゆる申告義務がないということで無理やり理解するしかないのかなという思いでおりますから、それはそれでいいです。

それで、今回、使用料、手数料の見直しを検討している。年内には大枠を示したいというような話であります。おそらく見直しを進めているということは、単純に考えれば値段を安くするというよりも値上げを、値段は上がったくるのかなという、方向性としてね、具体的な金額等々はこれからのことでしょうけども、感じがしますけども。その際、単純に消費者、消費者というか町民の方というのは、単純に内税の感覚でいたれば、単なる2パーセント上がるんじゃないかと、消費税は、必ず便乗値上げなんではないのかなというような話が出てくるんですが、その辺の説明の仕方等々は検討しておりますでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、使用料、手数料、様々ございます。で、今、値上げが前提かというおただしでございましたが、消費税が上がって値上げをするんだという考え方以外にも、例えば各種証明手数料なんかは、何十年も同じ料金できています。各近隣町村の動向とかも、西会津よりも高いところもあるということで、そこらのバランスも踏まえた見直しをしてございます。消費税が上がったから単純にその分上げるような見直しではありません。

それとあと、一番町民の方に影響があると思われるのが、例えば温泉施設の利用料ですか、あとさゆり公園とか、そういった利用料につきましては、今、指定管理をしておりますので、指定管理者の収入になってございます、利用料として。そこらについても、当然、様々な経費が消費税増税になるということで、例えば燃料代ですとか、先ほど出ました水道ですとか、あと消耗品関係も当然消費税アップに伴って経費は上がります。で、そういったことで、今、温泉施設の利用料等につきましても、指定管理者と町が協議をしながら見直しを進めていくということでございます。

あと一方、使用料でも、消費税が非課税な使用料もございます。例えば定住促進住宅の使用料でございますが、そちらにつきましては、住宅使用料は消費税非課税でございますので、消費税が上がったから上げるというよりも、家賃の見直しということで経費が上がった分で家賃を見直すのかどうかという検討をしたいということでございます。あとは、町営住宅につきましては、公営住宅法で家賃が決められておりますので、そちらのほうは見直しの対象外ということでございます。

以上です。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 今ほど、これから見直す中で指定管理者のお話出ましたので、温泉保養施設使用料、それは指定管理者である振興公社の収入ということ、ただ、料金設定は町で協議をしていくということではありますが、そうするとね、その温泉保養施設の入場料というかね、

あるいは、もう運用開始以来 30 年間、400 円で変わってないんですよ、3 パーセントのときも、5 パーセントのときも、8 パーセントのときも、これから 10 パーセントに、どうなるんだと。その辺の説明が、やっぱりその都度、消費税の上がるタイミングで経費等々上がっているんだけど、いろんな事情でやっぱり上げないで、いわゆる来場者を少なくさせたくないとか、町民の健康、福利厚生のために上げたくないとかという理由等々がありました。今回いじるときは、それなりの説明が必要だと思うんです。30 年も上げてなかった。利用者が少なくなるとは困るし。

だからそれと併せてね、やっぱり 1 つの例で温泉保養施設の話しますけども、上げるばかりが私は能でない。今、総務課長の話ありましたけれども、やっぱり利用者を増やすという意味では、うちの町でね、欠けているという言い方おかしいですけども、よその施設でやっていて、うちの施設でできないのは、いわゆる高齢者が安く入れるとか、時間で安く入れるとか、そういう町内の人は安く入れるとか、そういう分別がなかなかできてないんですよ。だから我々現役世代は、多少負担増になるはやむなし、それはある程度の人は承知いただけると思うんですが、上げる場合はね、やっぱりそういう軽減措置も、例えば高齢者の方は安くするとか、例えば町内、町外の人、差をつけるとか、朝から晩までいても同じ料金なんだけど、例えば夕方 1 時間、2 時間だったら少し安くするとか、そんなことも、やっぱり考えて、利用者増、増やす段取りなんかも検討の際は必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、温泉健康保養センターにつきましては、平成 4 年に開所しまして、今までもう 20 数年、約 30 年近く経っているわけですが、当初、町内の方は大人 400 円、町外の方は 500 円の使用料を徴していたと思います。で、その後、町内、町外、同じ料金 400 円にして、ずっと今までできていると認識してございます。温泉健康保養センターにつきましては、町民福祉の向上のための施設ということでございますので、使用料で経費は賄えない施設でございまして、町として町民福祉の向上のために、今まで一般財源を投入して維持してきました。で、その今の見直しの中で、消費税上がるっていうこともありますけども、当然、維持経費は消費税増税によりまして上がると、そうしますと、使用料と維持経費の差がどんどんどんどん大きくなっていくわけです。そこら辺も含めまして、町として、このくらいの値上げについては致し方ないというような判断のもとに見直し作業を、当然しなくちゃいけないと思っています。

それと、今、多賀議員が申されました高齢者等の料金とか、様々なそういった見直しについても総合的に、指定管理者であります振興公社と町が十分協議の上、総合的に利用料の見直しをしていきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 私もその温泉保養施設はヘビーユーザーなんで、大変気にかけているところがあります。今言ったような形で進めていただければいいと思います。

それで、ちょっと質問を変えますけども、先ほど、町が独自に進める軽減策等々は考えていないということでしたが、先週の新聞に、政府が進めるマイナンバーを活用し

た、要は、なかなかマイナンバーの普及が進まないのです、その普及させようという思惑もあるんでしょけれども、これマイナンバーを来年度から取得した人は、いわゆる 25 パーセントのプレミアムの付く、ポイントが付く、経済政策ですかね、そのために、本人認証のためにポイント管理にマイナンバーカードを使って、2万円入金すれば2万5千円の、25パーセントのプレミアムを付ける。今回のプレミアム付き商品券というのは、やっぱりいろいろ条件がありますが、これはマイナンバーを取得すれば、全ての人がいただけるものでありますよね。

これには当然町も取り組んでいただかなきゃいけないと思いますが、私もまずは、このキャッシュレス払いでのポイント還元というの、私もまだ経験ありませんので、この辺の普及を進める上でね、町の取り組む姿勢、今後、先週の新聞などで今後のことでありましょけれども、やっぱりその使い方の説明だとか何かというのは、町民によく説明しながら、決してこれに、なぞらった詐欺なんかにあわないようにするためにも、やっぱりいろいろ、周知方法なんか必要だと思うんですが、このいわゆる全国共通のマイナーポイントに対してのお考えをお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

今、多賀議員おっしゃったとおり、国では消費税増税に伴う消費の落ち込みの軽減、さらにはマイナンバーカードの取得促進を目的に、マイナンバーカードの取得者が民間事業者のキャッシュレス決済サービスの利用額を前払いした際に、全国共通のポイントが付与されるというような仕組みを、来年度の導入を目指しているというところでございます。なお、ポイントの原資につきましては、全て国が出すというような予定でございます。

今のポイント付与の部分ですけれども、町として具体的に取り組むものはございません。ただ、マイナンバーカードの取得の啓発等につきましては、当然、町としてこれから推進をしていかなければならないということでございます。なお、現在、西会津町の町民の方でマイナンバーを取得されている方は、9月1日現在560人ということで、町民の9パーセントであります。全国的には、取得者が1,772万人ということで、13.5パーセントの取得率ということでございますので、町は全国平均にはいっていないということでございますので、今後、取得の推進については、町としてもしっかり取り組んでいかななくてはならないと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 せっかく政府がね、いわゆる景気対策というか、国民全員に近いですね、マイナンバー取得した人にこういうメリットを出そうということでもありますから、これは積極的に町も推進して、マイナンバーカードの普及も併せて行っていただければいいかなと思います。

それともう1つ消費税関連で、先ほど臨時職員、委託職員等々は影響ないということでしたが、これ消費税増税に特別関係ないかもしれませんが、来年度から委託職員、臨時職員というのがなくなって、いわゆる会計年度任用職員という位置付けになるというようなことあります。そうすると、今までなかった、いわゆる賞与、ボーナス等々も支給するようなことになるということですが、財源はこれは国からくるんでしょけれども、

だいたいどれぐらいの増額になりますかね、このいわゆる年度内任用職員というのは。

はい、適切に質問いたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

法律の改正によりまして、来年度、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されます。これは全国どこの自治体もそうでございます。今、町に臨時職員ですとか、委託職員がおるわけでございますけども、そちらの方がほとんど会計年度任用職員に移行するということでございます。一応、会計年度任用職員になりましたら、期末手当、さらには退職金、あと共済保険ですか、その対象になります。で、今のところ町の試算でございますが、1人当たり約100万の負担の増になるということでございますので、50人だとすればおよそ5,000万の負担増と。ただ、国ほうで財源の手当てはされるという話ですが、実際のところ、まだ詳しい詳細については分かってございませんので、交付税で措置はされると思いますけども、今のところ詳しい状況は、まだ不明ということでございます。

○議長 多賀議員に申し上げます。

○多賀剛 質問を修正して、また本文に戻します。

○議長 よろしく申し上げます。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、教育委員会、教育長にふくしま学力調査についてご答弁いただきましたので、大変これに、今のご答弁によれば、調査分析によって本町の児童生徒が学力が向上しているということ、大変いいことではありますが、私、先進的に取り組んだということであればね、ただ、学力という見方もいろいろ、私あると思うんですが、ペーパーテスト、いわゆるその数学だとか、国語だとか、理科だとか、点数がよくなったというだけでは、私、つまらないんです。プラスふくしま学力調査を先に取り組んでやって、学力が上がって、プラスアルファの効果を私は期待しているわけなんです。ご答弁にはありましたけども、いわゆる人間形成にどれだけこう寄与したのか、いわゆるプログラミング教育の中なんかでも話出ましたけども、私はアクティブラーニング、そのどうしたら理解できるようになるのか、いわゆる学べる力、それが私、学力だと思いますが、学べる力が身についたのか、それが、ついては人間形成に役立って、本当に芯の強い人間になったといわれるような、いわゆる学力調査が根底にあってなったといわれるようにしていきたいと思うんですが、教育長のお考えはいかがでしょう。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 お答えします。

このふくしま学力調査、いわゆるIRTテストということなんですが、これは大きく3つの力を測定できテストということで、今お話がありました1つには、もちろん学力の伸びの調査をすることができます。それともう1つ、学力では計れない非認知能力、それと、学習方略といって、学習の意欲、または学習の仕方、学習の態度とか、そのようなこともこの調査で分かるわけです。

ですから、それを見ながら、どういう非認知能力を持っている児童生徒が学力が伸びるのかとか、どういう学習意欲、学習態度をしたらどうなのかという、その3つの相関を、

これ見れるテストということでございますので、今お話があったように、学力だけではなくて、子どもの特に非認知能力、そういう意味では、本町は体験的な学習をたくさん取り入れながら、人間形成の底辺の部分であるそういう非認知能力、自制心ですとか、粘り強さとか、そういうものをしっかり付けた上で、学力を伸ばしていきたい。そんなふうに取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 時間になりましたけれども、教育長、私も同じ考えであります。以前、教育長に、優秀な人間を育てたいといったとき、優秀な人間とはどういう人間ですかと、大変失礼な質問をしたことがあります。それは私は、ずっと変わらないのはね、いい高校、いい大学、東京大学出て、国家公務員の1種試験通って官僚になるのが優秀な人間なんだと。それも意味考えられますけれども、もう1つはね、やっぱりどっしりと地に足を付けて、やっぱり自分のしっかり考えを持って、自分の意見を述べて、泥臭くてもいい、しっかりと飯の食える人間、できれば西会津町で活躍できる人間、それが優秀な人間であってほしいと私、話、その当時話したと思うんですが、やっぱりそんな人間を育てる意味でも、この新しく取り組んだことを、そういうことも併せて、将来に向けて頑張っていたいただきたいと思っておりますが、その辺だけ最後にご答弁いただきたいと思っております。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 まさに子どもたち、特に西会津の大事な大事な宝である子どもたちを町の財産として、しっかり教育委員会含めて、学校とタッグを組んで、子どもたちの全ての力を伸ばすような教育改革を今後も取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 本当に1時間、あっという間に進みましたけれども、大変、今本当に、今年もいい実りの秋を迎えておりますので、実りのあるご答弁をいただきました。いいまちづくりのために一生懸命頑張っていきたいと思っております。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 皆さん、こんにちは。10番、青木照夫でございます。今議会は決算議会であります。限られた予算額に対して、どのような事業をどのように使われたのか、議会としてチェックする大事な定例議会であります。今次の質問項目は健康寿命延伸についての1点をお尋ねいたします。

今や百歳の時代といわれています。健康で長生き、誰しものが望むことであります。しかし、現実には病院への通院、または入院、療養生活、そして施設等で余儀なくされ、人生の終末を迎えるのが現状のようであります。国の医療費が、現在42兆円を超えております。20年後には60兆円に膨れ上がることが予測されております。確実に町民一人ひとりの国保税の負担も重くのし上がってきます。昨年の4月より国民健康保険の財政運営が県に移行されました。今後、国保加入者の医療費をどのような形で取り組みができるのかが大きな課題であります。

そこで、町が現在掲げ、取り組んでいる健康寿命延伸事業であります。健康で長生きができる、その成果を出すことであります。高齢社会の中で医療費が膨らむ中で、運営する

ことが難しい時代にあり、まさに健康で長生きができ、安全で安心な生活が送れる社会づくりであります。その目標に向かって進むことが、結果的に医療費の削減につながるものと信じ、質問をさせていただきます。

1つ、まず、西会津町の男性の平均寿命と女性の平均寿命は、現在何歳になっておりますか。同じく、健康寿命の男女は何歳になっておりますか。また、県内の他町村と比べてどの位置になっているのかお伺いいたします。

2つ目、諏訪中央病院名誉院長、鎌田實先生を講師として招き、3月に西中多目的ホールで開催されました。当日、会場に入りできないほど健康に関心のある方々が参加されました。健康で長生きを目指す健康寿命延伸の取り組みは、成果を出すことによって医療費削減につながります。同時に、今後、鎌田先生等の指導いただく期間は、どのくらいを目途に考えておられますか。また、予算額はどのくらいを考えておられるかお尋ねいたします。

3つ目、平成29年度の国保税の医療費は、1人あたりはいくらかかっておりますか。当町の全体の医療費はどのくらいになっておりますか。また、市町村レベルでの医療費の比較はどのようになっているのかをお伺いいたします。

以上が一般質問でございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10番、青木照夫議員の健康寿命延伸についてのご質問のうち、健康寿命延伸に向けた鎌田先生からの今後の指導期間と予算額についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、これまで取り組んできた健康づくり事業を充実・強化し、健康長寿のまちづくりを一層推進するため、今年度から諏訪中央病院名誉院長である鎌田實先生の指導の下、新たな健康づくり事業を展開しているところであります。

その中心的な事業として、町の保健師や栄養士などの専門職員が、鎌田先生と一緒に活動している元諏訪中央病院医師の奥知久先生から、保健指導技術等の向上や住民主体の健康づくりの手法などの指導を受け、奥先生とともに地域や集落に出向いて、健康寿命延伸に向けた住民主体の健康づくり座談会を開催し、健康意識の高揚を図っているところであります。

健康で長生きすることは、全町民の願いであり、また、町が元気になることにもつながります。今後少子高齢化がさらに進む本町において、健康寿命の延伸は最も重要な課題の1つであります。そして、この課題を解決するには、町民みんなで楽しい健康づくりに取り組み、その取り組みを将来にわたり継続していくことが重要であると考えております。

このため、鎌田先生には本町の健康づくりアドバイザーとして、中・長期的に指導をお願いしたいと考えておりますが、具体的な期間や予算額につきましては、現在実施している事業の評価・検証等を行い、また、鎌田先生にご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 10番、青木照夫議員の健康寿命延伸についてのご質問のうち、平均寿命や健康寿命と、国保加入者1人あたり医療費についてのご質問にお答えいたします。

まず、本町の平均寿命についてであります。平均寿命とはその年の出生児が、死亡状況などが今後変化しないと仮定したときに、平均してあと何年生きられるかを算出したものであります。

本町の平均寿命は、平成 27 年の調査で男性が 80.1 歳、女性が 86.6 歳であり、県内における順位は、東日本大震災による原発事故に伴う避難指示区域の 8 町村を除く 51 市町村中、高い方から男性が 34 位、女性が 26 位となっております。

次に、健康寿命についてであります。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間であり、福島県ではこの健康寿命の考え方を基本に、要介護者数のデータを加味して算出した健康寿命を、お達者度として公表しており、本町の平成 28 年度の 65 歳時におけるお達者度は、男性が 17.1 年、年齢にして 82.1 歳。女性が 19.55 年、年齢にして 84.55 歳と算出されているところであります。

また、本町の健康寿命が県内でどの位置にあるかについてであります。お達者度の算定にあたっては人口規模が 1 万 2 千人未満の市町村では、わずかな死亡数の違いで数値が大きく変動する可能性が高いため、参考値として公表されていることから、市町村間の適正な比較は難しいと考えております。

次に、国保加入者の医療費等についてのご質問にお答えいたします。平成 29 年度の国保加入者約 1,850 人に係る 1 人当たりの医療費は、33 万 5,132 円となっており、県内 59 市町村中低い方から 15 位となっております。なお、県平均は 35 万 4,013 円となっており、本町は県平均と比較し約 1 万 9 千円低い状況でありますのでご理解をお願いいたします。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 今、町長からも答弁いただきました。健康で楽しいまちづくり、これを目指して鎌田先生をお迎えして、目標に向かって頑張るといふ、力強い答弁をいただきました。それと、今、課長の述べられた平均寿命と健康寿命の数字をいただきました。その中で、女性が長生きということは全国でも、これは誰しもが認めることであり、6 歳か 7 歳の女性のほうが長く生きていらっしゃるということでもあります。

我が町も 80.1 歳、男性。それから女性が 86.6 歳。約男性と女性の差が 6 歳ということが分かります。そこで、平均寿命の差とよりも、今、我が町で目指しているのは健康寿命延伸ということでもありますので、この平均の健康寿命、今お伺いしますと、男性が 82.1 歳、それから女性が 84.55 歳ですね。その差がなんと 2 歳強ぐらいしか離れていない。そこに私は非常に、これから取り組む課題があるのではないかと思います。この健康寿命の差が、平均寿命が 6 歳から強ありましたが、健康寿命が 2 歳ぐらいしかないということの、その原因というか、その辺の捉え方は、課長、どういう考えでいらっしゃいますか。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 お答えをいたします。

答弁の中で申し上げましたとおり、平均寿命については、男性と女性で約 6 歳の、6.5 歳ぐらいですか、あります。で、健康寿命のほうは、それに比較しまして 2 歳程度ということで、健康寿命は女性のほうが低くなっているということなんです。具体的な、その個別の調査というのは行っておりませんが、一般的に女性の方のほうが高齢ですので、今回、県のほうで出しております健康寿命お達者度の算定方法の 1 つに、65 歳以上の要介護

度2以上の方、この方についての数値を加味しております。そういった要介護度2以上の方については、ここでいいます健康寿命の算定に入らない、長寿の女性の方の人数が多いことでそういった健康寿命の差が小さくなっているのかなというふうに思います。

すみません、もう一度整理してお話させていただきますが、女性のほうが平均寿命が長いということで、その女性の方のほうが介護認定を受けている方が多いということによって健康寿命が女性のほうが、その差ほどないということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 健康寿命のいろんな測定は難しいところがあるかと思えます。その取り組みについて、これからどうすればその健康寿命が、女性がもっと長生きで、元気で伸ばせるのか。また、男性がそういう健康寿命が伸ばせるのか。いろんな取り組みがやってらっしゃるわけですが、鎌田先生をお呼びされてから、そのいろんな健康法は何っておりますが、具体的にはどのような運動、また、その町民に対しての啓蒙活動とか、また、中央の諏訪の星さんという方ですか、奥先生ですか、失礼。が、毎月1回来られるということなんですが、どうのご指導をされていらっしゃるのか伺います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 現在の活動の内容というご質問でございますが、奥先生につきましては、毎月1回ほど来町して指導をいただいております。

大きく3つほどございますが、まず1つ目が、保健師とか栄養士の専門職に対して保健指導技術向上のための研修を行っております。これは町民の健康行動の変容を起こすための技術の習得ということでもあります。

2点目が、先ほどお話ありました健康づくり座談会の開催ということでやっております。これにつきましては、答弁の中で申し上げましたとおり、保健師、栄養士も奥先生と一緒に地域に出向きまして、地域から集落などからの要請によりまして、健康について、ざっくりばらんに話し合う機会として行っております。その中では、奥先生から健康についての講話を行っていただいたり、あるいは座談会のテーマにつきましても、これは町のほうでこういったテーマで話してくださいというようなやり方ではなくて、地域の人たちが、今、地域で抱えている問題、どういうことがあるのかということ地域の方と相談しながら、じゃあ今回はこういうテーマで、みんなで話し合ってみようということで、地域の人たちが、今、課題と思っているようなことを、その座談会の中で話しているところです。そういった座談会を通しまして、これまでの行動が少しでも変化していただくことを期待しているところであります。

あと、3点目が、鎌田先生が推奨しておりますスクワットでありますとか、かかと落とし、こういったことも周知しているという内容でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今のお話は各集落というのは、これはいつから始められたわけですか、今、保健師とか栄養士さんが、ともに各集落で研修というか、町民の皆さんの考えというのは、健康に向けたお話というのは、どんな内容で、保健師さんと栄養士さんですから、その内容はだいたい予想はつきましても、具体的にはどんなご指導、また懇談会をされていら

っしやいますか。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 この事業につきましては、本年4月から行っております。具体的な内容でございますが、保健師、栄養士、奥先生と地区の方と座談会をするわけなんです、初めに奥先生のほうから健康についての講話をいただいた後、座談会をやるわけなんです、具体的な保健師、栄養士が、直接的な保健指導をその場でやるということではなくて、先ほど申し上げましたように、その地域の中で、これからその地域で暮らしていくにはどういことが課題なのか、あるいはこういうような、将来、人生を送っていききたいというような、そういったことを地域なり、集落の皆さんが自らテーマを決めて、それに奥先生、保健師、栄養士が、その座談会の運営を見守るといような形で、今、進めている座談会でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 私が質問の中で申し上げた期間は何日ぐらいですかといったのは、やっぱりそういうことを含めて、なかなかここまでですよということには決められないのかなと、今、こう思ったわけですが、やはり健康というのは、すぐ結果が出るものではないと。今言われたように、いろんな形で勉強会なり研修会なりして、その各集落の意見を聞きながら取り組むといわれるわけですから、何年、どのくらいのあれで、町全体のあれを、全体的なそういうね、懇談会ができるのか、それが期間が分からないということでしょうけども。

私はその中で、一番健康的な取り組みというのは、一般の今、同じ健康の中でも、一般の、一般というか任意団体で取り組んでらっしゃるグループがあります。これは週1回ですか、自分たちで自らお金を出し合って、ある講師さんをお招きして、それで2時間、いろんな体を動かす体操をしておられるということですが、私は今後、やはり課長が言われたように、町民の皆さんの意見を聞きながらとか、いろんな形でのそういう取り組みを模索していくんでしょうけども、そういう町が進めているものでなくても、民間の、今取り組んでいるグループに対しては、どのような支援とか、応援とか、特別そういうふれあいがあるのかどうか、その辺、いかがですか。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 お答えをいたします。

先ほどご質問の中にありました任意団体の体操というのは、どのような体操か、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 これは女性老人クラブで立ち上げられた体操の名前が、マルコ体操と、何か最近、また名前を変えられているみたいですけど、聞いた範囲でマルコ体操、やってらっしゃるといグループであります。それは、毎回50人か70人集まっていらっしゃると。それで90歳の方も3人、欠かさず参加して、体の結果も、成果をあげているというグループであります。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 お答えをいたします。

ただいまのご質問でございますが、老人クラブでやっておりますマルコ、女性部でやっておりますマルコ体操という体操かということでございますが、町でもラジオ体操、年に2回ほど、今年度から講習会をやる予定でございます。そのほか、町の保健師などがサロンや集落に出向いて、運動教室においては、新聞紙を使いました棒体操、あるいは今ほど鎌田先生のほうで推奨しております、かかと落とし、スクワット、おでこ体操、そのほかにも個人でウォーキングやジョギングなど、そういった運動なり体操をされている方も多くいらっしゃいます。

運動については、習慣化、継続するということが大切ですので、自分に合った体操、運動を継続的にやっていただくということが健康づくりにつながると思いますので、そういった任意の活動をされている団体についても、引き続きそれぞれの目的に合った形で継続して取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 町の取り組みも、確かにラジオ体操とか、いろんな棒体操とか、いろんなケーブルテレビではやっていらっしゃいます。ただその中で、町民の参加する心理というか、ものがあるのかなど。私なりに思うのは、個人で、例えば立派な医療器具をいろいろ買ってらっしゃる、けどあまり何日も使わないで、片隅に置かれて、やれない、やらない。その中の、ということは、今、課長が言われたように、いろんな、かかと落としとか、おでこ体操とか、今、医学的にもそういう成果のあること、これはいいことであります。

けど、それも大事だけでも、私のさっき言ったグループでやるというのは、あの人も行くからやろうか、じゃあ誘われたらやろうかと、その集団心理というか、何というかね、そういうみんなで作ろうというやつだと参加するだとか、そういうものが継続しているとか、あるんですが。これからの行政のそういう取り組みというのは、そういう年に何回の大きなイベント、それもいいかもしれないけども、週に1回くらいのそういう集団的に集まれる、楽しく集まれる、そういう内容の取り組みなんか、考え方はどうかと思うんですが、その辺のお考えはいかがですか。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 お答えをいたします。

現在、町でも先ほど申し上げましたように、運動の部分でいいますと、週一貯筋教室でありますとか、いろいろな集落や地域でグループなり、そういった多数の方が参加する教室を開いております。その中で、いろいろな、その人の健康状態に合わせた形での運動というのを推進しておりますので、グループでの活動については、そういった場面を効果的に有効に活用していきたいというふうに考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 やはり立派な運動、またはそういう単独的な体操とかありますが、みんなと一緒に楽しくやれる、自らやれるといいですかね、やっぱり行政の指導の下で、こうですよ、ああですよということも、今、鎌田先生を中心に、また町長が先頭になって健康寿命延伸、頑張る、目指そうといことは、これ大いに期待できる場所です。

それを本当に目指すには、話が変わりますが、前々町長のときには、百歳を目指す、そういう大きな目標を掲げて30数年くらい経ちましたか、スタートされたことがあります。現

町長もその時点では、同じ職員としていらっしやっただと思います。これから、もし目指そうとするならば、百歳から、今度は健康寿命、70代というから、80歳を目指そう。健康寿命日本一を目指そうと、そういう掲げられて、町民に声かけて、目標をつくられたらいかがですか。町長、その辺どうですか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　私はこれからの健康づくりは、やっぱり健康で長生きをしないといけないということで、それで鎌田先生にお願いをして、今、今年の4月からね、各集落に出向いて、今その作業をしているわけですけど、その各集落に出向くというのは、町民の皆さんに、やっぱり健康に対する意識をもう一回再認識をしていただくと。それと同時に、保健師さんたちがその健康づくりをどうサポートしていくか、この作業を今している段階ですよ。

で、今までのいろんな話を聞いていて、いろんな健康づくりがされています。町もラジオ体操を始めましたし、あるいは社会教育では、笑いヨガも始めてますし、今お話のように老人クラブの女性部の皆さんではマルコ体操をやってるし、いろんな形で健康づくりをされているということは、私、非常にいいことではありますけれども、ただ、運動だけじゃなくて、やっぱりそういう地域をあげて、老人クラブの女性の方が、じゃあ町内に相当な人数いるわけですけども、その人たちが全員集まれるかと、こちらに出てきてやれるかということ、そういうことばかりではないので、やっぱりそういうことで考えたときに、やっぱり地域に入らないと、本当の健康づくりはできないのかなと、本当のというかね、町民全員が健康長寿に向かって、そういう協力をしていただくには、やっぱりそういうふうに各集落に出向いてやるのが大事なんだなというふうに思って、今、その途中段階ではあります。

で、この後、この鎌田先生の、いわゆる運動も含めて、今年から始まったばかりでありますから、来年、再来年に、1年でそんなに結果が出るわけではないというようにおっしゃっておりますけど、まさに、やっぱりこういう健康づくりというのは、単に運動だけではだめなので、そこに食事プラスしないといけない。それから、鎌田先生が言うには、食事と運動と、それからもう1つ、社会のために、世のため人のためになることをしてくださいと、これをやらないと健康にならないよというようなことでありますから、運動はその1つでありますけども、やっぱり健康で長生きするためには、いろんなことをやっぱり総合的にやって、初めてその効果が出るのかな、そんなふうに思っておりますので、じっくり町民の皆さんが健康長寿日本一に向かって、みんなで協力できるように、みんなで努力して、そして日本一になれるように、やっぱり頑張っていけないのかなというふうに思っております。

そのためにはいろんな手法がありますが、町は町で、それから老人クラブは老人クラブの中で、いいと思ったことはどんどんやっていただいて結構だと思っておりますので、やっぱりこれは町をあげてやるということには向かっているわけですから、いつかの時点でね、いつかの時点で、また鎌田先生の講義、今年の秋にもう1回予定されてますけれども、その中で先生が今後どういうふうな指導、またいただけるか、そこに期待をしておりますけども、ちょっと期間、時間はかかりますけど、みんなで健康づくりをしてまいりたいなと、そんなふうに思っております。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 健康を維持するというのは、本当にこれから大きな目標であり、誰しもが関心の持つものであります。医療費が本当に高ければ、国保税も高くなるということであり、現在、国ではもう医療費が 42 兆円超の予算がかかっていると、それが毎年 1 兆円ずつ膨れ上がってくると、20 年後には 60 兆円、ということは、我々の健康をいかに維持して、それで我々の生活が、医療費が抑えられるか、鎌田先生はそういう健康のために、医療費削減でないということになるでしょうが、我々の立場から見ると、健康であることは国保税の削減につながるということであり、これから町民みんな、健康で明るく楽しく、安心安全なまちづくりを目指していけたらと思います。

以上、青木、これで終わらせていただきます。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

暫時休議にいたします。(14時39分)

○議長 再開します。(15時10分)

日程第 2、議案第 1 号、西会津町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 議案第 1 号、西会津町森林環境譲与税基金条例の制定について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、市町村が実施する森林の整備等の財源に充てるため、森林環境譲与税が創設されました。このたび本町に対し、本年度の譲与税額が県から示されたことから、適切に運用することを目的に、新たに西会津町森林環境譲与税基金を設置するため、今回条例の制定をお願いするものであります。

お手元にお配りしました議案第 1 号参考資料をご覧ください。こちらの資料でございます。

既にご承知のとおり、国内の森林の現状は、木材価格の低迷や所有者の高齢化などにより、適切に管理されていない森林が年々増えています。このため、国では、本年 4 月から森林経営管理制度を創設し、森林所有者の管理責任を明確化し、適切な管理を促すことといたしました。この制度により、森林所有者は市町村に対し、森林の経営・管理を委託できることとなり、市町村は、受託した森林のうち林業経営に適したものを森林組合等の林業経営者に再委託し、経営に適さないものは、市町村が直接管理することになります。

なお、この制度の詳しい内容につきましては、本年 8 月発行の広報にしあいつでお知らせをしております。

こうした市町村の森林整備の財源に充てるため、森林経営管理制度の創設と同時に、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところです。このうち、森林環境税につきましては、資料にありますとおり、令和 6 年度からの課税であります。森林環境譲与税につきましては、本年度からその一部が譲与されることとなりました。なお、市町村への譲与の基準、ならびに本町への譲与額につきましては、記載のとおりですので、ご覧ください。

本譲与税の使途、使い道につきましては、大きく分けて 4 つあります。1 つ目として、

間伐等の森林整備、2つ目として、人材育成と担い手の確保、3つ目として、木材利用の推進、4つ目として、森林に係る普及啓発であります。また、福島県では、独自の県森林環境税制度が施行されており、令和2年度までは現行の制度が継続されることから、今次の国の森林環境譲与税につきましては、県の制度との調整により、令和2年度までは、その使い道が森林所有者への意向調査等に限られております。

なお、本譲与税の使い道については、インターネット等により公表することが義務付けられております。

基金の設置について申し上げますが、本譲与税につきましては、複数年度にわたって積み立てて使用することができるため、今回新たに基金の設置をご提案するものであります。これについては、県内の市町村一律に同じ対応であることを確認しております。

なお、本基金の使途、つまり基金を充当できる事業につきましては、別に規則で定めることとしており、その内容は、お手元の資料に記載をしたとおりでございます。

それでは、議案書のほうをご覧ください。

議案第1号、西会津町森林環境譲与税基金条例。

第1条は設置であります。森林の整備及びその促進に必要な事業を推進するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を設置することを規定しております。

第2条は積立てであります。基金として積み立てる際は、町の一般会計に計上して行うことを規定しております。

第3条は基金の管理であります。基金に属する現金は、金融機関への預金など最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないことを規定しております。

第4条は運用収益の処理であります。基金から生ずる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計に計上し、失礼しました。一般会計予算に計上し、基金に編入することを規定しております。

第5条は基金の処分であります。この基金は、第1条の目的を達成するために必要な事業の実施財源に充当する場合に限り、処分することができる旨を規定しております。なお、具体的な対象事業については、先ほどご説明したとおり、別に規則で定めるところであります。

第6条は運用であります。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を一時運用することができることを規定しております。

第7条は委任であります。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めることとしております。

最後に附則であります。この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

○議長　10番、青木照夫君。

○青木照夫　これは新たに国のほうから示されたということの理解ですが、今まで県でも環境税を取って、納めていたところなんです。この県森林環境税との調整ということは、

県との並行してこれまでずっと、継続していくということですか、この意味というのは、県内の市町村、あるいは2年度までは関連事業に限られるうんぬん、こうあるんですけども、この国の、今、新しくできた千円の森林譲与税と福島県の納めてる環境税というの、2つ並行で続けるということですか、まずその1点。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

県の森林環境税との関係でございますけれども、議員がおたのだしのおり、現在、福島県では森林環境税が導入されてございます。現行の制度は、平成28年度から令和2年度までの制度となっております。したがって、県では令和3年度以降どうするか、これについては現在検討中だということでございますので、国の環境税が課税されるのは令和6年度からということで、このまま県の環境税が令和3年度以降も継続されれば、2つの税が課税されるということになります。これについては、県のほうで現在検討しているところということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 これからこの参考の、本町の交付見込み年額とは、囲みになっていますが、今年度から3年まで580万、また、15年以降は1,900万と、こうだんだん増額されていきますが、この用途については、町長が判断でこの4項目というか、使い道というか定められるわけですか、それともこのように使ってくださいということで使われるのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

譲与税の使い道についてのご質問でございますけれども、お手元にお配りしました参考資料の右側の中ほど、真ん中辺をご覧くださいますと、ここに譲与税の用途ということで①から④まで用途を記載してございます。基本的にこの使い道については、法律で決められた使い道ということでございまして、これに基づいて市町村は譲与税を執行すると、本町で定めます施行規則につきましても、この法律の使い道に準じた、即した形で定めてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 この森林環境譲与税というのは、本当にこれから大事な大事な役割を占めていると思います。と申しますのは、やっぱり森林を環境整備するということですので、今、一般質問の中でありました有害鳥獣対策、私はこれに、やっぱり環境整備してやれば、サルも、いろんな動物も里山に帰る可能性があるのではないかと思います。これ、しっかりとした取り組みで、町も総ぐるみでこれ取り組んでいただきたいと思います。今のそういう有害鳥獣に関しての解釈というのは、いかがですか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

本譲与税が有害鳥獣対策にも活用できるのではないかと議員のおたのだしでございますけれども、まず、森林整備のメニューといたしましては、そういうことも想定されるとは解釈しておりますが、ただ、個別の使い道につきましても、法律で明らかに明記されて

いるもの以外は国のほうに確認してみないと何とも申し上げられませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 何点か質問したいと思います。

まず、今現在、この荒廃した私有の人工林の整備が放っておけない、そして、国の荒れたところを管理していくというのは分かります。ただ、その中で、この書類を見ますと、森林所有者の管理責任を明確にするということは、その責任の、所有者に責任があるとうたっているわけですね。その中でこの表を見ますと、所有者から市町村に関していろいろあるわけなんですけど、森林所有者にとっては、管理してもらうということにとっては整備されるということでメリットはあるわけなんですけど、この間に金銭的ないろんな問題が発生すると思うんですが、その辺はどうなって。例えば、大きな木ならば、それが市町村に委託して、それが森林組合等になれば伐採等というような形になって、その収益を所有者が得ることができるのか。そしてその後は、植樹という形になって、その辺の経費はどうなるのかと、そういった意味での、どうなって、流れを一通り説明していただきたいと思います。

それから、使途ですが、だいたい分かりますけれども、この2番目の人材育成、担い手確保、林業の担い手確保、今現在これだけ厳しい中で、具体的にどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

2点、ご質問をいただきました。まず1点目の荒廃が進む私有人工林の、この制度を使っているの保育、その森林施業の流れということでのご質問でございますけれども、議員がおっしゃるとおり、法の趣旨は森林の所有者が、所有する森林を管理しなければならないという管理責任を明確化したものであります。それについて、市町村はその所有者に意向調査をして、で、自分で管理するのか、あるいはその市町村に委託して管理するのかということ意向調査をいたします。自分で管理する場合は、もちろん自己で管理する、あるいは森林組合等に自分で経費を負担して管理していただくというような形になりますが、市町村に管理を委託した場合には、この森林環境譲与税を使って市町村が、その森林の経営を行うということでございます。

で、それもまたその先に枝分かれがございまして、その市町村に管理を委託された森林が経営的に成り立つ森林か、はたまた切ったり、売ったりしてもお金にならない森林かということをもた区分いたしまして、平たく言えば、お金になりそうな森林については、再度また、それを森林組合等に再委託して、で、その収益については所有者、あるいは市町村のほうで決まりをつくって分取するといいますか、そういう形で進めていくことになろうかと思っています。ただ、その売ってもお金にならないような森林については、引き続き市町村がこの譲与税を使って管理をしていくという中身になってございます。

もう1つの人材育成の点についてお答えをいたします。人材育成の、大変厳しいのではないかというご質問でございますけれども、現在、本町にあります森林組合では、森林施業のプランナーなど、森林に関する専門知識を持った有資格者の育成を行っております。

そういった林業経営体の高い技術を取得するための、その人材育成、そういった部分にもこの譲与税は活用できるということでございますので、あるいは市町村が森林アドバイザー等を任用して、そういう経費にも充てることができる、そういう人材育成。あとは新規の就業者への施策であります、この新規の就業者への施策につきましては、ちょっと今のところ具体的な材料は持ち合わせておりませんけれども、大まかに申し上げれば、そういった使い道があるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 確認の質問になりますけれども、そうすると、所有者が市町村に経営管理を委託した場合、金になる、あるいは収益ができるような場合は再委託になって、その中で分収という形での益があるということと整理されると、そう理解していいですね。それで、それが見通しが無い、林業に適さない森林になれば、それはずっと市町村が管理して、所有者も何ら収益がないと。

ただその場合ですね、路網の整備とか、市町村に適さない森林に対しても、やはり路網の整備とか、管理という形で、その状況によるわけですが、間伐とか、枝落としとか、いろんな立木の枯れたのを整備するとかというような管理はずっと続けるというように解釈してよろしいのか、それとも、そういう一切林業に適さない森林というのは、最終的に一番最後の取り組みになるんだと思うんだけど、どのレベルまでの整備というものを考えておられますか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

細かな部分については国に確認する必要があるというふうに考えておりますけれども、まず、その経営が成り立つ森林についても、経営が成り立たない森林についても、森林を整備していくには間伐等の作業が必要でございます。その際に、どうしても作業道等の開設は必要になってございますので、作業道等の路網の整備にかかる経費については、いずれの場合についても、この森林環境譲与税を用いて、その財源に充てることができるというふうに、現在のところでは国から説明を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今始まったばかりのあれですから、期待するところ大きいわけですが、西会津町、これだけの森林を持って人工林も相当あると思うんですよね。ですから、この制度でどこまで、何年かかってというと、まだまだ未知数の部分あると思うんですが、今のところ木があっても搬出できないから売れないというような場所が相当あると思うんですよ。その辺はこういう制度によって、少しは解決できると解釈してよろしいですか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

この制度で森林の整備が進むのかというご質問でございますけれども、先ほどのお答えと関連するわけですが、路網の整備等にこの財源が充てることによって、より森林の経済性というのが上がってくるわけでございます。それによって森林の整備が進むということが国の狙いでもございまして、本町につきましても、そういった方向での活用を考え

てございますが、現在のところ、まだ具体的にどうするというような部分については決ま  
ってございませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長　ほかにございせんか。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　関連しますけども、森林整備の現況の課題の中に、森林所有者が高齢化して、  
森林の境界、この境界が不明で、施業が進まない、現実そのとおりなんです。今、これは  
各自治区の中でも頭の痛い大きな課題であります。現在、私自体も、我が家の森林を案内  
をしてください、あなたの境界はここですよという、明解な答えができない状況でもあり  
ます。こういったところで、この森林環境譲与税の基金を利用した際に、どう解決できる  
ような道があるのか、またどのような利点があるのかお伺ひします。

○議長　農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長　お答えをいたします。

森林の境界の明確化が進んでいないので、これがこの制度でどのように解決されるのか  
というようにおただしでございすけれども、もちろんその森林の境界明確化にかかる経  
費、これについても森林施業の中の一環でございすので、こういった経費にも充てるこ  
とができるということでございす。

ただ、そのどういう形で森林を管理、経営していくのかという形の中で、その方向性によ  
って一人ひとり、一筆一筆の境界を明確化しなければならない場合と、そうでなくて、  
一つのまとまりとして、だいたい所有者が分かればいいというレベルで管理していけばい  
いというやり方もございすので、そのやり方によって異なりますが、そういった環境の  
明確化の作業にこの財源を充てることは可能でございす。

以上でございす。

○議長　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　大変有効な手段だろうというふうに思ひます。その際に、自治区の共有地と  
いうのが、非常に難題が一つ持っているものだから、この共有地と、そのほかの所有して  
いる個人の部分で、明確に境界が分かるようなことの経費の分担などの問題も出てくるん  
だろうと思ひますが、そういった部分にも共有地の明確化もできるのかどうかということ  
をお尋ねしたいと思ひます。

○議長　農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長　お答えをいたします。

森林の境界の明確化についてのさらなるご質問でございすけれども、制度の趣旨に立  
ち返っていただきますと、森林の、その境界を明確化するような地籍調査等の事業ではご  
ざいせん、あくまでもその森林の環境を整備していくということでございすから、  
正確に森林の地籍を確定し、所有者の境界を明確化したりする作業には大きな経費がかか  
ります。それが主ではなくて、必要な場合にはそういった作業も出てきますけれども、主  
には、その森林の整備、育成、そういったところに経費を使いなさいよということでござ  
いすので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長　ほかにございせんか。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 先ほどの武藤議員の質問にも関連するんですけども、1つ目、森林経営管理制度について確認なんですけども、市町村は林業業者に管理を委託できると、再委託できるということなんですけれども、こちらは、林業に適した森林か、林業に適さない森林かというものを、誰がどのように判断するのかということをお伺いします。これが1点目。

で、2つ目に、令和2年度までは関連事業に限られるということで、意向調査、集約化等の事業だということなんですけども、令和2年度以降の計画については、今の段階でなされているのかどうか、お伺いします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

まず1点目の森林経営管理制度、お配りいたしました資料の左側にありますが、林業に適した森林と、林業に適さない森林、経営に適しているか、適していないかという判断は誰がするのかというご質問でございますけれども、その判断をする組織については、現在検討しております。今の作業では、広域でそういった組織ができないかというようなことの検討をしているところでございます。

もう1つの令和2年度以降の、この譲与税の活用についてでございますけれども、令和2年度までの活用については資料でご説明したところでございます。令和3年度以降につきましては、現在、使い道については、まだ決めていないところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町森林環境譲与税基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町森林環境譲与税基金条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第2号、西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、平成31年4月17日に、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、町条例

の改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、住民票や個人番号カードへの旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容について、ご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表をご覧ください。

西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

まずはじめに、条文中、漢字で表記されている片仮名を、全てカタカナに改めるものでございます。

第2条は、印鑑登録の資格を規定したものであり、文言の修正であります。

第5条は、印鑑の登録拒否を規定したものであり、住民基本台帳施行令の一部改正に伴い、旧氏の追加と、条項を改めるものであります。

第6条は、登録事項を規定したものであり、第1項第3号中、氏名の（ ）書きに、旧氏に関する事項を加えるものであります。

第11条は、印鑑登録証明書の記載内容を規定したものであり、第1号中、氏名の（ ）書きに、旧氏を加え、第5号として、外国人住民の氏名の表記についての規定を新たに加えるものであります。

第15条は、印鑑登録の抹消を規定したものであり、氏の次に、氏に変更があった者については、住民票に記載されている旧氏を含む。を加えるものであります。

次に、附則についてご説明申し上げます。

附則は、施行期日についての規定であります。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行期日に合わせ、この条例は令和元年11月5日から施行するものであります。

以上で、ご説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　説明いただきました内容は、概ね分かりましたが、要は住民票、マイナンバーカード等には旧氏で、旧姓を使えると、印鑑登録も旧姓でできるというようなこと理解しましたが、これは以前から、いわゆる夫婦別姓の議論が始まってから、なかなか進まない。その目途、導入の目途も立っていないということなんです。それとの関係は、兼ね合いはどんなもんなんですか。

○議長　町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　お答えいたします。

今回、施行令等の一部改正に至った経過でございますが、社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中で、様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から施行令が改正されて、この度それに合わせての条例を改正するものでございます。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　素直に解釈したいと思いますが、なかなか国会でも夫婦別姓の議論が進まない、導入の目途が立たないという中で、こういうところから、なし崩し的に旧姓をどんどん使

えるようにするというような感じも私取れたものですから、それとは、じゃあ全く関係ないという意味でよろしいでしょうか。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

結論から言うと、別の議論として、今回のものはできあがっておりますので、夫婦別姓がこれから進むかどうかというところについては別の議論として捉えていただければと思います。実際問題として、役場もそうでございますけれども、一般企業におきましても、会社内での夫婦別姓での呼称というか、は、認めているという現状などもありますので、そういうものを踏まえての改正であるというふうに認識してございます。

○議長 ほかに。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 2点お伺いいたします。

印鑑証明に旧姓を記載できるということなんですが、これ利用者にとっての利点とか、こういう、今回の記載できることによって、印鑑証明取る方、例えば利点等、もしあれば教えていただきたいなど、お示してください。

それと、ちょっと確認なんですけど、これ行うことができる、行わなくてもいいんですか、記載しなくてもいいんですか、それ確認。この2点です。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず、旧氏でも登録することができるということでありまして、それは登録される方が選べるということでございます。どちらでも登録できるということでございます。

また、旧氏での利点でございますが、例えば、保険ですとか、電話番号の契約ですとか、銀行口座ですとか、そのまま使えるということがございます。また、就職だとか、転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができるというようなこともございますので、そういった旧氏を使うということでは、そのままいろんな手続きを変えなくてもいいということがございますので、その辺がメリットでございます。

以上でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 登録してもいいか、しないかというのは理解しました。

で、例えばですけども、普通車とか、もしくは不動産の登記なんかのときに、結婚した方というのは、確か一旦登録したものを、例えば、また次、登録、もしくは譲渡しようとするときというのは、前の方の、確か姓が変わったり、住所が変わったりすると、もう一回住民票を取ったりしなくちゃいけなかったんですけど、そういった手間なんかも、もし、ひょっとして簡素化されるのかなと、私は思ったものですから、その辺等、もしできるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったように、車の登録ですと、結婚して氏名が変わった場合、苗字が変わった場合なんですけども、これも印鑑登録で、そのまま旧氏を使えるというこ

とでなっておりますので、当然、その例えば名義変更であるとか、そういったときには、その印鑑登録を、今のもの、旧氏での印鑑登録、使えますので、議員おっしゃるように、その、まず今の苗字に直して、それからとかということではなくて、住所等、変わった場合は別かと思えますけども、印鑑登録に関しての苗字については、そのまま使えるという利点がございます。ということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長　ほかに。

10番、青木照夫君。

○青木照夫　1点、第4条に、カタカナに改めるという解釈なんですけど、これ例えば、今、外国人うんぬんと書いてあるんですけども、韓国人、朝鮮人、日本人、いらっしゃると思うんですけども、音読み、訓読みで、コンピューターが、例えば照夫だと、しょうふとも向こうでは発音する。日本だとてのおと読むので、コンピューターでいうと、そういう間違いがあるためにカタカナなのか、そこら辺ちょっと伺います。

○議長　町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　お答えいたします。

今回の条例の改正につきましては、漢字の片仮名を、カタカナに改めるという理由でございますが、国のほうの事務要領が変更になったために、それに合わせて改正するものであり、議員のただいまおっしゃいました外国人のその登録の読み方ですかね、が、ちょっと読みづらいからと、そういうことではなくて、国からの要領改正によってカタカナ、漢字を使わなくするという目的でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長　暫時休議します。(15時57分)

○議長　再開します。(15時59分)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(16時02分)

○議長　再開します。(16時05分)

日程第4、議案第3号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、平成31年度の地方税制改正に伴う、地方税法の一部改正がありましたことにより、町民税、たばこ税、軽自動車税につきまして、町税条例の改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、町民税の申告、軽自動車税の賦課徴収等に対する規定の整備であります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案の新旧対照表をご覧ください。

西会津町税条例を次のように改正する。

第36条の2は、町民税の申告について定める規定であります。町民税の納税義務者が寄附金の控除を受けようとする場合に、規定の様式による申告書を3月15日までに提出しなければならない旨の規定を第6項に追加し、以下各項を繰り下げるものであります。

第94条は、たばこ税の課税標準額についてであります。加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格に換算する方法についての係数を改めるものであります。

附則第15条の2は令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、環境性能割の導入に伴う、軽自動車税の環境性能割の非課税について新たに新設するものであります。当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで、いわゆる特例期間に行われたときに限り、環境性能割を課さないものとするものであります。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についてであります。附則第15条の2を新設したことに伴う条ズレの修正を行うとともに、3項を加えるものであり、第2項は徴収の方法、第3項は環境性能割の申告納付、第4項は延滞金に係る規定の整備であります。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例についてでありまして、消費税率の改正に合わせて税率を2パーセントから1パーセントとする臨時的軽減措置を実施する規定の整備であります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例についてであります。地方税法の改正による項ズレの修正、及び消費税の改正に合わせて、令和2年度及び令和3年度の税率について軽減措置を実施する規定の整備であります。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の税率の特例についてであります。見出し及び同条第1項から第3項までの規定中、軽自動車税の次に、の種別割を加え、新たに、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定を新設するものであります。

次に附則についてご説明申し上げます。

この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 毎回の税条例の一部改正案というのは細かい説明していただけるわけなんです、簡単に言って、この税制を改正することによって、その影響額というのは、増収となるのか減収となるのか、それをまず1点お尋ねしたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 今回の条例の一部改正によりまして、町の影響額というおただしでございますが、今回影響ありますのは、軽自動車の取得の際の税金が、10月1日から軽減されるということがございまして、それに伴いまして町のほうでは、自動車取得税交付金というのが毎年入ってございます。そこへの影響は、減額ということでは今年度あるということでございます。ただ、この自動車取得税交付金というのは、普通自動車、あと軽自動車ということで分けて入ってきてございませぬので、なかなか計算することはできませんけれども、減額になるということには間違いございませぬので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 自動車税に関しましては分かりましたけど、その加熱式のたばこの税率改正と、いわゆる軽自動車の環境性能割の見直しというところでは、なんぼか影響出てくると思うんですが、その部分に関してはいかがでしょう。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 今回、軽自動車の環境性能割と併せまして、たばこ税の改正もございませぬ。で、このたばこ税につきましては、若干上がるということで捉えてございませぬ。価格への影響というのは、今のところ情報入ってませぬけども、税率が上がるということでありませぬので、若干プラスなのかなというところではございませぬ。

で、環境性能割のことについてでございますが、今回、自動車取得税というのが10月から廃止されて、新たに環境性能割というのが導入されるということではございませぬ。ですから、先ほど申し上げました環境性能割というのは、県を通じて各市町村に、登録によって配分されると、交付されるという交付金でございまして、そこへの影響は出てくるところでございませぬ。

なお、軽自動車につきましては、町のほうで登録台数につきまして把握してございませぬ。昨年ですと99台の新規登録ということで、それに対しての影響、毎年、その新規登録の軽自動車に対しての影響が出てくるということになってきますが、これの軽減措置も10月1日から来年の9月30日までということで、消費税のアップに伴う緩和措置ということでの特例でございませぬので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 理解したいところではあります、相対的に、その要は、町は増収となれば、税収が増える分には私は問題ないと思えますが、これ大幅に税収が減るなんていうことになれば、やっぱりその措置をなんとかしなきゃいけないと私は考えておるんですが、そんな相対的に金額示されませぬでしたが、影響額。そんなに大きな変化はないということで理解してよろしいでしょうか、そういう理解でいいですか。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 大きな影響ではないと捉えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

ます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 今の税収減の部分でございますが、普通交付税の基準財政収入額に、今の減収項目の分は入ってますので、75 パーセントは、減収分の 75 パーセントは措置されますので、さほど大きな減収にはならないと考えてございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 4 号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第 4 号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、去る 7 月 10 日に開催されました町議会全員協議会でご説明申し上げましたとおり、国民健康保険運営協議会の委員は、国民健康保険法施行令により、被保険者代表、保険医等代表、公益代表の 3 者を構成員とすることと定められており、また、委員の定数につきましては、町国民健康保険条例により被保険者代表、保険医等代表、公益代表の 3 区分からそれぞれ 5 人、合計 15 人と定めているところでありますが、平成 30 年度の国民健康保険の制度改正により、県と市町村とで国保運営についての役割分担が明確化されたことや、被保険者数が減少していること、また、県及び会津管内の国保運協委員定数の状況を踏まえ、委員定数を現行の各区分 5 人から各区分 3 人に変更するために、町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表の 12 ページもご覧願います。

西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中、5 人を 3 人に改める。

附則であります、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行することを定めておりますが、現在、町の国保運協委員の任期は令和元年 5 月 13 日から令和 4 年 3 月 31 日まで委嘱して

おり、第1号委員である被保険者代表については既に5人を委嘱していることを考慮し、第2条第1号の改正時期については、現任期が終了する令和4年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本案につきましては、去る8月27日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（16時24分）

令和元年第7回西会津町議会定例会会議録

令和元年 9月11日(水)

開 議 10時00分  
延 会 11時35分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 第7回議会定例会議事日程（第6号）

令和元年9月11日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第5号 平成30年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号 平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 平成30年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 平成30年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

散 会

（総務・経済常任委員会）

（常任委員会会場）

- 総務常任委員会 …… [第1委員会室]
- 経済常任委員会 …… [第2委員会室]

○議長 おはようございます。令和元年第7回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第5号、平成30年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、議案第15号、平成30年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、長谷川浩一君。

(事務局朗読)

○議長 議案第5号から議案第14号までの説明を求めます。

会計管理者、成田信幸君。

○会計管理者 議案第5号、平成30年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第6号から議案第14号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。

はじめに、書類と資料の確認をお願いしたいと思います。

地方自治法及び同施行令に規定されております議会への提出書類としては、平成30年度西会津町歳入歳出決算書、同じく、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書・財産に関する調書であります。そのほかに、説明資料といたしまして、主なる施策の執行実績調書、西会津町一般会計決算の状況、予算の執行実績調書・起債の状況を提出しております。ご確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、はじめに、一般会計の決算の概要をご説明いたします。

西会津町一般会計決算の状況、こちらの資料でございますが、こちらのほうでご説明申し上げたいと思います。

まず1ページをご覧くださいと思います。歳入決算の状況です。

平成30年度の歳入総額は、63億5,965万9千円で、前年度より12.9パーセントの減額となりました。その構成比であります。大きいほうから、9款、地方交付税が44.4パーセント、続いて20款、町債が10.4パーセント、1款、町税と17款、繰入金が9.7パーセントなどとなっております。

2ページをご覧くださいと思います。財源構成の状況であります。

一般財源と特定財源は、前年度と比較をいたしまして、一般財源の構成比が4.7ポイント高くなっております。

次に、地方交付税の推移は、前年度と比較し、普通地方交付税は1.9パーセントの減となり、特別地方交付税も21.7パーセントの減で、全体といたしまして4.8パーセントの減となっております。

次に、歳出を説明いたします。3ページをお開きいただきたいと思います。

歳出決算の状況は、歳出総額が61億4,182万5千円となり、前年度より11.7パーセン

トの減となりました。なお、款ごとの構成比は、大きいほうから2款、総務費が26.5パーセント、3款、民生費が16.9パーセント、8款、土木費が12.7パーセントとなっております。なお、2款、総務費、8款、土木費の減額は、役場庁舎移転に係る整備と町縦貫道野沢柴崎線の整備が完了したことが主な要因であります。

4ページをご覧くださいと思います。性質別決算額です。

前年度と比較し、投資的経費の普通建設費が減額となっております。経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標であり、93.6パーセントとなりました。

次に5ページの決算収支の状況をご覧くださいと思います。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は、2億1,783万4千円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も、2億150万7千円の黒字となりました。

次に、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、769万5千円のマイナスとなり、ここから財政調整基金への積立金を加え、取崩金を差し引いた実質単年度収支も、1億3,994万9千円のマイナスとなったところであります。

次に6ページの公債費比率等の状況をご覧くださいと思います。

公債費比率、公債費負担比率は、いずれも前年度より数値は高くなっておりますが、警戒ラインを下回っております。地方債年度末現在高は、75億399万円となりました。地方債の借入にあたりましては、元利償還金が地方交付税で交付される有利な起債を優先的に活用しておりまして、その結果、償還額の76パーセントは普通交付税で算入されており、実質的な町の一般財源の負担額は、18億95万8千円で、負担率は24パーセントとなっております。債務負担行為翌年度以降支出予定額は、4億8,092万8千円で、防災行政無線デジタル化整備事業などが主なものであります。

次に、健全化判断比率の状況は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、全ての会計が黒字決算でありますので、算定はされておられません。また、実質公債費比率、将来負担比率とも、警戒ラインを下回っております。

それでは議案第5号、平成30年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。なお、認定の対象は歳入歳出決算書でございますが、よりご理解をいただくよう、主なる施策の執行実績調書で説明を申し上げたいと思います。こちら、横長の資料でございます。また、税の収納率、不納欠損額、収入未済額、翌年度繰越額等につきましては、歳入歳出決算・事項別明細書に記載をしておりますので、併せてご覧いただければ幸いです。

それでは、主なる施策の執行実績調書の1ページをお開きいただきたいと思います。本資料におきましては、事前にお配りしておりますので、主なものをご説明申し上げます。

まずは歳入であります。

1款、1項、1目、個人町民税は、1億7,280万5千円で、前年度より778万7千円の減額となり、収納率は97.99パーセントでありました。1項、2目、法人町民税は、2,837万1千円で、前年度より51万円の減で、収納率は98.35パーセントであります。2項、1目、固定資産税は、3億4,980万9千円で、前年度より620万8千円の増額で、収納率は95.73パーセントとなりました。4項、1目、たばこ税は、3,963万9千円で、前年度と比

較し 132 万円の減額です。町税に係る不納欠損額は、317 万 9,359 円で、前年度より 28 万 9,822 円の減となりました。また、町税全体の収納率は 96.88 パーセントとなり、前年度を 0.36 ポイント上回りました。

次に、9 款、1 項、1 目、地方交付税は、28 億 2,780 万 1 千円で、前年度より 1 億 4,279 万 3 千円の減額となりました。

2 ページをご覧くださいと思います。

13 款、2 項、4 目、土木費国庫補助金は、2 億 39 万 3 千円で、社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金などがあります。

3 ページをお開きいただきしたいと思います。

14 款、2 項、4 目、農林水産業費県補助金は、2 億 991 万円で、前年度より 1,371 万 4 千円の増額となりました。その要因であります。4 ページにあります、次世代林業基盤づくり交付金、2,495 万 3 千円などによるものであります。3 項、4 目、土木費委託金は、3,547 万 7 千円で、前年度より 1,529 万 8 千円の減額です。その要因は、国県道除雪委託金の減額によるものです。

16 款、1 項、2 目、ふるさと応援寄附金は、1,010 万 4 千円で、前年度より 884 万 3 千円の増額です。

17 款、2 項、1 目、財政調整基金繰入金は、5 億 1,509 万円で、前年度より 2,711 万 3 千円の減額です。

5 ページをお開き願います。

20 款、1 項、2 目、過疎対策事業債は、4 億 1,150 万円で、前年度より減額となりました。

以上、歳入総額 63 億 5,965 万 9 千円となり、前年度より 9 億 4,199 万 9 千円の減額となりました。

次に、7 ページをお開きいただきしたいと思います。歳出であります。

2 款、1 項、5 目、財産管理費は、5 億 8,829 万 8 千円で、前年度より 3 億 4,951 万 4 千円の減額です。主なものは、財政調整基金への積立金、3 億 8,283 万 5 千円、減債基金への積立金、1,500 万円、役場庁舎移転整備事業で 1 億 6,493 万円などがあります。なお、決算年度末の財政調整基金の残高は、8 億 486 万円となりました。

8 ページをご覧くださいしたいと思います。

2 款、1 項、10 目、ふるさと振興費は、2 億 3,212 万 1 千円です。主なものとしましては、温泉施設管理業務委託料、温泉施設外部改修工事、国際芸術村食事提供施設設置工事などがあります。

9 ページをお開きいただきしたいと思います。

2 款、1 項、12 目、総合交通対策費は、1 億 1,803 万 5 千円です。主なものとしましては、町民バス運行業務委託料、町民バス購入費などがあります。

次に、10 ページをお開きいただきしたいと思います。

3 款、1 項、3 目、老人福祉費は、3 億 8,454 万円です。主なものは、介護保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療費療養給付費負担金などがあります。

次に、11 ページをお開き願います。

3 款、2 項、2 目、児童措置費は、2 億 6,283 万 2 千円で、前年度より 4,453 万 3 千円の減額です。

4 款、1 項、3 目、環境衛生費は、1,077 万 1 千円で、前年度より 5,733 万 1 千円の減額です。この減額は、喜多方地方広域市町村圏組合の斎場が完成したことによりまして、負担金が減額となったものであります。

12 ページをご覧いただきたいと思います。

4 款、1 項、4 目、健康推進費は、2,958 万 9 千円です。各種検診委託料のほか、健康づくり推進事業や自動電子血圧計購入への補助などであります。

13 ページをお開き願います。

6 款、1 項、3 目、農業振興費は、1 億 1,118 万円です。主なものとしましては、中山間地域等直接支払事業や健康な土づくり普及促進事業などであります。2 項、1 目、林業総務費は、1 億 7,421 万 7 千円で、主なものは、菌床栽培ハウス整備工事 8 棟、広葉樹林再生事業、14 ページにまいりまして、2 項、2 目、林道の開設や補修事業などあります。

7 款、1 項、3 目、観光費は、2,709 万 1 千円で、主なものは、観光施設の修繕や、にしあいづ観光交流協会育成補助金などあります。

8 款、1 項、2 目、道路維持費は、2 億 4,450 万 3 千円で、前年度より 8,890 万円の減額であります。この要因は、降雪、積雪が少なかったことによりまして、除雪費が 1 億 7,940 万 8 千円と、前年度より 7,579 万 8 千円の減額となったことによるものです。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

8 款、1 項、3 目、道路新設改良費は、1 億 8,556 万 6 千円で、前年度より 1 億 2,102 万 8 千円の減額です。これは、町縦貫道の野沢柴崎線と役場前の小学校線改良工事が完成したことによるものであります。3 項、3 目、公園費は、1 億 2,951 万 3 千円です。主なものは、さゆり公園管理業務委託料や、さゆり公園野球場スコアボード改修工事などあります。

9 款、1 項、3 目、消防施設費は、4,299 万 2 千円です。主なものは、耐震性貯水槽の新設 2 基と消防屯所新設などあります。

次に、16 ページをご覧いただきたいと思います。

9 款、1 項、4 目、防災費は、6,868 万 2 千円です。防災行政無線デジタル化整備工事が主なものであります。

10 款、1 項、3 目、学校給食費は、4,394 万 6 千円で、給食センター施設の修繕のほか厨房機器の更新を行っております。

次に、17 ページをお開きいただきたいと思います。

10 款、2 項、3 目、学校建設費は、8,684 万 5 千円で、小学校プール建設整備と管理用備品の整備であります。

次に、18 ページをご覧いただきたいと思います。

12 款、1 項、1 目、公債費元金は、7 億 1,862 万 7 千円で、前年度より 1,519 万 7 千円の増額となりました。

以上、一般会計の歳出総額は 61 億 4,182 万 5 千円となり、前年度と比較し 8 億 1,164 万 2 千円の減額となりました。

次に、各特別会計の決算をご説明申し上げます。

19 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 6 号、平成 30 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成 30 年度は、用地の売却はなく、町が保有をしております用地は 2 万 6,871 平方メートルとなっております。

はじめに歳入ですが、2 款、1 項、1 目、繰越金が 6 万円で、歳入総額も同じく 6 万円となりました。

20 ページは歳出であります。当年度の支出はなく、歳入歳出差引額は 6 万円となり、実質収支も同額となったところでございます。

21 ページをお開き願います。

議案第 7 号、平成 30 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成 30 年度での分譲はなく、年度末の残区画数は 10 区画となりました。

歳入は、1 款、1 項、1 目、住宅団地使用料、1 万 9 千円と、3 款、1 項、1 目、前年度からの繰越金 1,290 万 3 千円で、歳入総額は 1,292 万 9 千円となりました。

22 ページは歳出でありまして、団地内修繕料と新聞等への広告料が主なもので、歳出総額は 353 万 6 千円となりました。

歳入歳出差引額は 939 万 3 千円で、実質収支も同額となったところでございます。

23 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 8 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成 30 年度の事業は、下水道ストックマネジメント計画に基づきまして、野沢・大久保の浄化センター電気設備等更新の実施設計を行っております。

はじめに歳入ですが、1 款、1 項、1 目、下水道使用料が 3,323 万円、5 款、1 項、1 目、一般会計繰入金、1 億 855 万 8 千円が主なものでありまして、そのほか国県からの補助金や下水道事業債などで、歳入総額は 1 億 6,043 万 6 千円となりました。

24 ページ、歳出でございます。

1 款、1 項、1 目、一般管理費、3,968 万 8 千円は、施設の維持管理経費と地方公営企業法適用への移行支援業務委託料などであります。

2 款、1 項、1 目、下水道施設費は 2,169 万 1 千円で、ストックマネジメント計画に基づきます電気設備等更新の実施設計などあります。

歳出総額は、1 億 5,538 万 1 千円で、歳入歳出差引額は 505 万 5 千円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源が 2 万 2 千円ございますので、実質収支額は 503 万 3 千円となりました。

25 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 9 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本事業では、小島・森野・宝川・白坂・笹川・野尻の 6 処理施設を維持管理をしている

経費であります。

はじめに、歳入は、1 款、1 項、1 目、下水道使用料が 3,123 万 7 千円、3 款、1 項、1 目、一般会計繰入金が 8,175 万 2 千円などで、歳入総額は 1 億 3,208 万 9 千円となりました。

26 ページは、歳出です。

1 款、1 項、1 目、一般管理費は 3,717 万 5 千円で、処理施設に係る維持管理経費と地方公営企業法適用の移行支援業務委託などがあります。

2 款、1 項、1 目、農業集落排水処理事業費は 1,155 万 6 千円で、最適整備構想機能診断業務委託料などがあります。

歳出総額は 1 億 2,870 万 1 千円で、歳入歳出差引額は 338 万 8 千円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源が 7 万 3 千円ございますので、実質収支額は 331 万 5 千円となりました。

27 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 10 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成 30 年度は浄化槽 10 基の整備を行いまして、これまでに整備された基数は 339 基となりました。

まず歳入ですが、1 款、1 項、1 目、下水道使用料、1,399 万 3 千円、4 款、1 項、1 目、一般会計繰入金、2,781 万 8 千円、そのほか、整備に係る国・県の補助金や下水道事業債などでありまして、歳入総額は 5,868 万 7 千円となりました。

28 ページは歳出であります。

1 款、1 項、1 目、一般管理費、3,204 万 2 千円は、施設の維持管理経費と地方公営企業法適用の移行支援業務委託などがあります。

2 款、1 項、1 目、個別排水処理施設費、1,696 万 6 千円は、浄化槽 10 基分の設置工事費であります。

歳出総額は 5,543 万 6 千円で、歳入歳出差引額は 325 万 1 千円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源が 5 万 4 千円ございますので、実質収支額は 319 万 7 千円となりました。

29 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 11 号、平成 30 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

はじめに、歳入でございます。

1 款、保険料は、特別徴収・普通徴収、合わせまして 5,391 万 3 千円で、収納率は前年度より 0.09 ポイントマイナスの 99.86 パーセントとなりました。

2 款、1 項、1 目、保険基盤安定繰入金は 3,599 万円で、歳入総額は 9,764 万 4 千円となりました。

30 ページは歳出です。

3 款、1 項、1 目の後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

歳出総額は、9,762 万 2 千円で、歳入歳出差引額は 2 万 2 千円となり、実質収支額も同額となったところでございます。

31 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 12 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本会計は、平成 30 年度から、保険者が町から県に変わったことによりまして、町の事務が国保税の徴収や給付費の納付などとなり、歳入、歳出ともに前年度より減額となっております。また、診療施設勘定では、前年度に引き続きまして、医療用機械器具の更新を行っております。

はじめに、事業勘定の歳入です。

1 款、国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者を合わせまして、1 億 5,252 万 6 千円となり、収納率は、前年度より 0.27 ポイント増の 89.49 パーセントとなりました。なお、不納欠損額は 213 万 3,950 円となり、前年度と比較し、23 万 1,401 円の増でございます。

4 款、1 項、1 目、保険給付費等交付金は 5 億 7,549 万 6 千円で、内訳としましては普通交付金が 5 億 4,249 万 9 千円、特別交付金が 3,299 万 7 千円であります。

6 款、1 項、1 目、一般会計繰入金は、8,820 万 2 千円で、内訳としましては、一般会計繰入金が 4,674 万円、保険基盤安定繰入金が保険税軽減分、保険者支援分、合わせまして 4,146 万 2 千円となりました。

33 ページをお開きいただきたいと思います。歳出であります。

2 款、1 項、1 目、一般被保険者療養給付費は、前年度と比較し 1,144 万 6 千円の増となりましたが、1 項、2 目、退職被保険者等療養給付費は、前年度と比較し 856 万 5 千円の減となり、2 款、保険給付費全体といたしまして、5 億 5,423 万 9 千円となり、前年度より 873 万 8 千円の増額となりました。

6 款、2 項、1 目、診療施設勘定繰出金は 960 万 8 千円で、前年度より 4,523 万円の減額となりました。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出合計額は 8 億 2,945 万 8 千円、歳入歳出差引額は 1,354 万円となり、実質収支額も同額となりました。

35 ページをお開きいただきたいと思います。診療施設勘定の歳入であります。

1 款、1 項の外来収入は、合計いたしまして、1 億 3,436 万 3 千円となり、前年度と比較し 252 万 5 千円の減額となりました。

9 款、1 項、1 目、過疎対策事業債は 4,970 万円となり、前年度と比較し 2,120 万円の減額で、医療用機械整備の減に伴うものであります。

その他、款項の主な内容については記載のとおりでありまして、歳入総額は 3 億 1,295 万円となりました。

36 ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

2 款、1 項、1 目、医療用機械器具費は 5,215 万 8 千円で、前年度と比較し、5,041 万 5 千円の減となりました。全身用 C T 撮影装置やポータブル型超音波画像診断装置など記載の機械器具を購入しております。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出総額は 2 億 9,029 万 8 千円、歳入歳出差引額は 2,265 万 2 千円となり、実質収支額も同額となりました。

た。

37 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 13 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

まず、歳入であります。

1 款、1 項、1 目、第 1 号被保険者保険料は 1 億 8,420 万 4 千円で、収納率は前年度より 0.1 ポイント上昇し 98.52 パーセントとなりました。なお、不納欠損額は、26 万 5,462 円であります。

38 ページをご覧いただきたいと思います。

7 款、2 項、1 目、介護給付費準備基金繰入金、1,140 万 2 千円は、保険給付に要する繰入金であります。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳入総額は 11 億 9,849 万 5 千円となりました。

39 ページをお開きいただきたいと思います。歳出であります。

2 款、1 項、1 目、居宅介護サービス給付費は 3 億 3,957 万 4 千円で、前年度より 1,268 万 4 千円の増、1 項、3 目、施設介護サービス給付費は 4 億 1,853 万 9 千円で、前年度より 2,605 万 6 千円の増、2 款、保険給付費全体といたしましては、10 億 2,945 万 5 千円となり、前年度より 4,785 万 9 千円、率としまして 4.9 パーセントの増となったところでございます。

その他の款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出総額は 11 億 6,772 万 1 千円、歳入歳出差引額は 3,077 万 4 千円となり、実質収支額も同額となったところでございます。

41 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 14 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

本会計は、簡易水道 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、合わせまして 10 施設の管理運営を行っております。

歳入は、主なものとしまして、水道使用料や一般会計繰入金、さらに地方公営企業法適用事業に係る簡易水道事業債などでありまして、歳入総額は 8,170 万 4 千円となりました。

42 ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

1 款、1 項、1 目、一般管理費は、給水施設の維持運営に係る経費のほか、地方公営企業法適用移行支援業務委託料などで 3,931 万 9 千円となりました。

歳出総額は 7,756 万 5 千円、歳入歳出差引額は、413 万 9 千円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源が 4 万 5 千円ございますので、実質収支額は 409 万 4 千円となりました。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては、記載のとおりでございまして、これまでの説明と重複する部分がかかなりございますので、説明については省略をさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第 5 号から議案第 14 号までの説明を終了させていただきます。

○議長 次に、議案第 15 号の説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 15 号、平成 30 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてをご説明いたします。

説明に使用します資料は、西会津町歳入歳出決算書と事項別明細書の 2 冊を交互に使用しますので、ご用意いただきたいと思ひます。

はじめに剰余金の処分について、説明いたします。

地方公営企業法の第 32 条第 2 項の規定により、資本金、資本剰余金、及び未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものであります。

決算書の 51 ページ、52 ページをお開きいただきたいと思ひます。

今次の決算では、資本剰余金の処分はなく、資本金及び未処分利益剰余金の処分となりました。上に記載の表、平成 30 年度西会津町水道事業剰余金計算書をご覧いただきたいと思ひます。

前年度末残高の未処分利益剰余金は、2,551 万 5,511 円で、それを、減債積立金に 500 万円、建設改良積立金に 500 万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高は、1,551 万 5,511 円となりました。

当年度の変動額は、企業債償還及び建設改良費の充当財源として、減債積立金及び建設改良積立金からそれぞれ 1,000 万円を取り崩したほか、純利益が、430 万 7,332 円ありますので、それらを合計した、当年度末の未処分利益剰余金の残高は 3,982 万 2,843 円となります。

次に、下に記載の表、平成 30 年度西会津町水道事業剰余金処分計算書（案）をご覧いただきたいと思ひます。

今ほどの当年度末の未処分利益剰余金残高、3,982 万 2,843 円を、資本金へ 2,000 万円組み入れ、減債積立金及び建設改良積立金にそれぞれ 500 万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高を 982 万 2,843 円とするものです。

次に、決算の概要を説明いたします。事項別明細書にて説明いたします。211 ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成 30 年度西会津町水道事業報告書。

1、概況の（1）総括事項、ア、給水は、平成 30 年度の年間総配水量は、59 万 1,605 立方メートルで、前年度と比較して 5.5 パーセントの減、3 万 4,669 立方メートルの減少となりました。年間総有収水量は、42 万 6,969 立方メートルで、前年度と比較し 1.6 パーセントの減、6,944 立方メートルの減少となりました。

給水人口は 3,780 人で、給水普及率は前年度より 0.79 ポイント上がりまして 87.46 パーセントとなり、給水件数は 2 件減の 1,681 件となりました。

ウ、経常収支は、平成 30 年度の収益的収支は、前年度と比較して 8.4 パーセント増で 1 億 5,604 万 824 円、支出は前年度より 8.0 パーセント増で 1 億 5,173 万 3,492 円となり、損益計算書において 430 万 7,332 円の黒字となりました。

資本的収支では、収入が 7,164 万 6,000 円、支出が 1 億 4,875 万 3,608 円で、内訳は固定資産購入費、362 万 1,996 円、施設改良費、1,830 万 6,000 円、配水管布設費、3,381 万

5,880円、及び企業債償還、9,300万9,732円で、収支差し引き7,710万7,608円の不足となりましたので、過年度分損益勘定留保資金、5,297万8,432円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、412万9,176円、建設改良積立金、1,000万円、減債積立金、1,000万円で補てんし、その結果、実質収支は7,280万276円の赤字となりました。

次に、212ページをご覧いただきたいと思います。

議会の議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事の概況などは、ご覧のとおりであります。

213ページの3、業務の(1)業務量は、給水人口、給水件数、年間配水量などを記しており、年間有収水量は42万6,969立方メートルで、年間有収水量率は72.17パーセントでありました。

次に、供給単価は、1立方メートル当たり223円53銭であり、給水原価は、1立方メートル当たり332円33銭で、108円80銭の差となっております。

214ページ、215ページをご覧いただきたいと思います。

(2)事業収入に関する事項では、平成30年度の合計額は1億5,604万824円となり、(3)事業費に関する事項では、平成30年度の合計額は1億5,173万3,492円で、430万7,332円の黒字となりました。

216ページをご覧いただきたいと思います。

4、会計は、請負契約の内容、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載しております。

217ページ以降の明細は、決算書にてご説明いたします。

決算書にお戻りいただきまして、49、50ページをご覧いただきたいと思います。

この決算報告書は消費税及び地方消費税を加算した額で計算しております。先ほどまでの説明は税抜きであったため、金額は一致しておりませんのでご了承いただきたいと思えます。

まず、1、収益的収入及び支出の収入は、第1款、水道事業収益は、営業収益と営業外収益の合計で、決算額は1億6,645万7,173円でした。

次に支出は、第1款、水道事業費は、第1項、営業費用の決算が1億3,031万3,732円、第2項、営業外費用の決算額が2,770万6,933円、予備費は0円で、支出合計の決算額は1億5,802万665円となりました。

次に、2、資本的収入及び支出の収入は、第1款、資本的収入の第1項、企業債で3,000万円、第2項、補助金で4,164万6,000円、第3項、負担金は0円で、収入合計の決算額は7,164万6,000円となりました。

支出は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費は5,574万3,876円、第2項、企業債償還金は9,300万9,732円、支出合計決算額は1億4,875万3,608円となり、資本的収支不足額の補てん方法は、下段に記載のとおりであります。

次に、53ページの損益計算書をご覧いただきたいと思います。

1、営業収益は合計額、9,555万1,546円、2、営業費用の合計額は1億2,640万6,759円で、その差額、3,085万5,213円が営業損失となります。

3、営業外収益は、合計額、6,048万9,278円で、4、営業外費用の合計額は2,532万

6,733 円で、その差額の営業外利益は 3,516 万 2,545 円であり、営業損失と営業外利益の差額、430 万 7,332 円が経常利益となります。

5、特別損失はなく、経常利益がそのまま当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金、1,551 万 5,511 円と、その他未処分利益剰余金変動額、2,000 万円を加算した 3,982 万 2,843 円が当年度未処分利益剰余金となりました。

次に、54 ページの貸借対照表は、1 の固定資産と 2 の流動資産を合わせた資産合計額と、3、4 の負債、5 の繰延収益、6 の資本金、7 の剰余金を加えた負債・資本の合計額とも 22 億 6,124 万 5,989 円であります。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただきまして、提出いたしました各会計の決算について、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 　ただいま説明のありました議案第 5 号、平成 30 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 15 号、平成 30 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。

あわせて、財政健全化判断比率等の審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等の監査報告もしてください。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 　皆さま、ご苦労さまでございます。それでは、監査委員のほうから監査結果についてご報告申し上げたいと思います。

まず、冊子が差し上げてございますが、それをご覧なる前に、いくつかお話申し上げておきたいと思います。

今、会計管理者はじめ、建設水道課長等から詳しい説明がございましたが、なかなか会計表が複雑でありますし、多種ございました。非常に理解のほうなかなか困難だということから、私ども監査委員のほうで一括して全てが見通せるような形でまとめたということでございます。当然、一番大切な部分は、監査の意見、指導というようなことになるわけですが、今申し上げましたとおり、町長さんからいただいた表簿、これを十分に読ませていただいて、その解説、そして分析、考察というものを加えながら、最終的に意見という形にまとめてみました。そんな関係でございまして、町長さんよりいただきました膨大な表簿関係、その一部をそのまま転記させていただいたり、あるいは我々監査委員のほうで、こんなふうになんと直したほうが見やすいんじゃないかというような部分で直させていただいた部分もございます。あと、考察、分析についても、また違う視点で書いてある部分もあるかもしれませんが、その辺ご承知おきいただければと思います。

続きまして、監査を行った者 2 名でございますが、全て、私、代表監査委員の佐藤泰、議選の監査委員の武藤道廣議員、2 名で行いました。全ての項目にわたって記載されておりますが、私での口頭の説明では省略させていただきます。

それから、それぞれについて、というのは上のほうの表紙の 1 から 6 までの内容があるわけですが、それぞれについて、私ども監査委員の職務権限について法令で定められておりますので、それについては重要な部分でございますので、その都度、私のほうで申し上げたいと思います。

それから、審査、監査の実施日についても報告書に記載してございますが、記載のとおり

りでございますので、これも省略させていただきます。

最後になりますけれども、監査委員2名で実施しておりますので、監査委員2名の意見が違った場合、その意見を併記するという規定がございますが、全てについて2人、十分に協議しまして、納得の上で1つにまとまっておりますので、それについてもご了解いただきたいと思います。

それでは、表紙をご覧いただきたいと思います。

1番から6番までの内容に分かれております。それぞれ意見書、報告書というふうにな名前が一部変わっておりますので、ご理解ください。

それでは、中身のほうに入ってまいりたいと思います。1ページをご覧くださいませ。

表紙の1番と書いてある一般会計、特別会計に関してでございます。これにつきまして、地方自治法第233条第2項、そして、同じく地方自治法の第241条第5項の規定により実施したということでございます。

それでは、次に2ページをご覧いただきたいと思います。

ここから決算意見書と書いてありますが、ずっとご覧いただきまして、2ページの一番下、大きな2番でございます。

審査に付された書類について述べてございますが、これについても、先ほど会計管理者のほうから書類の確認というのございました。ここでは省略させていただきたいと思いません。全てについて、関係諸表、そして証拠書類と符合しており、誤りがないことを認めさせていただきました。

それでは続いて、3ページをご覧ください。

ここから意見ということでございますが、ここは実は、解説、分析というような形になります。総括ということで、これは町長さんからいただいたものをそのままだと思います。

続いて、4ページをご覧ください。

まず、①歳出決算額についてですが、一般会計につきましては、決算額は前年度比11.7パーセントの増。減ですね、失礼しました。特別会計については、前年度比7.6パーセントの減という確認をさせていただきました。

それから、続いて5ページのほうに入ります。

表等がございますが、これについてもご覧いただければと思います。

③のア、町債の発行額、イの町債の償還額、このとおりでございます。それからウでございますが、実質公債費比率のことが書いてございますが、これは帳簿の関係でここに出てきましたので、後でまとめて説明する部分がございますので、この（ウ）は省略させていただきます。ここでは省略させていただきます。

6ページをご覧ください。

今申し上げました部分の表がございまして、一番下です。収入未済額、それから、不能欠損額について書いてございます。

そして、7ページ。

考察、意見ということになります。税等徴収対策本部会議を庁舎内に設置していただいております。税や使用料等の徴収に努めていただいて、収入未済額は、平成24年度に1億円を下回りました。毎年減少しております。ただ、29年度は微増となりましたけれども、

30年度は、また減少に転じております。徴税事務に関しては、法令等にのり厳格かつ適正な事務処理を継続してお願いしたいと思います。

続いて、不納欠損額、(イ)についてでございます。処分の対象は、全て各法に規定する事項に該当するもので、その処理に誤りは見られませんでした。今後も不納欠損処分額が極力少なくなるようご努力をお願いしたいというまとめにしております。

続いて、8ページをご覧ください。

基金関係でございます。多いものから、ア、イ、ウと3つ抜き出しております。これについては、全体の表簿等もご覧いただきながら、後でご覧いただければと思います。

それでは、続いて9ページでございます。

今までお話ししたのが一般会計、特別会計、合わせたものでございますが、9ページからは一般会計のことでございます。実質収支、グラフがございます。

それから、10ページご覧ください。

財源構成、一般財源、特定財源、自主財源、依存財源というふうに分けてございます。

それから、11ページ、町税、地方交付税についてでございます。町税、地方交付税とも、歳入に占める割合が増加しております。これは国、県の補助金、繰入金などが減少したためだと。そのために相対的に増加していますということで書いてございます。11ページの下の方もずっとご覧いただきたいと思います。

続いて、12ページに入ります。

まず(イ)でございますが、経常収支比率というのが出てまいりました。これも比率ですので、分母をつくります。分母の分子でございますが、経常経費充当一般財源、これが32億5,000万ほどになるのかな。そして、分母が経常一般財源ということで、34億7,000万ほどになります。この割り算をいたしますと、0.936というふうになりますので、ここに書いてございます93.6パーセントという数字がはじき出されるということでございます。以下、(エ)については、ご覧いただきたいと思います。

12ページの下半分、(3)特別会計ということで、ここから特別会計が始まります。13ページ、具体的に申し上げます。

①工業団地造成事業特別会計、動きがありません。ということで、今後は昭和26年度に、平成でした、失礼しました。平成26年度に作成した企業誘致戦略を踏まえ、まち・ひと・しごと創生総合戦略に対応した対策が必要でしょうと。なかなか難しい面がございますが、せっかく特別会計でございます。本当にいろんな形で役に立つように運用していただければと思います。

②住宅団地造成事業特別会計でございます。今年分譲がありませんでした。今後、残り10区画ございますので、分譲に向けてご努力をお願いしたいということでございます。

③の下水道施設事業特別会計でございます。表の上の4行、ご覧いただきたいと思えます。接続状況は、接続人口が野沢地区内で10人減、大久保処理区で、間違いました、野沢処理区ですね、先ほどね、野沢処理区で10名減、大久保処理区で3名減で、全体の接続率が62.8パーセント。どう読むかということですが、今後、さらにこれを引き上げていただきたいということだと思います。町民に対するきめ細かな説明会をさらに続けていただい、積極的なPR活動により、接続率向上に努力をいただきたいと思えます。

では、まためくってください。14 ページです。

農業集落排水処理事業特別会計でございます。これは下の 2 行ですね。当該年度も使用料の収入未済がございます。長期滞納にならないよう徴収に一層努めていただければということを書かさせていただきました。

下のほうでございます。⑤個別排水処理事業特別会計、これにつきましても、最後の 2 行ですが、当該年度の収入未済もあります。料金の収納に一層努められたいということで、必ず収入未済が出てまいります、本当に担当の方、本当にご努力されているわけですが、なお一層のご努力をいただければありがたいということでございます。

15 ページご覧ください。

⑥後期高齢者医療特別会計でございます。ここもお金の話なんです、当該年度の保険料収納率 99.9 パーセント、非常に高い率になっております。収入未済も本当に若干でございますが、でございます。これについてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いてその下の⑦の（ア）国民健康保険特別会計の事業勘定でございます。これについては、ここに書いてあるとおりでございます。

そして、次の 16 ページご覧ください。

いわゆる収納率の問題でございますが、収納率も年々上昇しているということでございますが、ここも同じく徴収についてはですね、100 パーセントというわけにはなかなかいかないと思ひますが、さらにご努力をいただきたいと思ひます。それから、不納欠損もございました。その処分についても適切に行われていたことを確認しました。なお、あわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて 17 ページです。

（イ）診療施設勘定についてでございますが、お医者さんの確保等、いろいろご努力されているわけですが、今後とも町民の健康や生命を守るため、医療の充実と安全性の確保、サービスの向上に努めていただければと思ひます。本当にご努力いただいているわけですが、なお一層のご努力をお願ひしたいと思ひます。

続いて⑧介護保険特別会計でございます。これも中途に書いてありますが、収入未済、不納欠損、こういうふうに書いてございます。お読みください。最後の 2 行でございますが、今後も介護予防事業に力を入れることで、保険給付費を抑制し、安定した運営が図られるように、なお一層のご努力をお願ひしたいと思ひます。

続いて 18 ページ、ご覧ください。

⑨簡易水道等事業特別会計でございます。ここも収入未済が書かれてございます。長期滞納につながらないようにお願ひしたいと思ひます。それから、不明水ということで最後に書いてありますが、漏水などの原因究明、これについては十分配慮していただいているわけですが、さらは一層のご努力をお願ひしたいと思ひます。それから、その下でございます。実質収支に関する調書ということで、実質収支というのは、また別の数値でございます。これは一般質問の中で三留議員のほうから出た部分です。これも分数にするわけですが、分子が実質収支、そして、分母が標準財政規模ですか、ということになっているわけですが、そうしますと、分子が 2 億円程度、分母が 34 億になります。標準財政規模ね、ということで割り算をしますと、0.058 という数字になります。そんなことで

5.8 パーセントという数値になっております。で、これにつきましても、いろいろお話出しましたけれども、この数値の扱いについても、前年度比増というようなこともあります、よろしくお願ひしたいと思ひます。

19 ページでございます。

財産に関する調書、これも会計管理者のほうから若干説明ございました。これもご覧いただければと思ひます。

それから②の基金でございます。これは基金、これは財政調整基金等について書かれておりますが、地方自治法の第 241 条第 5 項に規定がございまして、この運用の状況については適切に運用されているということで確認を行いました。なお、生活援助貸付基金、返済期間を経過したのがありますので、その回収に努めていただきたいということで、帳簿上、ここでまた基金が出てくるわけですが、そんな形でまとめさせていただきました。

それでは、続いてまいります。21 ページです。

ただいま、建設水道課長さんより詳しくご説明いただきました。水道事業会計の決算審査意見書でございます。これにつきましては、地方公営企業法第 30 条第 2 項、そしてそれに基づいて審査を行いました。審査の月日等並んでいますが、大きな 3 番、審査の結果でございますが、審査に付された決算諸表、水道事業の経営成績及び財政状況を適切に表示し、計数に誤りがないことを確認させていただきました。

その後、大きな 4 番、審査の意見でございます。(1) 収益的収支等について書かれてございます。今後も効率的かつ計画的な事業運営と安全な水を安定供給ということですね。努めていただければと思ひます。

22 ページでございます。

(2) 水道使用料の未収金でございます。公平公正かつ安定的な事業運営の観点から、引き続き未収金をできるだけ少なくするようにご努力いただきたいと思ひます。

続いて、企業債等書いてございます。(4) のほうに移ります。平成 28 年度から老朽管の更新工事に着手していただいております。平成 30 年度はこれだけの更新が行われたわけでございますが、さらに計画的に事業が進むことを望みたいと思ひます。

大きな 5 番、事業の状況については、これはずっと提出された書類でございますので、ご覧いただければと思ひます。

24 ページでございます。

(2) 貸借対照表による経営分析でございますが、これについても適切になされているということで先ほど申し上げましたが、一番最後の 2 行ですね。預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果、全く相違がないことを確認させていただきました。例月出納検査におきましても、通帳まで全て見させていただいております。改めてこういう結果でございました。

それでは、数表がずっと並んでおります。28 ページご覧ください。

総括でございます。本当に建設水道課の皆さま方には、町民に安全安心な水の供給、そのために適切に検査等を実施されて、相対的に安定的な水を供給できておりますということで確認させていただいております。今後も計画的な事業運営に配慮をいただければと思ひます。なお、水道関係でございますが、例えば、その後の有収水量とか、その下の配水

量なんていう言葉がございますが、これはあれかな、配水量というのは、要するに井戸とか、川から汲み上げた水の量ですよ。そして、有収水量というのは、そこに消毒したりして料金を取る分の水のことなんですよ、だと思っただけです。そんなことで、言葉の定義もなかなか難しいんですが、そんなようにご理解いただいてよろしいのかなと思います。

最後のほうになります。引き続き適正な維持管理に努めるとともに、今後ともさらなる健全化に努められたい。また、先ほど出ましたが、老朽管等更新事業が計画的に進められるようお願いしたいと思います。

さて、じゃあどんどんいきます。続いて29ページです。

これは先週、全員協議会の中で、総務課長さんのほうから説明ございました。財政健全化判断比率等審査ということで、その意見書でございます。この根拠になるものは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、そして、同じく第22条第1項の規定で実施いたしました。

さて、大きな3番、健全化判断比率等の状況ということでございます。県、国に報告するのはこの5項目なわけですが、そのうちの1番目と2番目、実質赤字比率、これも説明あったと思いますが、これは一般会計に区切ってどうかというのを示す数字でございます。ご存知のとおり一般会計につきましては、実質収支が黒字ということは、赤字が0ということですので、赤字比率なので、数値が表せないということですね。同じく、連結実質赤字比率、連結って何だということ、そこに、一般会計に全ての会計の赤字の程度を入れると、みるということでございます。これについても実質収支は黒字で、赤字0ですから、何も書かないということですね。それから5番目の資金不足比率については、不足がございませんので、これも表現できないわけです。

そして、三留議員からもありましたが、実質公債費比率、それから将来負担比率について申し上げたいと思います。実質公債費比率につきましては、これも計算式が分数になります。で、実質公債費比率の分子でございますが、起債の元利償還金などなんですね。これがだいたい3億5,000万ほどあります、ありましたか。それから分母は、標準財政規模から一部の公債費を除いたものになります。ということで、27億6,000万ぐらいになるのかな。そんなことで、3億5,000万を27億6,000万で割りますと、0.1275になるのかな。で、12.75パーセント、数値が12.75となりますけれども、3年間を平均するという規定がございますので、30年度は、その前の年、前の年を入れて平均しますので、12.5ということになります。ちょっと上がってきているわけですね。

続きまして、将来負担比率についてでございます。これにつきましても同じように分数をつくります。将来負担比率の分子は、将来負担額、将来負担しなきゃならない額から算入見込み額を減じたもの、引いたものが分子になります。これが3億5,000万ほどになるのかな。で、分母が標準財政規模、34億ほどになるんですが、そこから償還金の一部を引いて、そうしますと、27億6,000万ほどになります。3億5,000万から27億6,000万を割り算しますから、そうすると、違った。間違いました。分母が32億になります。将来負担額から歳入見込み額を引くんですね、間違いました。将来負担額は、分子が将来負担額から歳入見込み額を引きます。そうすると32億になります。分母は、標準財政規模から償

還金の一部を引きます。そうしますと、27億6,000万くらいになるのかな。そうしまして、32億割る27億というような計算しますと、115.6という数字が出てまいります。そんなことで計算したものです。ごさいます。

それで、一般質問のときでも答弁等にごさいましたが、平成19年には、この将来負担比率が202.9パーセントになったときもあつたと。それがですね、昭和じゃない平成だな、平成19年には202.9、平成25年で100を一旦切つたんですね。そんな状況でごさいます。少しずつ増えている状況だということです。そのピークが令和4年、で、令和4年移行については、この将来負担比率は減っていくだろうという、総務課長さんのご答弁ごさいました。そんなことで押さえておきたいと思ひます。

さて、それでは30ページご覧ください。

審査の結果、それから審査の意見とこう並んでますが、以上により、このとおり適切に行われているということでごさいます。それから、なおかつ、総務課長さんの答弁で感じたことは、そのときの閃きじゃなくて、将来にわたって本当に計算し尽くして、いろいろ検討されながらやってらっしゃると、運営されているということが十分伝わってまいりました。一般会計歳入額の約71.3パーセント、依存財源が占めている本町にとっては、町税や利用料、手数料などの自主財源の確保が当然重要でごさいます。さらなる自主財源の確保、そして、引き続き適正かつ健全な財政運営に努められたいということで、本当に先を見通した運営がなされていると思ひます。なお一層のご努力をお願いいたします。

それでは31ページです。まもなく終わります。

定期監査報告書でごさいます。これについては、地方自治法第199条第4項、そして、同じく地方自治法の第199条第9項の規定により、この場で報告するものでごさいます。下のほうの大きな2番ご覧ください。

別紙の8件を抽出ということで、次の裏側、32ページになります。各課のそれぞれの事業について選ばさせていただきます。特に最近話題になった。

6件、間違ひました。6件です。失礼しました、6件でごさいます。

最近話題になっている部分を抜きまして、特に聞いてみたいなというようなことを選ばさせていただきます。

さて、監査の結果でごさいますが、事務の処理、事業の執行については、概ね所期の目的を達成しているものと認めました。なお、改善を要すると思われた事項については、定期監査講評としてまとめ、担当部局に指示しました。これについては各課のほうに、それぞれ私どもの意見のほうに回ってごさいます。各課のほうに行かれるとご覧なれるかと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。本当に各課とも、担当課とも本当にいろんな思いを込めながら、本当に町民のために一生懸命やろうというようなことでご努力をいただいております。なお一層よろしくお願ひしたいと思ひます。

33ページでごさいます。

補助金等交付団体監査報告書でごさいます。地方自治法第199条第7項。そして、それを同じように、その結果を地方自治法の第199条第9項によって、ここで結果を発表するものでごさいます。

2番、監査の方法と対象というようなことで、ここでは2団体を選ばさせていただきます。

した。これは35ページでございます。中野自主防災会のほうで、新たにお金をいただいて、自主防災関係で非常に活躍といいますか、備品も揃えまして、ぜひ中野区の方々に聞いてみたいというようなことで呼び上げました。それから、体育協会、これにつきましても、本当に大変なんです、市町村対抗のソフトボール大会についてということで選ばさせていただきました。

監査の狙いは、今申し上げましたとおり、町の補助金を交付しておりますので、適切に執行されているかと、監督課のほうでしっかり監督、それから事務関係ですね、なされているかというのが視点になります。

それでは、34ページご覧ください。

監査の結果というか、ざらっと書いてあります。(1) 決定の可否。(2) 交付時期。(3) 目的外使用。(4) 経理の状況。(5) 事務処理。それから(6)の指導監督。これは各課ですね。これについて、いずれも(1)から(6)まで、いずれも適切に行われていたことを認めました。最後の7番ですけれども、監査の意見として、所管課においては、補助金等が効果的に活用されるよう、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導管理がなされるよう望みますというふうにまとめてみました。本当に、いずれも適切に行われておりますので、本当に町から交付したお金が有効に働いているというのを確認させていただきました。

それでは、36ページになります。

補助金等交付団体監査対象団体ということで、これは今、先ほど言ったとおりですね。

次は37ページです。最後になります。

指定管理者・出資団体についての監査報告書でございます。これも地方自治法の第199条第7項で、町が出資しているもので、政令で定めるもの及び地方自治法の第244条の2、第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせているものについて監査を実施いたしました。同じく地方自治法の199条第9項により、この場で報告を申し上げます。

それでは、下のほう、2番からご覧ください。

(1) 監査の方法です。30年度において指定管理者となった者のうちというようなことで書いてございますが、対象は、その下、対象とした団体ありますが、指定管理者のBOOTさんですね、BOOTさんは今年初めてになります。芸術村指定管理になりまして2年目ということでございます。それから、振興公社については、毎年お願いしてございます。その2つの団体をお呼びしまして、そして、なおかつ管理に当たっている各課の担当職員の方にも同席いただきました。監査のねらいについては、指定管理者については、条例の定めるところにより管理・運営が適切に行われているか、出資団体については、経営状況を重点に監査を行ったわけでございます。

最後のページになります。38ページです。

監査の結果です。管理・運営についてということですが、これは非常に良好になされていたと思われま。それから、会計管理についても、表簿等、拝見させていただきました、良好でございました。それから、各課の指導管理につきましても、本当に細かなところまで目が届いてらっしゃるなという印象を持ちました。最後に監査の意見としまして、指定管理者及び出資団体は、町の貴重な財産等の管理・運営を受託しているものでございます

ので、町はその財産等が適切かつ効率的に運営が図られているかどうか、図られるよう、今後とも適切な指導監督を行うようお願いしたいということでございます。

この指定管理者・出資団体については、特においでいただいた方お一人おひとりに、いわゆるお考え、意欲的なものね、お聞きしたんですが、いずれの皆さま方も、本当にやる気満々といいすかね、少しでも売り上げ、あるいは業績を伸ばしたいというような思いを込められた発言が多かったと思います。

それから、あえてあげさせていただきたいのは、振興公社に関しては、各部署ごとに、よりっせ、それから、ロータスイン、それから、公園管理と3つございますよね。それぞれの代表の方にお話いただいて、それぞれ頑張るぞというようなお言葉をいただきまして、具体的にこういうところをこうしたいという提言もございましたので、大変、来年度以降、また大変素晴らしい成果があがるのかなというふうにご期待申し上げるところでございます。

さて、これで全て終わったわけでございますが、会計管理者の方、総務課の課長さん、財政担当課長さん、その他、担当の方々、建設水道課の、いつもおいでいただいている水道経理担当の係長さん、それから、係の方、それから、本当に頭が上がらないというか、本当にお世話になっております監査委員会の事務局長さん、その他の方々、本当に多くの方々に、この監査に関してご指導いただいたり、ご助言をいただいたりして行ってまいりました。本当に言葉には尽くせない部分ございますが、この場をお借りして御礼ということで申し上げさせていただきます。

以上、本当にこんな形で申し上げるのもどうかというような部分もございましたが、なお、ご審議いただいて、いろいろご意見をいただければと思います。

以上で終わります。

○議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(11時35分)



令和元年第7回西会津町議会定例会会議録

令和元年 9月12日(木)

開 議 13時00分  
散 会 16時32分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 第7回議会定例会議事日程（第7号）

令和元年9月12日 午後1時開議

開 議

- 日程第1 議案第5号 平成30年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第6号 平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第7号 平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第10号 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号 平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第12号 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第13号 平成30年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 平成30年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第16号 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第4次）

散 会

○議長 皆さん、こんにちは。令和元年第7回西会津町議会定例会を再開します。

(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第5号から議案第15号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。特別会計については、1議題ごとに行いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、質疑は、議案内容の不明な点や疑問点をただすものであります。発言は簡明に行い、議題外にわたらないようにしてください。また、一般会計の総括質疑は、財源の確保状況など、決算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第1、議案第5号、平成30年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 総括で何点かお尋ねしたいと思います。平成30年度の決算につきましては、昨日来、大変十分に、丁寧に説明をいただきました。平成30年度も一般会計はじめ、9つの特別会計が全て黒字で決算ができた。また、町長の提案理由の説明でも、制度的に繰り越した事業を除き、計画した事業は全て順調に執行できたということでありました。

そういった中であって、全ての会計が黒字、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支額は、監査の報告によりますと2億9,300万円の黒字、対前年度比、80万6千円の増となったところでもあります。この点に関しましては、大変評価するというか、ご努力の跡がうかがえると、褒めておかねばならないところでもあります。

その中であって、財政指標健全化判断比率においては、実質公債費比率、将来負担比率にあつては、ともに微増ではありますが、早期健全化基準を下回っていて、まあ安全ラインというか、あまり心配はいらぬ状況レベルであるということでもあります。しかし、経常収支比率にあつては、残念ながら警戒ラインの90パーセントを上回ってしまった。対前年度比4.1ポイント増の93.6パーセントでありました。説明の中では、90パーセントを上回って93.6ではありますが、国の平均は93.5パーセントだとか、県の平均は88.5パーセントで、県内59市町村のうち、17市町村は90パーセントを超えている等々の説明がありました。この説明の中では、大丈夫なのか、大丈夫でないのか、よく分かりませんが、単なる数値ではありますけれども、どう判断していいのか、この辺をよくもう一度説明していただきたい。

実質公債費比率、将来負担比率に関しては、警戒ラインの早期健全化基準を大幅に下回っているというところは、声を大にしてご説明いただきましたが、経常収支比率においては、何かトーンダウンしたようなご説明だったので、その辺をお尋ねします。

経常収支比率は、交付税の減額となる中、経常経費は増えてきていると、結果93.6パーセントになったということでもありますから、この状況は、この先あまり大きく変わることはないのかなという思いがありますが、今後の展望についてもお伺いをいたします。

それとあと、起債の状況についてであります。これは起債は、計画的に借入する際も、

償還計画にあっても、計画どおり順調に進んでいるということでもあります。これまでの大規模事業にかかる起債の償還が始まって、徐々に償還額は増えておりますけれども、残高は減ってくるということでもあります。償還額に関しましては、令和4年がピークであり、その後は減少していくという説明でありました。しかし、このシミュレーションというのは、今後あまり大きな事業を、大規模事業を行わない、起債もそう起こさないという前提のもとになっているのかなという思いであります。借入を増やさないであれば、これ徐々に減っていくのは当たり前であります。

極端な話でありますけれども、役所の仕事というのは、基本的なことはやらなければいけません、大きなことを何もやらなければ、このいわゆる数字だけを見ればよくなるし、起債の残高も減っていくと、好転していくというのが当たり前の理屈ですが、今後、新規の事業をやらなければいけないという思いでありますので、このシミュレーションどおりには、私はいかないのかなと思いますが、その辺のお考えをお聞かせください。

あと、これも毎年聞いておりますけれども、収入未済と不能欠損につきまして、監査委員の報告では、収入未済、年々減少しており、平成30年度は町税及び使用料、ともに減少したと。税等徴収対策本部等々のご努力の跡がうかがえます。それと併せて、こう減ってきた要因は何なのかなというところをお尋ねします。

また、不納欠損にあっては、30年度、ほぼ前年同額の557万円ほど不能欠損処理をしたということでもあります。全て規定する事項に該当しているということではありますが、毎年、ただ時効に該当するから、機械的に不能欠損処理しているわけではないと、ケースによっては時効の停止等々の手続きを、手順をやっているというような話ではありますが、30年度は、このいわゆる時効の停止とか、そういうのはあったのか、手続きをやったことがあるのか、件数等があればお示しください。

あと、自主財源についてですけれども、年々交付税がこう減少してきて、一般会計の歳入額の71.3パーセントが依存財源が占めているということでありました。自主財源の確保が重要であるという監査委員の報告もありましたけれども、この自主財源の確保、言葉でいってほどこやさしいことではないのかなという思いがあります。この自主財源の確保に向けた考え方、施策等があればお示しいただきたいと思っております。

総括での質問といたします。

- 議長 総務課長、新田新也君。
- 総務課長 お答えをいたします。

まず経常収支比率についてのご質問でございますが、平成30年度決算における本町の経常収支比率は93.6パーセント、前年度と比較しまして4.1ポイントの増となったところがあります。まず、経常収支比率が増になった原因でございますが、経常収支比率を算定する際の算定式がございます。経常経費充当一般財源、これは、これを経常一般財源で割るという計算式でございます。その分母となる経常一般財源につきましては、1款、町税から10款、交通安全対策交付金、その10款までを足しまして、そこから交付税につきましては普通交付税だけ算定ということでございますので、特別交付税を除きます。さらにそこに臨時財政対策債をプラスした数字が経常一般財源でございますので、分母となります。それに対して、毎年計上的に出る経費に充当した一般財源の額、それが、今回は32億5,063

万8千円。先ほど申しました経常一般財源の分母が34億7,324万7千円。それを割りますと93.6になります。

今回の4.1ポイントの上昇の主な要因を申し上げますと、まず、分母となる経常一般財源、前年度と比較しまして4,820万3千円減となっております。その大きな要因でございますが、普通交付税で、前年度と比較して4,718万5千円減と。それがほとんどの要因ということでございます。一方、分子となる経常経費充当一般財源でございますが、これにつきましては、前年度と比較して1億17万6千円増えていると、そういうことで4.1ポイントの上昇になったということでございます。

経常収支比率につきましては、議員もご承知のとおり、低ければ、その分、投資的経費ですとか、町の政策的な経費に充てることができるということで、低いほどいいわけでございますが、本町の場合、分子となる経常充当一般財源の中には、先ほどいいました32億5,000万の中には、特別交付税で措置される経費もございます。例えば、町民バスの運行経費でございますけれども、そちらにつきましては、5,550万、毎年、これ30年度に措置された交付税、特公の額でございますけれども、それらを含めて1億400万ほど特別交付税で措置される部分もございますので、その分は自由に使えるお金だということでございます。

それから、今後の展望ということでございますけれども、先ほど議員が申されたとおり、全国の公共団体の経常収支比率の平均でございますが、93.5パーセントですか、これは平成29年度決算の数字でございます。本町の93.6パーセントは30年度決算ということで、前年度の国の平均とほぼ同じと。で、福島県内の市町村の経常収支比率の平均、それが、先ほど議員申された部分ですけれども、17市町村が90を超えているということで、これにつきましても29年度決算で17市町村が超えているということでございまして、おそらく平成30年度決算では、福島県内の市町村の20を超える市町村が経常収支比率が90超えという状況になると思われま。全体的にいえることは、交付税が最近減ってございますので、各自自治体とも経常収支比率はかなり上がっているという状況でございます。本当に99パーセントの市町村もでございます。

そういう中で、本町といたしましても、先ほど最後の自主財源の取り組みというふうなお話ございましたけれども、事務事業の見直し、さらには使用料、手数料の見直し、それから、ふるさと応援寄附金の取り組みの強化等をとおしまして、自主財源の確保には十分努めてまいりたいと考えてございますので、まずご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、起債の状況のご質問でございますが、先ほど議員が申されたとおり、令和4年度が起債の償還のピークになります。それは、その原因でございますけれども、小学校の建設事業、さらには認定こども園の整備事業、それがかなりの大規模事業であったということで、小学校ですと約20億、それから、こども園ですと約9億の大規模事業であったと、その借入がかなり大きい借入をしまして、その分の返還、償還が今始まっておりますので、令和4年度がピークになる予定でございます。

その後の予定でございますが、令和4年度を境に起債の償還額は減少に転じます。令和4年度の償還額、今現在の見込みで8億9,770万ほどの一般会計の償還見込みでございますが、それが、年々下がっていきまして、令和9年度には7億4,000万程度になりますの

で、1億5,000万、1年間の起債の償還額が減っていくと。先ほども少しお話ありましたが、このシミュレーションを組む際に、借入、毎年の借入額を過疎債、年間4億円、それから辺地債の借入が3,000万等々を見込んでございますので、決して低いような借入ではないということでございますので、ある程度、今の計画、事業の計画からすれば、だいたいいい線かなと。その上でのシミュレーションでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、私のほうからは以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 それでは、私のほうから、収入未済と不能欠損額の減となった要因というようなご質問でございますが、まず、収入未済につきましては、徴収率でも計算書に記載してありますとおり、毎年徐々に収納率が上がってございます。それに伴って収入未済額も減っているという状況でございます。で、不納欠損の減ということにつきましても、昨年度の収入未済に対する取り組みでございますが、まず、納入通知、切符をお送りして、それから納付がない場合、まず、督促状というのを送りしてございます。それ年11回ほど行ってございます。それでも応じていただけない場合ですと、催告書ということで、3回お送りしたという実績でございます。また、特にそれでも応じてもらえない場合ですと、催告書を赤封筒でお送りしたりもしてございます。その間、随時臨戸訪問ということで徴収に努めてきたところでございます。また、一斉徴収ということで、年3回ほど電話催告をし、一斉徴収で臨戸訪問したり、徴収に努めてきたところでございます。

また、いろいろと国税の還付だとか、預金ですとか、給与等々ございまして、その預金、または給与等の調査を行いまして、その調査につきましては、合わせまして250件ほど預金と給与等の調査を行ってございます。で、その残高があった場合ですと差押というようなことで納めていただいているところでございます。また、管理職によります税等徴収対策本部会議を開催して、年2回ほど管理職による徴収、臨戸訪問をして、税金等を、また使用料も含めまして、納めていただいているというようなことで進めてございます。で、会津地方滞納整理機構にも参加しておりまして、差押だとか、徴収にかかる研修を受けながら、税金等の徴収を行っているというようなことで進めてきたところでございます。

そこで、不納欠損につきましては、地方税法上で機械的に5年経ったら不納欠損処分をしているということではございませんので、その不能欠損した理由と申しますのも、まず、会社におきましては、既にもう倒産をして徴収ができないというようなケースが全てでございます。で、また、納税義務者がお亡くなりになられた後に、親族等が相続放棄されて、なかなか徴収できないというところが大きな理由でございます。で、また、仕事、低所得という部分もいろいろと理由がございまして、あとは病気でなかなか収入がなくなって納められなかったというようなことも理由としてございます。何らかの不納欠損される方の理由としましては、大きなものとしては、ご本人がお亡くなりになられて、親族の相続放棄、あとは収入減によつての未納、納入できないというようなことで、不納欠損処分をしたところでございます。

不納欠損を行いました件数でございますが、町税で申し上げますと48件でございます。で、固定資産税がほとんどでございまして、298万2千円というような状況でございます。

以上でございます。

○議長　　9番、多賀剛君。

○多賀剛　　まず総務課長から、経常収支比率についてものお話を伺いました。ご答弁いただきましたが、分母と分子の話等々しましたけども、要は方向性としてね、私考えるには、あんまりこの数字、好転するような要因はあまりないのかなという思いでおります。それで、先ほど全国、あるいは県内の状況等々の話もしましたけども、この多くの自治体が、いわゆる警戒ラインの90パーセントを超えるような状況があるということは、その警戒レベル、90パーセントというのが、私は適正なのかなという思いが今度はしてくるわけです。その辺の、我々は財政は安心だよというふうに思っておりますが、その辺の説明するのに、私らも苦慮するところでありますので、その辺の、いわゆる警戒ラインが90パーセントを超える自治体が多くなれば、90パーセント、99パーセントの自治体もあるなんていうお話されましたけども、これは95パーセントが警戒ラインとして妥当なのか、そういう方向の話にもなってくると思いますので、その辺、分かればお示してください。

それとあと、起債の状況に関しては、過疎債4億、辺地債3,000万等々も見込んでいるということでありましたが、その範囲におさまれば、このシミュレーションどおりに私はいくと思います。ただ、具体的な話はできませんが、これからもっと大きな事業も、この町ではやらなきゃいけない、私は、あるなという思いでおります。

それで、今、この時点でやっておかなければ、人口がどんどんどんどん少なくなってきた、同じことをやっても効果が薄くなってしまふような事業も必ずあるはずなんで、私は、あんまりその財政指標だとか、残高等々は心配されますけども、その数字とか何かにはとらわれずにね、今やらなきゃいけないことは、これは、毎年町長にお尋ねしておりますが、しっかりと取り組んでいこう、それで多少数値が、財政指標等、起債の残高が多くなっても、私は説明できると思うんです。今この事業は必要だから、今やるんだという方向性がお示しできればいいのかなということであります。

あと、収入未済、不納欠損については、ご説明、私は大変、これは経済動向によって結構左右されるところがあるなという思いありますけども、そんなに経済がよくなっていない中でね、その収入未済が減っている、不納欠損もそう多くなっていないということは、もう徴収ご努力には敬意をはらっております。今後もこれ続けていっていただければなという思いであります。ただ、不納欠損をする上でね、時効の停止手続き等々は何件くらいやったかと、私さっきお尋ねしたんですが、なければならないですけども、私はそういうこともやっぱり必要なのかなという思いがありますので、お尋ねをいたします。

自主財源については、総務課長からご答弁いただいたとおりであります。本当に難しい話であります。やっぱり依存財源が7割以上占めている本町にとっては、この辺を少し、やっぱり、この辺もね、やっぱり割合はそんなに大きくは変わらないと思いますが、収入未済と合わせてね、しっかりとこの徴収する、自主財源を確保する努力も必要なのかと思いますので、その点もご答弁いただきたいと思っております。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　お答えをいたします。

まず経常収支比率でございますが、先週の全員協議会でご説明した資料には、経常収支

比率は警戒ラインが 90 パーセントということで、それを超えた場合は、市町村の財政計画の策定対象になるというふうな記載がございます。で、かつて 90 を超えるところがそんなにないときは、当然、財政計画を策定しなければならなかった。義務付けられておりました。で、現在はどうかという話でございますが、義務付けにはなっておりません。県と協議の上、市町村でつくるということでしたら、県はアドバイスをしながらつくってくださいよ。つくらないとだめですよということではなくなってます。

ですので、この 90 パーセントの警戒ラインが、果たしてどうかということ、私の口からは言えませんが、今はそういう状況でございます。

それから、起債の残高、償還のこともあるけども、あまり考えないで、やるべきことはやるべきじゃないかというご質問でございますが、当然、町としまして、本町の活性化、さらには住民福祉の向上になる事業は、やらなければならないものはやっていくというスタンスであります。ただ、だからといって後のことを考えないで、どんどんどんどんは、後年度負担は当然出てくるわけでございますので、町とすれば、やらなければならない事業はやりますが、そこで、ただ単に全額起債を借り入れるではなくて、補助事業があれば補助事業を使いながら、そういった事業をやっていくということで、これからも考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

自主財源の確保につきましては、先ほど答弁したとおり、町としても努力をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 それでは、私のほうから、時効停止手続きと町税にかかる自主財源の確保の取り組みにつきましてお答えいたします。

まず、時効停止手続きにつきましては、不納欠損、先ほどご説明いたしましたけども、何らかの理由で、本当に納めていただけない方ということでありますので、時効手続きは取ってございません。で、町税は町の貴重な自主財源となりますので、先ほども、その納めていただく徴収の事務、業務関係を継続して行いながら、さらに不能欠損、収入未済、少なくなりますように前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私からは、1 点ほどお尋ねをしておきたいと思っておりますが、最近の災害というのが予測できない状況で、日本を取り巻く中で被害が起きているわけでありまして。その中でも、今、本町としまして、懸命な努力をし、そして執行されている、そういった中で、いろんな努力の結果が出ているわけでありまして。

その中であって、私がちょっと心配するのは、もしこの災害が、今、発展しようとする本町にのしかかったとき、のしかかったときに、どのくらいの体力がもつのかというのが、ちょっとその時点でないとなかなか判断はできないとは思っています。しかしながら、ある程度の予測はしておかなければならないのではなからうかと、こんなふうに思っているの質問させていただくわけですが、財政調整基金というのが一つあるんですが、ここには平成 28 年のときには 10 億、それから。

○議長 猪俣議員、財調については款のほうで。

○猪俣常三 災害が起きたときに、どう対応するのかということをお尋ねしたいということとであります。

○議長 じゃあ、もうちょっと質問をまとめて、もう一回してください。

○猪俣常三 大災害が発生したときに、この町が大丈夫なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 今、決算についてやっておりますので。じゃあ答弁しますので。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

近年、大規模な災害が全国各地で起きてるわけでございますけども、災害が起きたときに、当然、復旧費、それから応急対応費ということで、お金、かなりの財源が必要となります。本町の場合、平成30年度末で8億486万円の財政調整基金を保有しているということでございます。で、災害の場合、まず基本的に大きな災害、小さな災害ありますけども、補助金が、まずかなりあると。で、その補助裏も、起債、災害の場合ですとほとんど100パーセント公債費で算入されるような起債がございます。

ですので、復旧費用、かなり長期に及ぶ復旧になった場合でも、財源的には補助起債で対応はできます。で、起きた際の応急対応につきましては、当然、財政調整基金等で対応しなくちゃいけないと思いますけども、8億あれば応急的な対応はできるのかなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いします。よく先輩議員が口にしておりますが、全ての取り組み、全ての政策、全部続けながら、また新しいことをやり続ければ、やっぱり自分らのお金というんですかね、会計も苦しくなってくると思うんですが、いつも言っている、そのスクラップアンドビルド、つくるものと壊すもの、これを決算にあたり、どういうようなところで気を付けてやってきたのか。また、次年度に気を付ける点として、どういう反省点を持っているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

まず先に、今現在取り組んでいることをご説明したいと思っておりますが、今、行財政改革を、今、進めてございます。今行っている事業で、それぞれどういう効果が出ているというふうに、効果が出ているのかと。それから、そこにどれくらいのお金がかかっているのかということを含めて検証を行いまして、引き続きやっていくべきなのかどうかということ、事業一つ一つですね、見直しをしようということで、今、役場内で検討作業を行っております。これ、もちろん毎年当初予算を算定する際に、そういうことは行ってるわけでございます。ですので、平成30年度の予算編成にあたって、当然、見直すべきところは見直してやってきたということで、それが普段やっていることでございます。

今年度は、さらに国の働き方改革の動きもございましたし、財政的な問題も含めて、もう一度総洗いしようということで、一つ一つ積み上げながらやっているところでございま

して、先日総務課長からご説明しましたように、本年中には、その結果を議会の皆さまにご説明をして、来年度以降の予算編成につなげてまいる考えでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 予算の手前でね、そういった反省を行いながら審査してやっているということなんですが、やはり、いつもやったこと、まずやることで、やったところでどういう検証があるのか、それを次年度に生かしていく。よくいうPDCAサイクルが一番大事だと思うんですが、そういったところでも、やっぱり今年の反省というのはしっかりしていただいて、あと、そのビルドはいいんですけど、スクラップ、要は壊すほうになったときに、そこに携わった人たちの思いや、その人たちの、続けてほしいという希望というのがあると思うんです。今、庁舎内での検討ということもありましたが、それは、このもちろん執行していく、町ももちろん頑張っていたかなくちゃいけないところですが、そういった協力していただいている方々の意見や、そういった方向性というのも大事だと思うんです。費用対効果だけでなかなか算定できないもの等もありますので、そういったところを、要は、町民の皆さんの声をいかに反映させて、次年度生かしていく考えなのか、お伺いいたします。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

町民の皆さまの声をどのように反映するかということでございますけれども、事業一つ一つについて、この事業をやりたいんだけど、どうですかということ町民の皆さまにお聞きするというのは、なかなか難しいかなと思っております。その代替というか、そのご説明が、その議会でのご説明であろうというふうに基本的には思っているわけですが、先ほど議員おっしゃったように、やっている事業で効果を検証した場合でも、何の効果もない事業というのは、たぶん一個もないわけでございます。誰かしらがそれで助かっているような事業ばかりでございます。それを本当にやめられるのかということは、かなり難しい問題でございます、スクラップというのは簡単にできるものではないというふうに私どもも認識しております。

単にやめるというのではなくて、例えば、ほかのやっている事業と合わせて、同じ効果を出せないかとか、そういうことも含めてやっているところでございます。場合によってはやむを得ず、これはやめるしかないだろうという結論になるものもあるかもしれませんが、それはどういう判断でやめることにしたのかということを含めて、ご説明をさしあげる予定でございますので、よろしくお伺いいたします。

○議長 ほかにございませんか。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 何点かお伺いをいたします。

まず第1点目ですけれども、一般会計から他会計への繰出金が徐々に増えつつあります。特にこの決算状況を見ますと、介護保険だったり、国民健康保険、そちらのほうへの持ち出しが非常に多くなって、全体的に予算に対して11.5パーセントという金額に増えておりますが、今後、やはり高齢化等も含めまして増加する傾向にあると思ひますけれども、

今後の、今回どのような決算というか、町としてこれを捉えているのか、これが1点目です。

それから2点目ですが、調定に対する収入済の割合というものが94.9パーセント、その中で次年度分の繰越明許、これが4億3,000万ちょっとありまして、それ含めて99.何パーセントかということですが、この繰越明許分の繰り越しの主なものと、その要因についてお伺いをいたしたいと思えます。

3点目ですが、人件費等の義務的経費が34.2パーセントということで、非常に増加傾向にあります。これらが一般的、普通建設費等の投資的経費を徐々に抑え込んでいるというようにありますが、長寿命化への影響とか、インフラの補修に対する影響はどの程度あったんでしょうか、お伺いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 答えをいたします。

まず繰出金の増でございますが、前年度と比較しまして、1,757万5千円増でございます。その主な増の要因でございますが、まず一番大きなものが、介護保険特別会計への繰出金、これが前年度と比較して1,470万2千円の増となっております。これは介護給付費の伸びによるものが主な増の要因でございます。それから、そのほか、逆に減額になっているものもございまして、減額になってる主なものが、下水道施設事業特別会計への繰出金、これが750万ほど減になっておりまして、あと簡易水道事業特別会計の繰出金も280万ほど減になっていると。

特別会計の繰出金につきましては、それぞれの特別会計ごとに繰出基準というか、それぞれでございまして、例えば、水道企業会計への繰り出しは、水道企業会計で借りた起債の償還額の8割と、それがルールで決まっておりますので、それらについては起債の償還額、年度ごとの増減によって変わってきますし、あと、今ほど申し上げました介護保険特別会計ですとか、国民健康保険の事業勘定につきましては、医療費、介護給付費が伸びれば、その分の繰り出し、ルール分の町の負担分が増えると、そういったことでございますので、今後、繰出金が増えていくのか減っていくのかという部分につきましては、それぞれの会計ごとの要因によって変わってきますので、一概には言えないということでございます。

続きまして、繰越明許費の部分でございますけれども、一般会計の繰越明許、平成30年度から令和元年度に繰り越した事業について申し上げます。これにつきましては、本年6月の定例会で繰越明許の計算書の説明をした中身でございますけれども、まず2款、総務費でございます。総務費の1項、総務管理費、これは2つございまして、若者向け住宅整備事業、これ取り壊しですか、旧保育所の取り壊し部分で3,000万円を繰り越してございます。それから、ケーブルテレビの通信機器高度化更新事業、この部分で5,369万3千円の繰越額であります。

それから、4款、衛生費、1項の保健衛生費でございますが、国道からさゆり公園に入るところの看板、大きな看板ございまして、その書き換え事業、159万5千円の繰り越しであります。

さらには、6款、農林水産業費の2項、林業費であります。これ杉山の林業専用道の

整備事業、これで2,593万1千円の繰り越しであります。

それから、8款、土木費、1項、道路橋梁費であります。奥川地区の除雪車格納庫整備事業、2,737万6千円の繰り越しであります。これ決算書の中にある数字と同じでございます。それから、橋梁維持費の1,484万円。

それから、9款、消防費、1項、消防費であります。防火水槽の解体撤去事業、120万円。それから、防災行政無線デジタル化の整備事業、1億4,231万4千円。

最後に10款、教育費、2項、小学校費の小学校プール建設整備事業で1億2,758万円。

これが一般会計の、30年度から令和元年度への繰越事業及び繰越金額であります。

それから、人件費の増の部分のご質問でございますが、人件費につきましては、前年度と比較しまして、3,733万9千円増になってます。この大きな要因でございますが、副町長と教育長の人件費、30年度は1年分ということで、29年度は欠員ございましたので、その分で1,200万ほど増になってます。それから、職員の給与、これも人事院勧告等によりまして1,400万ほど増になってまして、それらが主な要因でございますので、先ほど議員の質問の中で、人件費の件で何か、長寿命化。

人件費が増えたことによって投資的経費にまわす一般財源が減るのではないかとというご質問でよろしかったでしょうか。はい、すみません。投資的経費につきましては、補助金でありましたり、起債でありましたり、それを充当してございますので、ほとんど一般財源の負担はないということでございますので、直接的な影響はございません。

以上です。

○議長 次、8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私から2点ほど質問いたします。

まず1点目、1点目は平成30年度の一般会計の歳出の決算状況を見ますと、61億4,182万5千円というようなことでありますが、その中で、やはり投資的経費、これの減少が大きいと思います。その中で、先ほどから説明があったように、大型事業、役場の新庁舎の改修工事であったり、町道野沢柴崎線の改良が終わったと、そのようなことでありますが、これを、今、投資的経費を見ますと、年々やっぱり減少していますよね。そしてまた、今年度も、令和元年においても減少すると思うんですが、これについては、今後、30年度の決算状況のような会計で、ずっとこれ続くのかどうか。それ1点と。

もう1つは、やはり、今、指定管理者制度でいろんな事業を委託しているわけですが、この年々、30年度もそうありますが、委託料の増加ですね、これがかなり、経年劣化によるいろんな修繕含めたりなんかして多くなっていると。これは町の、先ほども言いましたように、一般会計からの、やっぱり特別会計への繰り出し、それと、やはり委託料の増加が、これから町の健全財政の中で、かなり影響を及ぼしてくるのではないかと、そのように思いますので、これからの委託料の推移といたしますか、増えるのか、それとも減少するのか、その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず投資的経費の減少というご質問でございますが、今ほど伊藤議員おっしゃったとおり、平成30年度の決算におきましては、まず役場庁舎移転整備事業、これが前年度完了と

ということで、前年度と比較して2億6,730万ほど減少になってます。さらには29年度に実施しました菌床生産培養施設の整備事業、これにつきましては2億1,280万ほど減少してございます。それから、道路新設改良費、これにつきましては、町道野沢柴崎線、これも前年度完了ということで、1億2,000万ほど減ということで、歳出総額で8億1,100万ほど減となったところであります。

投資的経費につきましては、今後の町の計画によりまして、整備、道路であったり、施設であったり、その計画に従って整備をするということでございますので、その年、年によって投資的経費の額は変わっていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、2点めの指定管理委託料の増加ということでございますが、まず、平成30年度につきましては、指定管理委託料、前年度と比較しまして2,661万円の増でございます。この大きな要因でございますが、平成30年度に新たに国際芸術村を指定管理をいたしました。新たに委託したということで、その分で1,676万7千円の増となっております。そのほか、振興公社への委託料、ロータサインですとか、さゆり公園ですとか、それらにつきましては、大規模改修で休業していた、休業といいますか、お風呂が使えなかったりしていた部分がありまして、その入るべき収入の分の補填とか、そういった経費がプラスになったということで、振興公社は全体で860万ほど増になったと。その2つが大きな要因でございます。

指定管理施設につきましては、町が直営で、その施設を管理するよりは、全然安価に管理もできますし、指定管理導入の趣旨といいますのは、経費の縮減及び住民サービスの向上のために指定管理をしているということでございますので、これを直営にした場合は、かなりの経費の増になりますので、いろんな事情があって今年度は増の部分ありますけれども、今後につきましては、いろんな要因によって委託料は増減になるということでございますので、ずっと上がり続けるということではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、総務課長から答弁ありましたが、投資的経費についても、これ年々変わるの当然でありまして、やはり今後、そういう大型事業なくても、いろんなそういう公共事業を増やしていかないと、町の経済の活性化が図られない。やっぱり一番公共事業というのは、町の経済には大きな影響を及ぼすものだと思いますので、やはりもっと、町の業者の皆さんいろいろありますけれども、やっぱり今もやっていますけれども、もっと増やすようなことをしてやっていって、経済の活性化を図ってもらいたいというふうに思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

平成30年度、町全体の一般会計の工事請負費の額でございますけれども、総額で6億9,235万5千円の工事請負費でございました。そのうち町内業者でお願いした工事が、4億1,315万3千円ということで、残りの2億9,720万2千円は町外業者が行った工事であります。この町外業者で行った工事は、全て町内業者ではできない工事、100パーセントでございます。

ですので、町内業者でできる工事につきましては、全て町は町内業者に発注しているというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず歳入であります。

1 款、町税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2 款、地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3 款、利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4 款、配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5 款、株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6 款、地方消費税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7 款、自動車取得税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8 款、地方特例交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9 款、地方交付税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10 款、交通安全対策特別交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款、分担金及び負担金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、使用料及び手数料。

8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、12 款の総務使用料の中で、町民バス使用料が、予算では 600 万円の予算でしたが、決算では 418 万 6 千円ですか、これの、今回、デマンドバスと定時定路線バスということで、利用者は多くなっていると思うんですが、使用料少なくなっているんですが、その辺についてお尋ねします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

町民バス使用料、実績では 418 万 6 千円ほどでございます。平成 29 年度よりは 78 万 5 千円の減という結果になってございます。利用状況でございますが、平成 29 年度と 30 年

度比較しますと、年間でマイナスの4,844人という結果でございまして、それに伴って町民バスの使用料が減となったところでございます。ただ、減になった理由でございますが、一番大きな減としては、野沢坂下線で、西高への通学の生徒さんが、1日平均で5人減っております。1日の往復で計算し、また1年間を計算しますと、西高生の坂下線だけでもマイナスの約1,700人というようなことで減少しております。そのほかですと、やはり人口減少で利用者が減となっているところでございます。そうしまして、高齢者の町民バス利用者数が約3,100人ほど減という結果になってございまして、利用者の減となった理由は、この大きな2つでございます。

大変失礼しました。収入、使用料の減の主な理由は、ただいまご説明しました坂下線の生徒の利用ということがほとんどの影響しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、本当に今、私も全然分からないで聞いたんですが、4,800人のバス利用者が減というのは、ちょっと信じられないような数字だなというふうに思って、今、聞いていたんですが、その中で利用料については、高校生の坂下の、そういうあれが減ったということで、分かりました。

そのほか、今、定時定路線バスを増やして、全体的にやっぱり3,100人ですか、これ減っているというのは、ちょっとそういう定時路線バスの効果が出ていないのか、ただ単なる人口減少によるのか、ちょっと私も理解できないんですが、それについてはどのように、もう一度、考えてらっしゃいますか。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

30年度が約4,800人の減ということでございまして、定時定路線バスを運行して、なおかつ減ということにはなっておりますが、ただ、利用者からは、ほとんどの方から予約の電話しなくよかったというようなことで、結果的に運行してよかったのかなど。ただ、先ほど申しましたように、西高生の生徒さんの通学の減で、人口減少によって利用者数の減というようなことで、そういう現象から減ってきているという結果で、何か問題があって減ったということでは捉えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やっぱりその、今これだけ減ったということに対して、やはりこれから対策ですよね、これからどういうふうにやったら、見直していったら利用客が増えるのか、それについて、やはり考えていく必要があるでしょう。その辺についてはどのように考えていますか。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えいたします。

町民バス運行に関しましては、町民の皆さまの足の確保というようなことで運行しておりますので、より利便性のよいバス運行ができますように、今後さらなる評価と検証を行いまして、バス検討会議等に諮りながら、よりよい運行に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

- 議長 ほかにありませんか。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 13 款、国庫支出金。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 14 款、県支出金。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 15 款、財産収入。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 16 款、寄附金。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 17 款、繰入金。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 18 款、繰越金。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 19 款、諸収入。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 20 款、町債。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 続いて歳出に移ります。  
1 款、議会費。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 2 款、総務費。  
1 番、荒海正人君。
- 荒海正人 2 款、電算管理費について 2 点ほどお伺いします。  
1 点目、電算管理費のマイナンバーカードの普及についてお伺いします。2 点ほどお伺いします。  
1 点目、マイナンバーカードの普及が浸透していないということが至るところで伺うんですけれども、その町内においてのマイナンバーカードの普及率、どれほど普及されているのかというのが 1 点目。  
そしてもう 1 点が、先日、新聞報道でもあったんですけど、公務員、家族含めて全員がマイナンバーカード申請するというような方向で、国、地方で報道されたということがあるんですけども、そちらのほう、対応についてどのようにされるのかお伺いします。
- 議長 町民税務課長、渡部峰明君。
- 町民税務課長 ナンバーカードの交付人数でよろしかったと思うんですが、普及。8 月の 31 日現在で 562 名でございます。
- 議長 総務課長、新田新也君。
- 総務課長 公務員のマイナンバーカードの関係についてお答えをいたします。  
役場職員、県職員もそうなんです、市町村共済組合という健康保険に加入しています。その共済組合から各市町村、県に連絡がありまして、令和 3 年 3 月から、マイナンバーカ

ードが保険証になるというような、今、流れで進んでますので、公務員の皆さんはマイナンバーカードを取得してくださいというような依頼はきてございます。

ただ、マイナンバーカードを取得しないと医者さんにかかれぬのかということではないです。今現在の保険証は使えますので、できるだけマイナンバーカードを取得して、そちらを保険証にしてくださいという話は、今きてございます。

○議長 荒海議員に申し上げます。決算ですから、結果についての分からないところとか、そういうところでご質問をお願いします。

ほかに。

10番、青木照夫君。

○青木照夫 2点ほどお伺いします。

管理費で、喜多方地方広域市町村組合負担金、喜多方プラザ、979万7千円と。あともう1点は、交通安全対策費として、運転免許自主返納報償費、100万と2万円ですか、これは中身については、喜多方の広域の中身については、30数年前発足されての負担額がなっていると思いますが、この負担の割合というのはどういう中身のなのか、初めから決まった額でスタートされているのか、その点を伺ってみたいと思います。

あと、自主返納の中身については、返納された方にはいろんな特典というか、商品券とか、いろんなタクシー券等、出ておりますが、何人くらいの返納者が昨年あったのか、2点お願いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

喜多方広域市町村圏組合の総務費、喜多方プラザの負担金でございますが、これにつきましては、喜多方市、北塩原村、西会津町でそれぞれ負担をしております。その積算の方法でございますけれども、まず負担割合がございまして、喜多方市が負担額の35分の5を負担します。それから、北塩原村と西会津町が35分の1の負担をします。これは合併前の市町村の数、喜多方市は、今、5市町村が合併したと。北塩原と西会津は合併しないということで、35分の5は喜多方市。それから、北塩原村が35分の1、本町が35分の1。で、残りの35分の28につきましては、各市町村の人口割で計算しまして、それでそれぞれの市町村の負担額を出しているということでございます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 それでは、私のほうから運転免許自主返納につきましてお答えいたします。

まず、昨年の実績で102万ということでございまして、その申請をされた方、34名ということになります。その内容でございますが、返納される方の希望によって、町民バス券、タクシー券、町内の商品券ということで選べるようになっております。で、限度額が1人3万円となっております。町民バス券が11万、タクシー券が18万、商品券が72万という結果でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 負担割合が合併前から決めていらつたと。最近も、でも、今の負担割の町の35分の28と西会津町は、今言われたような、その分数で35分の28と言われたんだけど、

俺、今、書いたんだけど、それ違った。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 負担割合について、もう一度お答えをします。

かかる経費の合計、それを、まず喜多方市はそのうちの35分の5、喜多方市です。喜多方市は35分の5。それから、西会津町と北塩原村は、それぞれ35分の1を負担します。そうすると、今言った合計が35分の7になります。そうすると、残りの35分の28について3市町村の人口で案分した額でそれぞれ出すと。それがそれぞれの市町村の負担割合になるということでございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 と言われますと、ちょっと調べてみたんです。10年、その前からだと、だいたい今の数字と同じような、合併した人数と今の人数は違ってんじゃないかなと思うんですけども、合併前とね。だから、そこをお尋ねしたわけなんですけど、いろいろそういう計算方法もあるんですけども、また、その利用の頻度の割合が中にはあるとかないとかは、関係はないんですか。人数というのは合併前と今のあれば、だいが町も減っているし、その辺の計算のあれをもう一度聞かせてください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 人口につきましては、現在の人口でございます。合併当時の人口が積算根拠ではないと。喜多方市も、北塩原村も、西会津町も人口それぞれ減ってございますが、合併当時の人口割ではなくて、現在の人口で積算をしているということでございます。

それで、先ほどお答えしました負担割合でございますけども、先ほどの35分のいくつを足していったというのが、総務費の負担金だけでございます。プラザにつきましては、また別の計算がございまして、かかる経費の60分の1を北塩原村と西会津町で負担をしまして、残り60分の58が喜多方市の負担ということございまして、プラザについては喜多方市の負担がかなり大きいということでございます。

○議長 ほかに。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 8ページのふるさと振興費のところ、国際芸術村事業委託料の145万、それから国際芸術村施設管理業務委託料の1,676万7千円、国際芸術村の食事提供施設設置工事によって980万が計上されております。それぞれ委託料、事業と業務とに分かれているこの違い。それから、食事提供した際の収入等はどこに入ってくるのかお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、国際芸術村事業委託料ということで145万円でございますが、こちらは国際芸術村で行っております公募展の開催にかかる経費で145万円という形となっております。

続きまして、その下の施設管理業務委託料、1,676万7千円につきましては、こちらは国際芸術村の指定管理委託料ということで、芸術村の管理運営業務を行います。一般社団法人BOOTへの指定管理委託料という形となっております。

続きまして、食事提供施設工事の部分、981万円の部分につきましては、旧家庭科を食事が提供できる施設にするということで、こちらは改修費用ということになってお

ります。また、その食事提供施設で催事を行った場合についての収入につきましては、指定管理者の収入になるということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 事業委託料というのは、そうすると管理費の中には入っていないんだということなんです、145万。これはずっと続いていくということで解釈してよろしいんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 こちらのほうにつきましては、あくまで公募展の開催にかかる経費は、別途NPO国際芸術村という部分が行っておりまして、全く別団体でございまして、こちらのほうに出して、いわゆる委託している分で145万ということで、全く管理運営経費とは別ものであるということでご理解いただければと思ひます。

○議長 ほかにございせんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私、2、1、10のふるさと振興費の中で、ワークインレジデンス調査業務委託料というのがあります。これは私は、町中もシャッター通りになって、いわゆる継業支援だったり、その後の起業支援だったりということで、大いに期待しているんですが、この調査業務委託料の成果はどうだったのか。

また、その下のお試し住宅の改修ありますけども、30年度は改修しただけでしたか、運用はしていない。運用していれば、その成果、実績等をお示してください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 まず、ワークインレジデンス調査業務委託料の成果ということでございますが、一応こちらのほうは、委託料で400万円という形になっております。現在その、いわゆる地域課題を解決するためのプロジェクトというふうな形で、事業の仕組みづくりを行ってきたところでございますが、その中で、まず1つとして、ビジネス化になるだろうという部分がいわれている部分につきましては、まず、地元の食材や地域に残るレシピ等の伝承などに関します食のプロジェクト。

続きまして、2点目といたしまして、地域資源、いわゆる自然環境です。自然環境を活用しました観光メニューや企業研修、あと人材にかかる育成プロジェクト。

続きまして、3点目といたしましては、間伐材等を利用した商品開発や和紙を建材等に活用するような、ものづくりプロジェクト。

あとは情報発信、あとは商品に関するプロジェクトということで、大まかに4つの部分で、大きな部分でプロジェクトが可能ではないかというような形で報告書があがってきているということでございます。

が、主な成果ということで、今後それを事業化に向けまして、今、様々な部分で今調整をしているというような部分でございまして。

続きまして、お試し住宅の改修ということで、これは昨年度第1期工事という形でございます。旧医師住宅と、浴室を1つであったものを2つにしました。脱衣室も1つであったものを2つにしまして、車庫の一部をランドリーを設置したということで、こちらのほうは合わせまして891万3千円ほどの事業費で改修したということで、今年度は2期工事

ということで、外装、今年度については外装等の部分、あと部屋数を増設するというような工事を予定しております。こちらのほう、お試し住宅につきましては、昨年度、工事改修が10月以降になっておりますので、それまでには5名ほどの利用者はおりましたので、以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、このいわゆるワークインレジデンスにかかる事業というのは、これから事業化をして進めていくということですが、これは大変、私も先ほど言いましたけど、期待しているところでありまして、あんまりこのメニュー広げてねやるよりも、私は絞ってこうやることも必要なのかなという思いでありますので、今後のことありますから、決算ではこれ以上のことは申し上げられません。

お試し住宅は改修が遅かったので5名の利用だったと。たまたまその5名の方の評価とか、その後の考えとか何かはお尋ねになりましたか、移住をしてみよう、あるいは移住につながったかという、その辺分かればお示してください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

その方、5名の部分については、ワークインレジデンスということでしたので、一応、入られた方については農業体験が主なものでございまして、が主でございました。その中でアンケートを取りましたらば、また、すぐに移住というわけではないんですが、いわゆる今流行りであります関係人口という形で、西会津に何らかの関わりを持っていたというので、今年度もその方は、ここではありませんが、西会津に、芸術村のほうに遊びに来ていただけるというか、そういう形で、その関係人口の増加にはつながっているということでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3款、民生費。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いいたします。3款、1項、1目、10ページですね。主なる施策の実績調書の10ページの、後継者対策事業と結婚祝金なんですが、これ確か毎年あがっていると思うんですけど、今年度の実績はどのようなものであったのでしょうか、両方ともお示してください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 まず後継者対策事業から申し上げます。平成30年度におきましては、首都圏からの、首都圏発の婚活ツアーということで、首都圏におきまして事前セミナーを1回、首都圏女性を対象にしたセミナーを1回。続きまして11月に、首都圏発の婚活セミナーということで、こちらのほうは西会津を会場に開催いたしました。参加者につきましては、女性が11名、首都圏から11名いらっしゃいまして、参加者につきましては町内在住者の方、または町内にお勤めの方ということで広げたくてございますが、男性は7名の参加という形になりましたが、いわゆるカップリングという数で申し上げますと、このツアーでは3組のカップリングはございました。

合わせまして、近隣市町村での婚活イベントの開催ということで1回開催しております、こちらは本年の1月下旬に会津若松市内のレストランほうで開催しております。こちらのほうにつきましては、男女ともに10名の参加がございまして、カップリング数につきましては4組という形で実施しております。

続きまして、結婚祝金でございますが、こちらのほうにつきましては、祝金が、10万円の祝金が10件でございます、10組ですね。あと家賃につきましては、2組で22万5千円という形で、合計12組の方が結婚祝金を申請されておまして、交付しております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今、首都圏まで出向いて行って、これだけ人を集めてくるというのは大変だと思うんですが、これカップリングしたときに、それで、今、結婚祝金のことも聞いたんですけども、そこでカップルになった人たちが、例えば恩恵を受けられるような体制というのは、この後に続くものというものはあるんでしょうか、お伺いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

後継者対策でカップリングなった方という部分でございますが、一応こちらのほうは、ある程度追跡というか、状況報告等という形で確認させていただいております。それが直ちに30年度、結婚祝金のほうに結びつくかというような部分ではございませんが、こちらのほうの結婚祝金のほうには、以前開催した婚活パーティによってカップルになった方が申請されているというような部分もございまして、ある程度長期的なスパンでみていただきたいという部分が主なものでございます。いわゆる婚活については長い目をみて、町も一応、その進捗状況というのを確認させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 この辺、確かこれ外部委託をお願いしていると思うんですけども、町のほうで、例えばどういう広報をやっているとか、そういった、例えば今、ネット、いつも私言ってますけど、ネットとか、要は情報発信を広くする必要というのは何やっても必要だと思うんですけども、そういったところのチェックは、最後に、されているかどうかだけお伺いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 こちらのほうにつきましては、一応委託事業ではございますが、一応チラシ等につきましては町で確認いたしまして、それでゴーサインを出しているという部分でございます。ただし、去年の実施段階につきましては、東京都内でポスティング業者も兼ねている会社に委託しましたので、首都圏の大多数の若い世代が集まる場所には、全部ポスティングが入ったというような形で、そういう事業効果という形で、西会津の魅力の発信と、来てもいいという方につながったものと考えております。

○議長 ほかにありませんか。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私もちよっとお尋ねをしたかったんですけども、この後継者対策の中には、何か農都交流というようなことがちょっとあったものですから、この中に入っているのか

どうかということをお尋ねしておきたいと、伺っておきたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 後継者対策の中には、農都交流事業という部分につきましては入っておりません、7款のほうに入っております。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 9ページの3、1、1ですね。雪処理支援隊事業に関して、昨年、雪が少なかったということだったんですが、支援隊、何名で延べ何日分ぐらいだったんでしょうか、1点目。

それから、除排雪費用助成ということで、昨年から非課税世帯等の老人のほうに、助成のカード、発行したんですけども、利用状況について、この内訳をお聞きします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

雪処理支援隊の隊員数ですが、平成30年度は7名体制で実施をしておりました。その7名の隊員が活動した延べ日数ですが、142日となっております。ちなみに平成29年は188日、これは6人で活動した日にちであります、やはり雪が少なかったというところで、日数は減っているところでございます。

続きまして、除排雪費用の助成事業でございます。昨年、対象世帯が531世帯ございました。助成を利用されたのが137世帯ということで、25.8パーセントの利用があったところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款、衛生費。

10番、青木照夫君。

○青木照夫 2点ほど伺います。

健康推進費で、自動電子血圧計購入補助事業として102万ほどあがっております。また同じく、生活、一番下の生活習慣健康調査業務委託料、この業務委託料というのは、内容はどのような調査委託料なのか伺います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 2点ほどご質問をいただきました。

まず、1点目の自動電子血圧計購入費補助事業の実績についてでございますが、これにつきましては、昨年7月に在宅健康管理システムを利用中止したことによって、10月から新たに補助制度をつくったものであります。昨年度の購入実績でございますが、一般会計分としましては、一般世帯で231台。そのほかに、今回、補助対象として企業のほうも対象としまして、企業のほうで9台、合わせまして240台分で120万6,900円という決算額でございます。なお、このほかに国保の事業特別会計のほうでも103台ほどの購入実績があるところでございます。

2点目の生活習慣健康調査業務委託料の内容でございますが、5年に1度、今年度策定をしております健康増進計画の策定の前調査ということで、町民の30歳以上の方を対象に

しまして、生活習慣と健康に関する調査を昨年度、実施をいたしました。この委託料につきましては、その調査結果に入ってきました、集計にかかる業務を事業者のほうに委託したという内容でございます。

以上です。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 240台ということなんですが、世帯数の、町の取り組み、これから健康になるろうということのこの血圧の購入補助だと思んですが、世帯数の何パーセントが、何割ぐらい入っているかなんていうことは分かるんですか、分かっていたら。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 町内の全世帯における家庭血圧計の所有率というご質問かと思いますが、これにつきましては、平成30年2月に家庭血圧計の所有調査を行っておりまして、その時点の結果で申し上げますと、全世帯の62パーセントに当たります1,659世帯が所有をしておいたということで、今回の購入にかかる240台につきましては、そのうちの、持っている方の更新であったり、今まで家庭のほうになかった方の新規購入ということになってございます。

○議長 ほかにありませんか。

○議長 5款、労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、農林水産業費。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 6、2、1の林業総務費の中の下段のほうにあります鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業、300万ほどなってますけども、これ名のと通りの事業だと思いますが、具体的にどのぐらいの人数が、このリーダー育成の、参加したのか。それで、このいわゆるどのような役割を今後期待するのか、お尋ねをいたします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業の内容についてのご質問でございますが、これにつきましては、本町で平成30年度から配置をいたしました鳥獣被害対策の専門員、専門員の委託料でございます。専門員の人件費といいますか、専門員1名の配置にかかる委託料でございます。専門員につきましては、これまで本町の鳥獣被害対策に関わって、集落への追い払い活動や電気柵などの対策の支援。あるいはこの議会の中でもご説明いたしておりますICTを用いた捕獲技術の向上などへの取り組みについて、携わっているというような状況でございます。本町の鳥獣被害対策の向上に向けて、現在、取り組んでおり、平成30年度においても成果をあげてきたところでございます。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も勘違いしていたところありますけども、これから、いわゆる鳥獣被害対策の、この新しいリーダーをつくっていく、育成していく事業なのかなと思えば、今までやっていた、いわゆる専門員の人件費、委託料というのは人件費というような考え

方でよろしいのでしょうか、お尋ねします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

平成30年度から配置いたしました専門員にかかる経費でございます。3年間の事業でございます。30年度、令和元年度、令和2年度までの県の補助事業でございます。

以上でございます。

この300万円につきましては、初年度300万円、2年目につきましては200万円、3年目については100万円というような形で補助を受けている状況でございます。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。そうすると、いわゆる1名の方が、この、当面この補助が続く3年間、この事業で委託しようということと捉えていいのか、あるいは新しい方、毎年こう1人ずつ、1人ずつぐらいの件費だろうと思えますけれども、新しい方をこう、いわゆるリーダー育成と、この名のとりの事業であれば、やろうということは考えなかったのか、その点お尋ねします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

本事業につきましては、この事業費については1名分に対しての事業費でございます。

今後のその専門員の増員等につきましては、現在の事業を十分評価しながら、その上で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款、商工費。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 商工費の7、1、3観光費の中で、これ何回か私も聞いたことあるかもしれませんが、会津デジタルDMO推進協議会負担金というのがありますけれども、この導入当初に比べて、これはインバウンドに対するあれですよ、多言語化による看板だとか、そんなネットの環境づくりだとかという、私、記憶しておりますが、この成果というのは、これ今回、30年度初めてではないと思うんですが、この成果等々が分かればお示してください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

デジタルDMOの成果ということでございますが、こちら29年度から始まっておりまして、会津若松市、喜多方市、会津美里町、下郷町、北塩原村、湯川村と、私ども西会津町の7市町村でデジタルDMO、いわゆるデジタルコンテンツを使った形で、いわゆるインバウンド対策ということで事業を初めたものでございます。こちらのほうにつきましては、独自のサイトを構築いたしまして、そのほか、台湾、東南アジア、オーストラリア、アメリカのほうに、いわゆるインターネットと申しますか、フェイスブックやツイッターなどによりSNSによる情報発信という形で事業を進めてきたところでございます。

30年度におきましては、いわゆる欧米からの、欧米、東南アジアからのアクセス数につ

きましては、10万7,861件アクセスがございました。そのほか、こちらのほうにつきましては、携帯、スマートフォンによりまして、旅行プランを計上してございまして、それに伴って外国人の方が、特に通訳をせずに宿泊施設まで行けるというような形の事業を展開してまいりましたが、こちらのほうにつきましては、特に、やはり会津若松に集中してしまうというような事業経過もございまして、30年度につきましては、湯川村さんのほうで負担金なしの会員という形になったという経過がございます。

西会津町につきましても、30年度までは、一応、地方創生推進交付金という形で事業費は負担金を計上してたんですが、31年度からにつきましては、事業効果が薄いということで、喜多方市と西会津町については、31年度からは予算化せず、負担金を出さず、構成員としては残っておりますが、そういう形で事業については参画しているというようなことでございます。

特に主だった成果という部分につきましては、その委託業者の部分からは、データについては台湾の方が大変多くなってきたというような報告しかございません。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、この事業は30年度で、会員としては入っているけども、費用負担なしでまけてもらっているというような、まざっているというような状況、それ以前も聞いたことがあります。そんな中で、私もいつだったか、6月議会だか、その前に言ったかもしれませんが、いわゆる南会津というか、金山、三島の、いわゆる鉄橋の上を走る列車を撮りに来るインバウンドの外国人客が多いということであったので、今ほどの説明だと、これには会費を払わないで会員としては残るけども、喜多方市と今後はやっていきたい。喜多方市と一緒に会員に抜けたということか。南会津地域との連携なんかも、これから視野に入れて、このインバウンドに対しては対応すべきでないかというようなお話したんですが、その辺の話は進んでませんか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 奥会津5町村、いわゆる奥阿賀電源地域振興協議会という部分でございますが、一応こちらのほうにつきましては、確かに昨年度、奥会津に相当な外国人がいらっしまったということでございますが、全部で2,000何百人いらっしまったというんですが、その半数は南会津の館岩地区でございまして、只見までの5町村の部分については、まず1,000人弱というような形での実績があがっているということでございます。

こちらのほう、協議会にこれから参画してはというような部分ではございますが、古くから5町村で協議会をつくってやってきたという部分がございます、町といたしまして、そこに積極的に関わるというよりは、一応、連携して、こういう観光地もあるという部分でのアプローチはできると思いますが、積極的にそこに入って行くというのは、なかなか厳しい状況と考えております。

また、ここの奥会津の5町村に入っております柳津町とは、いわゆる霊地観光連絡協議会という部分での協議会を組んでおりますので、その霊地巡りの中で西会津の部分、神社仏閣については、台湾の方々とかにご紹介できることは可能だという部分は、協議してできるという部分は、お話をいただいております。

以上でございます。

○議長　ほかに。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　7の1の3の観光費のところ、周遊観光促進事業の内容と。それから、農都交流事業というのがございまして、事業の内容、あるいはどのような状況で今日まで拡大されているのか等をお示しいただければと思います。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　まず周遊観光促進事業からお答えいたします。まずこちら、240万1千円ほどの支出となっておりますが、まず2つの事業に分かれてございまして、町事業で、町の観光ガイドブックであります、じぶんいろ。の増刷をしております。それが約92万円ほど。そのほか、新聞等の広告ということで、JRの新潟駅へのデジタルサイネージ広告、県内メディア等に、いわゆるテレビ等の広告ということで、こちらがだいたい140万、2つで、失礼いたしました。2つでだいたい50万円ほどというふうな形になっております。

で、もう1つの事業が、にしあいづ観光交流協会の委託事業といたしまして、100万円計上いたしております、イベント等の企画運営ということで、街道を使ったイベント等の事業の部分。あと観光ガイド養成ということで、観光ガイドの養成。あと農家民宿の育成ということで、合わせて100万円ほどの事業を委託しているということでございます。

続きまして、農都交流事業でございますが、こちらは都市と農村をつなぎまして、農都の交流を通じまして、いわゆる交流人口の拡大をしていくというような事業でございまして、本年度につきましては、失礼いたしました。こちらのほうの事業につきましては、28年度から開始しまして、30年度で最後の3カ年の事業ということで取り組んでまいりました。

30年度におきましては、横浜市の団体と奥川地区の住民の方々を交流させるというふうな形で事業を設定いたしまして、2月の23日から25日の2泊3日で、冬の奥川体験という形で事業を推進させていただきました。参加者につきましては、横浜市の団体の方9名がおいでになりまして、西会津、特に奥川地区の住民の方々と交流を深めていただいたという形でございます。おいでになった中の団体の方には、事業で、心に障がいを持っている方を、いわゆる体験等を通じて、その心の健康を回復を目指している団体の方がおりまして、やはり奥川地区の自然が非常に、心の障がいを持っている方の回復につながるというような形で、今後も何らかの形で関わっていきたいというような感想もいただいたという形でございます。その費用が全部含めまして86万6千円という形になっております。

以上でございます。

○議長　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　なかなかいい案で、この事業は進められているということで、私自身も目をとめていたところではありましたが、この農都交流というところによっては、民泊、地元にある民泊に泊まらせて、かなりの効果が期待されていたという話もちょっと聞いてはおりたんですけども、町側として、これをやってよかったなという点がうかがえられたかどうか、ということもあわせてお聞きしていきたいと、こんなふうに思います。

それから、この周遊観光で、これだけの町のブックもつくられている。これら、知って

いる人と知っていない人がいるとは思いますが。だけでも、これをつくって、これをいかに発信させて、発展させていくのかという、その手法。またその先を考えておられたかどうかを、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 まず、観光ガイドブックでございますが、増刷で91万5千円ほどかけているということでございますが、一応こちらのほうは、約2万部印刷しております。で、配布先につきましては、東京都でございます福島県のアンテナショップ、日本橋ミデッテほか、名古屋事務所、大阪事務所、北海道事務所等に、全て送付しております。また、県の八重洲の物産館のほうにも配置してあるということで、そのほか、各種イベント等に行きますと、その物品を買っていただいた方に、そのパンフレットも併せてPRしているという部分でございます。だいたい年間で、だいたいやはり2万部近くははけてしまうという形で、今、いわゆる増刷したというような部分でございます。

効果的に、そのブック、今まではA3判で折り畳み式の、すぐ捨てられてしまうような形だったんですが、観光ガイドブックというように、これを読んでいただければ、西会津を知っていただくという形づくり込みをしておりますので、そういう形で西会津を知っていただく契機になっているという部分で考えております。

また、農都交流事業につきまして、大変効果があったという部分でございますが、確かに西会津町を知っていただく、特に奥川地区の農泊の皆さんの心の部分とか、優しさという部分は、非常にアンケートにおきましても、大変いい結果となっております。この平成30年度に来ていただきました団体の部分につきましては、やはり奥川地区と交流を持ちたいというような形で、今後そういう形で、奥川地区の方々と交流を持てるような形で取り組んでいきたいと、自主的な事業として取り組んでいきたいという形を申しておりましたので、今後そういう形で続くかなと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 お話を聞かせていただきまして、本当に、今後とも希望の持てるような、それからまた、将来、この西会津の中での、奥川だけでもなくて、いろんな地元のところとの交流を盛んにさせていただきたいというのが、私の願いではあります。

さらに、これだけの経費をかけても効果が高くやっていかれるんであったとすると、やっぱり職員の人たちが、ここまでやってきて、その成果が認められてもらったんだということになると、気持ちの持ち方が違うんじゃないかと私はそう察している一人なんです。できるだけ金をいっぱいかければ何とでもできるということじゃなくっても、これだけの予算を持って、幅広くやっていかれるというのであれば、町の思いを伝えてもらえたらいいなと、こんなふうに思いますので、さらに拡大に努めていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長 質問になっていませんが。

○猪俣常三 一言お答えいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

意気込みということでございますが、周遊観光事業、やはり観光分野というのは、やっ

ぱり継続も大変必要でございます。ですから、少ない経費で最大効果をあげられるように、町としても努力してまいりたいと考えておりますし、また、農都交流事業につきましても、主だった大きな予算というような部分はございませんが、側面なり、町が支援していくという部分もありますので、その中で交流が深められるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　8款、土木費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　9款、消防費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　10款、教育費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人　2点ほどお伺いします。

まず1点目、10の1の2の西高活性化対策として4つ計上されているんですけども、うち、進路支援と就学資金の貸し付けということで載せてあるんですけども、こちらの効果というところを1点目、お伺いします。

もう1点目が、次のページ、17ページの10の2の2のタブレット購入ということで、プログラミング教育の効果について、どのように表れているのかお伺いします。

○議長　学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長　ご質問にお答えいたします。

まず、西会津高校の活性化対策の進路支援の補助金の部分についてでございます。この事業につきましては、西会津高校で生徒の進路実現のために必要な、大学等への進学、または就職支援のためにかかる進路講話、塾講師の招講費等々につきまして、町のほうで支援をするものでございます。

それから、就学資金の貸付金につきましては、これも西会津高校を卒業しまして、大学、専門学校に進まれる生徒に対しまして、町のほうで就学資金を貸与するというところで、それを西高支援の一環として行っているものでございまして、こういったこともありまして、進路支援、それから、この貸付金利用ということで、平成30年度の中では、大学が1名。それから、専門学校2名の方に、この資金を貸し付けしているというような実績が出ているところでございます。

それから、教育振興費の学習用タブレット、iPadの購入費でございます。これにつきましては、昨年度、教育改革の一環といたしまして、9月の補正予算で予算をいただきまして、年度途中から導入した新規事業でございます。これにつきましては、小学校の教育課程の改訂に伴いまして、来年度から新たにプログラミング教育の必修化を目前とする中で、西会津町として先行してプログラミング教育、それから、家庭教育の充実支援を図るために導入している事業でございます。

試行的に小学校4年生に、全員にお配りをしまして、1年弱、まだ1年までは経過しておりませんが、その利用状況等については、逐一チェックをしながら活用を図っていると

いうところもありますし、あと、今年度につきましては、福島県の学力調査等々が今年から始まりました。本町におきましては、昨年度から埼玉県版の学力調査をしております、こういった学力調査の結果等々と、この成果につきましては、今後分析をしていくというように考えておるところでございます。プログラミング等を先取りした新規事業でございました。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 プログラミング教育について、先ほどちょっと聞き忘れたんですけども、どのくらい、週何時間程度になるんですかね、月何時間程度になるのか、その、どのぐらいの頻度でやられているのかというのをお聞きしたいのと。

あと、先ほど福島県の学力調査ということで、一般質問の中にもお答えいただいた部分があったと思うんですけど、学力だつり、あとは学習意欲、学習態度の辺りも含めて調査するということであったかと思うんですけども、そちらの部分、どのように、今、調査中ということでお答えいただいたんですけど、どのような形で調査されるのか、結構データとして取りにくい部分かなとも思うんですけども、そちらの部分、ちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長 ちょっと話、質問の域を超えているかなと思うんですが。再質問は1回質問した項目について分からない部分、また再度質問していただくということですから、それを1回目と違うところまで。

○荒海正人 そしたら、どのように検証している、調査をしているのかだけ、ちょっとお伺いしてもよろしいですか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 タブレットを活用したプログラミングということで、先ほど課長のほからありましたが、令和の2年度から小学校においてプログラミング教育が始まるということで、その先取りということをやっているということなんですけど、今年度は、年間として6時間、5、6年生に位置付けてやっているということでございますので、ある意味では先取りをしている。文部科学省のほうからは、各教科の中でということを取り上げているんですけども、本町におきましては、総合的な学習の時間の中に6時間設けながら、プログラミングの学習をしているということでございます。

福島県学力ほうは、ちょっとこれとは違いますので、回答は差し控えます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 教育委員会事務事業点検評価報告書について、これは多岐にわたるところなんですけども、お伺いしたいと思うんですが、この款でよろしかったですよ。

○議長 総括か。

○秦貞継 じゃあ取り下げます。後で。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 10の1の2の教育改革サポート事業委託料についてお伺いします。内容的によく分からないというのが本質ですので、詳細を教えて、お伺いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 教育改革サポート事業委託料、596万2千円の内容につきましてお答え

いたします。

この事業につきましては、一般社団法人コミュニティフューチャーデザインという会社に、産官学民連携による教育。それから、I R T 学力調査の導入につきましてサポートをいただくというのが一番の目的でございます。もう少し分かりやすく、去年の実績で申し上げたいと思いますが、本町におきましては、去年の4月以降、江添教育長をお迎えしながら、教育改革を推進していったわけでありましたが、この中で、例えば、先ほど申し上げました県の学力調査を1年早く、埼玉県版の学力調査を導入した。それから、戸田市と教育交流の提携をした。産官学民と連携しまして、プログラミング学習だったり、ペッパーや、それからタブレットの導入ということで、I C T 教育を、支援員なんかも導入すると。こういった一連の教育改革につきましてアドバイスをもらう事業でございました。

そういったことで、アドバイスをもらいながら、町内外の皆さんのご協力だったり、あとは補正予算をお願いしながら事業を推進していったということで、この事業、30年度で目的は達成ということで、31年度は町単独で、そのほかの事業を推進しているところでございます。

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　11 款、災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　12 款、公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　13 款、予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成30年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成30年度西会津町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

暫時休議にします。(15時08分)

○議長　再開します。(15時30分)

日程第2、議案第6号、平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第6号、平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第7号、平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第8号、平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第9号、平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第10号、平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第7、議案第11号、平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

6番、三留正義君。

○三留正義 1点だけです。滞納処分と収納率について、決算の段階で前年対比についてお示しいただきたいと思います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 後期の保険料の滞納収納率のご質問にお答えいたします。

今年度の収納率でございますが、まず特別徴収保険料、これは年金からの徴収分になりますが、これは29年度も30年度も、両方とも100パーセントとなっております。普通徴収につきましては、今年度が98.98パーセントで、前年度が99.61パーセントということで、前年度比0.63ポイントの減となっている状況でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第8、議案第12号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第9、議案第13号、平成30年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 10、議案第 14 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 11、議案第 15 号、平成 30 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、平成 30 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 30 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定することに決定しました。

日程第 12、議案第 16 号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）を議題とし

ます。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 16 号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、平成 30 年度決算の確定による繰越金の追加や普通交付税の額の決定に伴う追加などを計上したほか、今年度より交付されることとなりました森林環境譲与税を新たに予算計上いたしました。

一方、歳出におきましては、旧群岡保育所の解体撤去工事や移住者及び町内の若者を対象とした定住住宅整備費補助金の追加、さらには、本町への移住をより促進するための、にしあいつ移住支援事業補助金を新たに予算計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の一般会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,030 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 4,256 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。8 ページをご覧ください。

まず歳入であります。2 款、地方譲与税、3 項、1 目、森林環境譲与税、580 万 6 千円の新規計上は、森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の整備やその促進を目的として今年度より交付されることとなりました。

9 款、地方交付税、1 項、1 目、地方交付税は、1 億 1,829 万 5 千円の増であります。これは、普通交付税の確定によるものであり、単位費用等が当初予算で見込んでいた積算より伸びたことなどによるものであります。なお、平成 30 年度の交付決定額との比較では、基準財政需要額の増などにより、1 億 4,293 万 9 千円、率にして 5.76 パーセントの増となったところであります。

9 ページをご覧ください。

14 款、県支出金、2 項、1 目、総務費県補助金は 508 万 2 千円の増であります。長野県諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生の指導のもと現在取り組んでおります新たな健康づくり推進事業が、県の補助事業に採択されたことによる地方創生総合支援事業補助金、353 万 6 千円、及び本町への移住をより促進するための、ふくしま移住支援金給付事業補助金、150 万円の新規計上が主なものであります。2 項、2 目、民生費県補助金は 530 万 5 千円の増であります。幼児教育・保育無償化に向けたシステム改修に対する、子ども・子育て支援事業費補助金、528 万円の計上などあります。2 項、3 目、衛生費県補助金は 150 万円の減であります。当初予算におきまして、新たな健康づくり推進事業の財源として、

地域包括ケアシステム深化・推進事業補助金を計上しておりましたが、財源としてより有利な地域創生総合支援事業補助金が採択となったため、減額するものであります。

10 ページをご覧ください。

17 款、繰入金、2 項、2 目、庁舎整備基金繰入金、197 万 4 千円の増は、役場庁舎外構法面工事の財源として計上するものであります。

18 款、繰越金、1 項、1 目、繰越金、1 億 4,150 万 7 千円の増は、平成 30 年度決算の確定により追加計上するものであります。

20 款、町債、1 項、7 目、臨時財政対策債、630 万円の減は、確定によるものであります。

次に、11 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款、総務費、1 項、5 目、財産管理費、2 億 4,198 万 2 千円の増は、旧群岡保育所解体撤去工事、336 万 6 千円、役場庁舎外構法面工事、197 万 4 千円、今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金、2 億 3523 万 2 千円などであります。なお、この結果、財政調整基金の補正後の積立残高は 5 億 9,773 万 7 千円となります。1 項、6 目、企画費、81 万 5 千円の増は、若い担い手等が住み続けられる農村環境の整備を図るために本年設立いたしました西会津地域活性化協議会への負担金、46 万円などあります。1 項、10 目、ふるさと振興費、402 万 2 千円の増は、温泉健康保養センターの修繕料、160 万 6 千円、12 ページにいきまして、移住者及び町内の若者を対象とした定住住宅整備費補助金、241 万 6 千円の追加計上などあります。1 項、13 目、地方創生費、200 万円の増は、本町への移住をより推進するための、にしあいづ移住支援事業補助金の新規計上であります。2 項、1 目、税務総務費、212 万 2 千円の増は、税電子申告システム等の改修委託料、199 万 3 千円などあります。

13 ページをご覧ください。

3 款、民生費、1 項、3 目、老人福祉費、117 万 6 千円の増は、介護老人保健施設等の修繕料、61 万 5 千円及び老人憩いの家の暖房機更新に係る備品購入費、38 万 9 千円などの計上であります。1 項、4 目、障がい者福祉費、302 万 7 千円の増は、前年度の額の確定に伴う障がい者自立支援給付費国庫負担金返還金、168 万 5 千円の計上などあります。

14 ページをご覧ください。

2 項、2 目、児童措置費、502 万 4 千円の増は、幼児教育無償化システム改修委託料、488 万 5 千円の計上などあります。

次に、15 ページをご覧ください。

6 款、農林水産業費、2 項、1 目、林業総務費、585 万 4 千円の増は、森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の整備やその促進を目的として今年度より交付されることとなりました森林環境譲与税の基金積立金、580 万 7 千円などあります。

16 ページをご覧ください。

8 款、土木費、1 項、3 目、道路新設改良費、995 万円の減は町道野沢安座線のスノーシェッド補修工事の完了に伴う工事請負費、1,134 万円の減などあります。4 目、橋りょう維持費、995 万円の増は、道路新設改良費の減額分を橋りょう修繕工事などに組み替えるものであります。

9 款、消防費、1 項、3 目、消防施設費、99 万 2 千円の増は、野沢・中野地内の消火栓移設に係る水道事業会計への負担金の計上であります。

17 ページをご覧ください。

10 款、教育費、4 項、1 目、社会教育総務費、256 万 7 千円の増は、生涯学習指導業務委託料の追加計上であります。4 項、3 目、文化財保護費、131 万 1 千円の増は、県道上郷・下野尻線の改良工事に伴う天王前遺跡試掘調査に係る賃金、94 万 9 千円などの計上であります。

5 ページにお戻り願います。

第 2 表繰越明許費であります。年度内に完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。今回、設定いたします事業は、9 款、消防費、1 項、消防費の消防ポンプ自動車更新事業でありまして、金額は 2,284 万 7 千円であります。排ガス規制の強化により、車体がモデルチェンジになったため、当初予定していた納車日が遅れ、年度内の完了が見込めないことから、繰り越すものであります。

次に、第 3 表地方債補正変更であります。臨時財政対策債の額の決定に伴い、限度額を 630 万円減額し、1 億 710 万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛　何点かお尋ねします。

まず、全員協議会等々でも説明いただきましたけども、今年度新規計上の森林環境贈与税、この基金をつくって積み立てるといようなことではあります。今後、使途に沿って事業を進めるといことではあります。これはいつごろから、これ進めようとなさっているのか。

それとあと、これ歳入歳出とも出てきますが、庁舎整備基金で、今回、役場庁舎の外構法面工事、プール側の脇のほうを工事するということではあります。だいたいその役場庁舎に関しては、整備はだいたいこれで済むのかなという思いがありますが、この庁舎整備基金、今後どうなさるのか、今年度で、例えばもう廃止するとか何か、そういうお考えがあるのかお尋ねをいたします。

あと、12 ページの地方創生費の中のにしあいづ移住支援事業補助金、これ 2 人分 200 万円見込んで、今現在はあてはないということではあります。これどういう補助要件で、どういうふうにして事業を進めようとしているのか、その辺をお尋ねします。

それと、最後になりますけど、この 14 ページの児童措置費にありますけども、幼児教育無償化システム改修委託料というのがあります。うちはこの先駆けて認定こども園の保育料無料化にしていたわけなんです。この幼児教育無料化に国が推進することによって、当然うちの町の負担は少なくなってくるのかなという思いがありますが、10 月以降どのくらい負担減になるのか、その点も試算できていたらばお示してください。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 9番、多賀議員のご質問のうち、森林環境譲与税の対象事業をいつから始めるのかというご質問にお答えをいたします。

本事業につきましては、本年度から一部事業を始めることで進めてございます。今次補正の中で、お手元の一般会計補正予算の議案の中で15ページ、6款、2項、1目、林業総務費の中に、節の11、需用費で3万円。12の役務費で1万7千円を計上して、合計4万7千円を計上しておりますが、意向調査の経費でございます。先に議案の審議の中でも、森林環境譲与税にかかる基金の議案審議の中でもご説明申し上げましたとおり、本年度と来年度までは、県の森林環境税との調整により、意向調査程度の事業にしてくださいということで県と調整をしておりますので、本年度についても意向調査は行う予定でございます。以上でございます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 庁舎整備基金のご質問にお答えをいたします。

今次補正で修繕工事の財源として、197万4千円の繰り入れをいたしました。この繰り入れをしますと、残高、調査整備基金の残高が1,242万4千円となります。町といたしましては、庁舎整備基金については廃止の考えはございません。庁舎に、庁舎の整備は概ね完了しました。ただ、今年ですと1階の網戸の設置とか、そういう細かい部分はちょっと出てきますけども、ただ、庁舎以外の町の施設、かなり老朽化が進んでございますので、今後、修繕経費が出てくるということで、そういった財源として、財政に余裕があるときは基金に積み立てをしまして、そういった修繕工事に充てられるようにということで考えてございます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 2款、1項、13目、地方創生費のにしあいづ移住支援事業補助金についてお答えいたします。

この事業でございますが、国の地方創生起業支援事業、それから、地方創生移住支援事業、地方創生関係の国で立ち上げられた制度でございますが、これに対して、福島県と西会津町が共同で、その事業に応募したものでございます。参考まで、起業支援のほうは、県で直接交付するものですが、この起業支援金、最大200万円でございますが、これとセットで移住支援金、これは市町村が主体で交付するものですが、移住支援金100万円。合わせて最大300万円、東京圏から地方に移住した方に、最大300万円、支援金が交付されるものであります。

町で交付いたします、にしあいづ移住支援事業補助金でございますが、この補助要件、対象となる方ですが、まず、東京23区、こちらに過去5年以上移住されていた方、もしくは5年以上23区に通勤されていた方。それから、その方が東京圏以外、つまり西会津町に移住される方。それから、その方、移住された方が、県で募集します求人マッチングサイトというものが立ち上げられてますが、そこに求人を掲載した企業に、その移住者のうち、そこに就職される方。このマッチングサイトに応募できるのも、観光庁、もしくは大企業は対象になりませんが、中小企業ということで制限がありますが、その企業に、マッチングサイトに掲載された企業に就職される方。この3つが全て満たすのが要件となっております。

ます。

単身ですと 60 万円ですが、世帯で移住されますと 100 万円というような制度でございます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 14 ページ、3 款、民生費のうち、2 項、2 目、児童措置費の幼児教育無償化システム改修委託料についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

本町では、既にこども園の保育料については無償化しておりまして、保護者の皆さんからは保育料としては徴収しておりませんが、今現在でも、システムにより入園されている子どもさんの管理をいたしております。国が行います 10 月から消費税の税率改正による対応といたしまして、教育・保育の無償化が 10 月から始まることから、それに合わせたシステム改修を本町でも行うということになります。

この委託料、488 万 5 千円ではありますが、当初予算でも若干の予算を計上しておりまして、総額では 528 万円となります。で、この歳出での委託料のほかに、歳入で、これ国の補助事業でございまして、10 分の 10 の補助事業となつてございます。歳入の 9 ページ、14、県支出金の 2 項、2 目、児童福祉費補助金で、同額の、失礼しました。528 万円が今回の補正予算で計上しておりますので、10 分の 10 の事業で、町の負担は全くないということでご理解いただきたいと思ひます。

なお、現在、町のこども園に入園されている方の保育料については無償化されておまして、10 月からは、このシステムにより、それぞれ認定の区分に応じて、お子さんの認定を差し上げるということになります。所得段階においても、それぞれ認定される保育料が変わつてまいりますので、その認定後に、さらに町が負担となっている保育料が、正確な金額が算出されますので、そののちに減額された分が普通交付税として、町の歳入に入ってくるということになりますので、それで町の負担が逆に軽減されるといったこととなりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 総務課長のご答弁ですと、いわゆる役場の庁舎の整備基金は、これは庁舎以外の修繕なんかに使いたいということ、これは特別問題なく使えるということによろしいのか、その点と。

今、私、にしあいつ移住支援事業補助金、これは以前、新聞報道等々で見ましたけども、国としては随分思い切った施策を取っていただいた。そうすると、いわゆるマッチングサイト、本町の中小企業が、そのマッチングサイトに載るとというのが、まず 1 つの要件であるし、その 23 区に勤めていた、住んでいたというのもありますけども、これはおそらく全国の過疎に悩む自治体では、取り合いになるといったらおかしいんですが、これは結構競争になるのかなと思ひますが、これどういうタイミングで、そのいわゆる県のマッチングサイトに本町の企業、掲載していただけるようになるのか、これ早く進めることが、私は大変有利につながるのかなという思ひがありますので、それをお尋ねします。

あと、幼児教育に関しましては分かりました。これから精査した中で、うち、本町は先駆けて取り組んでいるわけですから、負担していた保育料が、やっぱり国からこう来ると、軽減になるということで私は理解しておりますので、それは精査された段階で、またお尋

ねしたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 庁舎整備基金についてのご質問にお答えをいたします。

現在の基金条例の内容ですと、庁舎の整備に要する資金ということになってございますので、現行の条例上ですと、例えばロータスインの修繕に、この基金を充てるということではできません。ということで、例えば、庁舎等整備基金とか、あと公共施設の整備基金とかというふうに基金条例を改正しまして、その上で各町内にある公共施設の修繕に充てるようなことで考えてございます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 にしあいづ移住支援事業補助金の件でお答えいたします。

先ほど答弁の中で、マッチングサイトに掲載された企業への就業が要件となるというふうにお話しましたが、現在のところ、8月末現在ですが、県内で51の企業が、このマッチングサイトに載っております。この中で、まだ西会津町の企業はございません。会津管内でいいますと、会津若松市が5社、金山町1社、喜多方市1社、南会津町1社、只見町1社ということで、計、会津管内ですと9社がマッチングサイトに登録されております。

今後町としても、町内企業に、このマッチングサイトに登録いただくよう働きかけを行っていきたいと思いますが、これについては、移住してくる、西会津に移住してくる方が、町外のそのマッチングサイト掲載企業に就業した場合も支援金の対象となりますので、その辺も周知していきたいというふうに思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。最初から、役場庁舎整備基金が丸々使えるようなイメージでご答弁なされたので、用途をね、使えるように条例等も整備すると言ってもらえれば、私も分かりやすかったです。それは理解しました。

それと、今の、本町においては県のマッチングサイトに掲載されている企業はないということではありますが、それは早く周知してもらおうことが1つと、もう1つ、町外の企業でも、西会津に住めばこの補助金得られるということなんですか。町外の企業に勤めても、その辺を確認します。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど答弁申し上げたとおりですが、町外、現在会津管内で9社と申しましたが、この9社に、西会津に登録外の企業に就職した場合でも、移住先が西会津であれば、西会津で支援金の交付はできるというふうになっております。

それから、マッチングサイトの掲載については、今後取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 2点お伺いします。

11 ページ、財産管理費の群岡保育所解体と縄沢消防屯所解体なんですけども、これこの補正が通ってからだと思うんですが、今後のタイムスケジュールというんですかね、これももし分かりましたらお示してください。あと、解体した後はどうするのか、そのまま更地に

するのもお示してください。

それと、17ページの文化財保護費ですが、賃金で遺跡試掘賃金等が何点か出ていますけれども、これ規模的にはどのようになるのかなと、ちょっと見えなかったので、これ教えてほしいなと思います。あと、出たものというのは、もちろん芸術村の上の小学校に持って行くのかなと思うんですが、その保管方法と、あと成果品等がもし出たら、報告はこちらのほうにあるのかどうか、教えてください。

以上です。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 群岡保育所の解体撤去工事と縄沢消防屯所の解体撤去工事についてお答えをいたします。

どちらも補正予算、ご議決いただきましたら、年内、雪が降る前に撤去工事を完了したいと考えてございます。

まず、群岡保育所につきましては、土地が東北電力からの借地になってございまして、東北電力との話し合いで、群岡保育所閉所した時点、閉所しまして使わなくなってから、地代はいらぬということで、ただ、できるだけ早く撤去をしていただきたいということで、今年、撤去をいたします。

それから、縄沢屯所につきましても、新しい屯所ができましたので古い屯所は解体をします。底地につきましては借地ということでございますので、現状に復して所有者にお返しするというところでございます。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

10款の4項、3目の文化財保護費でございますけれども、これは先ほど総務課長もご説明いたしました県道上郷下野尻線の道路改良工事に伴いまして、天王前地区の路線が一部笹川寄りに変更になります。その箇所を町のほうで試掘をするわけでございまして、その試掘に関する費用を賃金からあげさせていただきます。

ご質問の、その面積という、試掘の面積でございますけれども、だいたいその総面積の10パーセント程度といわれておりますので、250平方メートルくらいかなと、今、想定はされます。それが第1点目。

その出土したものにつきましては、現在、新郷、旧新郷小学校のほうで、今、芝草遺跡の整理等してありますので、そこに持ち込んで整理するようになるのかなというふうにございます。

3点目の報告ということでございますけれども、これは当然、福島県、県道でございますので、県のほうへ報告する運びになります。

以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 規模等と、そういった説明、よく分かりましたが、これは期間的なものとかは設定されてるんですか、例えば、試掘なんで、どのくらいの期間を予定しているのかを最後にお聞かせください。

以上です。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

期間的には、この10月から入らせていただく予定でございまして、降雪前、通常ですと2週間程度、2週間から3週間程度、試掘ですと、で、ございますので、10月いっぱいくらいで完了するかなという見通しでございます。

○議長 ほかにございませんか。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お聞かせください。16ページの8款、1項、3目と4目の組み替えでありますけれども、3目の道路改良費のほうで、スノーシェッドが完了したということで、それが橋りょう維持費のほうに組み替えになったということで、この設計の委託料と工事請負費が計上されてますが、この橋の修繕に関しては、もう既にある程度目標というか、場所的なものは決まっているのでしょうか。

また、昨今、昨年、橋りょうに関しまして修繕計画というような見直しをかけているようでありますけれども、これによってどのぐらい修繕の箇所というか、それが何カ所か、私の手元だと、一応、健全性の3という、判定基準3に、早期措置に該当するのが10橋ということでありますけれども、そのうちどの程度に該当するのか、お示してください。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 今次補正予算で道路新設改良費と橋りょう維持費の組み替え、それで、これによって橋の場所は決まっているのかというようなことが第1点かと思えます。それで、橋りょう維持費のほうでございまして、995万、同額を増額させていただいております。それで、委託料につきましては、今年度から2巡目の橋りょうの167橋ありますけれども、その点検の2巡目がスタートするというので、こちらのほうに146万9千円。それから、15節の工事請負費、848万1千円のほうでありますけれども、ここは、これから発注になりますけれども、幸平橋、今年予定しております。補修予定をしております幸平橋のほうに673万9千円と。あとは、今後支払いをするために、新町橋のほうで174万2千円というような内容でございまして。

あと、今後の修繕箇所というようなことでございます。今ほど議員もおっしゃられましたように、長寿命化計画の中で、これまで点検もしてきた中で、レベル3、早期に措置、修理をしたほうがいいですよというのがレベル3ですけれども、現在あと8基ございまして、8橋。新町橋終わりましたので、残り8橋ございますので、その中の1つが、先ほど申し上げました幸平橋というようなことで、年次計画でもってその8橋を優先的にというか、最優先に進めて、安全の確保に努めていきたいと考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 年間で何橋くらいを予定して、相当何年もかかるんでしょうけど、今のところの計画、もし分かる範囲であればお示してください。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

今ほど申し上げましたレベル3の8橋につきましてですけれども、年間スケジュールでいいますと、春、4月ごろに国の国費の内示を受け、それから調査、設計を発注いたします。

それで、今現在、幸平橋でいいますと積算業務の途中でございまして、それが終われば発注になるというようなことで、もう少し発注は秋口かなというふうに想定しておりますけれども、そういった中で、これまでもそうですけれども、なかなか発注の時期が暮れですとか、今回も新町橋も1月ごろ発注で、繰り越し、債務負担を設定させていただいて、繰り越してやっているというようなスケジュールでございまして。

私どもの感覚でいいますと、1年間で1.5橋を目標にというようなサイクルで進めておりますので、まだだいたい2年やっても3橋かなというようなペースで、ずっとこの先進んでいく計画でございまして。

○議長　ほかにございせんか。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私、何点か確認と質問をしたいと思えます。

まずはじめに、今ほど、ちょっと前後しますけれども、15ページの6の1の19ですか、補助金の産地パワーアップ事業補助金、これ減額されてますけれども、これによる影響は、まずないのかということが1点。

そして、先ほど来、話があります。ちょっと戻ります。12ページの地方創生費の中の、そのマッチングサイトに西会津町の企業が、まず登録してないということなんですが、例えば、西会津に定住して通勤している間に、途中から通勤が大変になって移動するという、期間とかそういうものは定められているのか、そういう場合はどのような対応になるのか。

それと、今の話、あと天王前の試掘、17ページです。これ試掘ですが、例えば出た場合は、継続して本掘といえますか、調査するのか。

それと関連するようですが、群岡保育所の解体ですが、あそこ、以前から埋蔵文化財、多いということですが、解体に関してはそういうことは一切関係ないのか、この4点についてお伺いします。

○議長　農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長　農林水産業費の産地パワーアップ事業補助金の減額についてお答えをいたします。

議員のご質問で、影響はないのかというご質問でございましたが、お答え先申し上げますと、影響はございません。この理由といたしましては、この事業、産地パワーアップ事業自体は県との調整によって採択ならなかったので減額をしたわけでございますけれども、別の県の単独事業に振り替えになりまして、この事業主体がJAなものですから、町のほうには補助金はこないと、JAのほうに補助金がいって、生産者にいくというような形になりまして、生産者の負担については変わらないということでございまして、事業自体に影響はございません。

以上でございます。

○議長　静粛にお願いします。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　にしあいづ移住支援事業補助金についてお答えいたします。

この交付対象がマッチングサイトに掲載された企業への就業となっております。この、また、要件として、申請時には5年以上の、移住先の市町村に、西会津に居住する意思を

示すことが必要となりますが、途中で事情が変わりまして、3年未満で辞めたり、転出されたりした場合、3年未満ですと全額返還の対象になります。それから3年以上5年以内の居住ですと半額。それ以降は、5年以上住めば返還の対象とはならないということになります。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

はじめの1点目の天王前の試掘の結果のその後ということでございますけども、試掘によりまして遺跡が発掘した場合には、その後、本格的な発掘調査に入りますが、これにつきましては、県より委託金という形でお金をいただきながら発掘調査に入ることとなります。

2点目の旧群岡保育所の跡地、解体に伴っての発掘ということでございますけども、これにつきましては、県の文化財保護課の、ちょっと指導をいただきながら進めることとなりますけども、町としましては、その解体の際に立ち会いをする予定でございます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 群岡保育所の解体撤去の件でございますけども、今、生涯学習課長が申し上げましたとおり、解体撤去作業のときには、きちんと立ち会いをして行くと。で、今回は新たに建物をつくるということではございませんで、既に立っているものを撤去することでございますので、掘ったりとかはしませんので、まず遺跡の関係は問題ないと考えてございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第4次)は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(16時32分)

令和元年第7回西会津町議会定例会会議録

令和元年 9月13日(金)

開 議 10時00分  
閉 会 13時54分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 第7回議会定例会議事日程（第8号）

令和元年9月13日 午前10時開議

### 開 議

- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1  | 議案第17号 | 令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次) |
| 日程第2  | 議案第18号 | 令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)  |
| 日程第3  | 議案第19号 | 令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)    |
| 日程第4  | 議案第20号 | 令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次) |
| 日程第5  | 議案第21号 | 令和元年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)      |
| 日程第6  | 議案第22号 | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて |
| 日程第7  | 議案第23号 | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて |
| 日程第8  | 議案第24号 | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて |
| 日程第9  | 議案第25号 | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第26号 | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第28号 | 西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の締結について     |
| 日程第12 | 議案第29号 | 映像機器高度化更新工事請負契約の締結について        |
| 日程第13 | 議案第30号 | 財産の取得について(ケーブルテレビデータ放送システム)   |

- 日程第14 議案第31号 財産の取得について（ケーブルテレビ加入者管理システム）
- 日程第15 議案第32号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第17 陳情第10号 町道の舗装工事に関する陳情書
- 日程第18 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第19 議員派遣について
- 日程第20 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第21 議会運営委員会の継続審査申出について

閉 会

（広報広聴常任委員会広報分科会）

○議長 おはようございます。令和元年第7回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第17号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第17号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、県補助金の増額や、繰越金の確定に伴う一般会計繰入金金の減額など事業費の調整によるものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

令和元年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,321万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明させていただきます。5ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入です。

3款、県支出金、1項、1目、下水道事業費県補助金は8万8千円の増額です。

5款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金は312万1千円の減額です。これは前年度繰越金の増額に伴うものです。

6款、繰越金、1項、1目、繰越金は453万3千円の増額です。前年度決算の確定によるものであります。

8款、町債、1項、1目、下水道事業債は10万円の減額です。これは県補助金の増額に伴う地方債の減額であります。

次に歳出です。

2款、施設整備費、1項、1目、下水道施設費は財源の組み替えであります。

4款、予備費、1項、1目、予備費は140万円の増額です。前年度決算の確定によるものであります。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、地方債補正は変更であります。補正前の限度額3,380万円を10万円減額し、補正後の限度額を3,370万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおり

りご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。  
（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。  
これから議案第 17 号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。  
したがって、議案第 17 号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。  
日程第 2、議案第 18 号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。  
本案についての説明を求めます。  
健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長　議案第 18 号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明申し上げます。  
はじめに、今次補正予算案の概要であります。事業勘定につきましては、6 月議会定例会においてご議決いただきました、本年度の国保税率改正に基づき本算定を行い、その所要額を計上し、調製したものであります。診療施設勘定につきましては、前年度繰越金が確定したことによる繰越金の調製であります。  
それでは、予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,867 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8 億 1,609 万円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 765 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 3,990 万 4 千円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

6 ページをご覧ください。事業勘定の歳入でございます。

1 款、国民健康保険税、1 項、1 目、一般被保険者国民健康保険税、492 万 3 千円の減、及び 2 目、退職被保険者等国民健康保険税、35 万 2 千円の減につきましては、6 月議会定例会でご議決いただきました、国保税率の改正により調製をしたものであります。なお、

収納率は一般被保険者の医療分と後期高齢者支援分を96パーセント、介護納付金分を95パーセント、退職被保険者の医療分と後期高齢者支援分を97パーセント、介護納付金分を97パーセントと見込んでいるところであります。

4款、県支出金、1項、1目、保険給付費等交付金、561万4千円の増は、県から示されました普通交付金等の増額であります。

7ページをご覧ください。

6款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金、79万2千円の増は、国保税の軽減額が確定したことによる、保険基盤安定繰入金の増額であります。2項、1目、国民健康保険運営基金繰入金、400万円の増は、国保税の負担軽減を図るため、国保運営基金から400万円を繰り入れするものであります。なお、本年9月末現在の基金残高見込みは2,170万7千円であります。

7款、繰越金、1項、1目、繰越金、1,353万9千円の増は、前年度繰越額確定による増額であります。

8ページをご覧ください。歳出であります。

2款、保険給付費、1項、1目、一般被保険者療養給付費、748万9千円の増は、県から示されました療養給付費の所要額を計上したものであります。なお、1カ月あたりの給付費を3,731万9千円と見込んだところであります。

3款、国民健康保険事業費納付金、1項、1目、一般被保険者医療給付費分、165万4千円の減、2目、退職被保険者医療給付費分、14万円の減、及び、2項、1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分、141万5千円の増、9ページの2目、退職被保険者後期高齢者支援金等分、4千円の増、3項、1目、介護納付金分、101万5千円の増につきましては、県から示されました納付金額を、それぞれ調製したものであります。

5款、基金積立金、1項、1目、国保基金積立金、1,054万1千円の増は、繰越金、1,354万円のうち、300万円を本年度の減税財源として活用し、残余の1,054万1千円を基金に積み立てるものであります。

続きまして、診療施設勘定についてご説明をいたします。

11ページをご覧ください。

6款、繰越金、1項、1目、繰越金、765万2千円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

同じく11ページの下段、歳出であります。

4款、予備費、1項、1目、予備費、765万2千円の増は、前年度繰越金を予備費に充当するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　まず、事業勘定の中で今ほど説明いただきましたけど、いわゆる国保の運営が県に移管されて、この国民健康保険運営基金の残の説明ありましたけれども、今後はこの基金に関して、どのような方向で考えているのかを1点と。

あと、診療施設勘定、今回の補正には特別関係ありませんが、毎年というか、毎回注視しているところで、今年度の医師の確保状況についてお尋ねしたいと思います。現状、2人の派遣医師を迎えて医療体制を取っているわけでありますが、この今の医療体制に特別問題はないのか、問題はないにしても、今後、医師が獲得できるまで、こういうふうにしたいた等々のお考えがあればお示してください。

また、現在いらっしゃる2人のドクターには、大変ご苦勞をかけているところでありますが、2人の医師の、やっぱりお考えというのは最大限尊重しなければいけないと私は思っておりますけれども、現在いらっしゃる医師のへき地医療等々の考えも含めて、今後の考え方があればお示してください。

あともう1つは、これも毎回言っておりますけれども、医師がなかなか確保できないのであれば、看護師を増員ということも、やっぱり視野に入れて対応しなければいけないということではありますが、ここもなかなか募集をしても集まらないところだということではありますが、今後、ナース、看護師の獲得についてのお考えなんかもお尋ねしたいと思います。

○議長 医師の確保については、ちょっと補正とは別と考えられますので、その答弁はしていただかないということではよろしいですか。

9番。

○多賀剛 じゃあ質問を改めさせていただきます。現在の状況はいいです。お考え、今後の取り組みに当たってのお考え、今の現状の医療体制についてだけはお答えしていただくとおもうんですが、いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 まず1点目のご質問の、基金の今後の活用の方針というご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、平成29年度まで、町のほうで財政運営をしていたということで、基金の名称も保険給付費支払準備基金ということで、減税財源として積み立てておりましたが、平成30年度から広域化になりまして、そういった意味での基金の活用の目的は、一定程度役割を終えたということで、平成30年度からは保健事業にも充当できるように、国保運営基金という名称に変えたところであります。

先ほど申し上げましたように、令和元年9月末現在で2,100万円ほどの基金残高があります。今後につきましては、基本的にこれまでのように繰越金が発生するという事は、広域化になったことによってなくなるのかなということと考えておきまして、基金の原資についても、今後はこの2,100万円をどういった形で有効に活用していくかということになります。県のほうでは、令和6年度を目標に、今、県に対して納付をしております納付金を、県内統一にするということになっております。今現在、町の納付金のほうは、医療費、西会津町の医療費が、医療費水準が低いということで、納付金も低く抑えられておりますが、これが令和6年度になりまして、県内統一になりますと、今よりも西会津町の負担が多くなるということが予想されます。そういったときに、いきなり国保税が上がることをないように、こういった基金を活用して、上り幅を抑えるようなことで、この基金は今後活用していきたいというふうに考えております。

3点目の看護師の確保の件でございますが、現在の西会津診療所の受診者数、年々人口減少、あるいは高齢化ということで減少をしてきております。西会津診療所内には、訪問看護事業所もありまして、そちらのほうにも診療所の看護師が併任というか、行っていますので、全体、訪問看護事業所と診療所全体としては、現在の人数で十分足りているのかなと思いますが、先ほどご質問ありましたように、今後、医師が今確保できていない状況でございますが、今後医師の採用状況によっては、当然、看護師の今後の必要性も出てくるのかなと思いますが、今の時点では受診者数の状況からして十分間に合っておりますが、今後その必要がありましたら、募集をしていきたいということで考えております。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番から医師の確保についてのご質問がありましたけれども、今、議長のほうから質問の、今回の補正とはというようなお話がありましたけれども、せっかくの機会でございますので、医師の確保についての状況をちょっと申し上げて、ご理解いただきたいなと思いますが、これまで医師の確保については、本当に鋭意、いろんな関係機関に働きかけをしてまいりました。この間、2、3の方から紹介がございましたけれども、最終段階にいて、どうしても成立しなかったといえますか、合意に至らなかったというようなことでございます。

なお、この医師の確保については、今現在、お二人の医師がおいでになるわけでございますけれども、この先生お二人に十分に相談をしながら、そして、今後の将来に向けてのお考えを聞きながら、医師の採用をしないといけないなというようなことで、これまでいろんなご相談をして、そして最終的な判断をしてまいりました。

そういうことで、まだ確保まで至っておりませんが、その間、会津医療センターからお二人が週1回来ていただいておりますので、何とか、十分ではありませんけれども、皆さんの不便を、できるだけ不便をかけないような、そういうことで、今、その体制を取っているわけでございますが、今後も将来に向けての医師の確保ということで、今いろんな、県、あるいは関係機関にお願いをしているところでございますので、もうちょっと時間いただきたいなというふうに思っております。とにかく一日でも早く、医師の確保に向けて努力してまいりますので、ご理解をいただきましたと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。1つ、看護師の確保の状況等々の中で、医師が獲得できれば、そのサポートのために看護師も必要になるかもしれないというご答弁でしたが、私の考えとしては、看護師は医師の代わりはできませんけれども、サポートというよりも医師の少ない分、何か一助になるような働き方ができるのかなという思いでございましたので、医師が増えたら看護師もサポートする上で必要になるという理屈も分かりますが、私はそればかりではなくて、採用というのは難しい状況、十分承知しておりますが、医師のサポートということばかりでなくて、今の医療体制全体でサポートできる働き方が、私はできると思いますので、その辺も考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

看護師につきましては、その確保に、大変困難な状況の中で確保に努めてまいりました。

昨年度3名の看護師を採用いたしまして、今現在の業務を行うには足りるだけの人数が、今、整っているというふうに認識してございます。確かに医師が1名減になった関係で、大変ご苦勞をおかけしているところでございますが、看護師さんだけを増やして、医師の勞務を減らしていくということはなかなか難しいというのが現状でございますので、その点をご理解いただきたいと思ひます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 1点だけ、今、今後の国保税が上がるということに対して、国民健康保険運営基金繰入金は、今現在2,100万円等々あるということで、今後この財源先というのはどんなことで繰入れをされるのか、財源先を教えてくださいと思ひます。財政調整基金なのか、介護保険なのか、よく分かりませんが、その元、財源を今後はどんなふうに確保されるのか。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 基金の財源のご質問にお答えをいたします。

平成30年度からの制度改正以前につきましては、町が国保の運営を行ってまいりましたので、その年に必要だと見込まれる医療費を歳出として計上しまして、実際に予算、計上した予算ほど医療費がかからなかった場合は、その分は剰余金繰越金として発生してまいりました。その分について基金のほうに積み立てをしたり、翌年度の減税財源として活用してまいりました。

今後につきましては、平成30年度から広域化になりまして、基本的に必要な医療費は全額県からくるということで、そんなに大きな繰越金は発生しないのかなというふうに考えておりますので、この現在、基金残高、9月末で2,100万円については、今後大きな増額は見込めないのかなというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第19号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第19号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)

についてご説明いたします。

今次の補正は、平成30年度決算により、繰越金が確定したことや、前年度の介護給付費などの確定による国、県などへ返還する償還金などを計上し、補正予算として調製したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,085万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,010万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをご覧ください。

はじめに歳入であります。

4款、支払基金交付金、1項、1目、介護給付費交付金、7万7千円の増額は、昨年度の精算による交付金の増額であります。

8款、繰越金、1項、1目、繰越金は、3,077万3千円の増額です。これは、平成30年度からの繰越金であります。

次に、5ページをご覧ください。

歳出であります。

3款、基金積立金、1項、1目、介護給付費準備基金積立金、898万円の増額は、平成30年度繰越金から、今次補正で必要となる額を除き、残りを介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。これにより、介護給付費準備基金の令和元年度末の残高は、4,392万円になる見込みであります。

4款、地域支援事業費、3項、7目、地域ケア会議推進事業、2万8千円の増額は、地域ケア会議推進会議の追加開催1回分の委員報償金、2万5千円及び費用弁償、3千円です。

6款、諸支出金、1項、2目、償還金、2,184万2千円の追加は、平成30年度介護給付費の確定に伴う国・県などへの返還金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　今年度の介護保険の特別会計の状況についてちょっとお尋ねしますけども、30年度の昨日の決算なんかによりますと、施設介護の給付費が伸びておりました。理由は町外の施設に入所された方が多かったということですが、この施設介護に当たっては、町内ばかりではなくて、広域的な施設、ベッド数の状況を勘案しながら整備をしてきて、そんな中で、他のエリアの施設が稼働したというか、運営を開始して、ベッド数が増えて、そこに入所することができたということで施設介護のサービス給付費が増えたということ

でありました。これはこれで、今まで問題になっていた待機者の解消にはつながっているのかなという思いでおりますが、入所待機者の状況はどうなっているのか、この辺は精査しているのかお尋ねします。

それと、介護にかかる考え方は、私、毎回言いますけども、年々介護認定者数が伸びてきておりましたけども、だいたい今がピークであって、今後高齢化率や、いわゆる介護を必要とされる方の割合は増えていくにしても、総数、数としてはもう減少していくのかなという考えでおりますが、今後の介護保険の見通し等々があればお示してください。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

はじめに、施設、介護保険施設の待機者の状況ということでございますが、議員おっしゃるように、昨年から広域的な施設整備が、県のほうで行ってございまして、解消された施設、また定員を抑制しながら運営をしていた介護の施設が、定員数を、職員などの確保ができたというところで、定員数を増やしてきたといったことがございまして、町内の施設での待機者は徐々に減少傾向にあるというふうに認識をしております。

具体的な数字につきましては、施設ごとの数字、今現在、把握しておりませんので、そちらについてはご了解いただきたいと思いますけれども、町内の特別養護老人ホーム、老人保健施設での待機者につきましては、徐々に減少傾向にあるのではないかと。また、広域的な整備も進んでおりますので、そちらのサービス利用も進んできているということで、今後も徐々に減っていくのではないかとというふうに捉えております。

また、今年度の介護保険の給付費においては、平成 31 年度の予算編成の際に、そういったところも加味しながら給付費の算定を行っておりますので、給付費への影響についても、ある程度対応をしているものと考えてございます。

また、介護保険給付の全体的なこれからの考え方でございますが、高齢者の認定を受ける認定者数も徐々に、今現在、推移としましては横ばい状態であります。で、この横ばいが高齢化、また人口減少などによって、本当に微弱ではありますが、徐々に減っていくのではないかとというふうに介護保険の事業計画の中でも推計をしているところでございますので、それぞれ町内の人口減少に伴ってサービス利用、認定を受ける方なども徐々に減っていくのではないかとというふうに、町のほうでは推計をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第 1 次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 20 号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 20 号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、歳入においては、繰越金の確定に伴う事業費の調整、歳出においては、修繕料の増額などです。

それでは予算書をご覧くださいと思います。

令和元年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 309 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 187 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明させていただきます。4 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入です。

2 款、繰入金、1 項、1 目、一般会計繰入金は 50 万円の減額です。これは前年度繰越金の増額に伴う財源調整であります。

3 款、繰越金、1 項、1 目、繰越金は 359 万 4 千円の増額です。前年度決算の確定によるものであります。

次に歳出です。

1 款、水道費、1 項、1 目、一般管理費は 165 万円の増額です。高陽根簡易水道施設・急速ろ過機の電動弁が故障したため修繕料を追加するものであります。

3 款、予備費、1 項、1 目、予備費は 144 万 4 千円の増額です。前年度繰越金の確定によるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第 1 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 21 号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算(第 1 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 21 号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算(第 1 次)の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、消火栓移設に伴う施設修繕費の追加であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第 1 条、令和元年度西会津町の水道事業会計補正予算(第 1 次)は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和元年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入は、第 1 款、水道事業収益の既決予定額、1 億 6,274 万 3 千円を 99 万 2 千円増額し、既決予定額を 1 億 6,373 万 5 千円とするものであります。内訳としましては、第 1 項、営業収益を増額しております。

次に支出は、第 1 款、水道事業費用の既決予定額、1 億 6,274 万 3 千円を収入と同額 99 万 2 千円を増額し、既決予定額を 1 億 6,373 万 5 千円とするものであります。内訳としましては、第 1 項、営業費用を増額しております。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、2 ページをご覧いただきたいと思います。

まず収入は、第 1 款、水道事業収益、1 項、3 目、その他営業収益は、99 万 2 千円の増額です。

次に支出です。

第 1 款、水道事業費、1 項、2 目、配水及び給水費は中野地内の消火栓移設に係る施設修繕費、99 万 2 千円の増額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算(第 1 次)を採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算(第 1 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 22 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 22 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、奥川・小綱木の荒海清隆さんの功績について、令和元年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 27 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

荒海清隆さんの功績であります。町議会議員として 4 期 16 年の長きにわたり、議会の伸展と町政の向上発展に貢献されたところであります。特に、平成 27 年 7 月から令和元年 6 月までの 4 年間は経済常任委員会委員長を、また平成 27 年 9 月から平成 29 年 9 月までの 2 年間は議会活性化特別委員会委員長を務められ、議会の円滑な運営と活性化に尽力されるなど、その功績は顕著であり、町政の向上発展に大きく貢献されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 7、議案第 23 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 23 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、新郷・呼賀の伊藤正市さんの功績について、令和元年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 27 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

伊藤正市さんの功績であります。町消防団員として 45 年の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたられたところであります。特に、平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月まで、町消防団の団長として団を統率し、団員の指導と組織の強化に尽力されるなど、その功績は顕著であり、町政の向上発展に大きく貢献されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 8、議案第 24 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 24 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、尾野本・牛尾の目黒一さんの功績について、令和元年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 27 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

目黒一さんの功績であります。町消防団員として 38 年 6 月の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたられたところであります。特に、平成 16 年 4 月から平成 20 年 3 月まで、第 2 分団の分団長として、団員の指導と組織の強化に尽力されるなど、その功績は顕著であり、町政の発展向上に大きく貢献

されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第9、議案第25号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第25号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、奥川・小綱木の宮澤悟さんの功績について、令和元年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月27日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

宮澤悟さんの功績であります。町消防団員として34年3月の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたられたところであります。特に、平成5年7月から平成10年6月まで、第5分団の分団長として、団員の指導と組織の強化に尽力されるなど、その功績は顕著であり、町政の向上発展に大きく貢献されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 10、議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、群岡・白坂の故石川正男さんの功績について、令和元年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 27 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

石川正男さんの功績であります。町消防団員として 37 年 4 月の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたられたところであります。特に、昭和 57 年 7 月から昭和 59 年 12 月まで、第 3 分団の分団長として、団員の指導と組織の強化に尽力されるなど、その功績は顕著であり、町政の向上発展に大きく貢献されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議にします。(11時04分)

○議長 再開します。(11時30分)

日程第 11、議案第 28 号、西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 議案第 28 号、西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

若者向け住宅につきましては、若年層の移住・定住の促進と、町内企業等の安定した労

働力の確保、さらには野沢まちなかの活性化に向け、旧野沢保育所跡地に、町内に不足する単身者向けの賃貸集合住宅を整備するものであります。今回の整備にあたっては、民間事業者の持つ技術力やノウハウ等による品質の確保、工期の短縮及びトータルコストの縮減を図るため、設計・施工一括発注方式を採用し、その受注者を公募型プロポーザルにより選定したところであります。

それでは、議案書及び、併せてお手元に配布させていただきました公募型プロポーザル選定結果をご覧ください。

まず、公募型プロポーザルの選定結果であります。今回のプロポーザルでは、単独の事業者に加え、複数の事業者のグループでの参加も認めております。今回のプロポーザルへの参加は3者でありましたが、うち1者につきましては、上限提案価格、税抜き価格で2億2,700万円を上回っていたため、第1次審査で失格となり、第2次審査へ進んだ2者によりプレゼンテーション及びヒアリングを行った結果、ダイワ・秋山・アークズ共同グループを優先交渉権者として選定し、去る8月28日に工事請負仮契約を締結したところであります。

次に議案書をご覧ください。

契約の方法は、公募型プロポーザルによる選定でありますことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約であります。

契約の金額は、消費税及び地方消費税を含め、2億3,650万円であります。

契約の相手方は、大和ハウス工業株式会社福島支社、支社長、渡辺靖彦氏を代表事業者とし、秋山ユアビス建設株式会社、取締役社長、秋山幸広氏及び株式会社アークズ会津、代表取締役、熊田広美氏を構成員とするダイワ・秋山・アークズ共同グループであります。

なお、本事業の履行期限は令和2年9月30日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいませ、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　2、3質問いたします。

まず1点目としまして、ダイワ・秋山・アークズ共同グループと、JVでありますけれども、先ほどの説明にもありましたように、民間の技術力及びノウハウを大いに生かすということですが、この3社の得意とする分野といたしますか、こういった面でこの3社が秀でているのか、今までの、過去の実績等を踏まえながら説明をお願いします。

2点目は、この随意契約をした理由、先ほどありましたけれども、もう少し詳しくお願いします。

3点目としまして、工期が短縮されるということですが、このことによってどの程度の工期が短縮されたか、それを伺います。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

まず、ダイワ・秋山・アークズ共同グループでございますが、ダイワハウス工業はハウ

スメーカーでございます。秋山建設工業は会津管内に拠点を持つ建設業者でございます。アークズ会津は設備工事の専門業者でございます。この今回のプロポーザルには、先ほどの説明申し上げましたが、2者の参加によって、その2者より事業提案を受け、その事業提案に対して、その事業の実施の体制、建物の配置計画、雪処理の考え方、住宅のデザイン、間取りなどの考え方、それから、ライフサイクルコスト、維持管理経費の低減、それから、地元産業の活用、そういった評価項目を設けまして、それについて一つ一つ評価を行ったものであります。その結果、こちらのダイワ・秋山・アークズ共同グループを選定したものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、随意契約ということですが、今回プロポーザルで行いまして、競争性は働かせてるというふうに考えておりますが、価格のみではなくて、そういった提案のコンセプトですとか、事業提案を専門事業者の立場から提案をいただいて選定したということで、一般の入札によらず選定したということでありまして、先ほど申し上げましたが、地方自治法の施行令に基づきまして、入札に付することが不利ということで、今回は随意契約で契約したということでございます。

それから、工期につきましては、当初考えておりました工期よりも5カ月ほど短縮されるということでございます。

今回、プロポーザルの中で、ダイワ・秋山・アークズの共同グループから出された提案の優れていた点であります。まず1つは、敷地内の配置でございます。雪処理に十分配慮された建物の配置の計画。それから、中の間取りについても、全国の若者のニーズに則した設備などを配置してる、そういった1LDKタイプの間取り。それから、将来の維持管理のしやすさ、ライフサイクルコストの低減。その辺りを、一方の事業者と比べて非常に優れていたという点で評価いたしました。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 だいたいの内容は分かりましたけれども、このダイワにしろ、秋山にしろ、アークズにしろ、過去における実績といいますか、そういった例がありましたら。それと、この公共的なもので、どんな実例がありますでしょうか、各社とも。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

この代表企業のダイワハウス工業ですが、平成29年度に福島県内に127棟の住宅整備、それから、30年度には119棟の共同住宅、このような賃貸住宅の整備を行っているというように実績がございます。公共事業としても、近くは湯川村の住宅、これを施工した実績がございます。

それから、秋山ユアビス建設でございますが、こちらの事業者については、会津管内で大手の建設会社ということで、町の入札にも参加してございます。

それから、アークズ会津については、設備の工事で、町の事業実績もございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 全員協議会で丁寧な説明を受けまして、イメージも非常によく分かりました。ただ、全員協議会でも、私、指摘した除雪の件ですね、一番心配している除雪の件に関して、何点か、私、指摘したんですけど、それ検討するというので、そのまま回答ももら

ってなかったものですから、私が指摘した手前の棟の除雪の場所、除雪の対応というんですかね、大雪に対する対応と。そういった入口の勾配6.3パーセントというの、随分ちょっと急だなと思ったんですけど、ここら辺の融雪なり、除雪の対応等、もしくは凍結した場合の対応等というのは、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

除雪なり、排雪の対応ですが、今回、受けましたのは、とりあえず事業提案ということで、イメージ、建物のイメージですとか、敷地の使い方ですとか、こういったものを提案を受けました。これに基づきまして、詳細は、どういったやり方で除雪をするのかという点については、ご議決いただいた後に、こちら側の除雪の関係者含めて打ち合わせしながら、この設計のほうに、また、詳細な設計のほうに反映させていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 素朴な疑問なんですけど、例えば今のような対応をね、じゃあ除雪、やっぱりここ必要でしたと、こういう機器を入れなくちゃいけなくなったときに、この契約金額の増減というのは、結局大きくなったりするとか、そういった影響というのは考えられるんですか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今提案いただいた価格については、概算の見積りということではありますが、基本的にはこの範囲内でやっております。現時点ではこの契約金額で施工していただくということで考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 例えばね、設計書にあるものをちょっとずらすとか、動かすというものだったら金額というのもそんなに大きくないので、私も金額の範囲内でね、今、課長が言ったとおり納まるというのも何とか理解できるんですけども、今言ったような、私が最初、全協で指摘したような場所という、場所の除雪対応というのは、私、金額的にも大きくなるんじゃないのかなと思うんです。で、基本的には金額内で納めるということなんですけども、その辺は大丈夫なんですか、後で大きく、金額が大きくなっちゃって、次点の人とかね、そっちのほうがなんてことも考えられるかなと思ったので、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

契約金額は、現時点で契約する金額でございまして、全くこの後、変更が生じないというものではありません。事情によっては、例えばですが、雪の処理だけではなくて、地盤調査を詳細に行いまして、それによって非常に想定よりも深く杭を打ち込まなければいけないと、そんなこともあれば、またこの契約変更ということで、そういったことも考えられますが、現時点においては、大きな、そういった事情がなければ、この契約金額の範囲内でやっております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 全協のときも説明がありましたけども、今後、住民説明等もしっかりとやっていくというような話ではありましたが、それらの予定と、それが第1点目。

それで、その住民説明の中で、もし住民から要望があった場合に、どの程度変更ができるのか、その2点お伺いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今後、今回ご議決いただきましたら、早い段階で、まず今回の提案ありました内容について、周辺住民の皆さんに説明会を開催したいと考えております。それが1回と、それから実施設計があがって、本格的な建築に入る前にもう1回ということで、最低2回は住民の方に説明する機会を設けてまいりたいと思います。

そこで出された意見については、極力反映できるものは反映したいというふうに考えておりますが、それは総合的に判断して、検討して、反映は考えていきたいというふうに思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 全協の際でも、私、提案しましたけども、フェンスについて、ある程度、耐雪型というようなフェンスが施されていましたが、雪処理の観点から、町内の除雪をされている方、そういった方々を含めて、よく検討していただいて、もう雪がいっぱい降れば、本当に寄せた段階で、当然フェンスなんてあつという間に壊れるわけですから、その点、費用対効果を考えて、初めから設置しなきゃよかったというようなことのないように、しっかりと検討していただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

雪処理の関係につきましても、町の除雪を担っている除雪関係者の皆さんの意見も取り入れながら、今後、設計に活かしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第28号、西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、西会津町若者向け住宅整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(11時50分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第12、議案第29号、映像機器高度化更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第29号、映像機器高度化更新工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第29号参考資料をご覧くださいと思います。

はじめに、工事概要ですが、平成20年度から24年度に導入したケーブルテレビの放送設備を、老朽化に伴い更新するとともに、BS・CS放送の4K、8K放送に対応する設備に更新する工事であり、町内全域にわたる工事となりますことから、債務負担行為を設定し令和元年度から令和3年度までの3年間で更新するものであります。

施工範囲は、テレビ信号構成図に赤字で表示しております。令和元年度施工分は、ケーブルテレビセンター局舎と奥川サブセンター局舎に設置しておりますBS・CS放送の受信・送信システムや、パラボラアンテナ、BS・CS増幅器、ヘッドエンド増幅器等の機器をそれぞれ更新するものであります。令和2年度及び令和3年度施工分は、図の下側に表示している主に加入者宅等のV-O-N-U、光映像受信端末を更新するものであります。

それでは、議案書並びに入札結果書をご覧くださいと思います。

本工事は、特殊なケーブルテレビの映像機器高度化更新工事でありますことから、条件付一般競争入札により公告いたしました。

入札の条件は、町に入札参加の申請をしており、国土交通省東北地方整備局管内、及び関東地方整備局管内に本店、支店、または営業所を構え、電気通信工事の建設業許可をもっており、かつ、過去10年間に映像光機器の設備工事を元請けで契約をした実績があるもの、さらには、最新の経営規模等評価結果通知書で電気通信工事の総合評価点が1,000点以上のものといたしました。

その結果、最低の価格で入札したものは古河電気工業株式会社でありましたが、最低制限価格を下回り失格となりましたことから、最低制限価格以上で、かつ、最も入札価格が低かったものは、株式会社ユアテック会津営業所であり、その価格は1億2,000万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額1億3,200万円で、8月23日に同社所長、尾形千年氏と工事請負契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、令和3年5月31日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 今回の映像機器の高度化事業というのは、要は4K、8Kに対応する設備に更新したいということで理解しました。

そんな中で、今現在、4 K、8 K放送見ておられる方というのは、ほとんどの方がご自身でパラボラアンテナを上げて、受信して見ておられるということであります。今後、地上波が4 K、8 Kになる見込みも、私、はっきり分かりませんが、そのために、要は4 K、8 Kの対応をしようと思うんですが、これはBS、CS対応だけなのか、それとも今後地上波が4 K、8 Kの放送するようになれば、それも全て対応するようになるのか、お尋ねします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

現在、4 K、8 K放送については、BS放送、CS放送が平成30年の12月から開始されています。まだ地上波については、まだ決まっておらず、これは時期についてはまだ未定ということであります。今回の更新の機器ですが、これについては、BS、CSの、今の放送に対応するものと、あとそれから、今後予想される地上波の4 K、8 K対応についても対応できるものということで更新するものであります。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 今後、地上波が4 K、8 Kの放送するようになれば、それも対応するというところで、この機器は大変有効な使い方ができると思いますが、その今現在、先ほど言いましたけども、ほとんどの4 K、8 K放送見られる方は、BS、パラボラアンテナを立ててご覧になってる方が、私は多いように感じるんですが、こういう、今、ケーブルテレビで4 K、8 Kの対応を早急にやっていただきたいというような要望が、これ実際あったんでしょうか、その点お尋ねします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

既にもう、CS、BSについては、4 K、8 Kの放送が始まっているということで、対応するテレビをお持ちの方は、議員言われたとおり、パラボラアンテナをあげて、ご自身で見ていただくという方法が、今、唯一の方法でございます。

これから、放送、センター設備を更新しまして、4 K、8 Kにケーブルテレビも対応できました際には、来年度については、希望者からオリンピックに間に合うように、希望者から4 K、8 K見れるように対応していきたいというふうに、今時点でそれほど希望、4 K、8 K見たいという希望が寄せられているということとはございません。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 関連した質問であります、東京オリンピックで目指して4 K、8 Kをスタートしているということが、各市販されている電化メーカーでなんかは、されているんですが、今その中で、希望者だということなんですが、これ例えば、希望者がお申し込みですといった場合には、金額はどのくらいになるんですか、例えば、今は衛星放送でパラボラを立ててる。それから、対応型のテレビを買う。それから、そのいろんな増幅器を買って、個人でやっていますが、この町でやるということに対しては、どんな準備というか、されるわけですか、その辺ちょっと。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど多賀議員の説明の中で、ちょっと説明が不足していた部分がありますが、来年度から順次希望者に対して4K、8K対応する加入者側の端末を設置していくというようなことですが、3年、これは先ほど建設水道課長の説明にもありましたが、3年間で実施する事業でありまして、最終的には全家庭に4K、8K対応の加入者側で受ける端末を設置する計画でございます。こちらで端末機を設置いたしますと、各加入者側では4K、8Kのテレビを用意していただければ、4K、8Kに対応した放送を受信できるということになります。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは、私の申し上げたのは、町でこれ4K、8Kが見られるように設置すれば、個人ではそういう、今言ったようにパラボラとか、そういのは、みんなやっぱり準備しなくてもいいのか、それとも町で設置したやつで、ストレートに、ここでパススルーなんてあるんだけど、見られるのか。今、個人でやっているのは、パラボラだど何ぼ、それから、対応型テレビ何ぼ、増幅器何ぼ、だいたい個人で20万か25万くらいかかって見ている人は見ているんですね。だから、その辺の金額とか、そういうのはどうなりますか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 加入者側で準備していただくのは、4K、8K対応のテレビであります。その中にチューナーですとか、内蔵されたものはそれだけで。内蔵されていないものについては、チューナーですとか、ブルーレイのディスクプレイヤーですとか、そういった機器が、周辺機器がかかる場合もございますが、基本的には内蔵されていれば、テレビのみで見ることができます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは、金額のこと伺ったんだけど、そういうことで、対応型とやれば、今言ったような増幅器とか、そういうのはいらないと。負担する個人というのは、やっぱりそこで発生するわけでしょう、それを希望しますと言えば。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回設置します加入者側の端末ですが、これについては、今回のこの工事請負の中で設置しますので、その先の設備、テレビなどの設備は加入者側でご負担していただくということになります。

○議長 青木議員、受信料とか何かの部分も質問で、そういう意味のことに取れたんだけど、そうではない。じゃあいいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第29号、通映像機器高度化更新工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、通映像機器高度化更新工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 30 号、財産の取得について（ケーブルテレビデータ放送システム）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 議案第 30 号、財産の取得について、ご説明申し上げます。

議案書の説明に入る前に、今回取得いたしますケーブルテレビデータ放送システムの内容等につきまして、若干の説明をさせていただきます。

本日お手元にお配りいたしました議案第 30 号参考資料をご覧ください。こちらの A 3 判のものでございます。

まず、1 の事業概要でございますが、平成 19 年度に導入した既存のデータ放送システムを今回更新するもので、新たにハイブリットキャストシステムを活用することにより、生活に役立つ情報や緊急・災害情報などを提供するとともに、業務の軽減と効率化を図ることが可能なデータ放送システムを導入するものであります。

具体的には、ケーブルテレビ自主放送におけるデータ放送を制御するシステムであり、従来の機能に加え、加入者側テレビの通信機能を活用し広報紙等の情報をテレビで見ることのできるハイブリットキャストシステム、また、町ホームページなどのインターネットを介した情報ソースの自動取り込みによる入力作業の効率化を図る機能など、新たな機能も付加し、利便性の向上を図るものであります。

2 の導入箇所でございますが、ケーブルテレビ放送センター内でございます。

3 の導入するシステムの内容でございますが、データ放送コンテンツ自動制作サーバ、データ放送送出装置、ハイブリットキャストサーバであり、それぞれハードウェアにソフトウェアが内蔵されるものであります。

参考まで、右側のカラー刷りの方に画面イメージを掲載いたしました。これはあくまでイメージであり、今後契約先の事業者と協議し、見やすく使いやすい画面構成の構築を図っていきたくと考えております。一番下の写真は、ハイブリットキャストのイメージですが、町の広報紙などをテレビ画面で見ることができるようになるシステムでございます。

再度左側をご覧ください。4 の構築の期間ですが、議会の議決をいただいた日から令和 2 年 3 月 19 日を予定しております。

それでは、議案書及び、併せてお手元に配付させていただきましたケーブルテレビデータ放送システム導入事業選定結果をご覧ください。

今回の導入にあたっては、画面の見やすさや操作性、他の情報との連携、最新の技術による新たなサービスの付加など、システム開発事業者により内容が異なってくるため、単純な価格競争による入札ではなく、公募型プロポーザルにより、納入事業者を選定したものであります。

まず、公募型プロポーザルの選定結果でございますが、今回のプロポーザルの参加は 1 者

でありました。去る8月26日に、参加事業者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、株式会社データブロードを選定、町長が決定し、物品売買仮契約を締結したところがあります。

次に議案書をご覧ください。

取得する財産及び数量は、ケーブルテレビデータ放送システム一式であります。取得の方法は、売買、取得金額は、税込み価格で1,012万円であります。契約の相手方は、株式会社データブロード、代表取締役社長、松原良樹氏であります。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいますと、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

6番、三留正義君。

○三留正義　内容そのものには不安はないんですけども、その中の1つで、実際の運用の中で、ハイブリットキャストサーバーを入れるということですけども、先ほどの議案でも4K、8K対応ということで、データ量はかなり大きくなる。画像のほうでピクセル数がかかなり上がっていく。そういった中で、映像側のほうね、視聴側のほうでピクセルに穴あきというか、コマ落ちみたいな形、ノイズというかね。そういったことの発生は絶対に起きないのか、そういった部分について、ちょっと私のほうでは分からないので、現状、町のほうでそういった問題はあるのか、ないのか、その部分について明らかにしていただきたいと思います。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

この説明いたしましたハイブリットキャストシステムでございますが、提案者、株式会社データブロードによりますと、もう既に導入した実績があるということでございます。で、ただし、このハイブリットキャストシステムですが、やはりテレビにそういった機能が付加されているものでないと、今のところ見れないということで、やはり加入者側でハイブリットキャスト対応のテレビを備えていただく必要があるということでございます。

○議長　6番、三留正義君。

○三留正義　システムの接続構成は分かりました。私が聞いたのは、速さとデータの量、ボリュームで、回線のマックスというかね、そこは大丈夫かということを知っているんですが、そのところもう一回お願いします。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　通信に関しては、町では光ケーブルを町内全線引いておりますので、これについては大丈夫ということでございます。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　1点、確認になるかもしれないんですけども、要はあれですよ、11チャンネルのケーブルテレビをテレビでつけると、出てくる画面が、このデータ放送トップページになって、今まで文字で案内していたものが、このごみカレンダーだとか、例えばその町の広報紙をテレビで見られるようになるというイメージでよろしいのでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

このデータ放送ですが、現在はリモコンのdボタンといわれるものを押して見ていただくようになるかと思いますが、これを押さなくても、テレビをつけて、そのデータ放送の画面を出すというような機能も付くそうでございます。それは選択ができるということでもありますので、導入した以降は、そういった操作性、見やすさが上がるということで聞いております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今いただいた写真見ている、今までより非常に見やすくなっていいと思うんですけども、操作方法等も、今ちょっとお話出ましたけど、操作方法等も変わってくるんですか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

画面をリモコンで操作して、ボタンを押すという作業は今までと変わりはありません。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 何でもそうですけど、やっぱり見やすくなって、絵で、使いやすくなるというのは非常にいいことだと思いますが、せっかくこういういい機械を導入するわけですから、例えば、新しくなったときは、町民の皆さんとか、我々みたいな若い人たちは、今おっしゃったとおりボタンで動かすということもできると思うんですけど、年配の方とかね、なかなか1人暮らしの高齢者等もいらっしゃいますので、その辺等の使い方等の周知、もしくは紙だけでもいいんですけども、そういったものも必要だと思いますが、その辺の考えはございますでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

議員言われたとおり、高齢者の方も多くいらっしゃいますので、この皆さんにも見ていただくように、説明はしっかりしていきたいというふうに思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第30号、財産の取得について(ケーブルテレビデータ放送システム)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、財産の取得について(ケーブルテレビデータ放送システム)は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第31号、財産の取得について(ケーブルテレビ加入者管理システム)

を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 31 号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ケーブルテレビ加入者管理システムについて、導入から 5 年が経過し、老朽化に伴う性能の低下が著しいことから、この度、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧願います。

まず、1 の取得する財産及び数量であります。ケーブルテレビ加入者管理システム一式であります。

2 の取得の方法は売買であります。

お手元に配付いたしました入札結果のとおり、去る 8 月 22 日に、条件付一般競争入札による開札会を執行したところであり、開札の結果、有限会社ビットユニオン、代表取締役、松崎昌弘氏が 1,170 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額 1,287 万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は、令和 2 年 3 月 25 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛 この入札結果については、結果こうなったということでもありますから、理解しました。議案第 30 号にも共通するところではありますが、ともにこの参加したのが 1 社だけであったと、それで、条件付一般競争入札で入札をしたらば、この金額になったと。これともに 99 パーセントを超える高落札率でありますので、結果は結果としてあれですけども、今後の、いわゆるこういうことに関する見積りの取り方の在り方とか、その入札の在り方というのは、もっと工夫する余地が私あるなという思いであります。その辺をお考えをお示してください。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

この 2 件につきましては、一般競争入札とプロポーザルのものがございますので、多少異なるわけがございますが、結果として 1 社しか応札がなかったということについては、望ましいことではないというふうに私も思っております。そのため、条件を付ける際に、複数の業者が参加できる仕様になっているのかということ、私どもも事前の審査の中で行ってございまして、実際、想定される参加事業者は、最低でも 3 社ぐらいいは入ってもらえるんじゃないかということで想定して発注というか、入札を出したわけがございます。ところが、結果として 1 社しか来なかったということについては、少し今後どういうふうにしていくのかは考えなければいけないというふうに私も思っております。

やり方としまして、設計を組んでやっていくようなものではなくて、機械の値段自体がほぼ事業費になってございますので、参考見積りを取った業者が一番低い価格の業者でありますと、それよりも高いところというのが入ってこれない状況になってしまうというの

が、この結果なのかなというふうに思っております。その辺については、結果1社になってしまうのはしょうがないところもあると思っておりますけれども、複数の参考見積りを取るとか、そういったことができるかどうかということについて、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 この31号の業者も長野県でありますし、その前も富山県というようなことで、県内とか近隣に限るような状況ではない中で、これは広くもっと参加業者があってもよかったのかなと、今、副町長おっしゃったように、私は見積りの取り方、1社取ったからそれでいいんじゃないかと、これから複数見積り等々取っていきたいということでもありますから、今後やっぱりこういうことが続かないように、複数の、本当に多くの業者が参加いただけるような工夫をしていただきたい。それだけ申し上げます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第31号、財産の取得について(ケーブルテレビ加入者管理システム)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、財産の取得について(ケーブルテレビ加入者管理システム)は、原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議にします。(13時33分)

○議長 再開します。(13時35分)

日程第15、議案第32号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第32号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年10月4日で任期満了となります教育委員会委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります齋藤彰子さんを適格者として認め、引き続き委員として任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

任期は、4年であります。

なにとぞ、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第 32 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

資料配付のため暫時休議にします。(13時37分)

○議長 再開します。(13時39分)

日程第 16、西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名をいたします。

選挙管理委員会委員には、野沢字原町乙 207 番地、失礼しました。野沢字原町乙 2207 番地、高濱秀道君。下谷字宮ノ後丙 469 番地、伊藤尊榮君。上野尻字上五職神 3606 番地、齋藤和則君。新郷大字豊洲字堀端 6645 番地、佐藤健一君。

補充員には、野沢字原町乙 2169 番地、多田修君。下谷字如法房甲 452 番地、田崎宗作君。宝坂大字屋敷字屋敷 68 番地 1、藤原禮昭君。奥川大字元島字居平 43 番地、伊藤重人君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

選挙管理委員会委員には、ただいま指名いたしました高濱秀道君、伊藤尊榮君、齋藤和則君、佐藤健一君を、補充員には、多田修君、田崎宗作君、藤原禮昭、伊藤重人君、以上

の方が当選されました。

日程第 17、陳情第 10 号、町道の舗装工事に関する陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、小柴敬君。

○経済常任委員長 陳情審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 10 号。

付託年月日、令和元年 9 月 6 日。

件名、町道の舗装工事に関する陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第 10 号、町道の舗装工事に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第 10 号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 10 号、町道の舗装工事に関する陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

総務及び経済常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、閉会中、管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

両常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、両常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することに決定しました。

なお、その結果は、12 月議会定例議会に報告をお願いします。

日程第 19、議員派遣についてを議題とします。

来る 10 月 11 日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の議員研修会、10 月 15 日に開催されます福島県町村議会議長会主催の議員研修会並びに 11 月 6 日に開催されます喜多方広域管内 3 市町村議会議員研修会に全議員出席するため、及び 9 月 24 日、25 日に

開催されます町村議会広報研修会に広報広聴常任委員会、広報分科会委員が出席するため、西会津町議会会議規則第 118 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第 20、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 21、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 9月町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、平成 30 年度各会計の決算をはじめ、令和元年度補正予算並びに町政が当面する重要な案件 32 件についてご審議をいただいたところではありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について、原案のとおりご承認をいただき、衷心

り御礼を申し上げます。

議決いただきました予算、その他の案件につきまして、審議の過程で皆さまからいただいたご意見、及び一般質問で表明されたご意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映すべく、努力をしてまいり所存でありますので、議員各位のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

残暑もようやく衰えましたが、議員各位におかれましては、益々ご自愛のうえ、町勢伸展に特段のご理解、ご協力を賜りすよう、衷心よりお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は去る9月6日の開会以来、本日まで8日間にわたり、平成30年度の決算をはじめ、条例の制定及び一部改正、令和元年度の補正予算、人事案件など、多数の重要案件について議員各位の終始、極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本会議において議員各位から述べられました意見及び要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

議会と町は車の両輪に例えられますが、信頼と協働の車軸がしっかりつながらなければ町民を乗せることも前に進むこともできません。相互の信頼の上での議論が重要だと考えます。

議会は平成25年3月に議会基本条例を制定し、議会及び議員活動の活性化と充実を図り、町民の皆さんに、身近で開かれた議会を基本とした議事機関としての役割を果たすとともに、福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に向けた取り組みをしているところであります。

その活動の1つとして、第13回目となります町民と議会との懇談会を11月に開催する予定であり、地域の皆さんとの懇談をとおして、議会として住みやすいまちづくりに向けた取り組みを進めているところであります。

議会といたしましては、町民の皆さんと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら、町勢伸展のため取り組む所存でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

これから秋も深まってまいります、町当局はじめ、議員各位におかれましてはこの上ともご自愛くださいまして、町政のよりよい、積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の言葉といたします。

これをもって令和元年第7回西会津町議会定例会を閉会いたします。(13時54分)